

公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)

令和4年9月版

内閣府

更新履歴

令和4年	9月	修正：問I-1-⑥、問I-4-④、問I-9-①、問II-7-⑥、 問V-2-⑤、問V-2-⑥、問X-2-⑥
令和4年	3月	追加：問VI-6-①、問VI-6-②、問VI-6-③、問VI-6-④、 問VI-6-⑤、問VI-6-⑥ 形式修正：問VI-4-⑧、問VI-4-⑨
令和3年	3月	追加：問II-1-③の2、問II-7-④の2、問II-7-⑥、問II-8-①、問VI-4-⑧、問VI-4-⑨ 修正：問I-9-①、問II-1-③、問II-7-③、問II-7-④、 問II-7-⑤、問VII-②
令和2年	3月	修正：問VI-5-①
令和2年	2月	修正：問II-6-②
令和元年	9月	追加：問V-3-⑦、問V-6-⑦、問VI-4-⑤、 問VI-4-⑥、問VI-4-⑦ 修正：問I-3-⑪、問I-7-①、問V-3-④、問V-4-⑪ 問VI-5-①、問VI-5-②
平成28年	6月	追加：問VI-4-②、問VI-4-③、問VI-4-④ 修正：問VI-4-①（旧VI-4）
平成27年	4月	追加：問V-2-⑥、問V-2-⑦、問V-3-⑥、問VI-2-⑤、 問VI-2-⑥、問VI-2-⑦、問VI-4 修正：問V-1-①、問V-1-②、問V-2-③、問V-2-⑤、 問V-3-②、問V-3-⑤、問V-4-①（旧②）、問V-4-⑤（旧⑥）、問V-4-⑦（旧⑧）、問V-4-⑧（旧⑨）、問V-4-⑫（旧⑭）、問V-6-②、問V-6-④、 問VI-1-②、問VI-1-③、問VI-1-⑥、問VI-3（旧②）、問VI-5-③、問X-4-② 形式修正（問番号ズレ含む） ：問V-2-②、問V-2-④、問V-3-③、問V-3-④、 問V-4-②（旧③）、問V-4-③（旧④）、問V-4-④（旧⑤）、問V-4-⑥（旧⑦）、問V-4-⑨（旧⑩）、問V-4-⑩（旧⑪）、問V-4-⑪（旧⑬）、問V-4-⑯（旧⑮）、問V-5-①、問V-5-②（旧③）、問V-8-①、 問V-8-②、問V-9-①、問V-9-②、問VI-1-①、 問VI-2-①、問VI-2-②、問VI-2-④、問VI-5-①、 問VI-5-②

	削除：旧問V－4－①、旧問V－4－⑫、旧問V－5－②、旧問VI－3－①、旧問VI－4－①～⑥、旧問VI－5－④
平成27年 3月	追加：問XI－2－①
平成26年 3月	修正：問X－1－①、問XI－1－①
平成25年 6月	追加：問VI－1－⑥
平成24年11月	追加：問IX－⑬
平成24年 8月	追加：問I－9－⑤の2 修正：問I－9－④、問I－9－⑤ 追加：問V－4－⑦、問V－4－⑧、問V－4－⑨、問V－4－⑩、 問V－4－⑪、問V－4－⑫、問V－4－⑬、問V－4－⑭、 問V－4－⑮、問V－8－①、問V－8－② 修正：問V－4－⑤
平成23年 9月	追加：問IX－⑫
平成22年12月	修正：問III－1－①、問VII－②
平成22年 3月	追加：問V－6－⑥ 修正：問V－6－③、問VI－3－②
平成22年 1月	追加：問IX－⑪ 修正：問IX－③、問IX－①
平成21年12月	追加：問I－3－⑪
平成21年11月	修正：問II－4－⑥、問II－7－⑤
平成21年 9月	修正：問II－4－②
平成21年 8月	追加：問IX－⑨、問IX－⑩ 修正：問I－1－③、I－4－⑧、II－1－②、II－2－①、II－ 3－①、II－3－②、II－7－⑤
平成21年 6月	修正：問II－1－②
平成21年 4月	追加：問I－3－⑩、II－4－⑦
平成21年 3月	修正：問VII－2－②、VI－4－⑥ 追加：問VII－1－④
平成21年1月	追加：問V－6－⑤
平成20年12月	修正：問X－3－① 追加：問II－7－⑤、XI－1－①、XI－1－②
平成20年11月	修正：問I－3－②、I－5－②、I－7－①、II－1－①、II－ 1－⑤、II－2－①、II－3－①、V－2－②、V－2－③、 V－2－④、V－2－⑤、V－3－③、V－4－③、VI－4 －③、VI－4－⑤、VIII－1－③、X－1－①、X－2－③ 追加：問I－3－⑨、I－4－⑧、II－4－⑥、II－7－④、III－

1-②、V-5-①、V-5-②、V-5-③、VI-2-②、
VI-2-③、VI-2-④、VI-3-2、VI-4-⑥、X-2
-⑤、X-2-⑥、X-3-③、X-3-④、X-3-⑤、
X-3-⑥、X-4-②

【 目 次 】

I. 公益申請、移行の認定・認可申請手続に関するもの

問 I - 1 -① (公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の位置付け) 現在民法第34条の公益法人の許可を受けていますが、新制度では公益目的事業を行う法人は必ず公益社団・財団法人の認定を受けないといけないのでしょうか。逆に言うと、一般社団・財団法人は公益目的事業を行ってはならないのでしょうか。	1
問 I - 1 -② (公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の違い) 公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の違いは何ですか。また、それぞれのメリット・デメリットは何ですか。	2
問 I - 1 -③ (特例民法法人と民法34条法人との違い) 現行の民法34条法人は、特例民法法人になると、どのような扱いになるのでしょうか。	4
問 I - 1 -④ (一般法人移行時の旧主務官庁の設立許可の取消方法) 一般法人に移行する場合に、○○省の法人設立の許可を取消すにはどうすればいいのですか。	6
問 I - 1 -⑤ (法人格のない任意団体) 現在法人格のない任意団体として活動しているが、すべての団体が一般社団・財団法人あるいは公益社団・財団法人にならなければならぬのでしょうか。	7
問 I - 1 -⑥ (法人格のない任意団体) 現在は法人格のない団体ですが、今後は、一般社団・財団法人になりたいと考えています。どのようにすればいいのでしょうか。また公益認定を受けるためにはどうすればいいのでしょうか。	8
問 I - 1 -⑦ (小規模社団法人) 社団法人は社員2名以上でなければならないと聞きましたが、うちは規模が小さく社員1人で精一杯です。小規模の法人についても社員2名以上を求めるのは厳しいと思います。	9
問 I - 1 -⑧ (新規財団法人) 新たに一般財団法人を作るときの設立者は何人であればいいのでしょうか。	10
問 I - 1 -⑨ (有限責任中間法人) 有限責任中間法人は一般社団法人になると聞いていますが、20年12月以降法人は何らの手続きをしなくてよいのでしょうか。 ..	12
問 I - 1 -⑩ (有限責任中間法人が公益認定を申請する場合) 有限責任中間法人が、新制度施行後、直ちに公益社団法人に移行したい場合には、どうしたらいいのでしょうか。 ..	14
問 I - 2 -① (定款変更手続) 特例社団法人は、移行認定や移行認可を申請する際に定款の変更の案を添付しなければならないようですが、そうすると申請までに社員総会を開催する必要があるのでしょうか。	16
問 I - 2 -② (定款変更手續) 移行認定や移行認可を申請する場合の定款の変更の案については、主務官庁の許可が必要になるのでしょうか。	18

問 I - 2 -③（施行日前における定款の変更の案の決議の可否）	現行の民法法人が、施行日前である平成 20 年 6 月に開催する通常総会において、移行の登記をすることを停止条件として、新法の規定に基づく内容を定める定款の変更の案の決議を行うことは可能ですか。 ..	20
問 I - 3 -①（従来の寄附行為の名称）	現在の財団法人の寄附行為は、新制度では社団法人と同様に定款という名称に一本化されるのでしょうか。 ..	22
問 I - 3 -②（モデル定款案の提示）	公益社団・財団法人への移行を考えていますが、モデル定款案を示してください。また、それはいつごろになりますか。 ..	23
問 I - 3 -③（定款の変更の案における設立者の定め）	特例財団法人が移行認定、移行認可を申請する際に行政庁に提出する定款の変更の案においては、財団の設立者は誰と定めればよいのでしょうか。 ..	24
問 I - 3 -④（必要的記載事項の範囲）	特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請を行うに当たって作成する定款の変更の案に、一般社団・財団法人法の観点から必ず記載しなければならない事項（必要的記載事項）の範囲は、どうなりますか。 ..	25
問 I - 3 -⑤（定款で使用できる用語）	「社員総会」、「代表理事」、「業務を執行する理事」など、法律上の名称ではないが従来使用してきた名称（具体的には、総会、理事長、専務理事など）を定款の中で使用することは可能でしょうか。 ..	29
問 I - 3 -⑥（財団法人の設立者）	法人は、一般財団法人の設立者になれるのでしょうか。 ..	31
問 I - 3 -⑦（従来の寄附行為中の変更が禁止されている条項の扱い）	現行の民法第 34 条に基づく財団法人の寄附行為の中に特定の条項を変更してはならない旨の規定がある場合で、当該規定を変更しなければ新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行することができず、当該条項を改正（変更）せざるを得ない場合の対応はどのようにすればいいのでしょうか。 ..	32
問 I - 3 -⑧（法人の名称、定款の目的の変更）	公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請に当たって法人の名称、定款の目的を変更することは可能でしょうか。 ..	37
問 I - 3 -⑨（一般法人が公益認定の申請を行う場合の定款審査）	新規に設立した一般社団・財団法人が公益認定を受けようとする場合、定款の内容が「留意事項」に沿ったものである必要がありますか。 ..	40
問 I - 3 -⑩（公告方法）	公告方法は定款（の変更の案）にどのように規定すればいいのでしょうか。 ..	42
問 I - 3 -⑪（定款の変更の案の作成）	定款の変更の案を作成する際に、気を付けた方がいいことはありますか。 ..	47
問 I - 4 -①（申請時期）	特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社	

団・財団法人に移行するための認定・認可の時期は、法人が選択してよいのでしょうか。	57
問 I - 4 - ② (申請の回数) 移行認定や移行認可を申請して不認定となった場合に、再度申請ができるのでしょうか。申請回数に制限はあるのでしょうか。	58
問 I - 4 - ③ (申請の順序) 特例民法法人が一旦、一般社団・財団法人に移行した後に、公益認定を申請することはできるのでしょうか。	59
問 I - 4 - ④ (新規設立一般社団・財団法人の公益認定申請) 新制度の下で公益法人を設立したいが、一般社団・財団法人の設立の登記を行った直後に、公益法人の認定申請を行うことは可能でしょうか。	60
問 I - 4 - ⑤ (移行期間終了後の公益認定申請) 特例民法法人が新制度の公益法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請が可能な時期(平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの移行期間)終了後、それまでに設立された一般社団・財団法人が公益認定の申請を行うことは可能でしょうか。	61
問 I - 4 - ⑥ (移行期間満了後の申請の取扱い) 特例民法法人が新制度の公益法人への移行の認定申請を行いましたが、5 年間(平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの移行期間)を過ぎても、行政庁から回答がないことが考えられます。5 年経過後に認定不可の回答があった場合には、当該法人は解散になるのでしょうか。	62
問 I - 4 - ⑦ (電子申請) 公益認定等に係る手続について、電子申請ができるのでしょうか。	64
問 I - 4 - ⑧ (新制度施行直後の申請) 平成 20 年 12 月 1 日の新制度施行後、すぐに移行認定又は移行認可の申請を行うことはできますか。	65
問 I - 5 - ① (申請書類のフォーマット) 特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請書類のフォーマットはいつ公表されるのでしょうか。	68
問 I - 5 - ② (移行申請書類に表記する役員等) 特例民法法人が公益法人への移行認定や一般社団・財団法人への移行認可を申請する場合の、代表者名、申請時の理事等の定め方、申請中に理事が交代した場合の後任の選任等、移行に際しての役員等についてはどうに定めればいいのでしょうか。	69
問 I - 6 - ① (審査に要する時間) 公益認定、移行認定・認可を申請してから、どれ位の時間で認定を受けられるのでしょうか。	71
問 I - 7 - ① (財団法人における移行時の純資産) 特例財団法人が公益法人への移行認定、一般社団・財団法人への移行認可を申請する場合、法人の純資産が 300 万円に満たなくても認定、認可を受けられるのでしょうか。債務超過の場合はどうなのでしょうか。	72
問 I - 8 - ① (現在の主務官庁との関係) 現在の主務官庁や許認可等を受けている官庁との関係は、今後どうなるのでしょうか。	73

問 I - 8 -② (現在の主務官庁との関係) 特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請を行うに当たって、定款の変更の案や移行の手続、申請書類等について現在の主務官庁が指導・指示を行うのでしょうか。	74
問 I - 9 -① (公益認定申請先行政庁) 公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。	76
問 I - 9 -② (公益認定申請先行政庁) 現在は主務官庁が県知事なのですが、他の県にも事務所があります。新制度では公益認定の申請先は内閣総理大臣になってしまうのでしょうか。	78
問 I - 9 -③ (公益目的事業の実施区域の定め方) 定款で公益目的事業の実施区域を定める場合には、どのように定めればいいのでしょうか。	80
問 I - 9 -④ (公益認定申請先行政庁による審査基準の違い) 公益認定の申請先が国か都道府県かで、審査基準に違いがあるのでしょうか。	81
問 I - 9 -⑤ (都道府県による判断の違い) 公益認定の申請先が都道府県である場合、都道府県によって、異なる公益認定の判断が行われる可能性はないのでしょうか。	82
問 I - 9 -⑤の2 (同種・同系列法人についての行政庁間の判断の違い) 同様の事業を行っている同種類似の法人や、全国的な同系列の県単位法人であれば、申請先が国であれ都道府県であれ、またどの都道府県であっても、公益認定について異なる判断結果となることはないと考えてよいのでしょうか。	83
問 I - 10 -① (過去の実績の評価) 長年にわたり公益法人として活動してきましたが、新制度でも公益認定を受けたいと考えています。公益法人への移行認定の審査の際に、このような今までの活動実績は評価されないのでしょうか。	85
問 I - 10 -② (公益認定等委員会との関係) 特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可申請後、公益認定等委員会で申請内容について直接説明できないのでしょうか。また、申請が認められなかつた場合、直接公益認定等委員会から説明を聞くことは可能でしょうか。	86
問 I - 10 -③ (特例民法法人の法人名等) 平成 20 年 12 月 1 日から一般法人に移行するまでの間は、特例民法法人であると聞いています。特例民法法人である場合の法人の名称や個人の名刺(役職名)は従来の法人のとおりでいいのですか。	87
問 II - 1 -① (役員の資格) 定款で役員は社員に限る旨規定することは可能でしょうか。さらに、社員を一定年齢の者に限ることとし、社員資格を失えば役員は退任するという運用は可能ですか。	88
問 II - 1 -③ (監事の選任) 一般社団法人又は一般財団法人の監事はどのような人がふさわしいですか。監事として選任する人は誰でもいいのですか。	91
問 II - 1 -③の2 (責任追及の訴えに係る和解をする場合の監事の同意) 一般社団法	

人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟において和解をする場合には、監事の同意が必要ですか。	98
問Ⅱ－1－④（代表理事の直接選挙） 新制度において代表理事を社員総会で社員が直接選挙することは可能ですか。	101
問Ⅱ－1－⑤（施行日前における理事会等における代表理事等の選定の可否） 現行の民法法人が、施行日前に、移行の登記をすることを停止条件として、現行の理事会、社員総会又は評議員会で代表理事を選定しておくことは可能ですか。会計監査人を選任しておくことについてはどうですか。	103
問Ⅱ－2－①（最初の評議員の選任方法） 新制度の最初の評議員（候補）の選任方法はどうなっていますか。特に、理事（会）が個別の評議員を選任するよう定めることは可能でしょうか。	111
問Ⅱ－3－①（最初の代表理事、業務執行理事、会計監査人の選任） 新制度の最初の代表理事、業務執行理事、会計監査人の選任について教えてください。	118
問Ⅱ－3－②（移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手続） 移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手續はどうなりますか。	128
問Ⅱ－4－①（新制度の理事、監事、評議員の任期） 新制度の理事、監事、評議員の任期について説明してください。	130
問Ⅱ－4－②（移行をまたぐ任期の取扱い） 特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行したときに在任していた理事、監事の（残りの）任期はどのような扱いになりますか。	132
問Ⅱ－4－③（理事の任期） 現行定款上、理事の任期が3年となっている法人で移行直前に再任された理事は、就任後3年間理事であり続けることはできますか。 ...	137
問Ⅱ－4－④（理事の任期） 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるでしょうか。	139
問Ⅱ－4－⑤（理事の任期） 理事の任期を3年と定めている特例民法法人が、認定・認可を受けたときに既に2年を経過していた場合に、理事の任期はどうなりますか。	140
問Ⅱ－4－⑥（任期の起算点） 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつですか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせることはできますか。	142
問Ⅱ－4－⑦（移行の登記を停止条件とした役員の交代） 特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行する際に、理事及び監事が交代することはできますか。	144
問Ⅱ－5－①（新制度の理事、監事、評議員の定数） 新制度の理事、監事、評議員の定数の下限、上限はあるのでしょうか。また、何人程度が適当ですか。	146
問Ⅱ－5－②（役員等の定数） 代表理事を複数置くことは可能ですか。	148

問II - 6 - ① (代理人の出席等) 理事会、評議員会において代理人を出席させ、議決権を代理行使させることはできますか。また、理事会、評議員会において書面投票や電子投票をすることはできますか。.....	150
問II - 6 - ② (Web会議・テレビ会議) 理事会、評議員会のWeb会議・テレビ会議での開催は認められますか。.....	152
問II - 7 - ① (決議の省略) 社員総会の決議の省略は、理事会や評議員会における決議の省略とどのように違うのですか。.....	154
問II - 7 - ② (総会の年間開催回数) 現行の主務官庁の指導で年間2回社員総会を開催していますが、一般社団法人に移行するとした場合に、定款を変更すれば総会の開催回数を減らすことはできますか。.....	156
問II - 7 - ③ (監事が出席しない理事会) 新制度において、監事は理事会に出席しなければいけないのですか。.....	157
問II - 7 - ④ (社員総会における議決権の代理行使、書面による議決権の行使) 社員総会において社員が議決権の代理行使や書面による議決権の行使をすることができない旨を定款で定めることはできますか。.....	159
問II - 7 - ④の2 (議決権行使書面等の閲覧等の請求) 社員が、社員総会の議決権行使書面の閲覧等を法人に請求する場合、当該請求が拒絶されることはありませんか。.....	161
問II - 7 - ⑤ (社員総会及び評議員会の議事録への記名押印) 社員総会及び評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要がありますか。.....	164
問II - 7 - ⑥ (社員総会資料の電子提供) 社員総会資料を社員に対してインターネットを利用する方法により提供することはできますか。.....	168
問II - 8 - ① (補償契約・役員等のために締結される保険契約) 役員等が職務の執行に関して法令違反を疑われたり責任の追及に係る請求を受けたりした際の防御費用や賠償金について、法人が支払ったり役員等を被保険者とした保険を契約したりすることはできますか。.....	172
問III - 1 - ① (支部等の組織形態) 現在は人格なき社団を法人の支部と位置づけているものの、本部と支部は別経理にしていますが、引き続き人格なき社団を支部と位置づけて公益認定を申請することはできますか。.....	174
問III - 1 - ② (支部等の組織運営) 定款の定めにより、各支部において理事会から独立して事業を運営するため、支部に所属する会員のみによる選挙で支部の役員を選任し、支部毎に役員会を設置することはできますか。.....	176
問III - 2 - ① (特例民法法人) 特例民法法人の合併について教えてください。....	178
問IV - 1 - ① (特別の利益) 他の法人に助成金、補助金を出すことは特別の利益にあたるのでしょうか。.....	179
問IV - 2 - ① (役員の3分の1規定) 同一の団体の理事、使用人等で理事等の3分の	

1を超える数を占めてはならないという基準について伺います。この同一の団体には 国の機関が含まれることが規定されていますが、この場合の国の機関とは省庁単位で 考えるということでいいのでしょうか。.....	180
問IV - 2 - ② (役員の3分の1規定) 監事が1～2人の場合の法人では、同一の団体 の理事、使用人等で監事の総数の3分の1を超えてはならないという基準の運用はど のように考えたらいいのでしょうか。監事が2人の場合に別の団体から1人ずつ監事 を受け入れたとしても必ず3分の1を超てしまうように思うのですが。.....	181
問IV - 2 - ③ (役員の3分の1規定) 「他の同一の団体」には権利能力なき社団は含 まれるのでしょうか、またその範囲はどのように考えたらいいのでしょうか。....	182
問IV - 3 - (1) -① (代議員制) 社員(会員)数が何万人と多いため、現在は社員 総会の代わりに、社員から代議員を選び、代議員会で役員選挙、予算決算の承認等、 法人としての基本的な意思決定を行っていますが、新制度ではこのような代議員制度 を継続できるのでしょうか。.....	183
問IV - 3 - (1) -② (代議員制) 代議員制をとる公益社団法人における会費の扱い はどうなりますか。.....	185
問IV - 3 - (2) - ① (社員資格に関する他の制限) 会費の納入額により社員の議決 権数に差を設けることはできますか。また、個人・法人とで社員の議決権数に差を設 けることはどうですか。.....	186
問IV - 3 - (2) - ② (社員資格に関する他の制限) 社員の資格を○○士など一定の 有資格者に限定することは問題でしょうか。.....	187
問V - 1 - ① (経理的基礎・技術的能力) 経理的基礎及び技術的能力について具体的 に説明してほしい。例えば経理事務の精通者とは具体的に何か。.....	188
問V - 1 - ② (経理的基礎・技術的能力) 出えん企業の経理担当者に法人の経理を担 当してもらっているが、経理的基礎を満たしていると考えてよいでしょうか。....	191
問V - 2 - ① (収支相償) 収支相償の第一段階は事業毎に判定とのことです。 どういう単位で事業を考えればよいのでしょうか。.....	192
問V - 2 - ② (収支相償) 収支相償の計算方法として収益事業等からの利益の繰入額 が50%の場合と50%を超える場合の二つの方法があるようですが、両者の違いが わかりません。	193
問V - 2 - ③ (収支相償) 公益目的事業に係る収入は費用を上回ってはならないとい う基準に従うと、収支がゼロか損失を計上しなければならず、公益目的事業を継続的 に実施できなくなってしまうのではないのでしょうか。特に、金融資産の運用によって 運営する法人では、規模が縮小する一方となるのではないかでしょうか。.....	196
問V - 2 - ④ (収支相償) 収支相償を二段階でやる理由を教えて下さい。また、第一 段階と第二段階の関係についてもお願いします。	198
問V - 2 - ⑤ (収支相償) 収支相償を計算した結果、収入が費用を上回って剩余金が	

出た場合はどうすればよいのでしょうか。また、この剰余金は遊休財産となるのでしょうか。	199
問V - 2 - ⑥（収支相償） 収支相償の剰余金解消計画は、必ず翌事業年度で解消する ものが必要でしょうか。	202
問V - 2 - ⑦（収支相償） 収支相償の剰余金が生じた場合に、公益目的保有財産とし ての金融資産の取得は認められますか。	204
問V - 3 - ①（公益目的事業比率） 収益事業からの利益を全額公益目的事業に充てると 定めた場合には、その収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算する ことはできないのでしょうか。	205
問V - 3 - ②（公益目的事業比率） 事業費と管理費への配賦や共通する経費の配賦は適 正な基準により行うとのことですが、具体的にどのような基準であればよいのでしょ うか。	206
問V - 3 - ③（公益目的事業比率） 奨学金事業を行う法人の場合、貸付支出を事業費に 含めないと、公益目的事業比率を充たせなくなってしまうのではないか。	208
問V - 3 - ④（公益目的事業比率） 法人が保有する資金のうち、どのようなものが特定 費用準備資金に当たるのかがわかりません。利用方法について教えて下さい。	209
問V - 3 - ⑤（公益目的事業比率） 法人が、地震、火災等災害時に備えて積み立てる 資金は、特定費用準備資金の対象となるのでしょうか。	211
問V - 3 - ⑥（公益目的事業比率） 事業費と管理費の概念をもう少し詳しく教えてくだ さい。	212
問V - 3 - ⑦（公益目的事業比率） 将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立て る特定費用準備資金について教えて下さい。	213
問V - 4 - ①（遊休財産額） 今まで内部留保として計算された金額は、新制度での機動 的な法人運営のためには、自由に使える資金が必要であり、遊休財産額として規制さ れる趣旨がわかりません。	214
問V - 4 - ②（遊休財産額） 公益目的保有財産や特定費用準備資金など法令上の各種財 産、資金概念の意味や相互の関係、遊休財産額との関連をわかりやすく教えてくだ さい。	215
問V - 4 - ③（遊休財産額） 収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための 募金（基金）、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、 建物の修繕積立金、土地取得のための積立金等は遊休財産となるのでしょうか。 ..	219
問V - 4 - ④（遊休財産額） 特定費用準備資金と資産取得資金の違いを教えてくだ さい。	220
問V - 4 - ⑤（遊休財産額） 遊休財産額の計算方法について詳しく教えてください。	222

問V－4－⑥（遊休財産額） 控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産及び6号財産はそれぞれどのような財産なのでしょうか。	225
問V－4－⑦（遊休財産額） 控除対象財産のうち、1号財産（公益目的保有財産）に該当する金融資産は、取り崩すことはできないのでしょうか。また、やむを得ず将来にわたり取り崩していくこととした場合、当該金融資産を控除対象財産にすることはできないのでしょうか。	228
問V－4－⑧（遊休財産額） 控除対象財産のうち、2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）とした金融資産は、取り崩すことができないのでしょうか。	230
問V－4－⑨（遊休財産額） 保有株式の配当を公益目的事業費のほか、法人運営に必要な管理費の財源にも充てている法人に関して、移行認定又は公益認定の申請に当たり、当該保有株式を1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に振り分ける際、どのような考え方で配分すべきでしょうか。	231
問V－4－⑩（遊休財産額） 公益法人が、金融資産の1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合を変更することは可能でしょうか。	232
問V－4－⑪（遊休財産額） 寄附者の定めた使途がある公益目的事業に係る資金があるので、控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産、6号財産のいずれに整理したらよいか分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。また、これらの財産から果実が生じる場合はどのように考えるのでしょうか。 ...	233
問V－4－⑫（遊休財産額） 寄附者の使途の指定は、どの程度具体的になされている必要があるのでしょうか。過去にされた寄附で、指定が十分に明確ではない場合には、どのように対応すればよいのでしょうか。確認作業が膨大となることが見込まれる場合や、寄附者が死亡している場合の対応方法も含め、教えてください。	235
問V－4－⑬（遊休財産額） 寄附者から、〇〇地方で3年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金に使ってほしいとの使途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運営の管理費の財源にも充ててきたところです。移行認定の申請に当たり、当該資金を6号財産（交付者の定めた使途に充てるために保有している資金）に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を公益目的事業会計に係る部分と法人会計に係る部分とに分けなければならないのでしょうか。 ...	237
問V－5－①（会計監査人設置基準） 公益法人は会計監査人を設置しなければならないのでしょうか。	238
問V－5－②（会計監査人設置基準） 公益認定を受けて公益法人として活動したいと考えていますが、会計監査人は認定を受けたら直ちに設置しなければならないのでしょうか	

うか。	239
問V - 6 - ① (役員に対する報酬等) 役員等報酬等支給基準について、「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」のような支給基準とすることは可能でしょうか。	240
問V - 6 - ② (役員に対する報酬等) 理事に対するお車代も報酬に含めて支給基準に盛り込むことが必要でしょうか。	241
問V - 6 - ③ (役員に対する報酬等) 非常勤理事や評議員に対して給与は支給できるのでしょうか。非常勤理事や評議員は現在は無報酬ですが、報酬等の支給基準を定めるという基準の意味は報酬を支給しなければならないということなのでしょうか。 .	242
問V - 6 - ④ (役員に対する報酬等) 報酬等支給基準は理事会で決定する必要がありますか。	243
問V - 6 - ⑤ (監事の報酬等) 監事の報酬等は、どのように決めればよいのでしょうか。	244
問V - 6 - ⑥ (役員等に対する報酬等) 報酬等支給基準について、どのような支給の基準を定める必要がありますか。	245
問V - 6 - ⑦ (役員等に対する報酬等) 公益法人会計基準の運用指針では事業費の中に役員報酬の科目の記載がないのですが、事業費に含むことができる役員報酬等について、どのような勘定科目で計上すればよろしいでしょうか。	247
問V - 7 - ① (株式保有の制限) 他の団体の意思決定に関与することができる財産と信託契約との関係について教えてください。	248
問V - 8 - ① (法人会計の黒字) 公益認定申請のため、別表G（収支予算の事業別区分経理の内訳表）を作成しているのですが、法人会計が黒字になるような予算は認められないのでしょうか。	249
問V - 8 - ② (法人会計の黒字) 公益目的事業のみを実施している場合において、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産を公益目的事業会計と法人会計に配分する場合、法人会計が黒字になるように配分することは可能でしょうか。	251
問V - 9 - ① (残余財産処分) 公益法人の残余財産の帰属先を複数の公益法人に定めることはできますか。	252
問V - 9 - ② (残余財産処分) 一般社団・財団法人を新たに設立して公益法人の残余財産の帰属先として指定することはできますか。	253
問VI - 1 - ① (公益目的事業財産) 財団法人で贊助会費を集めていますが、その会費収入の扱いは、社団法人の社員が支払う会費と同様に、目的を定めていなければ半分が公益目的事業財産になるという理解でよいのでしょうか。	254
問VI - 1 - ② (公益目的事業財産) 法人の管理費の財源はどこに求めたらよいのでしょうか。またその経理方法はどうすればよいのでしょうか。	255

問VI - 1 - ③（公益目的事業財産） 公益目的事業しか行わない法人は、管理費の捻出のためには収益事業を行わなければならないのでしょうか。	256
問VI - 1 - ④（公益目的事業財産） 一般社団法人の社員は会費を支払わなければならぬのでしょうか。	257
問VI - 1 - ⑤（公益目的事業財産） 一般社団法人について法律上認められている基金は拠出者への返還義務がありますが、公益目的事業財産に含めなければならないのでしょうか。	258
問VI - 1 - ⑥（公益目的事業財産） 公益目的事業財産に区分されている国等からの補助金等を返還することはできますか。また、その経理方法はどうすればよいのでしょうか。	259
問VI - 2 - ①（区分経理） 収益事業等は事業ごとに区分経理しなければならないとのことですが、どういう単位で事業を分ける必要があるのでしょうか。	262
問VI - 2 - ②（区分経理） 公益認定の申請書や認定後の事業報告に記載する公益目的事業の単位は、計算書類で区分経理を行う事業の単位と一致している必要がありますか。	263
問VI - 2 - ③（区分経理） 共通費用は必ず配賦しなければならないのでしょうか。	264
問VI - 2 - ④（区分経理） 区分経理を行い、他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額の欄に計上することになりますか。	265
問VI - 2 - ⑤（区分経理） 正味財産増減計算書内訳表における正味財産の期首残高及び期末残高は事業区分ごとに記載するのでしょうか。	267
問VI - 2 - ⑥（区分経理） 「他会計振替額」は「公益法人会計基準の運用指針」12. 財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳表に表示した収益事業等からの振替額」と記載されていますが、収益事業等から公益目的事業会計への利益を繰り入れる場合にのみ用いられるのでしょうか。	268
問VI - 2 - ⑦（区分経理） 公益目的事業しか行わない法人は、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成は省略できますか。	270
問VI - 3（定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方） 新制度の基本財産についての定款の定めは、「評議員会で基本財産とすることを決議した財産」といった定め方でもいいのでしょうか。	272
問VI - 4 - ①（会計基準） 公益法人、移行法人、他いくつかの法人類型がありますが、それぞれ会計基準は、どれを使ったらよいのでしょうか。	274
問VI - 4 - ②（会計基準） 公益法人における個別の企業会計基準の適用について教えてください。	275
問VI - 4 - ③（会計基準） 公益法人において「金融商品に関する会計基準」を適用す	

る場合の留意事項について教えてください。	277
問VI - 4 - ④ (会計基準) 公益法人は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用しなければならないでしょうか。	279
問VI - 4 - ⑤ (会計基準) 外貨建の資産及び負債を保有している場合、為替差損益の会計処理及び収支相償の取扱いについて教えてください。	280
問VI - 4 - ⑥ (会計基準) 為替差損益の会計区分ごと及び法人全体での科目の表示方法について教えてください。	281
問VI - 4 - ⑦ (会計基準) 正味財産増減計算書内訳表の「他会計振替前当期一般正味財産増減額」はなぜ必要なのか教えてください。	282
問VI - 4 - ⑧ (会計基準) 公益法人会計基準第1総則2に新たに規定された「継続組織の前提」とは、どのようなものでしょうか。また、「継続組織の前提」が成り立たないのは、具体的には、どういう場合でしょうか。その場合、どのように財務諸表を作成すればよいのでしょうか。	284
問VI - 4 - ⑨ (会計基準) 定款等により、特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人の場合、「継続組織の前提」についてはどのように考えればよいのでしょうか。また、このような法人は、有期である旨を開示した方がよいのでしょうか。開示場所はどうすればよいのでしょうか。	286
問VI - 5 - ① (作成すべき書類等) 公益法人は定期的にどういう書類を作成し、備え置かなければならないのでしょうか。また、一般社団・財団法人についてはどうでしょうか。	288
問VI - 5 - ② (作成すべき書類等) 公益法人は、法令上作成し、備え置くべきこととされている書類について、社員又は評議員から閲覧請求があった場合に、常に閲覧させなければならないのでしょうか。	290
問VI - 5 - ③ (作成すべき書類等) 公益法人は、事業年度途中で補正予算を組む場合、行政庁に提出する必要があるのでしょうか。	291
問VI - 6 - ① (別表H) 別表Hとはどのようなものですか。	292
問VI - 6 - ② (別表H) 令和3年6月の「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂は、法令等の改正によるものですか。	296
問VI - 6 - ③ (別表H) 公益目的事業財産の繰越しがなく、毎期、公益目的事業の収入で公益目的事業を実施する法人において、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の区分が赤字の場合、公益目的増減差額(別表H(1)の1欄)はマイナスとなるのではないのでしょうか。	297
問VI - 6 - ④ (別表H) 収支相償(別表A)上の「収入-費用」が零以下の場合、特段問題としないにもかかわらず、公益目的増減差額(別表H(1)の1欄)がマイナスの場合に追加的な整理が必要となるのはなぜですか。	299
問VI - 6 - ⑤ (別表H) 公益目的事業に係る収入が公益目的事業費を上回り剰余が生	

じる場合、別表H(1)はどのようにになりますか。また、それは別表C(2)（控除対象財産）には影響しますか。.....	300
問VI－6－⑥（別表H） 別表Hにおいて、公益目的保有財産のうち時価法を適用する金融資産の時価評価損益の取扱いについては、どのように整理されていますか。手引き改訂の趣旨と併せて教えてください。.....	302
問VII－①（欠格事由） 暴力団員等が理事等であったり、事業活動を支配したりすることが欠格事由となっていますが、どうやって審査をするのですか。.....	305
問VII－②（欠格事由） 公益法人認定法第6条第1号イの規定によると、ある公益法人（甲法人）の理事Aが他の公益法人（乙法人）の理事、監事又は評議員を兼務している場合、甲法人の公益認定が取り消されると、乙法人も公益認定の取消し事由（欠格事由）に該当し、認定取消しが連鎖していくことになるのではないでしょうか。.	306
問VIII－1－①（公益目的事業か否かの判断①） 公益目的事業か否かは、どのように判断するのでしょうか。（○○事業は公益目的事業でしょうか。）.....	309
問VIII－1－②（公益目的事業か否かの判断②） 事業が認定法別表各号に該当すれば、公益目的事業と認められますか。.....	311
問VIII－1－③（公益目的事業か否かの判断③） 現在、法人税法上の収益事業とされている事業は、全て公益目的事業とはならないのでしょうか。.....	312
問VIII－1－④（公益目的事業か否かの判断④） 事業について、別表各号に該当しているかの判断はどのように行うのですか。.....	313
問VIII－2－①（事業区分） 行っている事業が、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分にないのですが、公益目的事業と認められないのでしょうか。また、行っている事業は、17項目ある事業区分に全て当てはめないといけないのでですか？.	315
問VIII－2－②（事業のまとめ方） 多数の事業を行っていますが、申請に際しての事業のまとめ方は法人の判断でよろしいですか。（ひとつの事業の中に、様々な事業が混在していますが、事業を分割する必要がありますか。）.....	316
問VIII－2－③（対象となる事業） 法人の行っている事業は全て公益目的事業とそれ以外（収益事業等）に分ける必要があるのでしょうか。それとも、主な事業だけで構いませんか。	318
問IX－①（行政機関からの受託事業等） 行政機関から受託した事業（指定管理者含む）は、公益目的事業と認められますか。また、営利企業も参加する一般競争入札等を経て受託した事業は、公益目的事業と認められないですか。	319
問IX－②（調査報告書、学会誌等の発行） 調査報告書、学会誌等の発行が公益目的事業か否かは、どのように判断するのですか。	321
問IX－③（施設の貸与） 施設の貸与事業を行っていますが、公益目的事業と認められますか。	322
問IX－④（公益的な活動を行う法人の支援） 社会福祉法人、学校法人、宗教法人等を	

支援する事業は、公益目的事業と認められますか。	323
問IX—⑤（特定地域に限定された事業） 特定地域に限定された事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められないのでしょうか。	324
問IX—⑥（特定の弱者を救済する事業） 特定の弱者を救済するのは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められるでしょうか。	325
問IX—⑦（墓地の管理） 墓地を管理するのが与えられた使命である法人ですが、墓地管理は公益目的事業と考えてよいでしょうか。	326
問IX—⑧（法令に基づく事業） ○○法に基づく法定検査を行っているが、公益目的事業と認められるでしょうか。	327
問IX—⑨（特定の学校の在学生への奨学金） 特定の学校の在学生向けに奨学金事業を行っていますが、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められるでしょうか。	328
問IX—⑩（医療事業） 医療事業について公益目的事業であるか否かは、どのように判断されるのですか。	329
問IX—⑪（上部団体への負担金等について） 下部団体が上部団体へ支払う負担金等は、公益目的事業費として認められますか。	330
問IX—⑫（介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業） 介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業について、公益目的事業であるか 否かは、どのように判断されるのですか。	331
問IX—⑬（共済事業） いわゆる共済事業は、共益的な事業であって、公益目的事業としては認められることはないのでしょうか。	332
問X－1－①（実施期間の上限） 土地等の相当規模の資産を保有しているため、現在実施している事業のうち、現在の主務官庁が公益事業として認めている事業の全てを公益目的支出計画の実施事業としても200年を超えるような計画となります。公益目的支出計画の実施期間に対して上限などはあるのでしょうか。また、一度認可を受けた後の期間の延長は、認められるのでしょうか。	334
問X－1－②（公益目的支出計画は法人の解散を意味するのか） 公益目的支出計画を完了させるということは、法人の純資産（正味財産）である公益目的財産額を全額公益目的に関する事業に使用することになるので、法人を解散せざるを得なくなることになりますか。	336
問X－1－③（「確実に実施」の判断） 一般社団・財団法人への移行の認可の申請において、公益目的支出計画の計画期間中の法人の収支を審査すると聞いていますが、遠い将来まで見通すことは困難です。どのようにすればいいですか。	340
問X－2－①（土地等の相当規模の資産を保有している法人） 土地等の相当規模の資産を保有している法人ですが、毎年特段の収入がなく、事業を行う財源がないため公益目的支出計画を作成する目処が立ちません。どのようにすればいいですか。 ...	342

- 問X - 2 - ②（ボランティア活動の取扱い） 公益認定法人については、ボランティア活動そのものを公益目的に要する経費とできると聞いていますが、一般社団・財団法人については公益目的支出計画における支出と認められるのですか。 343
- 問X - 2 - ③（継続事業） これまで実施していた継続事業は、公益目的支出計画の内容とすることができますか。また、移行認可の申請時に公益目的支出計画の対象事業としなかった事業を移行後に新たに追加することはできるのでしょうか。 344
- 問X - 2 - ④（公益目的支出計画に記載することができる公益事業） 複数の公益事業を行っている法人ですが、公益目的支出計画に記載することができる公益事業とはどのようなものですか。 346
- 問X - 2 - ⑤（委託費等の取扱い） 国や地方公共団体から委託費等の交付を受けて公益に関する事業を行っている公益法人ですが、一般社団・財団法人に移行するためには、公益に関する事業などを記載した公益目的支出計画を作成しなければならないと聞いています。この場合に、財源となっている委託費等の収入は、同計画に記載することとなる公益に関する事業に係る収益となるのでしょうか。 347
- 問X - 2 - ⑥（特定寄附の相手方） 特定寄附の相手方は、公益法人であればどこでもよいでしょうか。 348
- 問X - 3 - ①（引当金等） 引当金等について、将来的に取り崩して支出することが見通せるものについては、公益目的財産額の算定の対象から除くことはできないのですか。 350
- 問X - 3 - ②（移行後も継続的に使用する資産の評価方法） 公益目的財産額の算定における土地の評価方法に関して、「継続して使用されることを前提に算定した額を評価額とすることができる」とありますが、これはどのようなことですか。 352
- 問X - 3 - ③（土地の上に存する権利の評価方法） 借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権）などの権利を設定し、公益法人会計基準に定めのある財産目録に記載しているが、これらの時価評価については、どのような方法が考えられるのでしょうか。 354
- 問X - 3 - ④（有価証券の評価方法） 有価証券のうち、満期保有目的の債券について償却原価法を採用している場合には、帳簿価額を時価とすることは可能でしょうか。 355
- 問X - 3 - ⑤（実施事業資産の減損、評価損益） 実施事業資産として保有する有価証券や不動産の時価が著しく下落した場合の減損、評価損益については、公益目的支出計画上、どのように取り扱われるのでしょうか。 356
- 問X - 3 - ⑥（金銭以外の財産の拠出を受けた場合の基金の取扱い） 基金として土地や有価証券など金銭以外の財産の拠出を受けた場合には、当該資産を公益目的財産額の算定において時価評価しなければならないのでしょうか。 358
- 問X - 4 - ①（公益目的財産額と貸借対照表との関係） 一般社団・財団法人に移行する

場合には、土地などを時価評価することとされていますが、会計基準に基づき法人の財務諸表（貸借対照表）を作り直さなければならないのですか。.....	359
問X－4－②（移行法人の計算書類） 移行法人が作成すべき計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））について、作成する上での留意点を教えてください。また、実施事業資産を貸借対照表に注記する場合の記載方法を教えてください。	360
問 XI－1－①（変更の認定と変更の届出） 公益法人において、事業の内容の変更を行うときに、変更の認定を受けなければならない場合と、変更の届出を行わなければならない場合について、教えてください。.....	362
問 XI－1－②（変更の認可と変更の届出） 公益目的支出計画の変更が生じるときに、変更の認可を受けなければならない場合と、変更の届出を行わなければならない場合について、教えてください。.....	365
問XI－2－①（代表者の変更） 公益法人の代表理事が複数名いる法人で、そのうちの1名が変更した場合には、どのような対応が必要でしょうか（変更届出は必要ですか）。	367

問 I－1－①（公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の位置付け）

現在民法第34条の公益法人の許可を受けていますが、新制度では公益目的事業を行う法人は必ず公益社団・財団法人の認定を受けないといけないのでしょうか。逆に言うと、一般社団・財団法人は公益目的事業を行ってはならないのでしょうか。

答

- 1 今回の公益法人制度改革の最大の目的のひとつは、「民による公益の増進」です。公益目的事業を費用で計って50%以上行う公益社団・財団法人はもちろんのこと、非営利部門に属する一般社団・財団法人も「民による公益」の重要な担い手と考えられます。
- 2 公益認定を受けるかどうかは、法人の自主的な判断に任されています。公益目的事業を行う一般社団・財団法人は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事。以下同じ。）の認定を受けることができるとされています（公益法人認定法第4条）が、公益認定の申請を行うことは義務ではありません。
- 3 一般社団法人・財団法人が行う事業には制限がなく、一般社団・財団法人は原則として行政庁の監督なしに自律的な法人運営を行うことができます。もちろん公益目的事業を行っていただくことは何ら差し支えなく、事業全体の中での割合の如何にかかわらず、公益目的事業を積極的に行っていただきたいと考えています。

（参照条文）

整備法第44条 公益法人認定法第2条第4号に規定する公益目的事業（中略）を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下この節において「移行期間」という。）内に、第4款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

整備法第45条 特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に第5款の定めるところにより、行政庁の認可を受け、それぞれ通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

公益法人認定法第4条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

公益法人認定法第5条 行政庁は前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。（以下略）

問 I－1－②（公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の違い）

公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の違いは何ですか。また、それぞれのメリット・デメリットは何ですか。

答

- 1 今回の公益法人制度改革では、現在の公益法人の許可制度では一体となっている法人の設立と法人の公益性の認定を分離して、登記のみで設立できる一般社団・財団法人の制度を創設するとともに、公益目的事業を行う一般社団・財団法人は公益認定を受けることができることとし、公益認定を受けた一般社団・財団法人を公益社団・財団法人と呼ぶこととしました。
- 2 したがって、両者の違いは、公益認定を受けているか否かということになりますが、実体面では次のような相違点があります。

比較事項	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人(注5)
成立・認定の要件	設立の登記(注1)。	公益法人認定法第5条の認定基準に適合すること。公益法人認定法第6条の欠格要件に該当しないこと。
実施できる事業	適法であれば制限なし(注2)。	適法であれば制限なし。ただし、公益目的事業を費用で計って50%以上の比率で実施する必要あり。
遵守事項	一般社団・財団法人法の規律のみ(注3)。	一般社団・財団法人法の規律に加え、収支相償、公益目的事業比率50%以上、遊休財産規制、一定の財産の公益目的事業への使用・処分、理事等の報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き・閲覧・行政庁への提出等。
監督	業務・運営全体についての一律的監督なし(注4)。	行政庁(委員会)による報告徴収、立入検査、勧告・命令、認定の取消しあり。
税制	一部の一般社団・財団法人について収益事業のみに課税するなどの措置が定められている。	すべての公益社団・財団法人が特定公益増進法人(注6)となり、公益法人認定法上の公益目的事業は法人税法上の収益事業から除外され非課税となるなどの措置が定められている。

- (注1) 特例民法法人(平成20年12月1日以降存続する現行の公益法人)から一般社団・財団法人に移行する場合は、行政庁の認可が必要です。
- (注2)・(注3)・(注4) 公益目的支出計画を実施している一般社団・財団法人については、計画に定めた事業を確実に実施する必要があります。また、公益目的支出計画の確実な実施を確保するために必要な範囲内で整備法に基づく行政庁の監督が行われます。
- (注5) 公益社団・財団法人の実施できる事業、遵守事項、監督については、公益法人認定法で定められています。
- (注6) その法人への寄附について、寄附者の税制上の優遇措置（損金算入等）が認められている法人です。

3 両者のメリット・デメリットは、法人の規模、事業などによって異なってくると考えられます。一般論として説明すれば、

- (1) 公益社団・財団法人は、行政庁の監督の下、税制上の優遇措置を多く受けつつ主に公益目的事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多い
- (2) 一般社団・財団法人は、比較的自由な立場で、非営利部門において、可能な範囲で公益目的事業を含む様々な事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多いと考えられます。民間非営利部門において「民による公益の増進」に寄与していくこうとする団体にとって、いずれも有力な選択肢になるものと考えます。

問 I－1－③（特例民法法人と民法 34 条法人との違い）

現行の民法 34 条法人は、特例民法法人になると、どのような扱いになるのでしょうか。

答

- 1 特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません。具体的には、
 - (1)直ちに定款の内容、法人の機関、登記等を変更する必要はありません（注）。
 - (2)名称はこれまでどおり（「社団法人～」、「財団法人～」）でかまいません。
 - (3)新制度の法人に移行するまでの間は、これまでの所管官庁（旧主務官庁）が監督します。
 - (4)決算公告の義務はなく、旧主務官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
 - (5)特例財団法人は、純資産の総額が 300 万円未満でも存続できます。
- 2 1 のとおり、新法の施行（平成 20 年 12 月 1 日）により、直ちに対応しなければならない事項はありませんが、新制度の法人に移行するまでに一般社団・財団法人法や公益法人認定法に適合するように所要の準備を進めていく必要があります。
- 3 なお、特例民法法人は、新制度の法人に移行する前に、次のとおり一般社団・財団法人法の機関を置くことができます。
 - (1)特例社団法人：理事会、会計監査人
 - (2)特例財団法人：評議員、評議員会、理事会、会計監査人
- 4 このほか、新制度の法人に移行する前に、特例社団法人は、新制度の基金（一般社団・財団法人法第 131 条の基金）を募集することができます。また、特例民法法人は、特例民法法人とのみ合併することができます。

（注）

- 1 なお、旧民法において登記すべき事項とされていたもののうち、①資産の総額（旧民法第 46 条第 1 項第 6 号）、②出資の方法を定めたときは、その方法（旧民法第 46 条第 1 項第 7 号）については、特例民法法人が登記すべき事項とはされていません（一般社団・財団法人法第 301 条第 2 項、第 302 条第 2 項）ので、新法の施行日（平成 20 年 12 月 1 日）以降に、特例民法法人が資産の総額に変更を生じ、又は出資の方法を変更したとしても、当該変更の登記を申請することを要しません（新法施行の際現にされていた登記は、登記官の職権により抹消されています）。
- 2 また、旧民法では、従たる事務所の所在地においても、主たる事務所の所在地と同

一の事項を登記すべきものとされていました（旧民法第46条第1項、第2項）が、特例民法法人は、従たる事務所の所在地において、①名称、②主たる事務所の所在地、③従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）のみを登記することとされています（一般社団・財団法人法第312条第2項）。したがって、新法の施行後は、①から③まで以外の登記すべき事項については、特例民法法人がその主たる事務所の所在地において変更の登記をしても、従たる事務所の所在地においては変更の登記をすることを要しません（新法施行の際現にされていた登記は、登記官の職権により抹消されています）。

問 I－1－④（一般法人移行時の旧主務官庁の設立許可の取消方法）

一般法人に移行する場合に、〇〇省の法人設立の許可を取消すにはどうすればいいのですか。

答

- 1 一般法人への移行申請をする場合は、旧主務官庁に法人設立の許可の取消申請をする必要はありません。
- 2 なお、移行認可を受けた特例民法法人は、特例民法法人の解散の登記と一般社団（財団）法人の設立の登記をすることになります。
この登記をしたときには、遅滞なく行政庁と旧主務官庁にその旨を届け出ることが必要です。

【注】

解散の登記と設立登記とありますが、これは登記制度において、旧法人登記簿から新法人登記簿に転記する際に「解散・設立」という手続を踏むものであり、実際に解散行為、設立行為があるわけではありません。したがって、法人は移行の登記の前後において、名称等は変更されますが、法人としては同一性を持って存続することになります。

（参考条文）

整備法第121条 第106条の規定は、第45条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第106条第1項中「公益法人（公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

整備法第106条 特例民法法人が第44条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第303条の規定は、適用しない。

- 2 第44条の認定を受けた特例民法法人は、前項の規定により解散の登記及び設立の登記をしたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁に、その旨を届け出なければならない。

問 I－1－⑤（法人格のない任意団体）

現在法人格のない任意団体として活動していますが、すべての団体が一般社団・財団法人あるいは公益社団・財団法人にならなければならないのでしょうか。

答

- 1 非営利部門の任意団体が、そのまま任意団体として活動を続けるか、一般社団・財団法人となって法人格を取得するかどうか、一般社団法人が公益認定を受け公益社団・財団法人となるかどうかは、当該団体の判断に任されています。
- 2 団体が将来どのような活動を行っていくことになるのか、そのためにもっともふさわしい形態は何かを慎重に検討の上、団体の将来の在り方を決定してください。

問 I－1－⑥（法人格のない任意団体）

現在は法人格のない団体ですが、今後は、一般社団・財団法人になりたいと考えています。どのようにすればいいのでしょうか。また公益認定を受けるためにはどうすればいいのでしょうか。

答

- 1 現在法人格のない団体が一般社団・財団法人になりたい場合は、一般法人法の規定に従い定款を作成し、公証人の認証を受け、設立時の理事、監事（及び会計監査人）を選任します。その上で、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（一般社団・財団法人法第10条～第22条、第152条～第156条）。
- 2 公益法人は、公益認定を受けた一般社団・財団法人ですので、公益認定の申請に当たっては、まずは一般社団・財団法人としての設立の登記を済ませておかなければなりません。その上で、自らが一般社団・財団法人であることを証する書類（登記事項証明書）を添付の上、行政庁に公益認定の申請をすることとなります（公益法人認定法施行規則第5条第3項第1号）。公益認定を受けるためには、公益法人認定法第5条の公益認定基準に適合とともに、同法第6条の欠格事由に該当しないことが必要です。

（注）登記事項証明書については、令和3年7月から、公益認定等総合情報システムが登記情報システムと連携し、電子的に登記情報を受け取ることが可能となったため、電子申請システムを利用している法人におかれては、登記事項証明書の添付に代えて、登記情報連携によって登記事項を提出いただくことも可能となります。

問 I - 1 - ⑦ (小規模社団法人)

社団法人は社員2名以上でなければならないと聞きましたが、うちの規模が小さく社員1人で精一杯です。小規模の法人についても社員2名以上を求めるのは厳しいと思います。

答

- 1 一般社団法人の設立に際しては、一般社団法人の基本的規則及びその内容を記載した書面である定款を、その社員になろうとする者（設立時社員）が共同して作成しなければなりません（一般社団・財団法人法第10条第1項）。ここで、「共同して」とは、「2人以上で」という意味ですので、設立時の社員は必ず2名以上必要となります。
- 2 他方、設立後においては、社員が1人となったことにより必ずしも法人の目的事業の遂行が不可能になるとは限らないうえ、他の社員の死亡等により社員が1人となった場合にただちに法人が解散することとすると法人の継続性が不安定になり不都合となります。
よって、社員が1人となったことは解散原因とはされておらず、社員が欠けたこと（零となったこと）を解散原因としています（一般社団・財団法人法第148条第4号）。
- 3 なお、ここでいう社員とは一般社団・財団法上の社員のことをいい、法人の構成員として社員総会において法人の基本的な意思決定に関与するものの、常時法人の業務運営に関与する者ではありません。また、社員とは、いわゆる従業員とも異なるものです。社員2名以上とは従業員を2名以上雇用しなければならないということではなく、常勤の従業員を求めるものでもありません。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第10条 一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一般社団・財団法人法第148条 一般社団法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一～三 (略)

四 社員が欠けたこと。

問 I - 1 - ⑧ (新規財団法人)

新たに一般財団法人を作るときの設立者は何人であればいいのでしょうか。

答

1 1人以上あれば何人でもかまいません。

設立者が2人以上いる場合には、その全員で定款を作成し、署名することになります（記名押印も可）。

2 財産の拠出をしないで設立者となることはできないため、設立者が複数いる場合には、必ずその全員が財産の拠出をする必要があります（一般社団・財団法人法第153条第1項第5号、第157条第1項参照）。

3 なお、遺言による設立（一般社団・財団法人法第152条第2項）については、複数人が共同ですることはできないと考えられます。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第152条 一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が2人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 設立者は、遺言で、次条第1項各号に掲げる事項及び第154条に規定する事項を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができる。この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

一般社団・財団法人法第153条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～四 (略)

五 設立に際して設立者（設立者が2人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額

六～十 (略)

一般社団・財団法人法第157条 設立者（第152条第2項の場合にあっては、遺言執行者。以下この条、第161条第2項、第166条から第168条まで、第200条第2項、第319条第3項及び第七章において同じ。）は、第155条の公証人の認証の後遅滞なく、第153条第1項第5号に規定する拠出に係る金銭の全額を払い込み、又は同号に規定する拠出に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、設立者が定めたとき（設立者が二人以上あるときは、その全員の同意があるとき）は、登記、登録その他権利の設定又は

移転を第三者に対抗するために必要な行為は、一般財団法人の成立後にすることを妨げない。

問 I - 1 - ⑨（有限責任中間法人）

有限責任中間法人は一般社団法人になると聞いていますが、20年12月以降法人は何らの手続きをしなくてよいのでしょうか。

答

1 一般社団法人制度への移行

既存の有限責任中間法人については、一般社団・財団法人法の施行日（平成20年12月1日）に、何らの手続を要せず、当然に、一般社団法人となり、原則として、一般社団・財団法人法の適用を受けることとなります（整備法第2条第1項）。

また、既存の有限責任中間法人の定款、社員、理事及び監事は、施行日に一般社団法人の定款、社員、理事及び監事となり、改めて定款を作り直したり、理事及び監事を選任し直したりする必要はありません。

2 名称の変更

前記1により一般社団法人となった有限責任中間法人は、施行日の属する事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の終結の時までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款の変更を行う必要があるので、その旨の社員総会の決議を得る必要があります。例えば、4月1日から3月末までを事業年度（会計年度）としている有限責任中間法人であれば、平成21年春に行う定時社員総会が終わるまでに、定款を変更して、法人の名称を「一般社団法人」に変更することになります（整備法第3条第1項）。

3 登記

既存の有限責任中間法人の登記は、特段の登記申請を要せず、当然に、一般社団としての登記になります。

ただし、前記2の名称の変更を行った場合には、その旨の登記申請をする必要があります。

(注)

無限責任中間法人を含む中間法人の詳細は、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/Minji/minji124.html>)の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う中間法人法の廃止について」等を参照願います。

(参照条文)

整備法第2条 前条の規定による廃止前の中間法人法（以下「旧中間法人法」という。）の

規定による有限責任中間法人であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧有限責任中間法人といふ。」）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この款の定めるところにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定による一般社団法人として存続するものとする。

2 前項の場合においては、旧有限責任中間法人の定款を同項の規定により存続する一般社団法人の定款とみなす。

整備法第 3 条 前条第 1 項の規定により存続する一般社団法人については、一般社団・財団法人法第 5 条第 1 項の規定は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に名称の変更をする定款の変更をした場合は、この限りでない。

2 前条第 1 項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財団法人法第 5 条第 1 項の規定に違反したときは、20 万円以下の過料に処する。

問 I - 1 - ⑩（有限責任中間法人が公益認定を申請する場合）

有限責任中間法人が、新制度施行後、直ちに公益社団法人に移行したい場合には、どうしたらいいのでしょうか。

答

- 1 有限責任中間法人が、新制度の施行後、直ちに公益認定（公益法人認定法第4条）を受けて公益社団法人に移行するためには、公益認定基準（同法第5条）に適合するとともに、欠格事由（同法第6条）に該当しないことが必要です。
- 2 そのため、公益認定の基準に適合させるため（注）、新制度の施行後直ちに臨時社員総会を開催するなどして（考え方）、理事会を置く旨の定めを設けるなどの必要な定款の変更の手続き等を行う必要があります（補足）。

（注）既存の有限責任中間法人については、一般社団・財団法人法の施行日（平成20年12月1日）に、何らの手続を要せず、そのまま一般社団法人として存続し（整備法第2条第1項）、定款、社員、理事及び監事は、施行日に一般社団法人の定款、社員、理事及び監事となりますので、公益認定の申請をせず、一般社団法人として活動する場合には、本文に記載されているような公益認定のための手続きを行う必要はありません（問I-1-⑨（有限責任中間法人）参照）。

（考え方）新制度の施行日（平成20年12月1日）よりも前に、有限責任中間法人が、中間法人法（平成13年法律第49号）の規定に基づき、一般社団・財団法人法等の公益法人関連三法の施行を停止条件としてその名称中に一般社団法人という文字を用いることとする定款変更をしたり、法の施行又は移行の登記等を停止条件として理事会や会計監査人を置く旨の定款変更をしたりする等、公益法人関連三法の規定に基づく内容を定める定款変更をすることも可能と考えられます。施行日よりも前に、法の施行等を停止条件とした定款変更をしておくことにより、施行日後、直ちに公益認定の申請をすることが容易になります。ただし、中間法人法の規定に基づく社員総会の決議事項のうち、中間法人法に根拠規定が存在しないものについては、施行日前は決議の前提を欠くので、決議することはできないものと考えられます。例えば、社員総会の決議による会計監査人の選任は、社員総会の決議の根拠規定が中間法人法ではなく、施行日前の社員総会はこれを決議する権限を有しないことから、仮に、その決議の効力の発生を施行日以後としたとしても、そのような決議をすることはできないものと考えられます。そのため、会計監査人を選任することとする場合には、法の施行後の社員総会の決議により、会計監査人を選任することとなります。

(補足) 公益社団法人になる場合には、理事会が必置の機関となります（公益法人認定法第5条第14号ハ）が、この点、旧有限責任中間法人の定款に「理事会を置く」旨の定めがあったとしても、その定めは、一般社団・財団法人法に規定する理事会を置く旨の定めとしての効力を有しないこととされています（整備法第5条第3項）。そのため、定款変更の手続をして、理事会を置く旨の定めを設ける必要があります（一般社団・財団法人法第60条第2項）。

なお、理事会を設置することとした一般社団法人は、監事を置く旨の定めを定款に設けて監事を置かなければいけません（一般社団・財団法人法第60条第2項、第61条）が、旧有限責任中間法人の定款には、施行日以降、監事を置く旨の定めがあるものとみなされます（整備法第5条第2項）。そのため、改めて「監事を置く」旨の定款変更をする必要はありません。また、公益社団法人になる場合には、例えば、会計監査人を必ず設置しなければならない場合の「会計監査人を置く旨の定め」（一般社団・財団法人法第170条第2項、公益法人認定法第5条第12号本文）、「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」（不可欠特定財産）がある場合の定め（公益法人認定法第5条第16号）、清算をする場合の残余財産の帰属先の定め（一般社団・財団法人法第239条第1項、公益法人認定法第5条第18号）、公益認定の取消しの処分を受けた場合等の公益目的取得財産残額の贈与の定め（公益法人認定法第5条第17号）等を定款に設ける必要があります。

問 I - 2 - ①（定款変更手続）

特例社団法人は、移行認定や移行認可を申請する際に定款の変更の案を添付しなければならないようですが、そうすると申請までに社員総会を開催する必要があるのでしょうか。

答

- 1 特例民法法人が、移行認定や移行認可の申請をするに当たっては、事前に、整備法第103条第2項第2号又は第120条第2項第2号に規定する「定款の変更の案」を、法人として有効に作成しておく必要があります。ここでいう「定款の変更の案」とは、現行の定款について、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「一般社団法人」又は「一般財団法人」という文字を用いる名称の変更、その他必要に応じて一般社団・財団法人法に適合するための機関等の変更、移行認定の認定基準に適合するための所要の変更をしようとする案であって、その変更は、整備法第106条第1項（第121条第1項において準用する場合を含みます）の移行の登記をすることを停止条件として効力を生ずるものです。
- 2 この「定款の変更の案」は、通常の定款の変更と同様、特例社団法人にあっては社員総会の決議（民法第38条第1項）を経て、認定申請法人又は認可申請法人として有効に意思決定されている必要があります。なお、「定款の変更の案」のための意思決定については、旧主務官庁の認可は不要です（整備法第88条、第102条（第118条において準用する場合を含む。））。

（参照条文）

整備法第88条 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

整備法第102条 第44条の認定を受けようとする特例民法法人が第106条第1項の登記をすることを停止条件としたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第103条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 （略）
 - 二 定款の変更の案（認定申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）

整備法第106条 特例民法法人が第44条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在

地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第303条の規定は、適用しない。

整備法第118条 第102条の規定は、第45条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第102条中「第106条第1項」とあるのは「第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第100条各号」とあるのは「第117条各号」と読み替えるものとする。

整備法第120条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 定款の変更の案（認可申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）

整備法第121条 第106条の規定は、第45条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第106条第1項中「公益法人（公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

民法第38条 定款は、総社員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

問 I - 2 - ② (定款変更手続)

移行認定や移行認可を申請する場合の定款の変更の案については、主務官庁の許可が必要になるのでしょうか。

答

1 不要です。

2 特例民法法人が、移行認定や移行認可の申請をするに当たり、事前に作成する「定款の変更の案」については、法人内部の意思決定に加え、さらに、通常の定款変更と同様に旧主務官庁の認可を受けることを要するかが問題となります。これについては、

- ① この「定款の変更の案」における変更は、移行登記がなされることをもって効力を生ずるものであることから、通常の定款変更の効力要件たる旧主務官庁の認可は必須ではないこと
- ② この「定款の変更の案」が新法に適合するかどうかを審査するのは、移行認定又は移行認可をする行政庁とするのが最もふさわしいこと
- ③ 一方で、「定款の変更の案」について旧主務官庁を制度的に関与させることとすると、旧主務官庁が新公益法人への移行に多大な影響力を及ぼし得ることとなり、旧主務官庁制の廃止という改革の趣旨に鑑み適当ではないこと
- ④ 現行民法法人については、可能な限り簡易な手続による円滑な移行の要請があること

から、旧主務官庁の認可（整備法第88条、民法第38条第2項、整備法第94条第6項、第95条参照）は要しないこととされています（整備法第102条（第118条において準用される場合を含む））。

(参照条文)

整備法第88条 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

整備法第94条 (略)

2～5 (略)

6 特例財産法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

整備法第95条 特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算結了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例によ

る。

整備法第 102 条 第 44 条の認定を受けようとする特例民法法人が第 106 条第 1 項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第 100 条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

民法第 38 条 定款は、総社員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

問 I－2－③（施行日前における定款の変更の案の決議の可否）

現行の民法法人が、施行日前である平成20年6月に開催する通常総会において、移行の登記をすることを停止条件として、新法の規定に基づく内容を定める定款の変更の案の決議を行うことは可能ですか。

答

- 1 現行の民法法人が、新法に適合するものとするために必要な定款の変更の手続については、通常、新法施行日（平成20年12月1日）以降に行なうことになりますが、施行日より前に行なうことも認められるものと考えます。
- 2 現行の社団法人が、施行日前である平成20年6月に開催する通常総会において、整備法第106条第1項（同法第121条第1項で準用する場合を含む。）の移行の登記を停止条件として一般社団・財団法人法及び公益法人認定法の規定に基づき設けることのできる定款の定めを設ける定款の変更の案の決議を行うことは可能と考えられます。
これは、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定を置く現行の財団法人についても同様です。
- 3 移行の登記を停止条件とした定款の変更の案の決議（整備法第102条）の内容のうち、名称の変更や機関の設置に係わるものとしては、次のようなものがあります。
 - ① その名称中に「一般社団法人」若しくは「一般財団法人」又は「公益社団法人」若しくは「公益財団法人」という文字を用いること
 - ② 一般社団・財団法人法上の理事会を置く旨の定め
 - ③ 一般社団・財団法人法上の会計監査人を置く旨の定め
- 4 なお、上記②について、定款変更を行って理事会を置くことができても、実際に代表理事を施行日前に選任することはできません。また、上記③についても、実際に会計監査人を施行日前に選任することはできませんので、ご留意願います。（問II－1－⑤参照）

（参照条文）

整備法第102条 第44条の認定を受けようとする特例民法法人が第106条第1項の登記をすることを停止条件としたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第106条 特例民法法人が第44条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第303条の規定は、適用しない。

整備法第121条 第106条の規定は、第45条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第106条第1項中「公益法人（公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

整備法第118条 第102条の規定は、第45条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第102条中「第106条第1項」とあるのは「第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第百条各号」とあるのは「第117条各号」と読み替えるものとする。

問 I - 3 - ①（従来の寄附行為の名称）

現在の財団法人の寄附行為は、新制度では社団法人と同様に定款という名称に一本化されるのでしょうか。

答

- 1 そのとおりです。
- 2 公益法人制度改革に関する有識者会議の非営利法人ワーキング・グループ「非営利法人制度の創設に関する試案」においては、①財団法人の根本規則及びそれを表した書面を、民法では「寄附行為」（民法第39条）と称する一方で、財団法人の設立行為もまた「寄附行為」と称しており（民法第41条及び第42条）、多義的に使用され分かりにくくなっていること、②「寄附」や「行為」の文字から「根本規則及びそれを表した書面」をイメージしにくい言葉であるとの指摘があったことから、「寄附行為」の語を改めることが提言されました。そのため、一般社団・財団法人法においては、一般財団法人の根本規則を「定款」として規定しています。

（参照条文）

○ 一般社団・財団法人法

（定款の作成）

第152条 一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が二人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

○ 民法

（寄附行為）

第39条 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。

（贈与又は遺贈に関する規定の準用）

第41条 生前の処分で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、贈与に関する規定を準用する。

- 2 遺言で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

（寄附財産の帰属時期）

第42条 生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があった時から法人に帰属する。

- 2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

問I-3-②（モデル定款案の提示）

公益社団・財団法人への移行を考えていますが、モデル定款案を示してください。また、それはいつごろになりますか。

答

移行認定申請の便宜を考慮して、定款の定めの例を盛り込んだ「移行認定のための「定款変更の案」作成の案内」を作成し、20年10月に公表しましたので、公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/>) でご参照ください。

なお、移行認可を受けようとする際にも参考となるように解説しておりますので併せてご参照ください。

問 I - 3 - ③（定款の変更の案における設立者の定め）

特例財団法人が移行認定、移行認可を申請する際に行政庁に提出する定款の変更の案においては、財団の設立者は誰と定めればよいのでしょうか。

答

特例財団法人が移行認定、移行認可を申請する際に行政庁に提出する定款の変更の案において、「設立者の氏名又は名称」や「住所」を記載する必要はありませんが、法人において任意に「設立者の氏名又は名称」や「住所」を記載することは差し支えありません。

なお、任意に設立者の氏名等を記載する場合については、民法法人として設立した際の設立者を記載することとなります。

（参照条文）

○ 一般社団・財団法人法

（定款の記載又は記録事項）

第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三 （略）

四 設立者の氏名又は名称及び住所

五～十 （略）

問 I - 3 - ④（必要的記載事項の範囲）

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請を行うに当たって作成する定款の変更の案に、一般社団・財団法人法の観点から必ず記載しなければならない事項（必要的記載事項）の範囲は、どうなりますか。

答

1 特例社団法人の場合

一般社団・財団法人法第 11 条第 1 項各号に列挙された事項（①目的、②名称、③主たる事務所の所在地、④社員の資格の得喪に関する規定、⑤公告方法、⑥事業年度）が必要的記載事項になります。ただし、同項各号に列挙された事項のうち、「設立時社員の氏名又は名称及び住所」（同項第 4 号）については、必要的記載事項とはしない取扱いとなります。法人が任意で「設立時社員の氏名又は名称」や「住所」を記載することは差し支えありません。

2 特例財団法人の場合

一般社団・財団法人法第 153 条第 1 項各号に列挙された事項（①目的、②名称、③主たる事務所の所在地、④評議員の選任及び解任の方法、⑤公告方法、⑥事業年度）が必要的記載事項になります。ただし、同項各号に列挙された事項のうち、以下のものについては、必要的記載事項とはしない取扱いとなります。

特例財団法人が移行認定、移行認可を申請する際に行政庁に提出する定款の変更の案において、「設立者の氏名又は名称」や「住所」（一般社団・財団法人法第 153 条第 1 項第 4 号）、「設立に際して設立者（設立者が 2 人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額」（同項第 5 号）は記載する必要はありませんが、法人が任意で記載することは差し支えありません。

また、同項第 6 号及び第 7 号の「設立時評議員、設立時理事、設立時監事の選任に関する事項」や「設立時会計監査人の選任に関する事項」については、特例財団法人にはそれに該当する者がいないため記載する必要はありません。

（補足）

本文は、一般社団・財団法人法の観点からの必要的記載事項の範囲を説明したものです。これに対して、特例社団法人が認定を受けて公益社団法人になる場合には、例えば、理事会が必置の機関となります（公益法人認定法第 5 条第 14 号ハ）。そのため、「理事会を設置する旨の定め」（一般社団・財団法人法第 60 条第 2 項）が、事実上、定款の必要的記載事項となります。また、特例民法法人が認可を受ける場合に特例社団法人及び特例財団法人に共通する事実上の定款の必要的記載事項としては、例えば、会計監査人を必ず設置しな

ければならない場合の「会計監査人を置く旨の定め」（一般社団・財団法人法第170条第2項、公益法人認定法第5条第12号本文）、「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」（不可欠特定財産）がある場合の定め（公益法人認定法第5条第16号）、清算をする場合の残余財産の帰属先の定め（一般社団・財団法人法第239条第1項、公益法人認定法第5条第18号）、公益認定の取消しの処分を受けた場合等の公益目的取得財産残額の贈与の定め（公益法人認定法第5条第17号）等があります。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第11条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- 五 社員の資格の得喪に関する規定
- 六 公告方法
- 七 事業年度（定款の記載又は記録事項）

一般社団・財団法人法第60条 （略）

2 一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

一般社団・財団法人法第61条 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

一般社団・財団法人法第153条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立者の氏名又は名称及び住所
- 五 設立に際して設立者（設立者が二人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額
- 六 設立時評議員（一般財団法人の設立に際して評議員となる者をいう。以下同じ。）、設立時理事（一般財団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この節及び第319条第2項において同じ。）及び設立時監事（一般財団法人の設立に際して監事となる者

をいう。以下この節、第 254 条第 7 号及び同項において同じ。) の選任に関する事項

七 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人(会計監査人を置く一般財団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般財団法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立時会計監査人(一般財団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下この節及び第 319 条第 2 項第 6 号において同じ。)の選任に関する事項

八 評議員の選任及び解任の方法

九 公告方法

十 事業年度

一般社団・財団法人法第 170 条 (略)

2 一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。

一般社団・財団法人法第 239 条 残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。

公益法人認定法第 5 条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一～十一 (略)

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十三 (略)

十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 理事会を置いているものであること。

十五 (略)

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ～ト　（略）

十八　清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

問 I－3－⑤（定款で使用できる用語）

「社員総会」、「代表理事」、「業務を執行する理事」など、法律上の名称ではないが従来使用してきた名称（具体的には、総会、理事長、専務理事など）を定款の中で使用することは可能でしょうか。

答

- 1 可能です。ただし、以下のように、御質問にある名称を定款で使う場合は、一般社団・財団法人法における「法律上の名称」と、定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款を読む人が分かるようにして下さい。
- 2 まず、定款で「総会」という名称を使用した場合ですが、定款で使っている「総会」という名称の会議が、一般社団・財団法人法における「社員総会」や「評議員会」に該当するものか否かを定款を読む人が分かるようにすべきです。
- 3 次に、定款で「理事長」という名称を使用した場合ですが、定款で使っている「理事長」という名称の人が、一般社団・財団法人法における「代表理事」（注）に該当するのか否かを定款を読む人が分かるようにすべきです。
- 4 最後に、定款で「専務理事」という名称を使用した場合ですが、定款で使っている「専務理事」という名称の人が、一般社団・財団法人法における「代表理事」に該当するのか否か、あるいは「業務を執行する理事」（注）に該当するのか否か、それとも「理事」に該当するのか否かを定款を読む人が分かるようにすべきです。

（注） 「代表理事」とは、法人を代表する理事のことをいいます。

「業務を執行する理事」とは、法人の業務を執行する権限を有する理事のことをいいます。

（考え方）仮に、代表権のない者に対して、法人を代表する権限を有するかのような紛らわしい名称（例えば「理事長」のような名称）をつけた場合には、その者がした行為については、たとえその者に法人を代表する権限がなかったとしても、法人は善意の第三者に対してその責任を負わなければなりません（一般社団・財団法人法第82条（第197条において準用する場合を含む））ので注意が必要です。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第21条 設立時理事は、設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合には、設立時理事の中から一般社団法人の設立に際して代表

理事（一般社団法人を代表する理事をいう。以下この章及び第301条第2項第6号において同じ。）となる者（以下この章及び第318条第2項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

一般社団・財団法人法第91条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

- 一 代表理事
- 二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

一般社団・財団法人法第82条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

問 I－3－⑥（財団法人の設立者）

法人は、一般財団法人の設立者になれるのでしょうか。

答

- 1 法人は、一般財団法人の設立者になることが可能です。
- 2 一般財団法人の設立者とは、財産を拠出して一般財団法人を設立する者のことをいいます。設立者は自然人だけでなく法人でもよいこととされています。ただし、法人については、その性質上、一般社団・財団法人法第153条第2項の遺言による設立をすることはできません。

(参照条文)

- 一般社団・財団法人法第152条 一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が二人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 設立者は、遺言で、次条第1項各号に掲げる事項及び第154条に規定する事項を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができる。この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 (略)

一般社団・財団法人法第153条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三 (略)

四 設立者の氏名又は名称及び住所

五～十 (略)

2・3 (略)

問 I－3－⑦（従来の寄附行為中の変更が禁止されている条項の扱い）

現行の民法第34条に基づく財団法人の寄附行為の中に特定の条項を変更してはならない旨の規定がある場合で、当該規定を変更しなければ新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行することができず、当該条項を改正（変更）せざるを得ない場合の対応はどのようにすればいいでしょうか。

答

1 御質問のような場合には、特例財団法人の定款（寄附行為）の定め方や機関設計に従い、次の三つの方法のうち、いずれかの方法により当該条項を変更することができるものと考えられます（考え方）。

2 一つ目の方法は、評議員を設置しない特例財団法人のうち、定款（寄附行為）の中に、「定款（寄附行為）の変更に関する定め」がある特例財団法人が選択することができる方法です。

この場合は、その定めに従って、「特定の条項の変更を禁止する」旨の規定を削除又は変更するとともに当該条項を新制度に適合させる内容に変更する定款変更の手続を行い、主務官庁の認可を受けることとなります（整備法第94条第1項、第2項及び第6項）。

3 二つ目の方法は、評議員を設置しない特例財団法人のうち、定款（寄附行為）の中に、「定款（寄附行為）の変更に関する定め」がない特例財団法人が選択することができる方法です。

この場合は、まず、理事が定める手続に従って、「定款の変更に関する定め」を設ける定款の変更をすることになります。その上で、新たな「定款の変更に関する定め」に従い、「特定の条項の変更を禁止する」旨の規定を削除又は変更するとともに当該条項を新制度に適合させる内容に変更する定款の変更をすることとなります。この場合には、いずれの定款の変更についても主務官庁の認可を受ける必要があります（整備法第94条第1項、第3項及び第6項）。

4 三つ目の方法は、新制度における評議員を設置した特例財団法人が選択することができる方法です。

この場合は、新制度における評議員会で、「特定の条項の変更を禁止する」旨の規定を削除又は変更するとともに当該条項を新制度に適合させる内容に変更する旨の決議をした上で（一般社団・財団法人法第200条第1項本文、第189条第2項第3号）、主務官庁の認可を受けることとなります（整備法第94条第6項）。

5 仮に、変更が禁止されている「特定の条項」が、「目的」のように一般社団・財団法人法第200条第1項ただし書において原則として変更することができないとされている事項であったとしても、上記の方法のいずれかにより、定款の定めを変更することができます。

なお、(考え方)に記載したとおり、三つ目の方法の場合には、まず「目的」や「評議員の選任及び解任の方法」についても「評議員会の決議によって変更することができる」旨を定款に定めた上で、当該条項を変更することとなります（整備法第94条第4項において読み替えて適用する一般社団・財団法人法第200条第2項）。

(考え方)

新制度（一般社団・財団法人法）では、定款は評議員会の特別決議で変更することができるものの、「目的」と「評議員の選任及び解任の方法」については原則として変更することができないこととされています（一般社団・財団法人法第200条第1項、第189条第2項第3号）。これは、一般財団法人における「目的」と「評議員の選任及び解任の方法」の重要性に配慮した規定ですが、一般社団・財団法人法は、このような重要な事項であっても、例外として、二つの場合に変更することができるとしています。

一つは、設立者が、「評議員会の決議によって変更することができる」と定款に定めた場合で、もう一つは、設立の当時予見することのできなかった特別の事情により「目的」又は「評議員の選任及び解任の方法」についての定款の定めを変更しなければその運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至った場合において裁判所の許可を得たときです（一般社団・財団法人法第200条第2項及び第3項）。

このように、新制度（一般社団・財団法人法）では、「目的」のように極めて重要な事項についての定款の定めであっても、定款に変更することができる旨の定めがあるか、一定の厳しい要件の下で裁判所の許可があればその定めを変更することができることとされています。

他方、現行の財団法人（特例財団法人）が移行の登記をするまでの間に適用される整備法では、特例財団法人のうち、（新制度における）評議員を設置しない特例財団法人の場合には、一般社団・財団法人法の定款変更についての上記の規定（一般社団・財団法人法第200条）は適用されないこととされ（整備法第94条第1項）、（新制度における）評議員を設置した特例財団法人の場合には、一定の厳しい要件の下での裁判所の許可を得て定款を変更する方法（一般社団・財団法人法第200条第3項）の規定が適用されないこととされています（整備法第94条第5項）。

そのため、本文記載のように、特例財団法人の定款（寄附行為）の中に「特定の条項を変更してはならない」旨の規定がある場合であっても、その規定を削除又は変更して当該条項を変更しなければ認定又は認可を受けられず解散しならなくなるよ

うな場合等には、その規定を変更することができます。

具体的には、評議員を設置しない特例財団法人で「定款（寄附行為）の変更に関する定めがある特例財団法人」であればその変更に関する定めに従って当該規定を削除又は変更して当該条項を変更する定款変更の手続を行い主務官庁の認可を受けることにより（整備法第94条第2項）、また、「定款（寄附行為）の変更に関する定めがない特例財団法人」であっても、理事が定める手続に従い法人内部で定款に定款の変更に関する定めを設けることについての決議を行うとともに（整備法第94条第6項により主務官庁の認可が必要です）、新たな定款の変更に関する定めに従い当該規定を削除又は変更する定款の変更（この定款の変更についても整備法第94条第6項により主務官庁の認可が必要です）をすることにより、当該条項を変更することができます（整備法第94条第3項）。

また、（新制度における）評議員を設置した特例財団法人については、評議員会で当該規定を削除又は変更する決議をした上で、主務官庁の認可を得て当該規定を削除又は変更する定款変更をすることができます（一般社団・財団法人法第200条第1項本文、第189条第2項第3号、整備法第94条第6項）。

この場合において、当該条項が「目的」又は「評議員の選任及び解任の方法」の場合には、まず、「目的」や「評議員の選任及び解任の方法」についても「評議員会の決議によって変更することができる」旨を定款に定めた上で、当該条項を変更することとなります（一般社団・財団法人法第200条第1項ただし書、整備法第94条第4項において読み替えて適用する一般社団・財団法人法第200条第2項）。

なお、整備法第102条所定の場合（第118条において準用する場合を含む。）には主務官庁の認可は不要です。

また、移行の登記をした後に「目的」又は「評議員の選任及び解任の方法」の定款の定めを変更する場合には、「目的」や「評議員の選任及び解任の方法」についても「評議員会の決議によって変更することができる」と定款に定めた場合か、一定の厳しい要件の下で裁判所の許可を得た場合に限られますので、移行に当たって特例財団法人が定款の変更方法の定めを設ける場合にはこの点に留意する必要があります（整備法第112条第1項、第122条第1項）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第189条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一・二（略）

三 第二百条の評議員会

四～六 (略)

3・4 (略)

一般社団・財団法人法第 200 条 一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によって、定款を変更することができる。ただし、第 153 条第 1 項第 1 号及び第 8 号に掲げる事項に係る定款の定めについては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、設立者が同項ただし書に規定する定款の定めを評議員会の決議によって変更することができる旨を第 152 条第 1 項又は第 2 項の定款で定めたときは、評議員会の決議によって、前項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。
- 3 一般財団法人は、その設立の当時予見することのできなかった特別の事情により、第一項ただし書に規定する定款の定めを変更しなければその運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至ったときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によって、同項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

整備法第 94 条 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。次項及び第 3 項において同じ。）については、一般社団・財団法人法第二百条の規定は、適用しない。

- 2 その定款に定款の変更に関する定めがある特例財団法人は、当該定めに従い、定款の変更をすることができる。
- 3 その定款に定款の変更に関する定めがない特例財団法人は、理事（清算中の特例財団法人にあっては、清算人）の定めるところにより、定款の変更に関する定めを設ける定款の変更をすることができる。
- 4 評議員設置特例財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第 200 条第 2 項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第 152 条第 1 項又は第 2 項の」とあるのは「旨を」と、「前項ただし書に」とあるのは「同項ただし書に」とする。
- 5 評議員設置特例財団法人については、一般社団・財団法人法第 200 条第 3 項の規定は、適用しない。
- 6 特例財団法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

整備法第 112 条 第 106 条第 1 項の登記をした公益財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第 200 条第 2 項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第 152 条第 1 項又は第 2 項の定款で定めたとき」とあるのは「旨を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次項において「整備法」とい

う。) 第 106 条第 1 項の登記の日以前に定款で定めているとき」と、同条第 3 項中「その設立の」とあるのは「整備法第 106 条第 1 項の登記をした」とする。

整備法第 122 条 前条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項の登記をした一般財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第 200 条第 2 項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第 152 条第 1 項又は第 2 項の定款で定めたとき」とあるのは「旨を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項の登記の日以前に定款で定めているとき」と、同条第 3 項中「その設立の」とあるのは「整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項の登記をした」とする。

問 I－3－⑧（法人の名称、定款の目的の変更）

公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請に当たって法人の名称、定款の目的を変更することは可能でしょうか。

答

- 1 いずれも可能です。
- 2 特例社団法人の場合は、総社員の四分の三以上の同意を得た上で（定款に別段の定めがある場合にはその要件を充足した上で）、主務官庁の認可を受けることにより法人の名称、定款の目的を変更することが可能です（整備法第88条、民法第38条、民法第37条第1号及び第2号参照）。
- 3 特例財団法人の場合は、特例財団法人の定款（寄附行為）の定め方や機関設計に従い、次の三つの方法のうち、いずれかの方法により法人の名称や目的を変更することができます。
 - i 新制度における評議員を設置せず、定款の変更に関する定めがある特例財団法人の場合は、その定めに従い、名称や目的を変更する定款変更を行い、主務官庁の認可を受けます（整備法第94条第1項、第2項及び第6項）。
 - ii 新制度における評議員を設置せず、定款の変更に関する定めがない特例財団法人の場合は、理事が定める手続に従って定款の変更に関する定めを設ける定款の変更を行い、その上で、新たな定款の変更に関する定めに従い、名称や目的を変更する定款変更を行います。いずれの定款の変更についても主務官庁の認可を受ける必要があります（整備法第94条第1項、第3項及び第6項）。
 - iii 新制度における評議員を設置した特例財団法人の場合は、新制度における評議員会の特別決議で名称を変更する定款変更を行います（一般社団・財団法人法第200条第1項本文、第189条第2項第3号）。目的を変更する定款変更を行う場合には、まず、「目的」を「評議員会の決議によって変更することができる」旨を定款に定めた上で、当該条項を変更することとなります（一般社団・財団法人法第200条第1項ただし書、整備法第94条第4項において読み替えて適用する一般社団・財団法人法第200条第2項）。いずれの定款の変更についても主務官庁の認可を受ける必要があります（整備法第94条第6項）。
- 4 なお、移行の登記を停止条件として「定款の変更の案」により定款の変更をすることを前提として認定又は認可の申請をする場合には、主務官庁の認可は不要です（整備法第102条（第118条において準用する場合を含む。））。（注）

(注)

新制度における評議員を設置せず、定款の変更に関する定めがない特例財団法人が、理事が定める手続に従って定款の変更に関する定めを設ける定款の変更を行う場合の当該定款の変更には、主務官庁の認可が必要です（整備法第94条第3項及び第6項）。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第189条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができ
る評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）
以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一・二 (略)

三 第200条の評議員会

四～六 (略)

3・4 (略)

一般社団・財団法人法第200条 一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によつ
て、定款を変更することができる。ただし、第153条第1項第1号及び第8号に掲げ
る事項に係る定款の定めについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、設立者が同項ただし書に規定する定款の定めを
評議員会の決議によって変更することができる旨を第152条第1項又は第2項の定款
で定めたときは、評議員会の決議によって、前項ただし書に規定する定款の定めを変
更することができる。

3 一般財団法人は、その設立の当時予見することのできなかつた特別の事情により、
第一項ただし書に規定する定款の定めを変更しなければその運営の継続が不可能又は
著しく困難となるに至ったときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によって、
同項ただし書に規定する定款の定めを変更することができる。

整備法第88条 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

整備法第94条 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。次項及び第3項におい
て同じ。）については、一般社団・財団法人法第200条の規定は、適用しない。

2 その定款に定款の変更に関する定めがある特例財団法人は、当該定めに従い、定款
の変更をすることができる。

3 その定款に定款の変更に関する定めがない特例財団法人は、理事（清算中の特例財
団法人にあっては、清算人）の定めるところにより、定款の変更に関する定めを設け

る定款の変更をすることができる。

- 4 評議員設置特例財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第 200 条第 2 項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を第 152 条第 1 項又は第 2 項の」とあるのは「旨を」と、「前項ただし書に」とあるのは「同項ただし書に」とする。
- 5 評議員設置特例財団法人については、一般社団・財団法人法第 100 条第 3 項の規定は、適用しない。
- 6 特例財団法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

整備法第 102 条 第 44 条の認定を受けようとする特例民法法人が第 106 条第 1 項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第 100 条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第 118 条 第 102 条の規定は、第 45 条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第 102 条中「第 106 条第 1 項」とあるのは「第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第 100 条各号」とあるのは「第 117 条各号」と読み替えるものとする。

民法第 38 条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

問I-3-⑨（一般法人が公益認定の申請を行う場合の定款審査）

新規に設立した一般社団・財団法人が公益認定を受けようとする場合、定款の内容が「留意事項」に沿ったものである必要はありますか。

答

1 特例民法法人が移行認定又は移行認可を受けるためには、その定款の変更の案の内容が、一般社団・財団法人法等の規定に適合するものであることが必要とされています（整備法第100条第1号、第117条第1号）。

これは、新制度に移行する旧民法34条法人（特例民法法人）に対し、旧制度から大きく変革した新制度の趣旨を徹底させるため、移行に際しては、その定款の内容を行政庁が審査することにより、移行に伴う定款変更等の手続の確実性及びその内容の明確性を確保するとともに、移行に伴う紛争及び不正行為を防止することを図ったものと考えられます。「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（「留意事項」）は、そのような整備法の趣旨を踏まえて作成されたこととされたものです。

2 このように、「留意事項」は、特例民法法人が新制度上の法人に移行する際に特に留意すべき事項を取り上げたものですが、「留意事項」で取り上げられたものの中には、移行に限らず、新制度に基づいて設立される通常の一般社団法人もしくは一般財団法人又は公益社団法人もしくは公益財団法人の組織、運営及び管理についても同様に当てはまる事項が含まれています。

3 そのため、新規に設立された通常の一般社団法人又は一般財団法人が公益認定の申請をする場合においても、「留意事項」に示された考え方及び内容が当てはまるときは、「留意事項」と同様の考え方及び内容に基づいて審査を行うことになると考えられます（注）。

（注）公益法人認定法上、一般社団法人又は一般財団法人は、その定款の内容が法令等に違反しているものであるときは、公益認定を受けることができないこととされています（同法第6条第3号）。

（参照条文）

公益法人認定法第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一・二 （略）

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

四～六 （略）

整備法第 100 条 行政庁は、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人（以下この款及び第百三十三条第二項において「認定申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。

- 一 第百三条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 (略)

整備法第 117 条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

- 一 第百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 (略)

問 I - 3 - ⑩（公告方法）

公告方法は定款（の変更の案）にどのように規定すればいいのでしょうか。

答

1 公告方法は、旧民法法人の定款又は寄附行為においては、必要的記載事項ではありませんでしたが、新制度（一般社団・財団法人法）では、定款の必要的記載事項とされています（一般社団・財団法人法第11条第1項第6号、第153条第1項第9号）（注1）。

2 一般社団・財団法人法では、この公告方法について、

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告
- ④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

のいずれかを定款（の変更の案）で定める必要があるとされています（一般社団・財団法人法第331条第1項、同施行規則第88条第1項）。

その際には、①から④までのいずれか一つの方法を定めることで足りますが、「官報及び〇〇県において発行する〇〇新聞」のように重畳的に定めることも可能です。一方、「官報又は電子公告」のように選択的に定めることはできず、また、「貸借対照表の公告は電子公告、それ以外は官報」のように、公告対象事項を任意に細分化して、各事項につきそれぞれの公告方法を定めることもできないと解されています（注2）。

3 ②の方法を定款で定める場合には、一種又は数種の新聞を特定するか、特定できるように記載するかしなければならず、また、その発行地も特定することが望ましいと考えられています。

4 また、③の方法を公告方法とする旨を定款で定める場合に限り、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、①又は②の方法のいずれかを定款で定めることができます（一般社団・財団法人法第331条第2項）（注3）。

（注1）特例民法法人についても、旧民法法人と同様に定款の必要的記載事項とはされていません（整備法第80条第2項、第89条第2項）。

（注2）①又は②の方法を定款で定める場合には、貸借対照表（大規模一般社団法人又は大規模一般財団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）の公告に代えて、継

続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができます、当該措置（電磁的開示）をとることを定款で規定する必要はありません（一般社団・財団法人法第128条第3項）。

当該措置（電磁的開示）は、電子公告による貸借対照表等の公告と実質上同様のものですが、法令上の「電子公告」（同法第331条第1項第3号）ではありません。そのため、公告方法を①又は②の方法とする法人が、当該措置（電磁的開示）をとることを任意に定款に記載する場合であっても、例えば、「貸借対照表（及び損益計算書）については、一般社団・財団法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。」旨を記載することはできますが、他方で、「貸借対照表（及び損益計算書）の公告については電子公告で行う。」旨を定めることはできません。なお、当該措置（電磁的開示）をとる場合には、具体的なホームページのアドレスを登記する必要があります（同法第301条第2項第15号、第302条第2項第13号、同法施行規則第87条第1項）。

（注3）③以外の方法を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって当該方法による公告をすることができない場合の公告方法を定めることはできません。

また、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、④の方を定めることはできませんので注意が必要です。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第11条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～五 （略）

六 公告方法

七 （略）

2 （略）

一般社団・財団法人法第128条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第三百三十二条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過するまでの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けるこ

とができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

一般社団・財団法人法第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～八 (略)

九 公告方法

十 (略)

2・3 (略)

一般社団・財団法人法第 301 条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一・二 (略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～十四 (略)

十五 第百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

十六 公告方法

十七 前号の公告方法が電子公告（第三百三十二条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十五号において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

ロ 第三百三十二条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

一般社団・財団法人法第 302 条 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一～十二

十三 第百九十九条において準用する第百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

十四 公告方法

十五 前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

□ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

一般社団・財団法人法第 331 条 一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをとる方法をいう。以下同じ。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法
- 2 一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

一般社団・財団法人法施行規則第 87 条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

- 一 法第三百一条第二項第十五号 法第百二十八条第三項の規定による措置
 - 二 法第三百一条第二項第十七号イ 一般社団法人が行う電子公告
 - 三 法第三百二条第二項第十三号 法第百九十九条において準用する法第百二十八条第三項の規定による措置
 - 四 法第三百二条第二項第十五号イ 一般財団法人が行う電子公告
- 2 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、当該各号に定める規定に掲げる事項であって、決算公告（法第百二十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。
- 一 法第三百一条第二項第十七号 同号イ
 - 二 法第三百二条第二項第十五号 同号イ

一般社団・財団法人法施行規則第 88 条 法第三百三十一條第一項第四号に規定する措置として法務省令で定める方法は、当該一般社団法人等の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

2 (略)

整備法第 80 条 (略)

2 特例社団法人については、一般社団・財団法人法第十一條第一項第六号及び第七号の規定は、適用しない。

3～5 (略)

整備法第 89 条 (略)

2 特例財団法人については、一般社団・財団法人法第百五十三条第一項第八号から第十号までの規定は、適用しない。

3～7 (略)

問Ⅰ-3-⑪（定款の変更の案の作成）

定款の変更の案を作成する際に、気を付けた方がいいことはありますか。

答

- 1 新制度においては、主務官庁制を廃止して、一般社団・財団法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することができる準則主義を採用するにあたり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていくよう、法律でガバナンスに関する様々な事項が明確に定められました。定款の変更の案の作成については、これらの一般社団・財団法人法の規律を踏まえて行っていただく必要があります。
- 2 内閣府では、定款の変更の案を作成するに当たって特に留意していただきたい事項について、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会）を決定し、公表しています。
また、定款の変更の案の定めの例やその解説を、「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内」として公表しています。
- 3 新制度において各法人が目指すガバナンスの在り方は、法人の設立の経緯や、事業の内容、規模等に応じて様々であり、また、定款の変更の案を作成するに当たって参考すべき関係法令の規定やFAQ等は多岐にわたることから、窓口相談等でも、定款の変更の案について毎日多数のご質問をいただいているところです。

そこで、上記の「留意事項」で取り扱っている事項以外で、特にお問い合わせの多い点や、注意していただきたい点について、考え方や、①法令、②公益認定等ガイドライン、③FAQ等のどこを参照したらいいかなどを、別紙のとおり取りまとめましたのでご参照ください。

(別 紙)

1 定款の記載事項

- (問) 定款に必ず記載しなければいけない事項はありますか。
- (答) 定款の記載事項の種類や内容については、「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内」の冒頭の＜凡例＞に記載していますのでご参照ください。また、以下のFAQ等でも説明しています。
- (1) 「設立時社員の氏名又は名称及び住所」、「設立者の氏名又は名称及び住所」などの取扱いについては、問I-3-③、問I-3-④で説明しています。
 - (2) 新制度では、「公告方法」が、定款の必要的記載事項とされていますが、その記載方法について、問I-3-⑩で詳しく説明しています。
 - (3) 「事業年度」については、通常の事業年度の定め以外に、移行の登記をした際に、その前後で事業年度を区分する旨の定めが必要となります（整備法規則第2条）。
 - (4) 移行と同時に代表理事又は会計監査人を置く場合には、氏名を定款に直接記載することが必要となります（問II-3-①②）。
 - (5) 旧民法では、「事務所」が必要的記載事項とされていましたが、一般社団・財団法人法では、「主たる事務所」が必要的記載事項とされていますので、定款の変更の案には「主たる事務所」として記載してください（旧民法第37条第3号、一般社団・財団法人法第11条第1項第3号、第153条第1項第3号）。

2 法人の名称、目的

- (問) 移行の際に、定款の変更の案で、法人の名称、目的（法人が行う事業）を変更することはできますか。

(答)

- 1 いずれも可能です（問I-3-⑧）。
- 2 法人の名称を変更する場合、関係法令等により、法人の名称に用いることができない文字等があります（例えば、括弧「()」など。）ので、必要に応じて行政庁にご相談ください。
- 3 定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますので、明確かつ具体的に定めていただく必要がありますが、会計上又は申請書類の事業のまとめ方と定款上の事業の記載との対応関係が明らかとなるのであれば、必ずしも個別（1対1）に対応している必要はあります

せん（公益認定等ガイドライン I-1、問VIII-1-④、問VIII-2-②）。

3 社員

（問）社員の資格の得喪の定め方について気を付けた方がいいことはありますか。

（答）

1 公益法人は、社員の資格の得喪に関して、法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものでなければなりません（公益認定等ガイドライン I-13、問II-1-①、問IV-3-②-①②）

2 社員の資格の得喪に関する規定は、一般社団・財団法人法上の必要的記載事項ですので、その実質的内容の根幹となる部分については、必ず定款に定めておいてください。

例えば、定款には、単に「法人の目的に賛同した者」や「社員総会で定めた基準に適合する者」とのみ記載し、下位規則等で「〇〇の資格を有すること」といったような実質的な要件を定めるのは、適当でないと考えられます（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号）。

4 社員総会、評議員会

（問）これまで、社員総会の定足数を、社員の過半数とし、出席社員の3分の2以上の賛成により、定款の変更ができることとしていたのですが、新制度でも同様の運用をすることができますか。

（答）旧民法では、定款の変更には、総社員の4分の3以上の同意が必要とされていましたが、定款で別段の定めを置くこともできることとされていました（旧民法第38条）。

一方、新制度では、定款の変更や合併契約の承認等には、社員総会又は評議員会の特別決議が必要であり、社員総会の場合には、総社員の半数以上が賛成し、かつ、賛成の社員が有する議決権が総社員の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上である必要があります、また、評議員会の場合には、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成が必要となります（一般社団・財団法人法第49条第2項、第189条第2項）。

したがって、定款の変更等について、お示しのような決議要件を定款に定めることはできません。

(問) 社員総会、評議員会の議事録への記名押印について、一般社団・財団法人法上の決まりはありますか。

(答) 一般社団・財団法人法及び同法施行規則では、社員総会及び評議員会の議事録への記名押印は、特に必要とされていませんが、問Ⅱ-7-⑤で詳しく説明していますので、こちらをご参照ください。

(問) 今まで通り、不正があった場合に、監事が社員総会を招集することができる旨の規定を定款に置くことはできますか。

(答)

- 1 一般社団・財団法人法では、監事が社員総会又は評議員会を招集することはできません（一般社団・財団法人法第36条3項、第179条第3項）。
- 2 旧民法では、監事は、業務の執行等について、法令又は定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告することとされ、この報告をするために必要があるときは、総会を招集することとされました。新制度では、理事が不正の行為をしたなどの場合、監事は、理事会（理事会を設置していない一般社団法人の場合は理事）に報告することとされ、当該報告のために理事会の招集を請求したにもかかわらず、招集がなされない場合には、自ら理事会を招集することができることとされています（旧民法第59条、一般社団・財団法人法第100条、第101条）。

(問) 社員総会における議決権の代理行使を制限することはできますか。

(答) 旧民法では、議決権の代理行使について定款で別段の定めをすることができるとされており、議決権の代理行使を禁じたり、「やむを得ない事由がある場合」に限定したりすることもできると解されていました（旧民法第65条）。

一方、一般社団・財団法人法には、定款で別段の定めをできる旨の規定は置かれておらず、合理的な理由なく、議決権の代理行使を制限する定款の定めについては、無効と解される場合があります（問Ⅱ-7-④）。

(問) 社員総会（評議員会）で決議できる事項は、招集の際に理事会においてあらかじめ定めたものに限られるのですか。

(答) 理事会を設置していない一般社団法人を除き、原則として、社員総会は、あらかじめ定められた「社員総会の目的である事項」（議題）以外の事項に

については、決議をすることができません。

ただし、議案については、このような制限はなく、あらかじめ定められた「社員総会の目的である事項」（議題）の範囲内であれば、社員が、社員総会の議場において、議案を提出することもできます（評議員会の場合も同様です。一般社団・財団法人法第44条、第49条第3項、第185条、第189条第4項。）。

5 役員等

（問）移行の際に、理事や監事の任期を変更する必要はあるのでしょうか。

（答）新制度では、一般社団・財団法人法に理事、監事及び評議員の任期についての規定が置かれており、定款に任期を定める場合には、法定の任期の範囲内で定めていただく必要があります。

（1）理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の定めは適当ではないと考えられます（問Ⅱ-4-④）。

（2）増員された評議員又は監事の任期を、現任者の残任期間とすることにより、法定の任期の下限を超えて任期を短縮することはできません。一方で、補欠の評議員、理事又は監事の任期を前任者の残任期間としたり、増員された理事の任期を現任者の残任期間とすることは可能ですが（問Ⅱ-1-②、一般社団・財団法人法第66条、第67条、第174条）

（3）多くの特例民法法人では、定款において「役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。」といった定めを置くことにより、後任者が就任しない場合には任期を伸長することとしていました。

新制度では、定款で定めた役員の員数が欠けた場合などには、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有することとされていますが、これ以外の場合に、後任者が就任しないことをもって、職務を行わせることは、法定の任期の上限を超えて任期を伸長することになり、適当ではないと考えられます（評議員の場合も同様です。一般社団・財団法人法第75条、第175条）。

（4）この他、移行をまたぐ任期の取扱いや、移行の登記を停止条件として役員が交代する場合の任期の取扱いなどについて、問Ⅱ-4-①～⑦で詳しく説明していますので、ご参照ください。

（問）移行後に会計監査人を置くかどうかまだ検討中なので、どちらにでも対

応できるよう、定款の変更の案では、「会計監査人を置くことができる。」といった定めにしておいても差し支えないでしょうか。

(答) 会計監査人の設置、一般社団法人における理事会、監事の設置については、相対的記載事項（定款の定めがなければその効力を生じない事項）であり、設置するかどうかが明らかにならない定め方はできません（一般社団・財団法人法第60条第2項、第170条第2項）。

(問) 役員の資格を制限することはできますか。

(答) 例えば、一般社団法人の定款において、理事又は監事の資格を「社員に限る。」こともできます（問Ⅱ-1-①）。

ただし、定款による役員の資格の制限は、不合理なものであってはならないと解されており、例えば、「社員総会は、〇〇協会の事務局長の地位にある者を理事に選任する。」、「理事は、設立者が指名した者の中から評議員会で選任する。」などと定めて、社員総会又は評議員会以外の者（機関）に事実上の決定権（拒否権）を与えることはできません（留意事項Ⅱ-5）。

(問) 役員の報酬等については、どのように定めればいいでしょうか。

(答) 役員の報酬等については、問V-6-①～⑤で詳しく説明していますので、ご参照ください。特に、定款又は社員総会（評議員会）の決議によって監事の報酬等の総額のみを定めた場合、各監事の報酬等は、当該総額の範囲内で、監事の協議によって定めることとされており、理事（又は理事会）が決定することはできない点に注意が必要です（問V-6-⑤）。

(問) 理事の権限を定款に記載する際に気を付けなければいけないことがありますか。

(答)

1 旧民法では、理事は、法人のすべての事務について法人を代表することとされていましたが、新制度においては、（理事会を設置していない一般社団法人を除き、）代表理事が法人を代表し、代表理事及び理事会の決議によって業務を執行する理事として選定された業務執行理事が、法人の業務を執行することとされており、その他の理事は、理事会への出席等を通じて法人運営に関与することとなります。したがって、例えば、上記の代表理事及び業務執行理事以外の理事が「業務を執行する」旨の定款の定めは適当でないと考えられます（旧民法第53条第1項、一般社団・財団法人法第77条、第91条第1項）。

2 重要な使用人の選任及び解任などの法人の重要な業務執行の決定については、理事や法律上の機関でない任意の機関に決定を委任することができないこととされています。したがって、例えば、代表理事が、理事会の決議によらずに、重要な使用人に該当する者の選任及び解任を行う旨を定款で定めることはできません（問Ⅲ-1-②、一般社団・財団法人法第90条第4項）。

（問）新制度において、代表理事に事故があった場合に、他の代表理事でない理事に職務を代行させることはできますか。

（答）「代表理事に事故があった場合に、代表理事があらかじめ定める順番で理事が代表理事の職務を代行する。」旨の定款の定めについては、理事会の代表理事の選定権限を奪い、（将来の）代表理事の選定を代表理事が行うことと許容するものとなるため無効です（留意事項Ⅱ-7の注3）。

あらかじめ順番を理事会で定めることとする場合であっても、代表理事でない理事が、代表理事の職務を行うことはできませんし、仮に、理事会において代表理事を予選する旨の規定であると解したとしても、「代表理事に事故があった場合」について、どのような場合に該当するのかが不明確で疑義を生ずることとなるなどの問題があり、また、予選については、無制限に許容されるべきものではないと解されることなどから、適当でないと考えられます。

なお、旧民法においては、理事は、法人のすべての事務について法人を代表することとされており、多くの法人では、定款等により各理事の権限の分担等を内部的に定めていましたが、これと同様に、一般社団・財団法人法においても、代表理事を複数名選定し、内部的に権限の分担を定める運用をすることはできます（旧民法第53条第1項、留意事項Ⅱ-7の注4）。

（問）一般財団法人において、評議員会が役員としてふさわしくない行為があったと認めた者を、自由に解任することはできますか。

（答）一般財団法人の理事及び監事は、①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと、のいずれかに該当するときに、評議員会の決議によって解任することができます。

一般社団・財団法人法は、理事及び監事に対する評議員会の適正な監督権限を確保しつつ、評議員会の権限が強大になり過ぎないようにするため、解任事由を限定していると考えられることから、法定の解任事由に該当し

ない場合に、評議員会が役員を解任することができる旨を定款で定めることはできないと解されます（一般社団・財団法人法第176条）。

（問）理事、監事及び評議員の損害賠償責任の免除について定款で定めるに当たって、気を付けなければいけないことはありますか。

（答）理事及び監事の損害賠償責任については、一般社団・財団法人法第112条から第115条（一般財団法人については、第198条において読み替えて準用。）において、①総社員又は総評議員の同意による免除、②社員総会又は評議員会の特別決議による一部免除、③理事会の決議（理事会を設置していない一般社団法人の場合には、理事の過半数の同意）による一部免除、④外部役員との責任限定契約、が定められており、このうち、③と④については、相対的記載事項（定款の定めがなければその効力を生じない事項）です。

一方、評議員の損害賠償責任については、①のみで、②～④は規定されていませんので、注意が必要です。

（注）なお、「公益法人 information」の「関連リンク」に、一般財団法人に読み替えて準用される一般社団法人に関する規定の書き下ろし文へのリンクを掲載していますのでご参照ください。

6 理事会

（問）理事会の決議方法について、これまで通り「可否同数のときは、議長の決するところによる。」旨を定めることはできますか。

（答）従来の民法法人に置かれていた評議員会、理事会は、主務官庁の指導監督や法人の判断により置かれている任意の機関でしたが、新制度の評議員会、理事会は、法律に定める機関となり、決議要件についても、一般社団・財団法人法に定められています。

一般社団・財団法人法においては、特定の理事（評議員）にのみ2個の議決権を与えることとなるような定款の定めは無効と解され、また、仮に、当初の議決に議長が加わらないこととしている場合であっても、当初の議決において、議長たる理事（評議員）を除く出席理事（出席評議員）の過半数の賛成で決議が成立する旨を定めた場合には、一般社団・財団法人法に定められている決議要件を緩和するものとなり、無効であると考えられます（留意事項Ⅱ-8の注2、一般社団・財団法人法第95条第1項、第189条第1項。）。

なお、可否同数の場合について特に定款で定めていなくても、採決に当

たって、議長である理事（評議員）が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権行使することは、基本的に問題ないと考えられます。

(問) 理事会の議事録に記名押印する者について、一般社団・財団法人法上の決まりはありますか。

(答) 理事会の議事録には、出席した理事及び監事の全員が記名押印しなければならないこととされていますが、定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した代表理事と定めることもでき、この場合には、出席した代表理事及び監事の全員が記名押印しなければなりません。問Ⅱ-7-⑤の（注1）で詳しく説明していますので、ご参照ください。

7 財産及び会計

(問) 新制度において、基本財産や不可欠特定財産は、定款にどのような形で定めればいいのでしょうか。

(答) 問VI-3で詳しく説明していますので、ご参照ください。

8 その他

(問) 財団法人の場合に、特に気を付けた方がいいことはありますか。

(答) 一般財団法人は、設立者の定めた目的を実現すべき法人であり、その運営、管理の根幹部分について、設立者の意思が尊重される仕組みとされています。

例えば、一般財団法人の定款における「目的」（法人が行う事業）、「評議員の選任及び解任の方法」については、設立者が設立に際して作成した定款にこれらの事項を変更することができる旨を定めている場合を除き、変更できないこととされています。特例民法法人についても、移行時の定款の変更の案にこれらを定めなければ、特別な事情があって裁判所の許可を得ない限り変更することができなくなりますので、注意が必要です（一般社団・財団法人法第200条、整備法第112条第1項、第122条第1項）。

また、一般財団法人は、一般社団法人の場合とは異なり、設立後に評議員会の決議などの法人の機関の意思決定によって自主的に解散することはできないこととされており、例えば、「この法人は、〇〇のときには、評議員会の決議によって解散することができる。」旨を定款で定めることはできないと考えられます（一般社団・財団法人法第202条）。

(問) 定款の変更の案に、特例民法法人の解散手続きや、移行後の法人の設立総会について定めておく必要はありますか。

(答) 必要ありません。問 I-1-④で詳しく説明していますので、ご参照ください。

問 I - 4 - ① (申請時期)

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の時期は、法人が選択してよいのでしょうか。

答

- 1 一般社団・財団法人法の施行日（平成 20 年 12 月 1 日）に既に設立されている民法法人で新制度の公益法人又は一般社団・財団法人に移行していない法人は、「特例民法法人」として存続します。
- 2 この特例民法法人は、一般社団・財団法人法の施行後 5 年の移行期間（平成 20 年 12 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日まで）内であれば、いつでも公益法人への移行認定（整備法第 44 条）又は一般社団・財団法人への移行認可（同法第 45 条）を受けることができます。したがって、各法人にとって適当な時期を選択し、移行認定・認可の申請をすることになります。もっとも、行政庁の審査期間は、その時の当該行政庁における申請件数、申請法人の事業内容その他の事情によるところが大きいため、法人の見込みどおりの期間で移行認定・認可がなされない場合もあり得ます。また、審査期間は場合によつては長期に及ぶものも想定されます。
- 3 特例民法法人が移行期間内に公益法人又は一般社団・財団法人に移行しなければ、移行期間が満了した時点で解散したものとみなされます（同法第 46 条）。特例民法法人は、移行認定と移行認可の申請を同時に行うことはできませんが（整備法第 99 条第 2 項、同法第 115 条第 2 項）、移行期間の満了の日後において、公益認定の申請に対する処分がされていない場合には、移行認可の申請を行うことができます。
- 4 なお、上記のとおり、原則として移行認定・認可の申請の時期は法人が自由に選択できますが、特例民法法人が合併をした場合は（整備法第 66 条）、合併後存続する法人の財務状況を行政庁が適切に把握できるよう、合併をした事業年度の決算書が社員総会等で承認された後でなければ移行認定・認可の申請ができないこととされています（整備規則第 11 条第 2 項、第 28 条第 1 項）。

問 I - 4 - ② (申請の回数)

移行認定や移行認可を申請して不認定となった場合に、再度申請ができるのでしょうか。申請回数に制限はあるのでしょうか。

答

申請回数に制限はありません。不認定の場合、行政庁より申請者に対し、その理由を包括的に示すことになりますので、申請者は、その理由について検討した上で、移行期間中は何回でも申請することができます。再申請の際に前回の不認定の事実が不利益に取り扱われることはありませんし、公益認定が不認定となった後に移行認可を申請したり、その逆も可能です。

問 I - 4 - ③（申請の順序）

特例民法法人が一旦、一般社団・財団法人に移行した後に、公益認定を申請することはできるのでしょうか。

答

可能です。公益法人認定法に基づき、他の一般社団・財団法人と同じ手続で申請し、同じ基準で審査されます。移行法人の公益目的支出計画（整備法第 119 条）は、公益認定を受けた場合には、認定を受けた日にその実施が完了したものとみなされます（整備法第 132 条）。

問 I - 4 - ④（新規設立一般社団・財団法人の公益認定申請）

新制度の下で公益法人を設立したいが、一般社団・財団法人の設立の登記を行った直後に、公益法人の認定申請を行うことは可能でしょうか。

答

- 1 公益認定の申請は、一般社団・財団法人であれば、その設立の時期にかかわらず行うことが可能です（公益法人認定法第5条柱書）。もっとも、公益認定の申請の際には、法人の成立の日における貸借対照表や財産目録等の書類のほか、申請法人が一般社団・財団法人であることを行政府において確認するため登記事項証明書を提出する必要があります（公益法人認定法施行規則第5条第2項、第3項第1号）、少なくともこれらの書類を作成又は取得した後でないと公益社団・財団法人の認定申請を行うことはできません。
- 2 なお、上記のほか、認定申請には各種書類の提出が必要ですが（公益法人認定法第7条、公益法人認定法施行規則第5条）、設立直後の法人が、事業の実績がないために申請に必要な書類の提出が困難となることはありません。

（注）登記事項証明書については、令和3年7月から、公益認定等総合情報システムが登記情報システムと連携し、電子的に登記情報を受け取ることが可能となつたため、電子申請システムを利用している法人におかれでは、登記事項証明書の添付に代えて、登記情報連携によって登記事項を提出いただくことも可能となります。

問 I - 4 - ⑤ (移行期間終了後の公益認定申請)

特例民法法人が新制度の公益法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請が可能な時期(平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの移行期間)終了後、それまでに設立された一般社団・財団法人が公益認定の申請を行うことは可能でしょうか。

答

- 1 「移行期間」(平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日まで。整備法第 44 条)とは、一般社団・財団法人法の施行日(平成 20 年 12 月 1 日)に既に設立されている民法法人(特例民法法人)が、新制度の公益法人又は一般社団・財団法人に移行するための申請をし、その申請に対する処分(移行認定・認可)を受けることができる期間にすぎません。
- 2 したがって、一般社団・財団法人として新たに設立された法人は、その設立が移行期間中であるか否かにかかわらず、この移行期間終了後も、認定法の規定に従い公益認定の申請を行うことができます。

問 I - 4 - ⑥ (移行期間満了後の申請の取扱い)

特例民法法人が新制度の公益法人への移行の認定申請を行いましたが、5年間（平成20年12月1日から25年11月30日までの移行期間）を過ぎても、行政庁から回答がないことが考えられます。5年経過後に認定不可の回答があった場合には、当該法人は解散になるのでしょうか。

答

- 1 残念ながら、ご質問のとおり5年の経過期間（平成20年12月1日から25年11月30日まで）終了後に行政庁からの回答がなされ、その内容が認定を不可とするものである場合には、当該法人は解散となります。
- 2 ただし、特例民法法人が公益社団・財団法人への移行の認定申請を行い、5年の経過期間が過ぎたにもかかわらず行政庁からの回答がない場合には、併せて、一般社団・財団法人への移行の認可申請を行うことができることとなっています。
- 3 このため、移行の認定申請の結果に不安がある場合には、上記2の手続も併せて活用されることをお勧めします。

(参照条文)

整備法第46条 移行期間内に第44条の認定又は前条の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなす。ただし、第44条の認定又は前条の認可の申請があった場合において、移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、この限りでない。

2 (略)

整備法第116条 前条第2項の規定にかかわらず、第44条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第45条の認可の申請をすることができる。

- 2 前項の規定により第45条の認可の申請があった場合において、第44条の認定をする処分があったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。
- 3 第1項の規定により第45条の認可の申請を受けた行政庁は、第44条の認定の申請の取下げがあった後又は同条の認定をしない処分をした後遅滞なく、第45条の認可の申請に対する審査を開始しなければならない。
- 4 第1項の規定により第45条の認可の申請をした特例民法法人については、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定は、適用しない。
 - 一 第44条の認定の申請を取り下げた場合 第46条第1項本文

二 第44条の認定をしない処分の通知を受けた場合 第110条第1項

問 I－4－⑦（電子申請）

公益認定等に係る手続について、電子申請ができるのでしょうか。

答

- 1 電子申請を可能とするシステム開発を進めています。
- 2 システムでは、「インターネットに接続する環境があれば、いつでも、どこからでも申請ができる。」という一般的なメリットのほか、次のような機能を提供する予定です。
 - ①申請書様式の入力フォーマット
財務関係書類では、数値を入力すれば、結果が自動計算されます。
 - ②申請の手引き
『申請の手引き』^(注)を適宜参照しながら、申請書を作成できるように、『申請の手引き』の該当箇所へのリンクを可能とします。
 - ③簡易な入力チェック
申請書の作成時に、簡易な入力チェックが自動で行われますので、記入ミスなどを防止でき、補正の対応等の手間が省けます。
 - ④処理状況の確認
申請された申請書の処理状況を、いつでも確認することができます。
- 3 公益認定等に係る各種手続については、利便性に優れた電子申請をお奨めします。
- 4 なお、電子申請を利用するためには、法人の名称等の必要事項をあらかじめ入力する手続きが必要となりますが、手続後は、ログインID及びパスワードによる簡易な認証だけで電子申請が利用可能となります。
電子申請を利用するための手続の詳細については、あらためてお知らせします。

(注) 公益認定等に係る申請書等を作成する際の手引きとして利用できるように、申請書等に記載すべき項目、内容及び留意事項等を説明した解説書

問 I－4－⑧（新制度施行直後の申請）

平成 20 年 12 月 1 日の新制度施行後、すぐに移行認定又は移行認可の申請を行なうことはできますか。

答

1 移行認定又は移行認可の申請を行うに当たっては、各法人において、全ての申請書類を揃えた上で、行政庁に申請していただくのが原則ですが、新制度施行後すぐに揃えることが難しい申請書類について、その一部が揃っていない場合（又は一部の記載がなされていない場合）、下記の 2 から 4 までの方法により申請することができることとしています。この場合、各法人においては、当初の申請の後にできるだけ速やかに追加書類を提出するようにしてください。

なお、全ての申請書類が揃わないと審査できない事項があるため、全ての申請書類を揃えた後に申請を行う場合と比べて移行認定又は移行認可の処理がなされる時期が必ずしも早くなるとは限りませんので、ご了承ください。

2 現行の民法法人が、新法に適合するものとするために必要な定款の変更の手続については、通常、新法施行日（平成 20 年 12 月 1 日）以降に行なうことになりますが、施行日より前に行なうことも認められるものと考えられます。

ただし、現行の民法法人が、施行日前に、移行の登記をすることを停止条件として、新制度の代表理事を選定しておくことはできません。

すなわち、移行と同時に（一般社団・財団法人法上の）理事会を設置して最初の代表理事の選定を行おうとする場合には、代表理事の就任予定者の氏名を直接定款の変更の案（の附則）に記載することになりますが、新制度施行前に定款の変更の案の決議を行う場合には、これらを定款の変更の案に記載することができないこととなります。

そこで、このような場合の移行認定又は移行認可の申請に当たっては、定款の変更の案の決議がなされていれば、申請時に代表理事の選定（定款の変更の案への氏名の記載）がなされていなくても、申請自体は可能としています。この場合、申請法人にあっては、当初の申請時には、いずれの理事が代表理事となるかが記載されていない役員等就任予定者の名簿（移行認定の場合のみ。以下同じ。）及び最初の代表理事の氏名が記載されていない定款の変更の案を提出し、その後、代表理事の選定（代表理事の氏名を定款に記載する定款の変更の案の決議）を行った上で、行政庁に対して、代表理事についての記載がなされている役員等就任予定者の名簿及び定款の変更の案、（2 回目の）定款の変更に関し必要な手続を経ていることを証する書類（社員総会、理事会、評議員会の議事録等）を提出するようにしてください。

3 移行と同時に会計監査人を設置する場合についても上記の代表理事の場合と概ね同様の取扱いとなります。この場合には役員等就任予定者の名簿ではなく「会計監査人の氏名又は名称」を記載することとされている申請書類の別紙1（移行認定の場合のみ）を提出していただくこととなります。

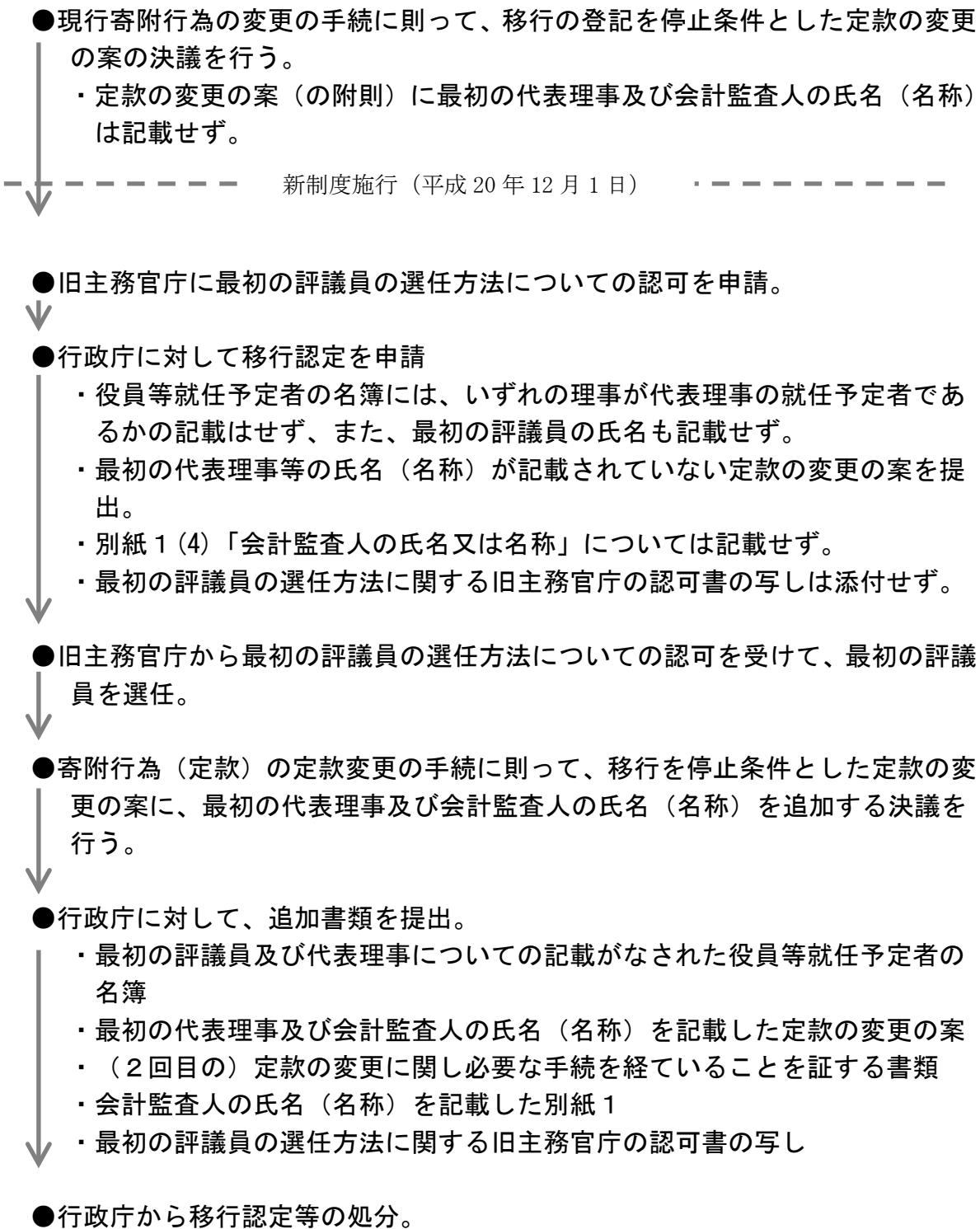
4 また、現行の財団法人にあっては、施行日以後に最初の評議員の選任方法について、旧主務官庁の認可を受けることになります（整備法第92条）、申請時に旧主務官庁の認可をまだ受けておらず、最初の評議員の選任がなされていなくても、申請自体は可能です。

この場合、申請法人にあっては、当初の申請時には、最初の評議員の氏名が記載されていない役員等就任予定者の名簿を提出し、その後、旧主務官庁の認可を受けて最初の評議員の選任を行った上で、最初の評議員の氏名が記載された役員等就任予定者の名簿、最初の評議員の選任方法に関する旧主務官庁の認可書の写しを提出するようにしてください。

（問I－2－③、問II－1－⑤、問II－3－①参照）

<新制度施行直後に申請する場合の手続の流れの一例>

(注) 移行と同時に評議員、評議員会、代表理事及び会計監査人を設置しようとする旧民法法人（財団法人）が新制度施行直後に移行認定を申請する場合の例



問 I－5－①（申請書類のフォーマット）

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請書類のフォーマットはいつ公表されるのでしょうか。

答

- 1 移行認定及び移行認可に係る申請書類の様式は、ホームページ上で公表しています。
- 2 なお、新規の公益認定に係る申請書類の様式と、これらの記載方法等について解説した『申請の手引き』についても公表しておりますのでご活用ください。

→最新版については、<https://www.koeki-info.go.jp/>を御覧下さい。

問 I - 5 - ② (移行申請書類に表記する役員等)

特例民法法人が公益法人への移行認定や一般社団・財団法人への移行認可を申請する場合の、代表者名、申請時の理事等の定め方、申請中に理事が交代した場合の後任の選任等、移行に際しての役員等についてはどのように定めればいいのでしょうか。

答

- 1 理事や監事といった役員についてはこれまで民法に規定がありましたが、理事会や評議員などの定款又は寄附行為によって多くの法人で置かれていた機関については、法律上の規定がありませんでした。一般社団・財団法人法では、理事会が法人の業務執行の決定等を行う機関として、代表理事が法人を代表して業務を執行する理事として、また一般財団法人にあっては評議員や評議員会が理事の選任等をする機関としてそれぞれ法定されました。移行認定や移行認可の申請に当たっては、一般社団・財団法人法の規定に従い、定款の変更の案にこれらの機関を置く旨を定めが必要となります（一般社団・財団法人法第 90 条）。
- 2 公益法人は必ず理事会を置かなければならないため（公益法人認定法第 5 条第 14 号ハ）、特例民法法人が移行認定を申請する場合は、最初の代表理事を選定する必要があります。代表理事は原則として理事会で選定しますが（一般社団・財団法人法第 90 条第 3 項）、移行と同時に理事会等の機関を置く場合は、代表理事も同時に置かなければならないため、通常の方法のように理事会で選定することができません。したがって、最初の代表理事については、例外的に、定款の変更の案の附則に就任予定者の氏名を記載する方法により選定することになります。
なお、特例社団法人が移行認可の申請をする場合で移行に際して理事会を置かない場合は、代表理事を置く必要はありませんので、上記のような対応は不要です。
- 3 一方、移行認定や移行認可の申請に先立って理事会等の機関を置く場合は（整備法第 91 条）、その旨の定款変更をした後、その変更の登記までの間に理事会を開催し、最初の代表理事を理事会において選定することになります。なお、この場合の定款変更は、旧主務官庁の認可を受けて行うことになります（整備法第 88 条、第 94 条第 6 項、民法第 38 条）。
- 4 移行認定の申請に当たっては、移行後に役員等（理事、監事、評議員）に就任する予定の者を決めて、その名簿を提出する必要があります（整備法

施行規則第 11 条第 3 項第 2 号)、通常は申請時の役員等か、申請後、認定を受けるまでの間に任期満了により退任が想定される者がいる場合にはその後任者を名簿に記載することになります。この際、移行の登記の時点から役員等に選任したい候補者がいる場合は、移行の登記を停止条件として選任することも可能です。なお、申請中に何らかの事情で理事の交代があった場合は、その後任は従来の方法により選任することになります。この場合は、遅滞なく、行政庁に対してその旨の届出が必要です。

問 I - 6 - ① (審査に要する時間)

公益認定、移行認定・認可を申請してから、どれ位の時間で認定を受けられるのでしょうか。

答

申請を受け付けた行政庁において、その時にどの程度の件数を抱えているかによりますが、行政機関への意見聴取等の手続が必要なことから、少なくとも数ヶ月はかかるものとお考え下さい。

問 I - 7 - ① (財団法人における移行時の純資産)

特例財団法人が公益法人への移行認定、一般社団・財団法人への移行認可を申請する場合、法人の純資産が 300 万円に満たなくても認定、認可を受けられるのでしょうか。債務超過の場合はどうなのでしょうか。

答

- 1 純資産額が 300 万円に満たない場合であっても移行認定・認可の申請をすることは可能です。しかし、認定・認可を受けた後の事業年度において 2 期連続して純資産額が 300 万円未満となった場合には解散事由となります（一般社団・財団法人法第 202 条第 2 項）。
- 2 ただし債務超過にある法人が公益法人への移行認定を申請する場合には、申請時に「経理的基礎を有すること」が認定基準としてあり（公益法人認定法第 5 条第 2 号、公益認定等ガイドライン I 2 (1)）、法人の財務状態を確認することとしていますので、債務超過の法人は本基準を満たさないと判断されることになるでしょう。

問 I - 8 - ① (現在の主務官庁との関係)

現在の主務官庁や許認可等を受けている官庁との関係は、今後どうなるのでしょうか。

答

- 1 新制度では、従来の主務官庁による指導・監督の体制が廃止され、内閣総理大臣又は都道府県知事が行政庁となります（公益法人認定法第3条）、ただし、特例民法法人は、移行認定又は移行認可を受けて公益法人又は一般社団・財団法人になるまでは、指導監督基準その他の規則等に従い、従来どおり現在の主務官庁の指導監督に服することになります。
- 2 一方、新制度への移行後の許認可等行政機関との関係については、基本的には従来どおりの指導・監督関係が継続されることが想定されますが、具体的な取扱いについては各許認可等機関に個別にご相談ください。
- 3 なお、行政庁は、公益法人への移行認定に当たっては、旧主務官庁及び許認可等行政機関の意見を聞くものとされており（整備法第104条）、また一般社団・財団法人への移行認可に当たっては、必要に応じ旧主務官庁の意見を聞くこととなっています（整備法第120条第4項）。このように、移行認定又は移行認可の審査に当たっては、主務官庁や許認可等を受けている官庁による指導監督の状況が、定められた意見聴取の手続きを経て行政庁に集められることとなります。

問 I－8－②（現在の主務官庁との関係）

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請を行うに当たって、定款の変更の案や移行の手続、申請書類等について現在の主務官庁が指導・指示を行うのでしょうか。

答

- 1 現在の公益法人の主務官庁は、平成 20 年 12 月 1 日以降旧主務官庁として引き続き特例民法法人の指導・監督を行うこととなります（整備法第 95 条、第 96 条）。
- 2 しかし、特例民法法人が新制度の法人に移行するための認定・認可の申請に当たって行う定款の変更については、旧主務官庁の許可を要しないこととされています（整備法第 102 条、第 118 条）。また、申請書類について、旧主務官庁を経由して行う等の規定は置かれていません。
- 3 したがって、法的には、定款の変更の案や移行の手続、申請書類等については、現在の主務官庁が指導・指示を行うことにはなりませんが、新制度の法人に移行した後も、法人が行う事業について旧主務官庁との関係が継続する場合が多いと考えられること、移行認定・認可に当たって旧主務官庁の意見を聞く場合がある（整備法第 104 条第 2 項（旧主務官庁の監督上の命令への違反の有無等）、第 120 条第 4 項（公益目的支出計画が適正で確実に実施されるかどうかの確認等））ことから、旧主務官庁と必要に応じて相談しつつ移行の手續を進めていくことが必要だと考えます。

（参照条文）

整備法第 95 条 特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算結了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

整備法第 96 条 前条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関（以下この節において「旧主務官庁」という。）は、特例民法法人がその目的以外の事業をし、若しくは設立の許可若しくは旧民法施行法第 19 条第 2 項の認可を受けた条件若しくは旧主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合又は特例民法法人が移行期間の満了の日までに第 109 条第 1 項の規定により第 44 条の認定を取り消された場合若しくは第 131 条第 1 項の規定若しくは同条第 2 項において読み替えて準用する第 109 条第 1 項の規定により第 45 条の認可を取り消された場合におい

て、必要があると認めるときは、当該特例民法法人に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 旧主務官庁は、特例民法法人が前項の規定による命令に違反した場合又は当該命令をしてもその改善を期待することができないことが明らかな場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないときは、当該特例民法法人の解散を命ずることができる。特例民法法人が正当な理由がないのに引き続き3年（施行日前の期間を含む。）以上その事業を休止したときも、同様とする。

3・4 （略）

整備法第102条 第44条の認定を受けようとする特例民法法人が第106条第1項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第118条 第102条の規定は、第45条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第102条中「第106条第1項」とあるのは「第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第100条各号」とあるのは「第117条各号」と読み替えるものとする。

整備法第104条第2項 行政庁は、第44条の認定をしようとするときは、第101条第1項において準用する公益法人認定法第6条第3号の規定及び第101条第2項に規定する事由の有無について、旧主務官庁の意見を聞くものとする。

整備法第120条第4項 行政庁は、認可申請法人が作成した公益目的支出計画が第117条第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断するために必要な場合には、当該認可申請法人の事業活動の内容について、旧主務官庁の意見を聞くものとする。

問 I—9—①（公益認定申請先行政庁）

公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。

答

- 1 公益法人認定法施行前のいわゆる主務官庁制においては、主務官庁の裁量により公益性の判断等に差が生じ、不透明になりうること、法人の目的・事業によっては主務官庁が確定するまでに多大な労力や時間を要すること等の問題点が指摘されていました。
- 2 公益法人認定法施行後の公益法人制度では、所管の行政庁は法人及び行政庁の双方にとって外形的に判断できる基準が望ましいとの考え方の下、法人の事務所が所在する場所と事業を行う地理的範囲とに着目して、内閣総理大臣か都道府県知事かの所管を定めることとしています（公益法人認定法第3条）。
- 3 具体的には、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。
- 4 この場合において、法人の事務所や事業を行う地理的範囲の意義については次のような考え方に基づきます。
(1) 事務所の意義
法人登記では、主たる事務所の所在地において、主たる事務所及び従たる事務所を登記することとなっていますので（一般社団・財団法人法第301条第2項第3号、第302条第2項第3号）、従たる事務所が他の都道府県に設置されているかどうかは、法人登記の記載に基づき判断します。定款、事業報告、パンフレット、ホームページ等において、支部、駐在所、その他の施設等の記載がある場合でも、所管を決定する際の判断基準とはしません。また、登記上の従たる事務所が事業の拠点としての実質を備えていない場合（例えば単なる倉庫程度）に限って、その旨の説明を付していただくことによって、従たる事務所を設けていないものとして申請することができます。なお、海外の事務所は法人登記の対象ではないので、所管の行政庁に係る判断の材料にはなりません。（補足）

(補足) 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）による改正により、従たる事務所の所在地における登記に関する一般社団・財団法人法の規定（一般社団・財団法人法第 312 条等）が削除されます（令和 4 年 9 月 1 日施行）が、主たる事務所の所在地において、主たる事務所及び従たる事務所の登記が必要とされている点（一般社団・財団法人法第 301 条第 2 項第 3 号、第 302 条第 2 項第 3 号）については、上記の改正後も変更はありません。

(2) 事業を行う地理的範囲の意義

事務所が一の都道府県の区域内だけにとどまる場合であっても、例えば芸術団体で他の都道府県でも興行している法人、学術団体や産業団体で他の都道府県からも幅広く社員、会員を組織し、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るなど、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない法人は、2 以上の都道府県において事業を実施するものと考えられますので、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めるようにして下さい。

一方で、公益目的事業を 2 以上の都道府県で行う定款の定めのある法人について、当該定めが実態を伴わない場合には^(注)、実態に合わせた申請の指導を行います。

(注) ネットワークを通じて他の都道府県の居住者もアクセスが可能である情報提供事業、他の都道府県の居住者も購入が可能な物品頒布事業、他の都道府県の居住者も来場し又は利用が可能な展示又は施設運営事業など、事業の受益者が他の都道府県に存在していても、法人自らが県境を越えて他の都道府県で事業を実施しているとは評価されない場合、法人の事業計画書の内容等から他の都道府県で事業を行わないことが明白である場合、他の都道府県における事業が単発的であったり不確定であったりする場合、他の都道府県において共催事業を行うとしても共催の実態がない場合などが考えられます。海外も含めて事業区域を定めている法人についても同様の考え方で判断します。

(参照条文)

公益法人認定法第 3 条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

- 一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣とする。
 - イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
 - ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの

問 I - 9 - ②（公益認定申請先行政庁）

現在は主務官庁が県知事なのですが、他の県にも事務所があります。新制度では公益認定の申請先は内閣総理大臣になってしまうのでしょうか。

答

- 1 新たな公益法人制度では、外形的に判断される基準により、所管の行政庁を定めることとしており（公益法人認定法第3条）、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するか、②公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が申請先となります。
- 2 事務所は法人の活動にとって拠点となるものであり、法人登記において、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所は登記事項となっています（一般社団・財団法人法第301条第2項第3号）。
- 3 お尋ねの件については、登記された主たる事務所及び従たる事務所が2以上の都道府県の区域内にわたるか否かにより判断されます。したがって他県の事務所が、貴法人の事業の活動拠点としての実質を備え、法人登記において従たる事務所として登記されているものであれば、申請先は内閣総理大臣となります。

（参照条文）

公益法人認定法第3条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

- 一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣
 - イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
 - ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの
- 二（略）

一般社団・財団法人法第11条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～二（略）

三 主たる事務所の所在地

四～七（略）

2（略）

一般社団・財団法人法第301条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在

地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一～二（略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～二（略）

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四～十五（略）

問 I - 9 - ③（公益目的事業の実施区域の定め方）

定款で公益目的事業の実施区域を定める場合には、どのように定めればいいのでしょうか。

答

1 新たな公益法人制度では、外形的に判断される基準により、所管の行政庁を定めることとしており（公益法人認定法第3条）、公益目的事業の実施区域に着目すると、2以上の都道府県の区域内において公益目的事業を実施することを定款で定める法人の申請先は内閣総理大臣、これ以外の法人の申請先は事業を実施する都道府県知事となっています（公益法人認定法第3条1号口）。

2 法人が行う公益目的事業の実施区域についての定めは定款の必要的記載事項ではありませんが（一般社団・財団法人法第11条参照）^(注)、上述のとおり定款上の事業の実施区域の定めによって申請先が異なってきますので、定款において明らかにしておくのが望ましいでしょう。

（注）定款の必要的記載事項とは、その全てを定款に記載しなければならない事項であり、一つでも記載を欠くと定款の効力が生じないというもの。

3 公益目的事業の実施区域の定め方の例としては、事業を定める部分において、「前条（前項）の事業は＜例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例4：〇〇市、例5：本邦及び海外＞において行うものとする。」といった記載が考えられます。

4 なお、定款上の記載にかかわらず、公益目的事業の実施の実態が伴わなかったり不明確であったりするときには、実態に応じた申請を指導することができますので、ご承知置き下さい。例えば、単発的に実施する事業や時期又は場所の見通しが立っていない事業についての事業区域に他県も含めている場合には、行政庁を決める際には原則として、2以上の都道府県について定めがあるものとはみなされません。共催事業等について共催等の名義貸しのみであったり、申請時に事業計画書等の提出書類から当該区域において事業を行わないことが明白であったりする場合も同様です。また、事後的にそのような状況が確認されれば、実態に沿うよう公益目的事業の変更の認定（公益法人認定法第11条第1項）を申請するよう指導することを通じて、行政庁の変更がなされることも考えられます。

問 I - 9 - ④ (公益認定申請先行政庁による審査基準の違い)

公益認定の申請先が国か都道府県かで、審査基準に違いがあるのでしょうか。

答

1 新たな公益法人制度では、主務官庁制を廃止し、法人を所管する行政庁については、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める公益法人の所管は内閣総理大臣とし、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県知事の所管とするよう、内閣総理大臣と都道府県知事の分担について定めをおいています（公益法人認定法第3条）。

2 公益認定については、公益法人認定法が認定の要件を詳細に法定するとともに、国及び都道府県の全行政庁が公益認定等ガイドライン（注）を審査基準としています。申請法人についての具体的な認定の判断は、内閣府又は都道府県に置かれる民間有識者から成る合議制の機関（内閣府の場合は「公益認定等委員会」）の意見に基づいて行われますが、この点に関しては、制度の運用に当たって、国と都道府県とで重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、国と都道府県の間で相互に緊密な連携を図ることとしています。

（注）「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正）

3 このように、今回の制度改革により、行政庁については、外的的に判断される基準に基づいて内閣総理大臣か都道府県知事かに振り分けられ、同じように民間有識者から成る合議制の判断主体が、同じ審査基準を用いて公益認定等を行っていく仕組みに改められています。したがって、公益認定の申請先が国か都道府県かによって、審査基準に違いがあるわけではありません。

（参照条文）

公益法人認定法第3条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一 次に掲げる公益法人内閣総理大臣

- イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
- ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの
- ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であつて政令で定めるものを行うもの

二 前号に掲げる公益法人以外の公益法人 その事務所が所在する都道府県の知事

問 I - 9 - ⑤ (都道府県による判断の違い)

公益認定の申請先が都道府県である場合、都道府県によって、異なる公益認定の判断が行われる可能性はないのでしょうか。

答

1 旧制度の下では、公益法人の設立許可要件について、民法の条文上は詳細な規定がなく、主務官庁の裁量に委ねられる部分が多くありました。これに対して、新制度の下では、公益認定法上に、公益認定の要件について詳細な基準が法定されています（公益認定法第5条各号）。

2 もとより、各都道府県における個々の事案の判断については、条例で設置される民間有識者から成る合議制の機関が事案の内容を審査し、その判断が尊重されることとなります。しかしながら、合議制の機関については、政令が定める組織及び運営の基準に従い設置されるものであり、また、全都道府県を通じて、同じ審査基準（注）が採用されています。

加えて、制度の運用に当たっては、国と都道府県の間又は都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、国と各都道府県の間で相互に緊密な連携を図っていくこととしています。

（注）「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正）

3 さらに、地域間の均衡を図るために必要がある場合には、内閣総理大臣は、都道府県知事に対して勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置を行うことを指示することができるとされています（公益法人認定法第60条）。

内閣総理大臣によるこの指示権は、地域間で認定制度の運用に許容し難い著しい格差が生じ、制度に対する信頼や公平が損なわれること等を回避するための例外的な措置です。しかしながら、こうした事後のは正措置の規定も含めて、上述のとおり同一の法令と同一の審査基準、同様の判断主体という制度が採用されたことにより、都道府県が違っても、同様の事案について同様の判断が行われていくようにするための制度的な枠組みが設けられています。

（参照条文）

公益法人認定法第60条 内閣総理大臣は、この法律及びこれに基づく命令の規定による事務の実施に関して地域間の均衡を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第28条第1項の勧告若しくは同条第3項の規定による命令又は第29条第2項の規定による公益認定の取消その他の措置を行うことを指示することができる。

問 I - 9 - ⑤の2 (同種・同系列法人についての行政庁間の判断の違い)

同様の事業を行っている同種類似の法人や、全国的な同系列の県単位法人であれば、申請先が国であれ都道府県であれ、またどの都道府県であっても、公益認定について異なる判断結果となることはないと考えてよいのでしょうか。

答

1 公益認定に当たっては、公益法人認定法の定める法定の認定要件の下で、公益認定等ガイドライン（注）という同一の審査基準が各行政庁によって採用されています。また、政令の定める基準に従って設置される民間有識者から成る合議制の機関（国の場合は、公益法人認定法により設置される内閣府公益認定等委員会）という同様の主体が判断を行うという制度が採用されています。

旧制度の下では、公益法人の設立許可要件について民法の条文に詳細な規定がなく、主務官庁の裁量に委ねられる部分が多くあったことに比べると、新制度においては、国及び都道府県を通じて、公益認定の判断に係る共通の枠組みが設けられています。

（注）「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正）

2 ところで、一般に、全国的に同系列の法人であったり、同様の事業を行っている一見したところ同種類似の法人である場合であっても、それぞれが独立の法人格を有し組織として主体的に活動している以上、具体的な活動方針や事業内容に違いがあることが通常ですし、また、各法人の財務状況や人的基盤等も同様とは限りません。さらに、その法人が活動している各地域の社会経済状況の違いから、それぞれの法人が担う当該地域における公益増進への意味合いや寄与度等にも違いがあり得るところでしょう。

各行政庁の合議制の機関は、個別事案について、法令と審査基準に従い、以上のような点を確認しつつ、具体的な審査を行い、判断をしていくことになります。

3 統一的な仕組みと判断基準の下で、合議制の機関に公益認定の審査と判断を委ねている以上、個別具体的の審査に係る判断については、第一義的に各合議制の機関の判断を尊重することになります。もちろん地域間で認定制度の運用に許容し難い著しい格差が生じている場合など、公益法人認定法令等による事務の実施に関して地域間の均衡を図るために必要がある場合には、内閣総理大臣は、都道府県知事に対して勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置を行うことを指示することができます（公益法人認定法第60条）。ただし、これはあくまで例外的な事態に対応するための措置であり、また、事後のは正措置の仕組みであって、直接に公益認定の判断を統一するための

規定ではありません。

この点に関して、国と都道府県の間又は都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、相互に緊密な連携を図っていくこととしています。

問 I - 10 - ①（過去の実績の評価）

長年にわたり公益法人として活動してきましたが、新制度でも公益認定を受けたいと考えています。公益法人への移行認定の審査の際に、このような今までの活動実績は評価されないのでしょうか。

答

- 1 公益認定の基準は、既存、新設を問わず申請法人に対して等しく適用になります。これは公益認定に際し、特に新設の法人を不利に扱わないようになります。
- 2 一方で、現行の公益法人の活動実績を評価する仕組みも設けています。例えば、申請時に過年度の事業報告を提出するとともに（整備法施行規則第11条第3項第8号）、過年度の損益計算書（正味財産増減計算書）の提出があれば、新設法人のように予算の積算根拠の提出までは不要の取扱いをすることとしています。また、例えば経理的基礎を有すること（公益法人認定法第5条第2号）に関して、過去の実績を基に申請書に記載するなど、認定基準を満たすことの説明材料として過去の実績を活用することで、行政庁においても判断がし易くなると考えます。
- 3 さらに、申請法人が許認可等事業を行う場合には許認可等行政機関から、旧主務官庁の監督上の命令違反等の有無について旧主務官庁から、行政庁は意見を聴取しますので（整備法第104条）、その意見聴取を通じて公益法人の活動実績を評価することになります。

問 I－10－②（公益認定等委員会との関係）

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可申請後、公益認定等委員会で申請内容について直接説明できないでしょうか。また、申請が認められなかった場合、直接公益認定等委員会から説明を聞くことは可能でしょうか。

答

- 1 公益認定等委員会における認定・認可の申請の審査は、申請書類を基に行っていくことを想定しています。また、申請書類に記載された事項が認定後の監督の前提になることから、所要の事項が申請書類の中で文書で整理されていることが、法人にとっても、委員会にとっても重要です。法人としての考えも申請書類の中で適切に説明いただきたいと考えます。しかし、申請書類で判断できないことについて、例えば委員会の指示により事務局が法人関係者から説明を伺うことも例外的にあり得ることは否定しません。
- 2 申請が認められなかった場合には、その理由を申請者に対し示すことになります（行政手続法第8条）が、公益認定等委員会から申請者に対して直接説明を行うことは、予定していません。

（参照条文）

公益法人認定法第47条

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

行政手続法第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。（中略）

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするべきは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

問 I－10－③（特例民法法人の法人名等）

平成 20 年 12 月 1 日から一般法人に移行するまでの間は、特例民法法人であると聞いています。特例民法法人である場合の法人の名称や個人の名刺(役職名)は従来の法人のとおりでいいのですか。

答

- 1 特例民法法人の期間中は、従来から使用している法人の名称や個人の名刺(役職名)はそのまま使用することができます。
- 2 現在の公益法人は、平成 20 年 12 月 1 日から一般社団法人・一般財団法人として、存続することになり、基本的には一般社団・一般財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられており、平成 20 年 12 月 1 日の法の施行によりただちに対応しなければならない事項はないようになっています。
- 3 平成 20 年 12 月 1 日以降、現在の公益法人は、法律上は「特例民法法人」となりますが、名称はこれまでどおり「社団法人～」、「財団法人～」でかまいませんし、個人の名刺(役職名)もそのまま使用することができます。

（参考条文）

- 整備法第 42 条 第 40 条第 1 項又は前条第 1 項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって第 106 条第 1 項（第 121 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（以下それぞれ「特例社団法人」又は「特例財団法人」という。）については、一般社団・財団法人法第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。
- 2 特例社団法人又は特例財団法人（以下「特例民法法人」と総称する。）については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下この節及び附則第一項において「公益法人認定法」という。）第 9 条第 4 項の規定は、適用しない。
 - 3 特例社団法人は、その名称中に、一般社団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人という文字を用いてはならない。
 - 4 特例財団法人は、その名称中に、一般財団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人という文字を用いてはならない。
 - 5 特例社団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
 - 6 特例財団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

問Ⅱ - 1 - ① (役員の資格)

定款で役員は社員に限る旨規定することは可能でしょうか。さらに、社員を一定年齢の者に限ることとし、社員資格を失えば役員は退任するという運用は可能ですか。

答

- 1 一般社団法人の定款で、役員（理事と監事）の資格を「社員に限る」と規定することは可能です。
- 2 また、一般社団法人の定款で、「社員を一定年齢の者に限る」こととともに可能です。さらに、社員の資格を失った場合には役員の地位を失うこととも可能です。
- 3 なお、他の社員と同様の入会の手続等を経ずに一律に役員を社員とすることについては、
 - ①役員が社員総会の決議によっていつでも解任することができる一方で、社員については、定款で定めた事由の発生等の一定の事由によってのみ退社することとされており、役員が解任された場合に社員の資格を喪失させることとするかを定款においてどう定めるかなど、一般社団・財団法人法でそれぞれ別個に規定されている社員に関する規律と役員に関する規律との間で疑義が生じる可能性があること
 - ②社員総会の監督を受けるべき役員が、役員としての立場を基礎として社員となり、社員総会において議決権を行使できることとなるなど、一般社団・財団法人法において定められている法人のガバナンスに関する種々規定との関係で疑義を生ずる可能性があることなどの点で注意が必要です。

特に、公益法人は、社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないことが求められており（公益法人認定法第5条14号イ）、役員を、他の社員と同様の入会の手續等を経ずに一律に社員とする旨の定款の定めは、特段の事情がない限り、不当な条件に該当するものと考えられます。

問Ⅱ－1－②（役員等の補欠選任）

新制度において、理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは認められますか。

答

- 1 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができ（一般社団・財団法人法第63条第2項（第177条において準用する場合を含む）、評議員についても、定款でその方法について定めを設けることによって（一般社団・財団法人法第153条第1項第8号参照）補欠を選任しておくことが可能と考えられます。
- 2 なお、その際、二人以上の「補欠の役員」を選任するときは、「補欠の役員」相互間の優先順位なども併せて決定しなければならないこととされています（一般社団・財団法人法施行規則第12条第2項第5号、第61条。「補欠の評議員」を二人以上選任しておくときも、補欠の評議員相互間の優先順位などを併せて決定しておくこととなるでしょう。）。

（補足）「補欠」については、一般社団・財団法人法第67条第2項及び第174条第2項において、定款によって任期を前任者の残存任期の満了する時までとすることができますこととされていますが、この場合の「補欠」には、上記のように前任者の任期中に補欠者をあらかじめ選任しておく場合だけでなく、前任者が（任期の満了前に）退任した後に、補欠者を選任する場合も該当しうると解されます。

（参考条文）

- 一般社団・財団法人法第63条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）
及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

一般社団・財団法人法第67条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

- 2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一般社団・財団法人法第 174 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

一般社団・財団法人法施行規則第 12 条 法第 63 条第 2 項の規定による補欠の役員（同条第 1 項に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第 63 条第 2 項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
- 二 当該候補者を補欠の外部理事（法第 113 条第 1 項第 2 号口に規定する外部理事をいう。第 19 条第 2 号口において同じ。）として選任するときは、その旨
- 三 当該候補者を補欠の外部監事（法第百十五条第一項に規定する外部監事をいう。）として選任するときは、その旨
- 四 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名
- 五 同一の役員（二人以上の役員の補欠として選任した場合にあっては、当該二人以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
- 六 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法施行規則第 61 条 第 12 条の規定は、法第 177 条において準用する法第 63 条第 2 項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、第 12 条第 2 項第 2 号中「法第 113 条第 1 項第 2 号口」とあるのは「法第 198 条において準用する法第 113 条第 1 項第 2 号口」と、「第 19 条第 2 号口」とあるのは「第 63 条において準用する第 19 条第 2 号口」と、同項第 3 号中「法第 115 条第 1 項」とあるのは「法第 198 条において準用する法第 115 条第 1 項」と、同条第 3 項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

問Ⅱ－1－③（監事の選任）

一般社団法人又は一般財団法人の監事はどのような人がふさわしいですか。
監事として選任する人は誰でもいいのですか。

答

1 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができるなどの広範な権限を与えられており（一般社団・財団法人法（以下「法」という。）第99条、第124条第1項（第197条及び第199条において準用する場合を含む。以下同じ。））、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っています。

また、このような重要な役割を担う監事が、その権限を有効かつ適切に行使して職務を遂行するため、重要な業務執行の決定が行われ、代表理事や業務執行理事から法人の業務執行の状況が報告される理事会にも監事が出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならないこととされています（法第101条第1項）。

このようにして、監事は、理事会への出席義務を果たして法人の業務運営状況を把握し、法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを監視するとともに、理事や使用人に事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる権限（法第99条第2項）を行使して、年間を通して理事の職務の執行を監査する職責を負い（同条第1項），計算書類等の会計監査のみならず事業報告も含む業務監査も行って監査報告を作成しなければいけません（法第99条第1項、第124条第1項・第2項第2号）。

また、監事は、理事が不正の行為をするおそれや、法令・定款違反の事実、著しく不当な事実があれば遅滞なくその旨を理事会に報告する義務を負い（法第102条）、法人に著しい損害が生ずるおそれがある場合には差し止め請求をし（法第103条）、社員総会ではその議案等を調査し、法令・定款に違反したり著しく不当な事項があるときは社員総会（評議員会）に報告する義務を負う（法第102条）とともに社員（評議員）に対して説明義務を負い（法第53条、法第190条）、理事と法人との間の訴訟や理事に対する責任追及の訴え（代表訴訟）では法人を代表することとなります（法第104条）。監事がこれらの職務を怠れば、善管注意義務違反（法第64条、法第172条、民法第644条）となり、任務懈怠により法人（法第111条）又は第三者（法第117条）に損害が発生すれば、理事らと共に連帯して損害を賠償する義務を負います（法第118条）。

2 このように、監事は法人の役員として、法人の運営が適正に行われるための重要な職責を担うため、監事として選任する者としては、以下の条件のいずれかを充たす者が望ましいといえます(補足)。

- i 法人の業務運営に一定の知見を有し、業務監査能力を備えている。
- ii 会計制度に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている。
- iii 関係法令に一定の知見を有し、理事（会）の職務の執行（決定）等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている。

上記の各分野について一定の知見を有する監事が1名で足りない場合には、複数名の監事を選任することにより、各分野ごとに一定の知見を有した者が監事の中に少なくとも1名はいるという状態がもっとも望ましい状態といえます(注)。

(補足1) 一般社団・財団法人法における監事の欠格事由としては、①法人、②一般社団・財団法人法、会社法、倒産法（民事再生法、会社更生法、破産法等）に違反する所定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者、③②以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）が規定されているため（一般社団・財団法人法第65条第1項）、これに該当するものは監事になることができません。

また、監事は、自らが監事を務める法人または子法人の理事又は使用人を兼ねることができないこととされています（同条第2項）ので、当該法人の理事や従業員が監事を兼ねることはできません。

さらに、公益法人の監事については、①公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの、②公益法人認定法、一般社団・財団法人法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の所定の罪に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、③禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者、④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者のいずれかに該当する場合には、当該法人が公益認定を受けることができないとされています（公益法人認定法第6条第1号）。

(補足2) 監事にとどまらず、一般社団・財団法人法における役員の資格について、従前は、役員となることができない者として「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の

法令上これらと同様に取り扱われている者」が規定されていましたが（一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項第 2 号）、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）による改正により、一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項第 2 号が削除されました。

なお、定款に、役員の資格として、改正前の一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項を書き下している場合には、改定することを御検討いただく必要があります。

(注) 公益法人にあっては、公益認定の基準の 1 つとして、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することが挙げられており（公益法人認定法第 5 条第 2 号）、これは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性により判断することとされています。このうち、情報開示の適正性については、外部監査をうけていない法人であって、費用及び損失の額又は収益の額が 1 億円以上の法人については監事（2 人以上の場合は少なくとも 1 名）を公認会計士又は税理士が務めるもの、当該額が 1 億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば 5 年以上従事した者等が監事を務めることが確認された場合は、適切に情報開示が行われるものとして取り扱うこととされています（公益認定等に関する運用について（公益認定ガイドライン）I-2.）。このルールは法人に義務づけたものではありませんが、各法人にあってはこの趣旨を踏まえ、経理事務に精通した者を監事とすることが望ましいと考えます（問 V-1-①（経理的基礎・技術的能力）及び問 V-1-②（経理的基礎・技術的能力）参照）。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 53 条 理事（監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

一般社団・財団法人法第 64 条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 削除
- 三 この法律若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に違反し、又は民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) 第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 （略）

一般社団・財団法人法第 94 条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

一般社団・財団法人法第 99 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

一般社団・財団法人法第 100 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 101 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

一般社団・財団法人法第 102 条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 103 条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の

行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 (略)

一般社団・財団法人法第 104 条 第 77 条第 4 項及び第 81 条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2 第 77 条第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

- 一 監事設置一般社団法人が第 278 条第 1 項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合
- 二 監事設置一般社団法人が第 280 条第 3 項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第 281 条第 2 項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

一般社団・財団法人法第 111 条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第 301 条第 2 項第 11 号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

一般社団・財団法人法第 117 条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 三 (略)

一般社団・財団法人法第 124 条 監事設置一般社団法人においては、前条第 2 項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければな

らない。

- 一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
 - 二 前条第2項の事業報告及びその附属明細書 監事
- 3 理事会設置一般社団法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

一般社団・財団法人法第172条 一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第190条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

公益法人認定法第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 （略）
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三～十八 （略）

公益法人認定法第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより

より、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第6号において「暴力団員等」という。）（理事等の説明義務）

二～六 （略）

民法第 644 条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

問Ⅱ - 1 - ③の2（責任追及の訴えに係る和解をする場合の監事の同意）

一般社団法人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟において和解をする場合には、監事の同意が必要ですか。

答

1 一般社団法人においては、社員は法人に対し、役員等（設立時社員、設立時理事、理事、監事、会計監査人又は清算人）の責任を追及する訴え（責任追及の訴え）の提起を請求することができます（一般社団・財団法人法（以下「法」という。）第278条第1項）。

また、請求を受けた法人が60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は法人のために責任追及の訴えを提起することができ、法人は、当該請求をした社員等に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならないとされています（法第287条第2項）。なお、60日の経過により法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、当該社員は責任追及の訴えを直ちに提起することができるとされています（法第287条第4項）。

2 これらのうち、法人が、理事等（理事及び清算人並びにこれらの者であった者）の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合に、監事の同意が必要であるかについては規定がありませんでした。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による法の改正により、法人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、監事の同意（監事が二人以上いる場合は、各監事）を得なければならないことが明記されました。（法第280条の2）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第104条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

- 2 第七十七条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。
 - 一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合
 - 二 監事設置一般社団法人が第二百八十条第三項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第二百八十二条第二項の規定による通知及び催告（理事

の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。) を受ける場合

一般社団・財団法人法第 278 条　社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等（第一百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

- 2 一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。
- 3 一般社団法人は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は同項の設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 5 第二項又は前項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。
- 6 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 7 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

一般社団・財団法人法第 280 条　社員又は一般社団法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させこととなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

- 2 監事設置一般社団法人が、理事及び清算人並びにこれらの者であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。
- 3 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、一般社団法人に対し、訴訟告知をしなければならない。

- 4 一般社団法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならない。

一般社団・財団法人法第 280 条の 2 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及に係る訴訟における和解をするには、監事（監事が二人以上ある場合には、各監事）の同意を得なければならない。

一般社団・財団法人法第 281 条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、一般社団法人が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該一般社団法人の承認がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、一般社団法人に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。
- 3 一般社団法人が前項の期間内に書面により異議を述べなかつたときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみなす。
- 4 第二十五条、第一百十二条（第二百十七条第四項において準用する場合を含む。）及び第一百四十五条第五項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

問Ⅱ－1－④（代表理事の直接選挙）

新制度において代表理事を社員総会で社員が直接選挙することは可能ですか。

答

1 理事会を設置していない一般社団法人の場合

理事会を設置していない一般社団法人は、社員総会で代表理事を選定することができる（一般社団・財団法人法第77条第3項）。

2 理事会を設置している一般社団法人の場合

- (1) 理事会を設置している一般社団法人の代表理事は、理事会で選定及び解職することとされています（一般社団・財団法人法第90条第2項第3号及び第3項）。そのため、理事会を設置している一般社団法人の代表理事は理事会で選定することが原則です。
- (2) 他方、理事会を設置している一般社団法人の社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるとされており（一般社団・財団法人法第35条第2項）、その定款で定めることができる事項の内容については特に制限が設けられていません。そのため、理事会の決議事項を社員総会の決議事項とする旨の定款の定めを置くことも可能と考えられ、定款にその旨の定めを置くことにより、代表理事を社員総会で直接選定することも可能になります。
- (3) もっとも、法が、代表理事を選定及び解職する権限を理事会に付与した趣旨は、理事会による代表理事の職務執行の監督権限（一般社団・財団法人法第90条第2項第2号等参照）の実効性を確保するためと考えられます。そのため、このような法の趣旨に配慮し、理事会が代表理事を選定及び解職するという原則を維持しつつ、代表理事の選定の過程に社員総会を関与させる方法も代表理事の選定方法の一つとして考えられます。

例えば、定款の定めにより、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。」旨の定めや、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。」旨の定めを置いた場合には、理事会が最終的に責任を持って代表理事の選定及び解職をすることとなります。

(注) 代表理事を複数置いていない場合には、代表理事を解職したときは、代わりの新しい代表理事を選定することとなります（問Ⅱ－5－②（役員等の定数）参照）。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第35条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3・4 (略)

一般社団・財団法人法第77条 (略)

2 (略)

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

一般社団・財団法人法第90条 (略)

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 (略)

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

問Ⅱ－1－⑤（施行日前における理事会等における代表理事等の選定の可否）

現行の民法法人が、施行日前に、移行の登記をすることを停止条件として、現行の理事会、社員総会又は評議員会で代表理事を選定しておくことは可能ですか。会計監査人を選任しておくことについてはどうですか。

答

1 できません。

現行の社団法人又は財団法人が置く当該法人を代表する理事（理事長等）は、民法上の機関ではなく、当該法人の定款又は寄附行為によって定められた事実上の機関に過ぎないことから、これについては一般社団・財団法人法に規定する代表理事としての地位は認められることとなります（整備法第48条第4項参照）。

2 現行の民法法人が、新法に適合するものとするために必要な定款の変更の手続については、通常、新法施行日（平成20年12月1日）以降に行なうことになりますが、施行日より前に行なうことも認められるものと考えます（問Ⅰ－2－③参照）。ただし、現行民法上に根拠規定が存在しない決議事項については、そもそも施行日前の理事会、社員総会又は評議員会は、これを決議する権限を有しておらず、そのための手続もないことから、仮に、その決議の効力の発生を法の施行日又は移行の登記をする日としたとしても、そのような決議自体ができないこととなります。

すなわち、理事会を置く旨の定款の変更の案の決議は、定款変更自体が現行民法の規定に根拠があるため認められますが、具体的な（新法上の）代表理事の選定は現行民法に根拠がないことから無効となります。

以上のことから、施行日前に新法上の代表理事を選定することはできないこととなります。

この取扱いは、会計監査人の選定についても同様です。

3 なお、移行認定（又は移行認可）の申請に当たっては、定款の変更の案の決議がなされていれば、申請時に代表理事の選定がなされていなくても、申請自体は可能です。この場合、申請法人にあっては、申請後に代表理事の選定を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に代表理事を追加したものを速やかに提出するようにしてください。

4 また、現行の財団法人にあっては、施行日以後に最初の評議員の選任方法について、旧主務官庁の認可を受けることになりますが（整備法92条）、申請時に旧主務官庁の認可をまだ受けておらず、最初の評議員の選任がなされ

ていなくても、申請自体は可能です。ただし、行政庁においては、最初の評議員についての欠格事由（公益法人認定法第6条第1号）に該当するかどうかの審査が必要となりますので、申請法人にあっては、申請後に最初の評議員の選任を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に（最初の）評議員を追加したものと速やかに提出するようにしてください。

なお、最初の評議員の選任方法については、施行日後に旧主務官庁の認可を受けることになりますが（整備法第92条）、施行日後速やかに認可を受けることを希望する場合は迅速に手続きが完了するように旧主務官庁と連携をとっておくことが望ましく、事前に相談しておくことも有益と思われます。

内閣府としても、主務官庁及び都道府県に対し、最初の評議員の選任方法についての法人からの認可申請に対し、迅速かつ適切に審査するよう当FAQの末尾に添付している＜参考＞のとおり要請しました。

（参照条文）

整備法第48条 （略）

2 （略）

3 （略）

4 旧社団法人又は旧財団法人が定款（旧民法施行法第19条第2項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第80条において同じ。）若しくは寄附行為（旧民法施行法第19条第2項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第89条において同じ。）、定款若しくは寄附行為の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって定めた当該法人を代表する理事は、一般社団・財団法人法に規定する代表理事の地位を有しない。

整備法第80条 （略）

2 （略）

3 旧社団法人の定款における理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それ一般社団・財団法人法に規定する理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第89条 （略）

2 （略）

3 （略）

4 旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それ一般社団・財団法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第92条 特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受け

て理事が定めるところによる。

事務連絡
平成20年10月14日

各府省公益法人担当官殿
各都道府県公益法人担当者殿
各都道府県教育委員会公益法人担当者殿

内閣府大臣官房新公益法人行政準備室

特例財団法人における最初の評議員の選任について

本年12月1日から新たな公益法人制度が施行されますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第92条(最初の評議員の選任に関する特則)に定める認可事務の取扱いに際して、参考と思われる事項(最初の評議員の選任についての考え方)をまとめたので送付します。

本件については、所管の財団法人から施行日(平成20年12月1日)以前から相談等が予想されますので、適切に指導いただきますとともに、施行日後の認可手続についても、速やかに事務処理いただくよう配意願います。

(参考添付)

- 1 その他参考事項
- 2 FAQの写し(問Ⅱ-1-⑤、問Ⅱ-2-①)

<p>【問い合わせ先】 内閣府大臣官房新公益法人行政準備室 担当 上村(03-5403-9548) 小池(03-5403-9538)</p>
--

最初の評議員の選任方法についての考え方

1 評議員の人選の重要性

新制度の「評議員」は、一般財団法人の運営がその目的から逸脱していないかを監督する重要な立場にあることから、適正な財団運営が確保されるためには、広範で強い権限を付与されている評議員の人選が非常に重要となります。

2 公益財団法人に移行する特例財団法人について

認定法では、法人の関係者や営利事業者等に特別の利益を与えないことが公益認定の基準として設けられており(公益法人認定法第5条第3号・第4号)、その趣旨は、特別な利益の提供につながる蓋然性があるようなものは、公益法人としては回避すべきであるとするものです。

このため、例えば、評議員の選解任を評議員会の決議で行うこととした場合において、最初の評議員の人選が特定の団体や勢力の関係者で占められたときには、その後の評議員の選任も当該特定の団体や勢力の関係者によって占められることとなり、当該法人の運営が特定の団体や勢力の利益に偏る蓋然性が高くなることが考えられます。

このような事態を回避するためには、評議員の選解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定にしたがって評議員を選解任する方法等が考えられます。

なお、最初の評議員の選任方法については、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定にしたがって行う方法に限られるというものではありません。当該法人と密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないことが担保できる方法(例えば、一定の知見を有する中立的な立場の法人(事業体)に、法人の評議員の選定を委託しているような場合)も可能と考えられますので、法人の特性等に照らし合わせて適切に指導願います。

3 通常の一般財団法人に移行する特例財団法人について

上記2ほどの事情はありませんが、法人法における評議員の選任方法の規定の趣旨を踏まえ、適切に指導願います。

<その他参考事項>

整備法第92条に基づく最初の評議員の選任方法の認可に当たっての具体的な審査方法等については、各主務官庁において定められるものですが、特に多くのご質問を頂いている事項についての考え方をご参考までにお知らせします。

1 中立的な立場にある者が参加する機関（評議員選定委員会等）を設置し、この機関の決定に従って最初の評議員を選任する場合について

各旧主務官庁において、具体的な評議員の選任方法の案と、当該案についての理事会議事録等を提出させて審査することを想定しています。

(例)

財団法人○○会における最初の評議員の選任方法（案）

- 1 最初の評議員の選任は、当法人に評議員選定委員会を設置して、当該委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、現行寄付行為上の評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は現行寄付行為上の評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び現行寄付行為上の評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(注)

- 1 この選任方法の例では、中立的な立場の者の条件として、「この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人でないこと」としておりますが、下記のような考え方を想定しています。

・関連団体

当該法人が他の団体（法人、会社、組合その他これらに準ずる事業体を含む。）の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の団体のほか、主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。

・主要な取引先

主要な取引先に該当するか否かは、当該法人の事業の内容、性質、規模、取引の内容等の具体的な事情を前提として個別に判断されることとなるが、メインバンクや売上高の大きな部分を占める販売先は通常これに該当する。

・重要な利害関係

当該法人との間で契約関係、補助金の交付、立入検査等の監督指導などの関係にある団体などを想定している。

・団体

法人（外国法人を含む。）、会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。（なお、認定法5条11号において、国の場合には、一般的には事務分掌の単位である省庁単位で、都道府県は各都道府県単位でそれぞれ考えることとされている。）

・業務を執行する者

公益法人、理事会を設置する一般社団法人及び一般財團法人の場合は代表理事及び業務執行理事をいい、理事会を設置していない一般社団法人の場合は全ての理事をいう。

他の法人形態の場合には、業務執行権限の有無等により判断される。例えば、株式会社の場合には、取締役であっても、業務執行権のない取締役（取締役会設置会社におけるいわゆる平取締役や社外取締役）はこれに該当しない。

・使用人

雇用契約を締結する従業員に限らず、委任契約を締結する顧問や相談役も含まれる場合がある。

- 2 評議員選任のための機関の構成員数については、法人の事業の内容、性質、規模等により個別に判断されることになると想定していますが、会議体として多様な意見を反映することができ（この例では、構成員5名を想定していますが、例えば、構成員3名の場合であっても、全員が中立的な者（外部委員）であるとき等は特に問題ないものと考えられます。）、かつ、中立的な立場の者（外部委員）が複数名以上参加することが望ましいと考えられます。なお、上記の選任方法の例の6にあるように、中立的な立場にいる者（外部委員）が少數である場合に、中立的な立場にいる者の賛成が全く得られないにもかかわらず、選任決議が成立することがないようにすることが望ましいと考えられます。

2 一定の知見を有する中立的な立場の法人（事業体）に委ねる場合

中立的な立場の法人（事業体）としては、例えば、特定の分野の団体を束ねる連合体、協議会といったような団体であって、ある程度中立的と認められるような団体等を想定しています。そのため、上記の選任方法の例にある「重要な利害関係」を有する法人（事業体）に評議員の選任を委ねることは相当でないと考えられます。

中立的な立場の法人（事業体）に評議員の選任を委ねることとする場合、①当該団体の事業等の概要、②当該団体における選任方法、③当該団体との関係（役職員の兼職状

況、法人との間での補助金・助成金の交付の有無、契約等の状況等)、④当該団体に選定を委ねることとした理由等を、理事会議事録等とともに提出させて審査することを想定しています。

問Ⅱ－2－①（最初の評議員の選任方法）

新制度の最初の評議員（候補）の選任方法はどうなっていますか。特に、理事（会）が個別の評議員を選任するよう定めることは可能でしょうか。

答

1 最初の評議員の選任方法（概略）

特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによることとされています（整備法第92条）。

そのため、特例財団法人は、理事が定め、旧主務官庁の認可を受けた「選任方法」に従って（新制度上の）評議員を選任することとなります（注）（補足）。

その際、当該「選任方法」に従って選任された者を明確にする観点から、最初の評議員の氏名を、定款又は定款の変更の案（整備法第102条）に記載することも有用な取扱いと考えられます。

2 理事（会）が個別の評議員を選任するよう定めることの可否

御質問のように、最初の評議員を選任する方法として、「理事（会）が個別の評議員を選任する」と定めることは、被監督者（理事）が監督者（評議員）を選任することとなり、評議員会の理事に対する監督が十分に果たされなくなるおそれがあることから許されないものと考えられます（一般社団・財団法人法第153条第3項第1号参照）。

3 最初の評議員の選任方法（考え方）

新制度（一般社団・財団法人法）における「評議員」は、一般財団法人の運営がその目的から逸脱していないかを監督する重要な立場にあります。

すなわち、新制度においては、財団法人の運営の適正を確保するため、「評議員」の資格を有している者に対し評議員会の議決権を与え、理事、監事、会計監査人の選解任権、報酬等の決定権を与えて役員等の人事権を独占させた上、決算の承認、定款の変更など法人運営における重要事項の最終的な意思決定権も付与しています。さらに、評議員には、理事の違法行為の差止請求権、役員等の解任の訴えの提訴権など法人の適切な業務運営を確保するための種々の権利も付与されています。そのため、新制度においては、評議員が、人事権等の重要な権利を適切に行使することにより、初めて一般財団法人の適正な運営が確保される仕組みとなっています。

特に、税制上の優遇措置を受けることとなる公益財団法人の業務運営が公正に行われるためには、広範で強い権限を付与されている評議員の人選が非常に重要となります。公益財団法人の運営が、特定の団体や勢力の利益に偏るおそれがなく、不特定かつ多数の者の利益のために適正かつ公正に行われるために

は、評議員の人選に際しては、一般的な法人の業務運営に一定の知見を有しているだけでなく、当該法人の運営の公正さに疑いを生じさせない立場にある者であることも強く期待されます。

さらに、新制度においては、評議員は広範かつ強大な権限を有するだけでなく、4年間の任期が保障されており、自らの意思で辞任しない限りは原則としてその地位を失うことはないなど、その独立性も強く保障されています。

そのため、例えば、評議員の選任及び解任を「評議員会の決議で行う」こととすると、「最初の評議員」の人選が特定の団体や勢力の関係者で占められた場合には、以後の評議員の選任も当該特定の団体や勢力の関係者によって占められることとなり、公正かつ適切な法人の業務運営を確保するために設けられた新制度の仕組みが有効に機能しないおそれがあります。

以上のように、認定を受けて公益財団法人に移行する特例財団法人が新制度上の最初の評議員の選任方法を決める場合には、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があります。

「最初の評議員」の人選が特定の団体や勢力の利益に偏った方法でされた場合には、当該公益財団法人の事業が行われるに当たり、当該特定の団体や勢力に対し特別の利益が与えられるおそれが高いものともなりかねません（公益法人認定法第5条第3号等参照）。そのため、最初の評議員を選任する際には、そのための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って（最初の）評議員を選任することが望ましいといえます（考え方）。

最初の評議員の選任方法を認可する（整備法第92条）に際しては、このような考え方を踏まえ、公益財団法人の運営が特定の団体や勢力の利益に偏るおそれがなく、法人の運営の公正さに疑いを生じさせることとならない適切な選任方法となるように指導監督するよう、内閣府から主務官庁及び都道府県に対し要請しています。（要請の内容については、FAQ問II-1-⑤を参照ください。）

(注) 特例財団法人が、移行前に評議員を選任する場合には、併せて、評議員、評議員会、理事会（監事を置いていない場合は監事も含みます。）を置く旨の定款の変更をすることとなります（整備法第91条第2項及び第3項）。

(補足) 新制度の評議員の人数は3人が下限であり、法律上の上限はありません。新制度の評議員の適切な人数については一概に言えませんが、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、理事の監督等法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがあります。他方、余りに多数であれば、評議員会の運営が法人にとって負担になります（評議員会へ

の代理出席や書面による議決権行使は認められません。問Ⅱ－6－①（代理人の出席等）参照）。いずれの場合においても、評議員会の機能が形骸化し、特定の評議員の専横を招くおそれがあります。そのため、評議員の定数は法人の事業の規模、性質、内容等に応じ、適切な数とする必要があります（問Ⅱ－5－①（新制度の理事、監事、評議員の定数）参照）。

（考え方）（最初の）評議員を選任する任意の機関に参加する中立的な立場にある者に対しては、当該法人の関係者から、評議員候補者の経歴、評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、兼職状況等、候補者が評議員として適任と判断した理由を説明することとなります。

（参考条文）

一般社団・財団法人法第 63 条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）
及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

一般社団・財団法人法第 88 条 社員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 （略）

一般社団・財団法人法第 89 条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

一般社団・財団法人法第 105 条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2・3 （略）

一般社団・財団法人法第 126 条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

一・二 （略）

三 理事会設置一般社団法人 第百二十四条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 (略)

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～七 (略)

八 評議員の選任及び解任の方法

九・十 (略)

2 (略)

3 次に掲げる定款の定めは、その効力を有しない。

一 第 1 項第八号の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定め

二 (略)

一般社団・財団法人法第 173 条 (略)

2 評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員は、三人以上でなければならない。

一般社団・財団法人法第 176 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が第七十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その会計監査人を解任することができる。

一般社団・財団法人法第 177 条 前章第三節第三款（第 64 条、第 67 条第 3 項及び第 70 条を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定（第 66 条ただし書を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第 66 条ただし書中「定款又は社員総会の決議によって」とあるのは「定款によって」と、第 68 条第 3 項第 1 号中「第 123 条第 2 項」とあるのは「第

199条において準用する第123条第2項」と、第74条第3項中「第38条第1項第1号」とあるのは「第181条第1項第1号」と読み替えるものとする。

一般社団・財団法人法第178条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

- 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

一般社団・財団法人法第189条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 第176条第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）
 - 二 第198条において準用する第113条第1項の評議員会
 - 三 第200条の評議員会
 - 四 第201条の評議員会
 - 五 第204条の評議員会
 - 六 第247条、第251条第1項及び第257条の評議員会

3・4 (略)

一般社団・財団法人法第197条 前章第三節第四款（第76条、第77条第1項から第3項まで、第81条及び第88条第2項を除く。）、第五款（第92条第1項を除く。）、第六款（第104条第2項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。この場合において、これらの規定（第83条及び第84条第1項を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第83条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第84条第1項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、第85条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは「監事」と、第86条第1項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、並びに同条第7項、第87条第1項第2号及び第88条第1項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、第90条第4項第6号中「第114

条第1項」とあるのは「第198条において準用する第114条第1項」と、「第111条第1項」とあるのは「第198条において準用する第111条第1項」と、第97条第2項中「社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも」と、同条第4項中「前2項の請求」とあるのは「前項の請求」と、「前2項の許可」とあるのは「同項の許可」と、第104条第1項中「第77条第4項及び第81条」とあるのは「第77条第4項」と、第107条第1項中「第123条第2項」とあるのは「第199条において準用する第123条第2項」と、「第117条第2項第1号イ」とあるのは「第198条において準用する第117条第2項第1号イ」と、同条第5項第1号中「第68条第3項第1号」とあるのは「第177条において準用する第68条第3項第1号」と読み替えるものとする。

一般社団・財団法人法第199条 前章第四節（第121条第1項後段及び第2項並びに第126条第1項第1号、第2号及び第4号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第121条第1項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、及び第129条第3項中「社員」とあるのは「評議員」と、第125条中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第129条第1項及び第2項中「第58条第1項」とあるのは「第194条第1項」と、同条第3項ただし書中「第2号」とあるのは「債権者が第2号」と読み替えるものとする。

第284条 理事、監事又は評議員（以下この款において「役員等」という。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会又は評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。

- 一 (略)
- 二 評議員

公益法人認定法第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一・二 (略)
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四～十八 (略)

整備法第 89 条 (略)

2・3 (略)

4 旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ一般社団・財団法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第 91 条 (略)

2 監事を置いていない特例財団法人は、評議員、評議員会、理事会及び監事を置く定款の変更をすることができる。
3 監事を置いている特例財団法人は、評議員、評議員会及び理事会を置く定款の変更をすることができる。

整備法第 92 条 特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる。

整備法施行規則第 11 条 (略)

2 (略)

3 整備法第 103 条第 2 項第 3 号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 整備法第 106 条第 1 項の設立の登記において登記をする予定の理事及び監事（特例財団法人である認定申請法人（整備法第百条に規定する認定申請法人をいう。以下この項において同じ。）にあっては、理事、監事及び評議員。次号において「役員等就任予定者」という。）の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

三～十 (略)

問Ⅱ－3－①（最初の代表理事、業務執行理事、会計監査人の選任）

新制度の最初の代表理事、業務執行理事、会計監査人の選任について教えてください。

答

1 最初の代表理事ないし代表理事の就任予定者の選定

（1）新法の施行日における特例民法法人の理事の権限

新法の施行日には、全ての特例民法法人が、「理事会」（法律上の正式な理事会）を設置していない状態となります（整備法第80条第3項、第89条第4項）。そのため、新法の施行日の時点では、各特例民法法人の各理事が、それぞれ法人を代表する権限を有することとなります（補足）。

（補足）

1 施行日前の「理事」及び「代表理事」の法的地位

新法の施行日前の社団法人又は財団法人の理事は、原則として法人のすべての事務について、法人を代表する権限を有し（民法第53条本文）、この権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないこととされています（同法第54条）。

そのため、新法の施行日前に「代表理事」を設けている法人は、代表理事以外の理事の代表権を定款等で内部的に制限しているに過ぎないものとされています。

しかし、社団法人又は財団法人が、新法の施行日前に、

- ① 定款又は寄附行為によって「代表理事」を定めている場合
 - ② 定款又は寄附行為の定めに基づく理事の互選により「代表理事」を定めている場合
 - ③ 社員総会の決議によって「代表理事」を定めている場合
- のいずれの場合においても、新法の施行日後は、一般社団・財団法人法に規定する「代表理事」の地位を有しないこととされています（整備法第48条第4項）。

2 施行日前の「理事会」の法的地位

新法の施行日前に、社団法人又は財団法人の定款又は寄附行為に「理事会を置く」旨の定めがあったとしても、そのような定款（寄附行為）の定めは、新法の施行日後は、一般社団・財団法人法に規定する「理事会を置く」旨の定めとしての効力を有しないこととされています（整備法第80条第3項、第89条第4項）。

そのため、本文記載のとおり、新法の施行日には、いったん、全ての特例民法法人が、

- ① 全ての理事が法人を代表する権限を有し（一般社団・財団法人法第77条第1項）、
- ② 「理事会」（法律上の正式な理事会）を設置していない状態

となります。

(2) 最初の代表理事の選定方法（移行の登記前に代表理事を選定する場合）

このように、理事会を設置していない特例民法法人が、移行の登記前に理事の中から一般社団・財団法人法上の「代表理事」（法人を代表する理事であって、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する者）を選定する場合には、以下の①から④の場合に応じて、それぞれの方法で代表理事を選定することができます。

① 理事会を設置していない特例社団法人が、移行の前に、理事会を設置せずに理事の中から代表理事を選定する場合

→以下の i から iii の方法により、代表理事を選定することができます（一般社団・財団法人法第 77 条第 3 項。なお、整備法第 77 条第 3 項参照）。

i 定款の定めにより代表理事を選定する方法（整備法第 88 条、民法第 38 条の規定に従い、定款に代表理事の氏名を記載するための定款変更手続が必要です。）

ii 定款の定めに基づく理事の互選による方法（i と同様、整備法第 88 条、民法第 38 条の規定に従い、定款に「代表理事の選定方法は理事の互選による」旨を記載するための定款変更手続が必要であり、定款変更の効力発生後、理事の互選により代表理事を選定することとなります）

iii 社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定める方法

② 理事会を設置していない特例社団法人が、移行の前に、理事会を設置して代表理事を選定する場合

→理事会を設置する定款変更を行い（整備法第 88 条、民法第 38 条。監事を設置していない場合には理事会と併せて監事を設置する必要があります。）、理事会において代表理事を選定することができます（一般社団・財団法人法第 90 条第 2 項第 3 号）（注）。

（注）法が明文で予定している方法ではありませんが、②の場合にも、定款変更により、定款に代表理事の氏名を直接記載する方法で代表理事を選定することも可能と考えられます。

③ 理事会を設置していない特例財団法人が、移行の前に、理事会を設置せ

すに理事の中から代表理事を選定しようとする場合
→このような場合は、理事の中から代表理事を選定する明文の根拠を欠くため、代表理事を選定することはできないものと考えられます（注）。

（注）③の場合には、各理事が特例財団法人を代表し（各自代表。整備法第77条第5項参照）、理事の全員が代表権を有していることとなります。なお、仮に、理事会を設置していない特例財団法人が、特定の理事を代表理事とし、その氏名を定款に記載するような定款変更手続をしたとしても、それは他の理事の代表権を内部的に制限しているに過ぎず、他の理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないものと考えられます。また、定款に氏名を記載した当該特定の理事のみを代表理事として登記することもできないもの（整備法第77条第5項）と考えられます。

- ④ 理事会を設置していない特例財団法人が、移行の前に、理事会を設置して代表理事を選定する場合
→理事会を設置する定款変更を行い（注1）、理事会において代表理事を選定することができます（一般社団・財団法人法第90条第2項第3号、第197条）（注2）。

（注1） 理事会を設置する場合には、併せて、評議員、評議員会及び監事を置く定款の変更をすることとなります（整備法第91条第2項、第3項）。定款変更手続は、整備法第94条第2項又は第3項、第6項の規定に従います。

（注2） 法が明文で予定している方法ではありませんが、④の場合にも、定款変更により、定款に代表理事の氏名を直接記載する方法で代表理事を選定することも可能と考えられます。

- （3）代表理事の就任予定者の選定方法（移行と同時に代表理事を選定する場合）

理事会を設置していない特例民法法人が、移行の登記までに一般社団・財団法人法上の「代表理事」を選定せず、移行の登記と同時に（移行の登記をすることを停止条件として）最初の代表理事を選定することとする場合には（注1）、定款の変更の案（の附則）に、代表理事（就任予定者）の氏名を直接記載する方法により代表理事を選定することができます（問I-5-②（移行申請書類に表記する役員等）参照）（注2）。

(注1) 公益法人及び一般財団法人は理事会を設置しなければならないため、移行認定を申請する特例民法法人及び移行認可を申請する特例財団法人のうち、移行と同時に理事会を置くこととする法人は、代表理事も同時に置かなければならぬこととなります。

また、特例社団法人が移行認可の申請をする場合において、移行と同時に理事会を置くこととするときも、同様に代表理事を移行と同時に置かなければなりませんが、移行に際して理事会を置かない一般社団法人となる場合には、代表理事を置く必要はありません。

なお、移行の前に「理事会」を設置する場合には、併せて、移行の前に代表理事を選定する必要があります。

(注2) 移行認定（又は移行認可）の申請に当たっては、定款の変更の案の決議がなされていれば、申請時に代表理事の就任予定者の選定がなされていなくても、申請自体は可能です。このような場合には、申請法人にあっては、申請後に所定の定款変更手続を行い最初の代表理事の氏名を定款変更の案（の附則）に記載して代表理事の就任予定者の選定を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に代表理事を追加したものを作成するとして下さい（申請時点で代表理事の就任予定者の選定がなされていなくても差し支えありませんが、当然のことながら、遅くとも、認定・認可の判断時までには代表理事の就任予定者が選定されている必要があります。）（問Ⅱ-1-⑤（施行日前における理事会等における代表理事等の選定の可否）参照）。

2 最初の業務執行理事ないし業務執行理事の就任予定者の選定

（1）最初の業務執行理事の選定方法（移行の登記前に業務執行理事を選定する場合）

上記の1（1）記載のとおり、新法の施行日には、全ての特例民法法人が、「理事会」を設置していない状態となります。そのため、新法の施行日の時点では、各特例民法法人の各理事が、それぞれ法人の業務の執行をする権限を有することとなると考えられます（一般社団・財団法人法第76条第1項）。

このような理事会を設置していない特例民法法人が、移行の登記前に理事の中から業務執行権を有する者（以下「業務執行理事」といいます。（補足））を選定する場合には、以下の①又は②の場合に応じて、それぞれの方法で業務執行理事を選定することができます。

（補足）

1 業務の執行とは、法人の何らかの事務を行うということではなく、法人の目的である具体的な事業活動に関与することを意味します。本文記載のとおり、理事会を設置しない法人の場合には原則として全ての理事が業務執行権を有することとなります。理事会を設置した場合には、代表理事及び理事会で業務執行をする理事として選定された理事が業務執行権を有し、他の理事は業務執行権を有しないこととなります。

2 また、理事の業務執行権は、対外的な代表行為を行う権限ではないため、業務執行権を有する理事が必ず法人の代表権を有するものではありません（一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の規定により理事会で選定される「法人の業務を執行する理事」は代表権を有しません）。

理事が業務執行権を有していることは登記事項ともされていません（業務執行理事であることは登記事項ではありません）。

① 理事会を設置していない特例民法法人が、移行の前に、理事会を設置せずに理事の中から業務執行理事を選定する場合（業務執行理事を一部の理事に限りたい場合）には、定款にその旨を記載することにより、理事の中から業務執行理事を選定すること（業務執行理事を一部の理事に限定すること（注1））ができると考えられます（一般社団・財団法人法第76条第1項）（注2）。

（注1）①の場合の「業務執行理事を選定する」ための定款の定めは、要するに、業務執行権を有する全ての理事の中から、特例の理事だけに業務執行権を付与することとするものであり、「業務執行理事を選定する」というよりも、業務執行理事以外の理事の業務執行権を定款で内部的に制限しているに過ぎないものとも言えます。

（注2）特例社団法人であれば整備法第88条、民法第38条の規定に従い、特例財団法人であれば整備法第94条第2項又は第3項、第6項の規定に従い、それぞれ所定の定款変更手続が必要です。

② 理事会を設置していない特例民法法人が、移行の前に、理事会を設置して業務執行理事を選定する場合には、理事会を設置する定款変更を行い（注1）、理事会において業務執行理事を選定することができます（一般社団・財団法人法第91条第1項第2号、第197条）（注2）。

（注1）特例社団法人の場合には、整備法第88条、民法第38条の規定に従い定款変更手続を経る必要がありますが、監事を設置していない場合

には理事会と併せて監事を設置する必要があります。

また、特例財団法人の場合には、理事会の設置と併せて、評議員、評議員会及び監事を置く定款の変更をすることとなります(整備法第91条第2項、第3項)。定款変更手続は、整備法第94条第2項又は第3項、第6項の規定に従います。

(注2) 法が明文で予定している方法ではありませんが、②の場合にも、定款変更により、定款に業務執行理事の氏名を直接記載する方法で業務執行理事を選定することも可能と考えられます。

(2) 業務執行理事の就任予定者の選定方法（移行と同時に業務執行理事を選定する場合）

理事会を設置していない特例民法法人が、移行の登記前に一般社団・財団法人法上の業務執行理事を選定せず、移行の登記と同時に（移行の登記をすることを停止条件として）最初の業務執行理事を選定することとする場合には（注）、定款の変更の案（の附則）に、業務執行理事（就任予定者）の氏名を直接記載する方法により業務執行理事を選定することができます。

(注) 移行と同時に理事会を設置する法人が、移行と同時に業務執行理事を選定しない場合には、代表理事のみが業務執行権を有することとなります（一般社団・財団法人法第91条第1項第1号）。この場合には、移行後の理事会で、他の理事の中から業務執行理事を選定すれば、代表理事以外の理事も業務執行理事となることができます。このように、最初の代表理事の選定の場合と異なり、移行後の最初の業務執行理事については、移行の登記と同時に最初の業務執行理事を選定しなければならないものではないことに留意する必要があります。

3 最初の会計監査人の選任

① 特例民法法人が、移行の前に、会計監査人を置く場合には、会計監査人を置く定款の変更を行い（注1）、特例社団法人であれば社員総会、特例財団法人であれば（新制度上の）評議員会において最初の会計監査人を選任することとなります。

② 特例民法法人が、移行期間中に会計監査人を置かず、移行と同時に会計監査人を置くこととする場合には、定款に会計監査人の氏名や名称を直接記載する方法で最初の会計監査人を選任することができます。

(注1) 監事を置いていない特例社団法人が、移行前に会計検査人を置く場合に

は、併せて、監事を置く定款の変更をする必要があります（一般社団・財団法人法第60条第2項、第61条）。

また、特例財団法人が、移行前に会計監査人を置く場合には、評議員、評議員会、理事会（監事を置いていない場合は監事も含みます。）を置く旨の定款の変更をする必要があります（整備法第91条第4項）。

（注2）法が明文で予定している方法ではありませんが、①の場合にも、定款変更により、定款に会計監査人の氏名や名称を直接記載する方法で会計監査人を選任することも可能と考えられます。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第63条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

一般社団・財団法人法第76条 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

3・4 （略）

一般社団・財団法人法第77条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

一般社団・財団法人法第90条（略）

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一・二（略）

三 代表理事の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

一般社団・財団法人法第91条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

- 一 代表理事
- 二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

一般社団・財団法人法第 197 条 前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第百四条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。（略）

整備法第 48 条（略）

2・3（略）

4 旧社団法人又は旧財団法人が定款（旧民法施行法第 19 条第 2 項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第 80 条において同じ。）若しくは寄附行為（旧民法施行法第 19 条第二項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第 89 条において同じ。）、定款若しくは寄附行為の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって定めた当該法人を代表する理事は、一般社団・財団法人法に規定する代表理事の地位を有しない。

整備法第 77 条（略）

2（略）

3 特例社団法人が一般社団・財団法人法第 77 条第 3 項の規定により代表理事を定め、又は理事会を置く旨の定款の変更をするまでの間における当該特例社団法人の登記については、一般社団・財団法人法第 301 条第 2 項第 5 号中「氏名」とあるのは、「氏名及び住所」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

4（略）

5 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。）の登記については、一般社団・財団法人法第三百二条第二項第五号中「評議員、理事及び監事の氏名」とあるのは、「理事の氏名及び住所」とし、同項第六号の規定は、適用しない。

6（略）

整備法第 80 条（略）

2（略）

3 旧社団法人の定款における理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ一般社団・財団法人法に規定する理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第 88 条 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

整備法第 89 条（略）

2・3（略）

4 旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それ一般社団・財団法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第 91 条 一般社団・財団法人法第百七十七条において準用する一般社団・財団法人法第六十五条第三項の規定にかかわらず、理事会を置かない特例財団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

- 2 監事を置いていない特例財団法人は、評議員、評議員会、理事会及び監事を置く定款の変更をすることができる。
- 3 監事を置いている特例財団法人は、評議員、評議員会及び理事会を置く定款の変更をすることができる。
- 4 会計監査人を置く特例財団法人は、前二項の規定による定款の変更により評議員、評議員会、理事会及び監事を置くものでなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により変更した定款の定めは、これを変更することができない。
- 6 特例財団法人については、一般社団・財団法人法第百七十条第一項の規定は、適用しない。

整備法第 94 条 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除く。次項及び第三項において同じ。）については、一般社団・財団法人法第二百条の規定は、適用しない。

- 2 その定款に定款の変更に関する定めがある特例財団法人は、当該定めに従い、定款の変更をすることができる。
- 3 その定款に定款の変更に関する定めがない特例財団法人は、理事（清算中の特例財団法人にあっては、清算人）の定めるところにより、定款の変更に関する定めを設ける定款の変更をすることができる。
- 4・5（略）
- 6 特例財団法人の定款の変更は、旧主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

整備法第 102 条 第四十四条の認定を受けようとする特例民法法人が第百六条第一項の登記をすることを停止条件としたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

民法第 38 条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

民法第 53 条 理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない。

民法第 54 条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

問Ⅱ－3－②（移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手続）

移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手続はどうなりますか。

答

1 代表理事について

特例民法法人が、移行期間中に新制度上の「代表理事」を置かず、移行と同時に「代表理事」を置く場合の手続は、定款の変更の案（整備法第102条）に最初の代表理事の氏名を直接記載する方法で選定することができます。

2 評議員について

特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところにより選任することとされています（整備法第92条）。

特例財団法人が、移行期間中に新制度上の「評議員」を置かず、移行と同時に「評議員」を置く場合の手続は、理事が定め、旧主務官庁の認可を受けた「選任方法」に従って（新制度上の）評議員を選任することとなります。

その際、当該「選任方法」に従って選任された者を明確にする観点から、「最初の評議員」の氏名を、定款の変更の案（整備法第102条（整備法第118条において準用する場合を含む。））に記載することも有用な取扱いと考えられます。

なお、新制度上の最初の評議員の選任方法を決める場合については、問Ⅱ－2－①（最初の評議員の選任方法）を御参照下さい。

（参考条文）

一般社団・財団法人法第77条（略）

2（略）

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

一般社団・財団法人法第90条（略）

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一・二（略）

三 代表理事の選定及び解職

整備法第48条（略）

2・3（略）

4 旧社団法人又は旧財団法人が定款（旧民法施行法第19条第2項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第80条において同じ。）若しくは寄附行為（旧民法施行法第19条第2項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第89条において同じ。）、定款若しく

は寄附行為の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって定めた当該法人を代表する理事は、一般社団・財団法人法に規定する代表理事の地位を有しない。

整備法第 89 条 (略)

2・3 (略)

4 旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ一般社団・財団法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第 92 条 特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる。

整備法第 102 条 第 44 条の認定を受けようとする特例民法法人が第 106 条第 1 項の登記をすることを停止条件としたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第 100 条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

問Ⅱ - 4 - ① (新制度の理事、監事、評議員の任期)

新制度の理事、監事、評議員の任期について説明してください。

答

1 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までとされます（一般社団・財団法人法第66条第1項、第177条）。ただし、定款又は社員総会の決議によって短縮することが可能です（一般社団・財団法人法第66条第1項ただし書）が、伸ばすことはできません。

任期の終期が「定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで」とされているのは、社員総会（評議員会）で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためです。

例えば、4月1日から3月末までを事業年度（会計年度）としている法人で、定時総会を毎年6月末に行っている法人の理事の任期を例にしますと、平成21年6月末の定時総会で理事を選任した場合の理事の任期は平成23年6月末の定時総会までの2年間となります。平成21年3月中旬に行った臨時総会で理事を選任した場合の理事の任期は平成22年6月末の定時総会までの1年3か月間余となり、平成21年4月中旬に行った臨時総会で理事を選任した場合の理事の任期は平成23年6月末までの2年3か月間余となります。

2 監事の任期

監事の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までとされます（一般社団・財団法人法第67条第1項本文、第177条）。監事の任期は、定款によって、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までを限度として短縮することができます（一般社団・財団法人法第67条第1項（第177条において準用する場合を含む））が、伸ばすことはできません。監事の任期が理事の任期より長期となることが原則とされているのは、理事の職務の執行を監査する監事の地位を強化し、その独立性を担保する趣旨からです。

3 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされます（一般社団・財団法人法第174条第1項）。理事の任期よりも長期とすることにより、その地位を安定的なものとする趣旨からです。さらに、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができます（同項ただし書）が短縮することはできません。これは、監事の任期よりも長期とすることを可能とする趣旨からです。

(参照条文)

○ 一般社団・財団法人法

(理事の任期)

第 66 条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

(監事の任期)

第 67 条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

(評議員の任期)

第 174 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

問Ⅱ - 4 - ② (移行をまたぐ任期の取扱い)

特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行したときに在任していた理事、監事の（残りの）任期はどのような扱いになりますか。

答

1 移行の登記をした特例民法法人の理事及び監事の任期は、一般社団・財団法人法の任期の規定に従うこととなります。

2 特例民法法人の理事や監事の任期については、民法法人のときと同様とする旨の規定が設けられています（注1）（整備法第48条第2項・第3項）。

これに対し、特例民法法人が公益社団法人・財団法人又は一般社団法人・財団法人に移行した場合の理事または監事の任期については、特段の規定が設けられていないため、この場合には、移行前に選任された理事または監事の任期についても、一般社団・財団法人法上の理事または監事の任期に関する規律が適用されることとなります。

その結果、特例民法法人の理事または監事のうち、その選任後の期間が通常の公益社団法人・財団法人又は一般社団法人・財団法人の理事または監事の任期の範囲内である者にあっては、移行によりその任期が満了することはありませんが、選任後の期間がすでに一般社団・財団法人法上の理事または監事の任期を超過している者にあっては、移行と同時に任期が満了することとなります（注2）。

3 一般社団・財団法人法における理事または監事の任期は、「選任後2年（監事は4年）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで」（一般社団・財団法人法第66条、第67条。第177条において準用する場合を含む。）とされていますが、移行の登記のときに在任していた理事、監事について、一般社団・財団法人法上の任期を計算する際、移行の登記の前日を末日とする特例民法法人としての最後の事業年度が、「選任後2年（監事は4年）以内に終了する事業年度のうち最終のもの」に該当する場合（注3）の任期の計算については次のようにになります。

- ① 特例民法法人としての最後の事業年度終了後（移行の登記後）、一定の時期（注4）に社員総会（評議員会）を開催して、決算の承認を行う場合には、当該社員総会（評議員会）を定時社員総会（定時評議員会）と見なして任期を計算することとなります（注5）。
- ② 特例民法法人としての最後の事業年度の決算の承認について、一定の時期に社員総会が開催されない場合（注6）には、当該「一定の時期」（注4）が経過したときに、任期が満了することとなります（注7）（注8）。

なお、決算の承認を行う社員総会等の開催時期が「一定の時期」に該当するかどうかの判断が難しい場合など、任期の計算に疑義が生じるようなときには、定款の変更の案に、移行の登記をしたときの役員の任期の特則を設けるなどの方法（問Ⅱ－4－⑦参照）により対応することも考えられます。

(注1) 新制度の理事会を設置した特例民法法人が理事を選任した場合や新制度の評議員を置く特例財団法人が監事を選任した場合等は、その理事又は監事の任期は新制度の任期の規定に従うこととなります（整備法第48条第2項かっこ書き・第3項第1号から第3号）。

(注2) 例えば、理事の任期を、旧定款では選任されてから3年間、定款の変更の案では「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」としている法人が、平成22年10月に移行の登記をした際の、20年6月に選任された理事の場合など。

(注3) 例えば、理事の任期を、旧定款では4月から翌々年3月までの2年間、定款の変更の案では「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」としている法人が、平成22年10月に移行の登記をした際の、21年3月に選任されて同年4月から就任していた理事の場合など。

(注4) 当該「一定の時期」としては、定款の変更の案で定めた又は当該法人が慣例として開催することとしている定時社員総会（定時評議員会）の開催時期（年度終了後のどのくらいの時期に開催しているか。）などが考えられます。

(注5) 上記の(注3)の理事の場合には、以下のとおりの任期となります。

(注6) 移行認可を受けた場合の公益目的財産額の確定（整備法規則第33条）や、法人税に係る確定申告等のため、移行後所定の期間内に決算の承認を行うことが必要となる場合があります。

(注7) 例えば、定款の変更の案に、定時社員総会の開催時期を「事業年度終了後3か月以内」と定めている法人にあっては、特例民法法人としての最後の事業年度終了後3か月を経過したときに任期が満了することとなります（なお、定款の変更の案において、4月1日から翌年3月末までを事業年度とした上で、定時社員総会の開催時期を「6月」と定めている場合には、「事業年度終了後3か月以内」と定めているのとほぼ同様と解することができます。）。

(注8) 特例民法法人の理事または監事が任期満了によって退任する結果、理事または監事が欠けることとなる場合又は一般社団・財団法人法若しくは定款で定めた員数を欠くこととなる場合には、当該理事または監事はなお役員としての権利義務を有することとなります（一般社団・財団法人法第75条第1項（第177条において準用する場合を含む。））。

（参照条文）

整備法第48条（略）

- 2 特例民法法人の理事（理事会を置く特例民法法人が選任するものを除く。）の選任及び解任、資格並びに任期については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事（次に掲げる

特例民法法人が選任するものを除く。)についても、前項と同様とする。

- 一 理事会を置く特例社団法人（以下この款において「理事会設置特例社団法人」という。）
- 二 会計監査人を置く特例社団法人（以下この款において「会計監査人設置特例社団法人」という。）
- 三 評議員を置く特例財団法人（以下この款において「評議員設置特例財団法人」という。）

整備法規則第33条 第二十九条第一号の額が第二十四条に規定する額を超える特例民法法人が移行の登記をしたときは、当該移行の登記をした日から起算して三箇月以内に、次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

- 一 第十四条に規定する公益目的財産額及び第二十九条の規定の例によりその計算を記載した書類
- 二 算定日における貸借対照表及びその附属明細書

2～4 (略)

一般社団・財団法人法第36条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2・3 (略)

一般社団・財団法人法第66条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第67条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

3 (略)

一般社団・財団法人法第75条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2～5 (略)

一般社団・財団法人法第 179 条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2・3 (略)

問Ⅱ - 4 - ③ (理事の任期)

現行定款上、理事の任期が3年となっている法人で移行直前に再任された理事は、就任後3年間理事であり続けることはできますか。

答

1 できません。

特例民法法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは旧制度の任期が適用されます（補足）（整備法第48条第2項）ので、現行定款上理事の任期が3年となっている法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは3年の任期になります。しかし、特例民法法人が認定又は認可を受けて移行の登記をした後は、理事の任期は一般社団・財団法人法の任期の規定に従うことになります。

具体例は、以下のようになります。

2 まず、一般社団・財団法人法の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までとされています（一般社団・財団法人法第66条）。

そのため、例えば、4月1日から3月末までを事業年度（会計年度）としている法人で、定時総会を毎年6月末に行っている法人の場合の理事の法定の任期は、平成21年6月末の定時総会で理事を選任した理事の任期は平成23年6月末の定時総会までの2年間となります。平成21年3月中旬に行なった臨時総会で理事を選任した場合の理事の任期は平成22年6月末の定時総会までの1年3か月余となり、平成21年4月中旬に行なった臨時総会で理事を選任した場合の理事の任期は平成23年6月末までの2年3月余となります。

ですから、この法人が、例えば、平成21年6月末の定時総会で理事を選任し、その直ぐ後の平成21年7月末に認定を受けて移行の登記をした場合には、その理事の任期は、一般社団・財団法人法の任期の規定に従い、平成23年6月末の定時総会の終結の時までとなります（平成24年6月末までの3年間の任期とはなりません）。

(補足)

新制度の理事会を設置した特例民法法人が理事を選任した場合には、その理事の任期は新制度の任期の規定に従うこととなります。そのため、その場合には、定款で理事の任期を3年としても任期は短縮されます。

(考え方)

新制度において、理事の任期は定款又は社員総会の決議によって短縮することができます（一般社団・財団法人法第66条（第177条において準用する場合を含む））が、伸ばすことはできません。そのため、移行後は理事の任期を3年に伸ばすことはできず、移行直前に任期が3年として選任された理事についても、移行の登記後は、選任後2年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までが任期となります。

（参照条文）

○ 一般社団・財団法人法

（理事の任期）

第 66 条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

○ 整備法

（理事及び監事に関する経過措置）

第 48 条 （略）

2 特例民法法人の理事（理事会を置く特例民法法人が選任するものを除く。）の選任及び解任、資格並びに任期については、なお従前の例による。

問Ⅱ - 4 - ④ (理事の任期)

理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるでしょうか。

答

- 1 そのような規定を設けることは適当ではありません。
- 2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（評議員会）の終結の時までであり、定款又は社員総会の決議によって短縮することが可能とされています（一般社団・財団法人法第66条第1項、第177条）が伸ばすことはできません。

このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けた場合、定時社員総会（評議員会）で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時総会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時総会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなり、その限度で無効な規定と解されるおそれがあります。

したがって、そのような規定を設けることは適当ではないと思われます。

(参照条文)

○ 一般社団・財団法人法

(理事の任期)

第66条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

問Ⅱ－4－⑤（理事の任期）

理事の任期を3年と定めている特例民法法人が、認定・認可を受けたときに既に2年を経過していた場合に、理事の任期はどうなりますか。

答

1 御質問の場合における理事の任期は、一般社団・財団法人法第66条本文（第177条において準用する場合を含む。）の任期を経過していれば、移行の登記と同時に終了することになります。

2 特例民法法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは旧制度の任期が適用されます（整備法第48条第2項）（補足）。そのため、現行の定款において、理事の任期が3年となっている法人の理事の任期は、移行の登記をするまでは3年の任期になります。しかし、特例民法法人が認定又は認可を受けて移行の登記をした後は、理事の任期は一般社団・財団法人法の任期の規定（一般社団・財団法人法第66条（第177条において準用する場合を含む。））に従うこととなります。

（補足）新制度の理事会を設置した特例民法法人が理事を選任した場合には、その理事の任期は新制度の理事の任期の規定（一般社団・財団法人法第66条（第177条において準用する場合を含む。））に従うこととなります。そのため、その場合には、定款で理事の任期を3年としても任期は短縮されます（問Ⅱ－4－②（移行をまたぐ任期の取扱い）、問Ⅱ－4－③（理事の任期）参照）。

3 その結果、特例民法法人の理事のうち、移行の登記をした時点において、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時（一般社団・財団法人法第66条（第177条において準用する場合を含む。））よりも長く在任している理事については、移行の登記と同時に任期が満了して退任することとなります（問Ⅱ－4－②（移行をまたぐ任期の取扱い）、問Ⅱ－4－（理事の任期）及び問Ⅱ－4－③（理事の任期）参照）（考え方）。

（考え方）特例民法法人の理事が任期満了によって退任する結果、役員が欠けることとなる場合又は法若しくは定款で定めた理事の員数を欠くこととなる場合には、当該理事はなお理事としての権利義務を有することとなります（一般社団・財団法人法第75条第1項（第177条において準用する場合を含む。））。

（参考条文）

一般社団・財団法人法第66条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第 75 条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2～5 （略）

整備法第 48 条 （略）

2 特例民法法人の理事（理事会を置く特例民法法人が選任するものを除く。）の選任及び解任、資格並びに任期については、なお従前の例による。

問Ⅱ - 4 - ⑥ (任期の起算点)

新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつですか。
理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせることはできますか。

答

1 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となります（一般社団・財団法人法第66条、第67条、第177条）。

ある者が一般社団法人又は一般財団法人の理事又は監事となるには、社員総会ないし評議員会による選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾が必要となります（同法第64条、第320条第1項等参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、社員総会ないし評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が社員総会ないし評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、社員総会ないし評議員会のコントロールが及ぶ「選任時」とされています。

2 なお、例えば、事業年度末が3月末の法人が、3月下旬に開催した臨時社員総会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、社員総会ないし評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきものとされています（注）。

また、例えば、事業年度末が3月末の法人が、3月下旬に開催した臨時社員総会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となります。

(注) 1 社員総会ないし評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、理事又は監事への就任には、選任行為に加え、就任承諾が必要であることに変わりはないため、理事又は監事の選任登記を申請する際には、就任を承諾したことの証するものの添付が必要となります（一般社団・財団法人法第320条第1項）。

なお、理事又は監事の任期の起算点は選任日となりますが、登記の原因日付は、就任の承諾をした日が原因日付とされています。

2 また、特例民法法人が、移行と同時に（移行の登記をすることを停止条件として）就任する最初の評議員、理事、監事又は会計監査人（以下「評議員等」といいます。）を選任した場合（例えば、移行と同時に評議員を設置する特例財団法人が、旧主務官庁の認可を受けた方法により、移行と同時に就任する最初の評議

員を選任した場合)には、当該評議員等の任期の起算点(始期)は、一般社団法人又は一般財団法人の設立の場合の評議員等の任期の取扱いに準じて、選任行為時ではなく、移行の登記時になると考えられます。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 64 条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第 66 条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第 67 条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第 320 条 理事、監事又は代表理事の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

2 評議員の就任による変更の登記の申請書には、その選任に関する書面及び就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3・4 (略)

5 第一項から第三項までに規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

問Ⅱ - 4 - ⑦（移行の登記を停止条件とした役員の交代）

特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行する際に、理事及び監事が交代することはできますか。

答

- 1 旧民法法人の役員（理事及び監事）は、それぞれ一般社団・財団法人法の規定によって選任されたものとみなされることとされており（整備法第48条第1項）、特例民法法人の役員は、移行と同時に任期が満了する場合（問Ⅱ - 4 - ②参照）などを除き、移行後も引き続き役員を務めることとなります。
- 2 一方、移行を機に、役員の数を減らしたり、メンバーを交代したいと考える場合には、以下の3及び4の方法により、移行の登記の際に、それまでの役員が退任し、又は新たな役員が就任することも可能です。
- 3 移行の登記の際に就任する役員の選任については、特例民法法人が社員総会等において理事又は監事を選任する際に、移行の登記を停止条件として、選任の決議をすることにより、行うことができます。
- 4 移行の登記の際に役員が退任するには、
 - ① 特例民法法人の現行の定款を変更し、移行の登記の時に役員が退任（任期が満了）する旨を定める方法（注）
 - ② 定款の変更の案において、移行の登記の時に、それまで役員であった者が退任（任期が満了）する旨を定める方法（注）
 - ③ 移行の登記を停止条件とした辞任届を作成し、移行の登記を停止条件として役員が辞任する方法などが考えられます。

（注）移行の登記の時に退任する役員についても、一般社団・財団法人法の任期に関する規律が適用されますので、退任する監事の任期が、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで」という法定の最短の任期を下回ることになるような場合には、このような定めを置くことはできません（一般社団・財団法人法第67条第1項）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第67条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終

結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

2・3 (略)

整備法第48条 この法律の施行の際現に旧社団法人（第四十条第一項に規定する社団法人又は民法施行法社団法人をいう。以下この章において同じ。）又は旧財団法人（同項に規定する財団法人又は民法施行法財団法人をいう。以下この章において同じ。）に置かれている理事又は監事は、それぞれ一般社団・財団法人法第六十三条第一項（一般社団・財団法人法第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定によって選任された理事又は監事とみなす。

2～4 (略)

問Ⅱ - 5 - ① (新制度の理事、監事、評議員の定数)

新制度の理事、監事、評議員の定数の下限、上限はあるのでしょうか。また、何人程度が適当ですか。

答

- 1 新制度の理事、監事、評議員の人数の法律上の上限はありません。
- 2 新制度の理事の人数の下限は、理事会を設置しない一般社団法人であれば1人が下限になり（一般社団・財団法人法第60条第1項）、理事会を設置する法人であれば3人が下限になります（一般社団・財団法人法第65条第3項）。
- 3 新制度の監事は、理事会や会計監査人を設置しない一般社団法人であれば置かないこともできますが（一般社団・財団法人法第61条）、理事会を設置する法人であればその人数の下限は1人が下限になります。
- 4 新制度の評議員の人数の下限は、3人が下限になります（一般社団・財団法人法第173条第3項）。
- 5 理事等の適切な人数については一概に言えませんが、一般論として言えば、例えば、理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがあります。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になります。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがあります。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もあります。このため、理事の定数は法人の事業の規模、性質、内容等に応じ、適切な数とする必要があるでしょう。

(参照条文)

○ 一般社団・財団法人法

(社員総会以外の機関の設置)

第60条 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

(監事の設置義務)

第61条 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

(役員の資格等)

第65条 (略)

2 (略)

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

(評議員の資格等)

第 173 条 (略)

2 (略)

3 評議員は、三人以上でなければならない。

問Ⅱ - 5 - ② (役員等の定数)

代表理事を複数置くことは可能ですか。

答

- 1 可能です。
- 2 理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人にあっては、理事の中から代表理事を定めないときは、各理事が代表理事となります（一般社団・財団法人法第77条第2項）が、一般社団法人は、次のいずれかにより、理事の中から代表理事を定めることができます（同条第3項）。
 - a 定款
 - b 定款の定めに基づく理事の互選
 - c 社員総会の決議

また、理事会設置一般社団法人および一般財団法人にあっては、理事会の決議により、理事の中から代表理事を選定しなければならないこととされています（一般社団・財団法人法第90条第3項、第197条）。

代表理事を置く場合、その員数については一般法人法上は特段の規定はなく、定款で任意に定めることが可能ですが（もちろん理事の員数を超えることはできません）。

- 3 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をすることができるなどの広範な権限を付与されており（一般社団・財団法人法第77条第4項）、この権限に内部的に制限を加えたとしても、取引の安全の観点から、これをもって善意の第三者に対抗することはできないこととされており（同条第5項）、また、一般社団法人は、代表理事がその職務を行うについて第三者に与えた損害を賠償する責を負うこととされていますので（一般社団・財団法人法第78条）、代表理事を複数置くときは、これらの点にも留意が必要です。

なお、定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を負うこととされています（一般社団・財団法人法第79条第1項）。

(参照条文)

○ 一般社団・財団法人法

(一般社団法人の代表)

第77条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事そのた一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

- 3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。
- 4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第 78 条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第 79 条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

（理事会の権限）

第 90 条 （略）

- 2 （略）
- 3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

問Ⅱ - 6 - ① (代理人の出席等)

理事会、評議員会において代理人を出席させ、議決権を代理行使させることはできますか。また、理事会、評議員会において書面投票や電子投票をすることはできますか。

答

- 1 いずれもできません。理由は以下のとおりです。
- 2 理事は、その個人的な能力や資質に着目し、法人運営を委任されている者であることから（一般社団・財団法人法第64条、第172条第1項、民法第644条）、自ら理事会に出席し、議決権を行使することが求められます。また、理事会における協議と意見交換に参加していない者が、その情報を知る前に、事前に書面投票や電子投票を行うということは、責任ある議決権の行使とはなりません。したがって、理事会が開催された場合には、社員総会について認められているような、議決権の代理行使および書面又は電磁的方法による議決権の行使（一般社団・財団法人法第38条第1項第3号・第4号参照）は認められていません。
また、評議員についても、理事と同様、個人的な能力や資質に着目して委任を受けた者であり、評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、その運営につき、理事会と同様の規律に従うことが相当とされ、議決権の代理行使および書面又は電磁的方法による議決権の行使は認められていません。
- 3 もっとも、円滑な法人運営のため、一般社団・財団法人法においては、定款に定めを設けることにより、理事会の決議の目的である事項につき、理事全員が同意し、かつ、監事が異議を述べないときに限り、書面又は電磁的方法により決議することができるものとされています（一般社団・財団法人法第96条、第197条）。例えば、電子メールにより理事会決議を行う場合、メールにより議案の内容を理事と監事の全員に伝達し、事務方が理事全員から議案に同意する旨の電子メールを受け取り、監事に異議がないことを確認した上で、理事会決議の議事録を作成することにより手続きは完了します（もっとも、一堂に会した理事会とは異なるので、例えば、他人のなりすましによる議案への同意のメール送信のおそれを排除するため、後に無効とならないよう、同意表明が本人の意思に基づくものか電話などで確認しておくことも有効です。）。このような方法を活用することにより、すべての理事の意向に基づく理事会決議を、機動的に行なうことが可能となります。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 64 条 一般社団法人と役員及び会計監査との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第 95 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

一般社団・財団法人法第 96 条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

一般社団・財団法人法第 172 条 一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第 189 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

民法第 644 条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

問Ⅱ - 6 - ② (We b会議・テレビ会議)

理事会、評議員会のWe b会議・テレビ会議での開催は認められますか。

答

- 1 遠方に所在する等の理由により現に理事会の開催場所に赴くことができない理事が当該理事会決議に参加するための方策として、We b会議、テレビ会議、電話会議などの方法による会議をすることも可能です。
 - 2 We b会議、テレビ会議、電話会議などのように、出席者間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であれば、We b会議、テレビ会議、電話会議などの方法で理事会や評議員会を開催することも許容されると考えられています。
 - 3 なお、理事会又は評議員会を行った場合は、議事録を作成することとされています（一般社団・財団法人法第95条第3項、第193条第1項）。
- 例えば、We b会議で理事会又は評議員会を開催し法定の議事録を作成する場合には、We b会議システムを用いて理事会（評議員会）を開催した旨の記述や、We b会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認されて、議案の審議に入った旨の記述をすることが考えられます（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第3項第1号かっこ書き、第60条第3項第1号かっこ書き参照）。

（参照条文）

○ 一般社団・財団法人法

（理事会の決議）

第95条 （略）

2 （略）

3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（議事録）

第193条 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

(理事会の議事録)

第 15 条 (略)

2 (略)

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

(評議員会の議事録)

第 60 条 (略)

2 (略)

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二～七 (略)

四 (略)

問Ⅱ - 7 - ① (決議の省略)

社員総会の決議の省略は、理事会や評議員会における決議の省略とどのように違うのですか。

答

1 一般社団・財団法人法においては、理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます（一般社団・財団法人法第58条第1項）。

また、評議員会については、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることのできる評議員全員の書面または電磁的記録による同意の意思表示があった場合は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（一般社団・財団法人法第194条第1項）。

さらに、理事会については、あらかじめ定款に定めを設けることにより、理事会の決議の目的である事項につき、議決に加わることのできる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示がなされ、かつ、監事が異議を述べないときに限り、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます（一般社団・財団法人法第96条、第197条）。

2 以上のことから、相違点は次のようにになります。

- ① 社員総会の決議を省略する場合には、利害関係を有する社員を含む社員の同意が必要であるのに対して、評議員会又は理事会の決議を省略する場合には、利害関係のある評議員又は理事については同意の対象から除かれます。
- ② 理事会の決議を省略する場合には、定款にその旨の規定が必要とされるのに対して、社員総会又は評議員会の決議を省略する場合には、定款の規定がなくとも可能です。
- ③ 社員総会又は評議員会の決議を省略する場合には、社員又は評議員の同意のみで足りるのに対して、理事会の決議を省略する場合には、理事の同意に加えて監事が異議を述べないことが要件とされています。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第58条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

一般社団・財団法人法第96条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議

決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

一般社団・財団法人法第 194 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

問Ⅱ－7－②（総会の年間開催回数）

現行の主務官庁の指導で年間2回社員総会を開催していますが、一般社団法人に移行するとした場合に、定款を変更すれば総会の開催回数を減らすことはできますか。

答

- 1 社員総会は法律上、年に1回、事業年度の終了後一定の時期に定時社員総会を開催することが必要とされています。
- 2 また、定款の変更を行うなど必要がある場合には、いつでも社員総会を招集することができます。

【考え方】

一般社団法人は、各事業年度について貸借対照表等の計算書類を作成しなければならず、この計算書類は、定時社員総会の承認により確定されることになります。また、役員等の選任も定時社員総会において行われるのが通常であることから、年に1回、定時社員総会を開催することになります。

（参考条文）

一般社団・財団法人法第36条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

一般社団・財団法人法第123条

- 2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

一般社団・財団法人法第126条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

問Ⅱ - 7 - ③（監事が出席しない理事会）

新制度において、監事は理事会に出席しなければいけないのですか。

答

1 監事は理事会に出席する必要があります。

また、監事は、理事会に出席するだけでなく、必要があると認めるときは理事会で意見を述べなければならないこととされています（一般社団・財団法人法第101条第1項（第197条において準用する場合を含む。）。これは、以下のような考え方によります。

2 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができるなどの広範な権限を与えられており（一般社団・財団法人法第99条、第124条第1項（第197条及び第199条において準用する場合を含む。）、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っています。

このような重要な役割を担う監事が、その権限を有効かつ適切に行使して職務を遂行するためには、重要な業務執行の決定が行われ、代表理事や業務執行理事から法人の業務執行の状況が報告される理事会に自らも出席し、法人の業務運営状況を把握して、法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを監視するとともに、監査を実効あるものにする必要があります。

そのため、法は、監事は理事会に出席しなければならないこととともに、監事の出席の機会を担保するため、理事会を招集する際には、原則として会日から1週間前に、監事に対しても招集通知を発出しなければならないとしています（一般社団・財団法人法第101条第1項、第94条第1項（第197条において準用する場合を含む。））。

3 仮に、入院などの正当な理由がないのに監事が理事会を欠席し、そのことにより理事の監督や監査が不十分になってしまい、これによって法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は、職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともあります（一般社団・財団法人法第111条第1項及び第117条第1項（第198条において準用する場合を含む。）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第94条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

一般社団・財団法人法第 99 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

一般社団・財団法人法第 100 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 101 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

一般社団・財団法人法第 111 条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第 301 条第 2 項第 11 号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

一般社団・財団法人法第 117 条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 (略)

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 (略)

一般社団・財団法人法第 124 条 監事設置一般社団法人においては、前条第 2 項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

問Ⅱ - 7 - ④ (社員総会における議決権の代理行使、書面による議決権の行使)

社員総会において社員が議決権の代理行使や書面による議決権の行使をすることができない旨を定款で定めることはできますか。

答

1 一般社団・財団法人法において、社員総会における社員の議決権は、代理人によって行使することができることとされています（一般社団・財団法人法第50条第1項）。

したがって、社員が代理人による議決権の行使をすることができない旨の定款の定めは無効となります。

2 また、社員総会において書面によって議決権行使することとするかについては、理事会（理事会を設置していない社団法人の場合は理事、また、社員が社員総会を招集する場合は当該社員）が、社員総会を招集するときに定めることとされています（電磁的方法による議決権の行使も同様、一般社団・財団法人法第38条、第51条）。

したがって、例えば、社員総会において社員が書面により議決権行使することが一切できない旨を定款で定めることは、書面による議決権の行使の可否について理事会等において定めることとしている一般社団・財団法人法の規定との関係において疑義を生じる可能性があります。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第38条 理事（前条第二項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。次条から第四十二条までにおいて同じ。）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 （略）

三 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権行使することとすることは、その旨

四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権行使することとすることは、その旨

五 （略）

2 理事会設置一般社団法人においては、前条第二項の規定により社員が社員総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならぬ。

一般社団・財団法人法第50条 社員は、代理人によってその議決権行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法

人に提出しなければならない。

2～7 (略)

一般社団・財団法人法第 51 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2～5 (略)

問Ⅱ－7－④の2（議決権行使書面等の閲覧等の請求）

社員が、社員総会の議決権行使書面の閲覧等を法人に請求する場合、当該請求が拒絶されることはありますか。

答

1 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による一般社団・財団法人法（以下「法」という。）の改正により、法人は、社員からの議決権行使書面等の閲覧等の請求について、社員名簿の閲覧等の請求の拒絶事由（法第32条第3項各号）と同様の事由（当該請求を行う社員がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき等）に該当する場合には、その請求を拒むことができるのこととされました（法第50条第6項、第51条第5項、第52条第6項）。

また、改正前には、法人の拒絶事由の規定はなく、社員が当該請求をする際にその理由を明らかにする必要もありませんでしたが、拒絶事由に該当するかどうかの判断を法人がすることを容易にするため、社員は、当該請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならないこととされました（法第50条第6項後段、第51条第4項後段、第52条第5項後段）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第32条（略）

- 2 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 一 社員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 社員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
- 一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 四 請求者が、過去二年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

一般社団・財団法人法第50条　社員は、代理人によってその議決権を行使することができ

る。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

2～5 (略)

6 社員は、一般社団法人的業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

7 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人的業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

一般社団・財団法人法第51条　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2・3 (略)

4 社員は、一般社団法人的業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人的業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面

の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

一般社団・財団法人法第 52 条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該一般社団法人に提供して行う。

2～4 (略)

5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

6 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

問Ⅱ - 7 - ⑤（社員総会及び評議員会の議事録への記名押印）

社員総会及び評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要がありますか。

答

1 社員総会（又は評議員会）の議事録は、社員総会（又は評議員会）が開催された日時及び場所、社員総会（又は評議員会）の議事の経過の要領及びその結果、社員総会（又は評議員会）に出席した理事、監事、（評議員、）会計監査人の氏名又は名称等を内容とするものでなければならないとされています（一般社団・財団法人法第57条第1項、同第193条第1項、一般社団・財団法人法施行規則第11条3項、同第60条3項）。

ただし、社員総会（又は評議員会）の議事録は、社員総会（又は評議員会）の記録・証拠にすぎず、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（一般社団・財団法人法第95条第5項参照）はないことから、一般社団・財団法人法及び一般社団・財団法人法施行規則では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要とされていません（注1）。

2 しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点、登記申請代理の委任者と受任者との間のトラブルを防止する観点等から、社員総会（又は評議員会）の議事録についても、議事録作成者が常に記名押印を行うことが望ましいものと思われます。

また、このような観点だけでなく、関係法令の規定（注2）等を考慮すれば、社員総会については議長及び出席した理事、評議員会については出席した評議員及び理事（及び議長）が記名押印をすることが有用な取扱いと考えられます。

（注1）理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされています。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した代表理事と定めることもできます（一般社団・財団法人法第95条第3項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、代表理事が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならず、また、複数名の代表理事が出席した場合、出席した代表理事の全員（及び出席した監事の全員）が記名押印しなければなりません。

（注2）一般社団法人等登記規則により、社員総会（評議員会）の決議により代表理事（各自代表の理事を含む。）を定めた場合には、いわゆる議事録署名人が定められたか否かにかかわらず、その議事録に変更前の代表理事が届出印を押印していない限り、議長及び出席理事の全員が議事録に押印しなければならず、代表理事の変更の登記申請書

に当該押印に係る市町村長作成の印鑑証明書を添付するものとされています（一般社団法人等登記規則第3条において準用する商業登記規則第61条第4項第1号）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第57条　社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2～4　（略）

一般社団・財団法人法第95条　（略）

2　（略）

3　理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4　（略）

5　理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

一般社団・財団法人法第193条　評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2～4　（略）

一般社団・財団法人法施行規則第11条　（略）

2　（略）

3　社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人

又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二　社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三　次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第七十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ロ　法第七十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ハ　法第百二条

ニ　法第百五条第三項

ホ　法第百九条第一項

ヘ 法第百九条第二項

四 社員総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 (略)

一般社団・財団法人法施行規則第 60 条 (略)

2 (略)

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第百七十七条において準用する法第七十四条第一項（法第百七十七条において準用する法第七十四条第四項において準用する場合を含む。）

ロ 法第百七十七条において準用する法第七十四条第二項（法第百七十七条において準用する法第七十四条第四項において準用する場合を含む。）

ハ 法第百九十七条において準用する法第百二条

ニ 法第百九十七条において準用する法第百五条第三項

ホ 法第百九十七条において準用する法第百九条第一項

ヘ 法第百九十七条において準用する法第百九条第二項

五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 (略)

商業登記規則第 61 条 (略)

2～5 (略)

6 代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表取締役又は代表執行役（取締役を兼ねる者に限る。）が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

一 株主総会又は種類株主総会の決議によつて代表取締役を定めた場合 議長及び出席
した取締役が株主総会又は種類株主総会の議事録に押印した印鑑

二・三 (略)

7~11 (略)

一般社団法人等登記規則第3条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）（略）
第六十一条第一項及び第四項から第八項まで（略）の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。（略）

問Ⅱ－7－⑥（社員総会資料の電子提供）

社員総会資料を社員に対してインターネットを利用する方法により提供することはできますか。

答

- 1 一般社団法人においては、社員の個別の承諾を得れば、社員に対し、社員総会資料を、インターネットを利用する方法により提供することができるとしています（一般財団・社団法人法（以下「法」という。）第39条第3項、第41条第2項、第42条第2項、第3項等）。
- 2 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による法の改正により、一般社団法人においては、定款で定めることにより、理事が、社員総会資料を当該法人のホームページ等のウェブサイトに掲載し、社員に対し、当該ウェブサイトのアドレス等を社員総会の招集の通知により通知することで、社員の個別の承諾を得ていないときであっても、社員に対し、社員総会資料を提供することができます（法第47条の2等）。
- 3 社員総会資料のウェブサイトへの掲載を開始する日については、社員総会の日の3週間前の日又は招集の通知を発した日のいずれか早い日となっており（法第47条の3第1項）、また、インターネットを利用する事が困難である社員の利益に配慮し、社員は、法人に対し、社員総会資料等に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができるとされています（法第47条の5）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第39条　社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の二週間前までにその通知を発しなければならない。

- 2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。
 - 一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合
 - 二 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合
- 3 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一般社団・財団法人法第41条 理事は、第三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「社員総会参考書類」という。）及び社員が議決権行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、これらの書類を当該社員に交付しなければならない。

一般社団・財団法人法第42条 理事は、第三十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、社員総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による社員総会参考書類の交付に代えて、当該社員総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があったときは、社員総会参考書類を当該社員に交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第三十九条第三項の承諾をした社員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第三十九条第三項の承諾をしていない社員から社員総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該社員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

一般社団・財団法人法第47条の2 一般社団法人は、理事が社員総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるものをいう。以下この款、三百一条第二項第四号の二及び三百四十二条第十号の二において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 社員総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

一般社団・財団法人法第47条の3 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第三十九条第二項各号に掲げる場合には、社員総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第四十七条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間（第四十七条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

- 一 第三十八条第一項各号に掲げる事項
 - 二 第四十一条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
 - 三 第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項
 - 四 第四十五条第一項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領
 - 五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第一百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項
 - 六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が第三十九条第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

一般社団・財団法人法第47条の4 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日」とあるのは、「社員総会の日」とする。

- 2 第三十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第二項又は第三項の通知には、第三十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第一百二十五条の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人においては、理事は、第三十九条第一項の通知に際して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しな

い。

- 4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人における第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

一般社団・財団法人法第47条の5 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員（第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。）は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項（次項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

- 2 理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日（当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあっては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。
- 4 前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

問Ⅱ－8－①（補償契約・役員等のために締結される保険契約）

役員等が職務の執行に関して法令違反を疑われたり責任の追及に係る請求を受けたりした際の防御費用や賠償金について、法人が支払ったり役員等を被保険者とした保険を契約したりすることはできますか。

答

- 1 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による一般社団・財団法の改正により、法人が、役員等（理事、監事又は会計監査人）が職務の執行に関し、法令違反を疑われ、又は責任の追及を受けたことに対処するため支出する費用（いわゆる防御費用）や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失（いわゆる賠償金や和解金）の全部又は一部を当該役員等に補償すること（法人補償）を約する契約を行うために必要な手続が規定され、どのような範囲の費用や損失を対象として法人補償を行うことができるのかが明記されました（法第118条の2（第198条の2において準用する場合を含む。））。
- 2 また同改正により、法人が保険者と締結する保険契約で、役員等が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とする契約については、必要な手続などが明確にされました（法第118条の2（第198条の2において準用する場合を含む。））。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第118条の2 一般社団法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般社団法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

- 一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
 - 二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
 - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- 2 一般社団法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
- 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

- 二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該一般社団法人に対して第百十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
- 三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- 4 理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 5 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補償契約については、適用しない。
- 6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

一般社団・財団法人法第 118 条の 3 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

- 2 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。
- 3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

問Ⅲ - 1 - ①（支部等の組織形態）

現在は人格なき社団を法人の支部と位置づけているものの、本部と支部は別経理にしていますが、引き続き人格なき社団を支部と位置づけて公益認定を申請することはできますか。

答

- 1 公益認定は法人について行うものであり、そのための認定基準（公益法人認定法第5条各号）は法人全体に対して適用になり、認定の効果は法人全体に及びます。人格なき社団についても法人の一部として公益認定を受けるのであれば、人格なき社団を定款上、法人の支部と位置づけて申請する必要がありますが、その際には、支部の事業、経理は本部と一体のものとして、公益目的事業比率（同法第5条第8号）、遊休財産額の見込み（同第9号）などを計算するとともに、各事業年度に係る計算書類（損益計算書及び貸借対照表）は法人全体のものを作成しなければなりません。したがって、例えば本部から支部への交付金は法人の事業費として計上することはできません。
- 2 また法人は、個別の事業の内容や収支を明らかにする必要があり、支部の事業のうち、本部や他の支部と共にものではなく、支部独自のものがある場合には、申請書や各事業年度の事業報告書においては当該事業を記載するとともに、計算書類の内訳において事業の収支を明らかにする必要があります。
- 3 なお、人格なき社団を定款上、支部と定めずに（＝申請法人とは法人格を異にするものと位置づけて）公益認定を受けた場合に、当該支部は
 - ①「公益社団法人〇〇協会××支部」など、公益法人であると誤認されるおそれのある名称を用いることはできませんが（公益法人認定法第9条第4項）、
 - ②不正目的での名称使用（認定法第9条第5項）に該当しないことが確認可能な場合は、「〇〇協会××支部」など、法人の支部としての名称を名乗ることは可能です。

（補足）①に関し、特例民法法人でないものは、その名称又は商号中に、特例民法法人と誤認されるおそれのある文字を用いることはできないので（整備法第42条第5項・第6項）、「社団法人〇〇協会××支部」という名称も不可です。

○公益法人認定法

(名称等)

第9条 (略)

2～3 (略)

4 公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

5 何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

6 (略)

○整備法

(名称に関する特則)

第42条 (略)

2～4 (略)

5 特例社団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

6 特例財団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

問Ⅲ - 1 - ② (支部等の組織運営)

定款の定めにより、各支部において理事会から独立して事業を運営するため、支部に所属する会員のみによる選挙で支部の役員を選任し、支部毎に役員会を設置することはできますか。

答

1 一般社団・財団法人法では、法人のガバナンスを確保するため、法人の重要な意思決定、業務執行の決定、職務の執行を行う機関として、社員総会、評議員会、理事会、代表理事、業務執行理事などの機関を法定し、その構成員、招集手続、決議方法、権限、瑕疵ある決議の内容や手続の是正方法等についてそれぞれ詳細な規律を設けるとともに、機関相互の権限関係を規定することにより適正な法人運営がなされるよう図られています。

このようなことから、法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会、理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります（留意事項Ⅱ－2）。

2 一般社団・財団法人法の規定により社員総会（又は評議員会）の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会（又は評議員会）以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないこととされており（一般社団・財団法人法第35条第4項、第178条第3項）、例えば、定款の定めにより（一般社団・財団法人法上の）役員に該当する支部長については、社員総会（又は評議員会）の決議により選任する必要があります。

3 財団法人及び理事会を設置している社団法人の業務執行の決定は、理事会が行うこととされており、このうち重要な使用人の選任及び解任などの重要な業務執行の決定については、理事に委任することができないこととされています（一般社団・財団法人法第90条第2項第1号、同条第4項）。

したがって、例えば、支部長が法人の役員ではなく「重要な使用人」に該当するときは、理事会において選任することとなります。

また、重要な業務執行の決定に該当しない業務執行の決定の場合であっても、定款の定めにより法律に根拠のない任意の機関を設けて決定させ、理事会が関与できることとして、理事会の権限を奪うことは許されません。

4 なお、社員総会（又は評議員会）が役員を選任するに当たって、又は理事会が重要な使用人を選任するに当たって、支部の会員の意見を参考にするこ

とができる旨を定款等で定めることは可能です（留意事項Ⅱ－5）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第35条（略）

2・3（略）

4 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

一般社団・財団法人法第90条（略）

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定

二・三（略）

3（略）

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六 第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

5（略）

一般社団・財団法人法第178条（略）

2（略）

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

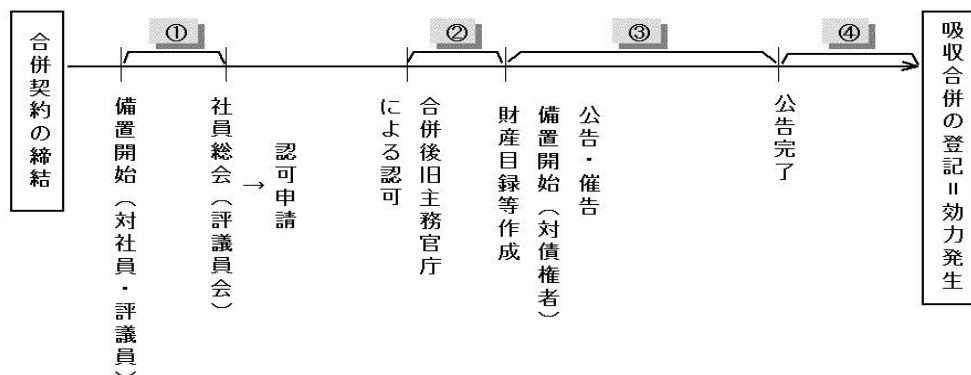
問III - 2 - ①(特例民法法人)

特例民法法人の合併について教えてください。

答

- 1 従来は公益法人同士が合併するという制度は民法上はありませんでした。一方の法人を解散して、財産を他方の法人に贈与して、事実上の合併を行っていました。
- 2 今般、5年間の移行期間に限って、特例民法法人の吸收合併を行うことを可能としました。また、特例社団法人と特例財団法人の合併も可能としたところです。
- 3 なお、特例民法法人の合併については、旧主務官庁の認可を受けることが必要です。
- 4 この特例民法法人の合併の制度の活用によって、単独では、移行の認定や認可を受けることが困難である特例民法法人が、合併により財政的基盤などを整え、円滑に移行することも可能になる場合もありえると考えています。

<特例民法法人の合併の流れ>



- ① = 吸収合併契約備置開始日は社員総会等(承認の日)の2週間前の日
② = 認可の通知のあった日から2週間以内
③ = 2箇月を下ることができない。
④ = 完了日から2週間以内

問IV - 1 - ① (特別の利益)

他の法人に助成金、補助金を出すことは特別の利益にあたるのでしょうか。

答

1 公益法人の財産は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、公益目的事業に使用されるべきものであり、公益法人から他の団体等に社会通念上不相当な利益が移転し、受入先において財産を営利事業や特定の者のために使用されることは適当ではありません。また、公益法人が寄附により受け入れた財産を社員、理事等の法人の関係者や営利事業を営む者等の特定の者の利益のために利用されることが認められると、公益法人に対する信頼が損なわれ、国民からの寄附の停滞を招くおそれもあります。

このようなことを防止するため、法人の関係者や営利事業者等に特別の利益を与えないことが公益認定の基準として設けられています（公益法人認定法第5条第3号、第4号）。

2 特別の利益とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的な事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断されます（公益認定等ガイドラインⅠ3. 参照）。

3 公益法人認定法第5条第4号では、「寄附その他の特別の利益」と定められていますが、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではありません。他の法人への助成金や補助金についても、それをもって直ちに特別の利益に該当するものではなく、上記2. の不相当な利益の供与に当たるもののみ問題となります。

問IV - 2 - ① (役員の3分の1規定)

同一の団体の理事、使用人等で理事等の3分の1を超える数を占めてはならないという基準について伺います。この同一の団体には国の機関が含まれることが規定されていますが、この場合の国の機関とは省庁単位で考えるといふことでいいのでしょうか。

答

- 1 他の同一の団体の理事、使用人等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならないという認定基準(公益法人認定法第5条第11号)は、公益法人が他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するためのものです。同一の団体とは、基本的には法人格を同じくする単位で考えますが、国の機関についてはどこまでを同一ととらえるかは、基準の趣旨に照らすと、当該法人の目的、事業との関係において利害を同じくする範囲と考えられます。
- 2 したがって、国の機関については、一般的には事務分掌の単位である省庁単位でしょうが、法人の目的、事業が国全般に関係する場合には国の機関全体で考えることとなります。

問IV - 2 - ② (役員の3分の1規定)

監事が1～2人の場合の法人では、同一の団体の理事、使用人等で監事の総数の3分の1を超えてはならないという基準の運用はどのように考えたらいいのでしょうか。監事が2人の場合に別の団体から1人ずつ監事を受け入れたとしても必ず3分の1を超えるよう思うのですが。

答

- 1 公益法人が特定の利害を代表する集団から支配されるような場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあるため、他の同一の団体（公益法人を除く。）の関係者が理事及び監事に占める割合について、各々の総数の3分の1を超えてはならないという制限が設けられています（公益法人認定法第5条第11号）。
- 2 公益法人は必ず理事会を置く必要があるため（公益法人認定法第5条第14号ハ）、理事は必ず3人以上いることになりますが、監事は1人～2人の場合も考えられます。公益法人認定法第5条第11号では、監事の「合計数」が、監事の総数の3分の1を超えてはならないとされているため、監事が1人～2人しかいない場合は、監事1人で常に監事の総数の3分の1を超えた状態になってしまうように見えます。
- 3 また、監事の総数が2人の場合に別の団体からそれぞれ1人ずつ監事を受け入れたとしても、各々の団体に属する者は1人であり、「合計数」を観念することができません。したがって、この場合は本基準に抵触することはありません。監事の総数が1人の場合も、同様に「合計数」を観念することができないため、本基準が問題となることはありません。一方、監事の総数が2人の場合に他の同一の団体から2人の監事を受け入れたときは、監事の「合計数」が2人となり、監事の総数の3分の1を超えるため本基準に適合しないことになります。また、監事の総数が3人の場合に別の団体から監事をそれぞれ2人及び1人を受け入れた場合も、そのうち一方の団体の合計数（2人）が監事の総数の3分の2となり、上限の3分の1を超えるため、本基準に適合しないことになります。

問IV - 2 - ③ (役員の3分の1規定)

「他の同一の団体」には権利能力なき社団は含まれるのでしょうか、またその範囲はどのように考えたらいいのでしょうか。

答

- 1 「他の同一の団体」の対象となる団体は、法人格の有無を問わないため、権利能力なき社団もこれに含まれます。
- 2 この権利能力なき社団かどうかは、①団体としての組織をそなえ、②多數決の原理が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している（参考：最判昭和39年10月15日）という基準に該当するかどうかで判断されます。

問IV - 3 - (1) -① (代議員制)

社員（会員）数が何万人と多いため、現在は社員総会の代わりに、社員から代議員を選び、代議員会で役員選挙、予算決算の承認等、法人としての基本的な意思決定を行っていますが、新制度ではこのような代議員制度を継続できるのでしょうか。

答

- 1 特例社団法人が移行の認定・認可を受けて公益社団法人又は一般社団法人になるためには、その定款の変更の案の内容が、一般社団・財団法人法等の規定に適合するものでなければなりません（整備法第117条第1号）。社員の資格に関しては、定款に「社員の資格の得喪に関する規定」を定めなければならないこととされています（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号）が、その具体的な定め方についての制約は特に規定されていないため、一般法人法の諸規定の趣旨に反しない限り、一般社団法人の自治に委ねられていると考えられます。
- 2 一般社団・財団法人法の諸規定に反すると評価されるか否かは、個別具体的な事例ごとに判断されることになります。例えば、特例社団法人が一般社団法人に移行するに際し、殊更に従来の「社員」の範囲を大幅に狭めることにより、民法法人のときに社員としての資格を有していた構成員の大半から「社員」の資格を奪った上、事実上、一般社団・財団法人法において「社員」に保障されている各種の権利行使することができる者の範囲を極めて限定したものとするものと評価される場合には、一般社団・財団法人法が一般社団法人の適正な運営のために社員に各種の権利（社員総会の議決権、理事の違法行為の差止め請求権等）を保障した趣旨に反するものに該当し、したがって、当該定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法の規定に適合するものといえないと判断されることもあり得ます。
- 3 したがって、特例社団法人が公益社団法人又は一般社団法人に移行するに際し、従来から社員の地位を有している者の中から会費を支払う者として「会員」という資格を設けた上、その資格を有する者（会員）の中から一般社団・財団法人法上の「社員」を定めるという規定を定款に設けることにより、従来の「社員」の範囲を変更し、移行に伴い「社員」となる者の範囲が大幅に狭まることとなるような場合には、一般社団・財団法人法の諸規定の趣旨に反するものと評価されることのないように留意する必要があります。一方、たとえば次のような規定が設けられている場合には、当該定款の変更の案の内容は、上記の意味において、一般社団・財団法人法等の諸規定（公益法人

認定法第5条第14号イ)の趣旨に反するとはいえないと考えられます。

- ①「社員」(代議員)を選出するための制度の骨格(定数、任期、選出方法、欠員措置等)が定められていること。
- ②各会員について、「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。
- ③「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていること。
- ④選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴え等法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること。
- ⑤会員に「社員」と同等の情報開示請求権を付与すること。

4 なお上記の考え方沿って、会員のうち一定の者(代議員)を社員とする定款の定めをおく公益社団法人においては、会員が支払う会費収入をどのような考え方で公益目的事業財産に組み入れるのかが問題となります。この場合において、代議員以外の会員が支払う会費を代議員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、代議員が支払う会費と同様に、徴収にあたり目的を定めなければ半分が公益目的事業財産となり、目的を定めればそれに従うということになります。

問IV - 3 - (1) -② (代議員制)

代議員制をとる公益社団法人における会費の扱いはどうなりますか。

答

問IV-3-(1)-1の答に沿って、会員のうち一定の者（代議員）を社員とする定款の定めをおく公益社団法人においては、会員が支払う会費収入をどのような考え方で公益目的事業財産に組み入れるのかが問題となります。この場合において、代議員以外の会員が支払う会費を代議員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、代議員が支払う会費と同様に、徴収にあたり目的を定めなければ半分が公益目的事業財産となり、目的を定めればそれに従うということになります（公益法人認定法施行規則第26条第1号）。

問IV - 3 - (2) - ① (社員資格に関する他の制限)

会費の納入額により社員の議決権数に差を設けることはできますか。また、個人・法人とで社員の議決権数に差を設けることはどうですか。

答

- 1 公益社団法人の社員は、社員総会の構成員として、役員の選任・解任、計算書類の承認など法人の組織、運営に関する基本的事項について議決権を行使します。社員が有する議決権は原則一個であり、定款に別段の定めをした場合には議決権に差異を設けることも許容されていますが（一般社団・財団法人法第48条第1項）、不当に差別的な差異を設けると、議決権行使の結果が一定の傾向を有することで、当該法人が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営を行うおそれが生じることから、社員が有する議決権について不当に差別的な取扱いをしないことが認定基準として定められています（公益法人認定法第5条第14号口(1)）。
- 2 同様に、社員が法人に提供する財産額に応じて社員の議決権に差異を設けると、資力有する一部の社員によって社員総会の運営が恣意的になされるおそれが大きくなることから、社員が法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて議決権について異なる取扱いをしないことが認定基準として定められています（公益法人認定法第5条第14号口(2)）。
- 3 このようなことから、会費の納入額により社員の議決権数に差を設けることは認められません。また、個人と法人とで社員の議決権数に差を設けることについても、同様に認められません。

問IV - 3 - (2) - ② (社員資格に関する他の制限)

社員の資格を〇〇士など一定の有資格者に限定することは問題でしょうか。

答

- 1 公益社団法人が、社員資格の得喪に関して不当に差別的な取扱いをするような条件（社員資格を合理的な理由なく特定の要件を満たす者に限定している等）を設けている場合には、社員総会の構成員である社員の意思が一定の傾向を有することで、当該法人が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営を行うおそれが生じます。
- 2 「社員資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては（公益法人認定法第5条第14号イ）、社会通念に従い判断されます。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しません。
- 3 したがって、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要である場合は、その必要性から合理的な範囲で社員資格を〇〇士のように一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続き的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しません（公益認定等ガイドラインI 13. 参照）。

問V - 1 - ①（経理的基礎・技術的能力）

経理的基礎及び技術的能力について具体的に説明してほしい。例えば経理事務の精通者とは具体的に何か。

答

1 公益法人は、税制優遇を受けて活動を行う社会的存在であり、法人の自律的な運営の下で継続的に公益目的事業を行うことが期待されています。

特に、当該法人が適切に会計処理を行うことができる能力を備えていることは、法人の適正な事業運営を支えるとともに、情報開示と相俟って事業運営の透明性を高め、法人に対する外部の信頼性を確保する前提となります。

このため、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることを、認定基準として定めています（公益法人認定法第5条第2号）。

2 経理的基礎

①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性の3つの要素から構成されます（公益認定等ガイドラインI-2.）。申請時に、それぞれどのように審査するかは次のとおりです。

(1) 財政基盤の明確化

① 申請に際して貸借対照表、収支（損益）予算書等が提出されますので、これらより資産・負債の状況や事業収支の見込みなど財務状態を確認します。法人の事業規模により、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求めることがあります。

② 特に収入見込みについては、法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているかを確認するために、寄附金収入については、寄付金の大口拠出上位5者の見込み、会費収入については会員数などの積算の根拠、借入れの予定があればその計画について、申請書の添付書類（公益法人認定法施行規則第5条第2項第4号）に記載していただきます。

(2) 経理処理・財産管理の適正性

経理処理、財産管理の適正性の一般的な意味としては、①法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制がとられていること、②開示情報や行政庁への提出資料の基礎となる十分な会計帳簿を備え付けていくこと、③法人の支出に使途不明金がないこと、会計帳簿に虚偽の記載がないことその他の不適正な経理を行わないことです（公益認定等ガイドラインI-2.）。

(3) 情報開示の適正性

- ① 外部監査を受ける場合はそれでよく、外部監査を受けない場合においては、費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については監事（2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ）に公認会計士又は税理士がいること、当該額が1億円未満の法人については監事に企業やその他の非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者がいれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱います。法人の計算書類が監事によってしっかりと監査を受けることは、法人が外部への説明責任を果たす意味からも重要となりますので、この経理事務の経験者については、5年というのは一つの目安であり、形式的に簿記検定など関連資格の保有者を定めることはしませんが、会計について専門的知識があり監事の職務を果たせる人に監事をお願いしてください。
- ② ただし、監事に上記①のような者をおくことを法人に義務付けるものではありません。このような体制にない法人においては、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するのかという説明を申請書の添付書類に記載していただきます。経理事務の精通者については、形式的に企業会計の従事年数なり、一定の資格者なりを定めることはしませんし、有償無償も問いませんが、どのような者が会計に関与しているかの説明をもとに個別に判断します。

3 技術的能力

技術的能力の一般的な意味としては、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保です（公益認定等ガイドラインI-2.）

例えば「公益目的事業のチェックポイント」の検査検定事業においては、人員や検査機器の能力の水準の設定とその確保が掲げられています。このように「公益目的事業のチェックポイント」に技術的能力と関係があるポイントが掲げられている事業については、本号の技術的能力との関係において、申請時には当該チェックポイントを満たすことが必要となります。法人の中核的事業においてチェックポイントで掲げられた技術的能力が欠如していると判断される場合には、公益法人として不認定となることもあります。また、事業を行うにあたり法令上許認可等を必要とする場合には、申請時に添付する当該許認可等があったこと等証する書類でもって技術的能力を確認します。

このほか、公益法人として、法令、定款等を遵守して法人運営を行い、及び公益目的事業を実施しなければならないことは当然であり、不祥事の発生に対して適切な対応措置が採られていない場合や、定款の定めに従った法人運営が

されていない場合にも、技術的能力を有すると認められないと判断されることがあります。

問V - 1 - ②（経理的基礎・技術的能力）

出えん企業の経理担当者に法人の経理を担当してもらっているが、経理的基礎を満たしていると考えてよいでしょうか。

答

- 1 公益法人は、税制優遇を受けて活動を行う社会的存在であり、法人の各機関が法令の規定に則り期待される役割を適切に果たすとともに、透明性の高い業務運営を行うことが求められます。
- 2 このため、経理的基礎を有することが認定基準として定められており、その一要素として情報開示の適正性が確保される必要があります。そのためには、外部監査を受けるか、又は監事が会計監査の責務を着実に果たす必要があります。
- 3 そこで、外部監査を受ける必要のない法人について、費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の公益法人については公認会計士又は税理士が、当該額が1億円未満の法人については企業等での経理事務に通じた者が監事の中にいる場合には、情報開示の適正性確保は満たされるものと扱うことになります（公益認定等ガイドラインI-2.（3）参照）。
- 4 これは、監事に上記のような者を置くことを義務付けるものではありませんが、法人において、上記と同等以上の情報開示の適正性が確保されていることについて、個別に代替措置を説明していただくことが必要となります。

問V - 2 - ①（収支相償）

収支相償の第一段階は事業毎に判定とのことですが。どういう単位で事業を考えればよいのでしょうか。

答

- 1 公益性が認められる公益目的事業を、事業の目的や実施の態様等から関連する事業としてまとめたものを収支相償の第一段階における一の事業単位とします。
- 2 事業のくくり方としては、「公益目的事業のチェックポイント」における同一の事業区分に属するものをまとめたり、例えば調査研究とその成果についてのシンポジウム、競技会の開催と出場選手の強化育成、同一場所で開催されるセミナーと展示会というように、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分をまたぐ場合であっても相互に関連する事業については一の事業にまとめることができます。

問V - 2 - ② (収支相償)

収支相償の計算方法として収益事業等からの利益の繰入額が50%の場合と50%を超える場合の二つの方法があるようですが、両者の違いがわかりません。

答

1 法人が収益事業等を行う場合において、どの法人も収益事業等から生じた収益（利益）の50%は公益目的事業財産に繰入れなければなりませんが（公益法人認定法第18条第4号）、法人によっては、公益目的事業の財源確保のために必要がある場合には自発的に50%を超えて繰入れることができます（公益法人認定法施行規則第26条第7号及び第8号）。このように利益の50%を超える繰入れは、法人において公益のために必要であるとの判断に基づいて行うものであることから、利益の繰入れが50%か50%超かによって収支相償の計算方法を変えることとしたものです（公益認定等ガイドラインI-5.参照）。

(注) 収支相償の計算方法

① 収益事業等からの利益の50%を繰入れる場合

第一段階の収支相償を満たした各公益目的事業に直接関連する費用と収益に加え、公益目的事業の会計に属するその他の収益で各事業に直接関連付けられない収益、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益の50%を加算して収支を比較します。剰余が生じる場合には、公益目的事業のための資産の取得や翌年度の事業費に充てるなど、公益のために使用することになります。

② 収益事業等からの利益を50%を超えて繰入れる場合

収益事業等から生じた利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合（公益法人認定法施行規則26条第7号及び第8号）とは、公益目的事業のために法人において特に繰入れの必要があると決定された場合ですが、決定にあたっては計画性をもって繰入れていただくことが適切です。そのため公益目的事業に必要な全ての資金収支とその見通しを立ててもらい、不足分を収益事業等の利益から100%を上限に繰入れるという枠組みにしています。

まず事業費以外に公益目的事業のための資金需要としては資産の取得又は改良（資本的支出）があることから、当期の公益目的保有財産に係る取得支出とその売却収入、及び将来の公益目的保有財産の取得又は改良に充て

るための資産取得資金（公益法人認定法施行規則第22条第3項第3号）への積立て額と取崩し額を公益目的事業が属する会計の費用、収益にそれぞれ加えます。その際に、公益目的事業費には公益目的保有財産に係る減価償却費が含まれていますが、これは財産の取得支出や資産取得資金の積立て額と機能が重複することから、減価償却費は控除します。

また特定費用準備資金への積立て額と取崩し額を加えます。ただし、この資産取得資金と特定費用準備資金は将来の事業のための資金ですから、計画性をもって積立てと取崩しを行ってもらうため、この收支相償の計算上は、今後積立てなければならない見込み金額を積立てる年数で除した額を限度として積立て額を算入します。

このように公益目的事業に関するすべての資金の出入りを足し合わせて収支を比較するということにしています。

- 2 法人の公益目的事業、収益事業等の状況や計画は事業年度毎に異なりますので、法人において50%か50%超かは毎事業年度、選択することが可能です。
- 3 なお、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れた場合には、繰入れた事業年度末の貸借対照表は公益目的事業と収益事業等とに区分経理（公益法人認定法第19条）を行わなければなりません。一旦50%超の繰入れを行った場合には、その後の繰入れが50%に留まった時にも、継続性の観点から区分経理を維持していただくことが適当です。

参考

収支相償対照表
(収益事業等からの利益の繰入れが50%の場合)

費用	収入
公益目的事業に係る 経常費用	公益目的事業に係る 経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益目的事業に係る 特定費用準備資金積立て額	公益目的事業に係る 特定費用準備資金取崩し額
	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の50%)

(収入超過の場合には
公益目的保有財産の取得支出や公益資産取得資金への繰入れ、
翌事業年度の事業拡大等による同額程度の損失とする等
解消するための扱いを説明)

収支相償対照表
(収益事業等からの利益の繰入れが50%超の場合)

費用	収入
公益目的事業に係る 経常費用 (減価償却費を除く)	公益目的事業に係る 経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益目的保有財産の取得支出	公益目的保有財産の売却収入 (簿価+売却損益)
公益目的事業に係る 特定費用準備資金積立て額 (所要資金額－前期末資金残高)／ 積立期間残存年数 を限度)	公益目的事業に係る 特定費用準備資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益資産取得資金積立て額 (所要資金額－前期末資金残高)／ 積立期間残存年数 を限度)	公益資産取得資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の100%を上限)

問V - 2 - ③（収支相償）

公益目的事業に係る収入は費用を上回ってはならないという基準に従うと、収支がゼロか損失を計上しなければならず、公益目的事業を継続的に実施できなくなってしまうのではないでしょうか。特に、金融資産の運用によって運営する法人では、規模が縮小する一方となるのではないでしょうか。

答

1 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準（公益法人認定法第5条第6号及び第14条）は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり（公益法人認定法第2条第4号）、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから設けられたものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となる基準です。

2 一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立って行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めるることはしません。仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金（公益法人認定法施行規則第18条、問V - 3 - ④参照）への積立てをもって費用とみなすこと等によって、中長期では収支が均衡することが確認されれば、本基準は充たすものとしています。

なお、公益法人が財政基盤を拡大する手法としては、寄附金を募集することが第一に想定されますが、金融資産の運用によって事業を行う公益法人が、事業の拡大するために、公益目的保有財産として金融資産を取得することも考えられます。

3 また、意図的又は法人運営上の認識不足によって多額の剰余金が出たような場合（注1）は別として、ある年度において剰余金が生じたことのみをもって、「勧告」を受けたり、公益認定を取り消されたりすることはありません（注2）。

（注1）例えば、剰余金が出ることを前提とした事業計画（予算）を立て、事業計画どおり剰余金が出た場合、年度の前半に多額の剰余金が出ることが客観的に明白であったにもかかわらず、何ら対応を探らないような場合など

（注2）ただし、剰余金が生じた理由、解消方策等について確認するため、報告を求められること等はあります。

4 上記のような仕組みを活用しつつ、計画性をもって公益目的事業を実施していただくことにより、継続的な事業運営は確保されるものと考えます。

問V - 2 - ④ (収支相償)

収支相償を二段階でやる理由を教えて下さい。また、第一段階と第二段階の関係についてもお願いします。

答

- 1 公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが定められているため（公益法人認定法第5条第6号）、まず、第一段階として事業単位で収支を見ることが必要となります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、なお法人の公益活動に属する収支が存在するため、次の段階として法人の公益活動全体の収支を見ることとしたものです。その際には毎年度、その年に実際に受けた収入がかかった費用を必ず下回るようにすることは困難と考えられるため、収入が費用を上回った場合でも特定費用準備資金に積み立てることなどで費用とみなし、収支相償を満たすものと取り扱うこととしたものです。このような扱いをとることで、法人は財産を公益目的に現在使うか、将来使うかの選択が可能となります。
- 2 第一段階は具体的には、公益目的事業（公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同様の考え方に基づいて、事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを含む）を単位として、これに直接関連する収入（経常収益）と費用（経常費用）とを比較します。収入が費用を上回る場合には、当該事業に係る特定費用準備資金への積立て額として整理します。
(なお、法人の行う事業が一つしかない場合には、第一段階を省略し、次の第二段階のみの判断とします。)
- 3 上記1で述べたように、公益目的事業のために法人が得る収入は、特に事業に関連付けられた経常収益に限りません。特定の事業に関連付けられていない経常収益（公益のためとして一般的に受ける寄附金等）も公益目的事業に適切に使用されているかを判断するため、第一段階の収支相償を満たした各事業に係る経常収益と経常費用に加え、次の段階として、公益目的事業の会計に属するその他の経常収益で各事業に直接関連付けられないものや、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰入れる額も加えて収支を比較します（計算方法は問V-2-②参照）。

問V - 2 - ⑤（収支相償）

収支相償を計算した結果、収入が費用を上回って剩余金が出た場合はどうすればよいのでしょうか。また、この剩余金は遊休財産となるのでしょうか。

答

- 1 収支相償の計算においては、公益目的事業に係る収入と公益目的事業に要する費用を比較することになりますが、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業年度において収入が費用を上回る場合であっても、公益目的事業拡充等に充てるための特定費用準備資金として計画的に積み立てること等で、中長期的には収支が均衡することが確認されれば、収支相償の基準は充たすものとされます。（FAQ 問V - 2 - ③参照）。
- 2 (1) 収支相償は二段階で判断され、まず、第一段階として各事業単位で収支を見ることになります（FAQ 問V - 2 - ④参照）。第一段階において収入が費用を上回る場合には、その額はその事業の発展や受益者の範囲の拡充に充てられるべきものであり、当該事業に係る特定費用準備資金として計画的に積み立てることによって、収支相償の基準を充たすものとなります（ガイドラインI - 5. (1)①参照）。
- (2) 当該事業に係る特定費用準備資金を積み立てた上でも、予想外の事情の変化等によって剩余金が生じる場合もあり得ます。このような場合でも、この剩余金が連年にわたって発生し続けるものではなく、当該事業を通じて短期的に解消される見込みのあるものであれば、収支相償の基準を充たすものとして弾力的に取扱うこともあり得ます（ガイドラインI - 5. (4)②参照）。
- (3) 具体的には、剩余金が生じた理由及び当該剩余金を短期的に解消する具体的な計画について説明していただくことが必要です。この場合の短期的とは原則として翌事業年度ですが、その次の事業年度までかけて解消せざるを得ない場合には、その計画を説明していただくことで収支相償の基準を充たすものとして取扱うこともあり得ます。また、この剩余金は当該事業において用いられるべきものですので、翌事業年度の収支相償の計算では前事業年度の剩余金の額を当該事業に係る収入の額に加算していただくことになります。

- 3 (1) 第二段階では、第一段階の収支相償を充たす各公益目的事業に加え、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、なお法人の公益活動に属する収支も加味し、法人の公益活動全体の収支を見ることになります。その際、収益事業等からの利益の 50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、仮に収入が費用を上回っている場合であっても、特定費用準備資金への積立て等を加えた公益目的事業に関する全ての資金収支では不足分が生じていることが前提となっていますので、剰余金が生じることはあらません（FAQ 問V－2－②参照）。
- (2) 第二段階において収益事業等の利益の 50%を公益目的事業財産に繰入れる場合において、収入が費用を上回る場合には、その額は公益活動全体の拡大・発展に充てられるべきものですので、公益目的事業に係る特定費用準備資金として計画的に積み立てていただくことになります。ここで剰余が生じる場合において、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金（資産取得資金）への積立てを行うか、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、収支相償の基準を充たすものとして扱います。このような状況にない場合には、翌事業年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるように、剰余金の具体的な処理方法を説明していただくことになります（ガイドライン I－5. (4)①）。
- (注) 第二段階において生じる剰余金には、第一段階で生じた剰余金があればその分も含まれていますので、第二段階における剰余金の処理の説明にあたり、この相当額については「当該金額については第一段階の説明のとおり」としていただくことで足ります。
- 4 遊休財産額の保有の制限との関係では、収入が費用を上回った場合でも、上回る額を公益目的保有財産の取得、特定費用準備資金や資産取得資金への積立てのように使途が定まった控除対象財産（公益法人認定法施行規則第 22 条第 3 項）として整理している限りは遊休財産に該当しません。したがって、これらに該当しない剰余金の額は、遊休財産額の計算において控除の対象とはなりません。

参考 剰余金が発生した場合に必要な措置

特定費用準備資金を積み立てられない場合または特定費用準備資金を積み立てても剰余金が生じた場合には、次のいずれかの対応を取っていただく必要があります。

(1) 公益目的保有財産に係る資産取得資金への繰入れ

資産取得資金は、資金の目的である財産の取得又は改良が具体的に見込まれること、資金ごとに他の資金と区分して管理されていること、算定の根拠が公表されていることといった要件を充たす必要があります（公益法人認定法施行規則第18条第3項から第5項まで及び第22条第4項）。

なお、資金の目的である財産は、公益目的保有財産に限られます。

(2) 当期の公益目的保有財産の取得

取得する資産が金融資産の場合には、将来の公益目的事業を実施するために、当該公益目的保有財産を取得する必要性・合理性がある場合に限られます。

過去に取り崩した公益目的保有財産への充当というだけでは、必要性があるとは認められません。

(3) 翌事業年度における剰余金の解消についての説明

原則として、翌事業年度において、事業の拡大や、対価の引下げを行うことにより剰余金と同程度の損失を出すことについて、具体的にご説明いただく必要があります。

なお、事業の性質上、翌事業年度においては必ず剰余金と同程度の損失が生じることについて、具体的に説明できる場合には、そのような説明でも構いません。

(4) その他、個別の事情についての説明

(1) から (3) のほか、事業の性質上特に必要のある場合には、個別の事情についてご説明いただくことも可能です（ガイドラインI-5.(4)①、②）。

ただし、基本的に、過去に生じた赤字の補填、借入金の返済等については、剰余金の解消方策として認められません。

問V - 2 - ⑥（収支相償）

収支相償の剰余金解消計画は、必ず翌事業年度で解消するものが必要でしょうか。

答

1 収支相償は、公益目的事業に係る収入と公益目的事業に要する費用を比較することになりますが、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業年度において収入が費用を上回る場合であっても、公益目的事業拡充等に充てるための特定費用準備資金として計画的に積み立てること等で、中長期的には収支が均衡することが確認されれば、収支相償の基準は充たすものとされます。（FAQ 問V-2-③参照）。

2 翌年度に費消する場合には、剰余金の発生年度の事業報告書の別表A（1）の「※第二段階における剰余金の扱い」欄に、翌事業年度における解消が実現可能であることが分かる程度に具体的な剰余金の解消計画の内容を記載することが求められます。特に、法人の事業費に比して多額の剰余金がある場合には、事業拡大の達成可能性の観点から具体的で現実的な資金の使い道（事業費の費目）について十分に説明して下さい。また、事後的には、解消計画に従つて剰余金が解消されたことについて、説明を求められることもあります。

3 また、発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合（注1）（注2）には、使い道についてしっかりと検討した上で、より計画的に資金を活用し、効果的に公益目的事業を実施することが、公益の増進を目的とする公益法人認定法の趣旨に沿うものと考えられます。

このため、次のア～ウを前提に、収支相償の剰余金解消計画の立案を1年延長する取扱いが認められます。なお、この場合において、行政庁は、必要に応じて特別の事情や合理的な理由、資金使途の内容等について確認することになります。

ア：事業報告書の別表A（1）の「※第二段階における剰余金の扱い」欄には発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由を示すとともに、剰余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に示すことが求められる。

イ：翌事業年度に翌々事業年度の事業計画を提出する際に、機関決定された剰余金の解消計画を提出し、翌々事業年度において剰余金を解消するまでの

具体的な資金使途について説明することが求められる。

なお、財務面から計画達成を担保するため、当該剰余金に見合う資金について、貸借対照表において特定資産として表示することが必要となる。

ウ：翌々事業年度の事業報告において、剰余金が解消計画に従って解消されたか否かについて、資金の使い道を説明することが求められる。

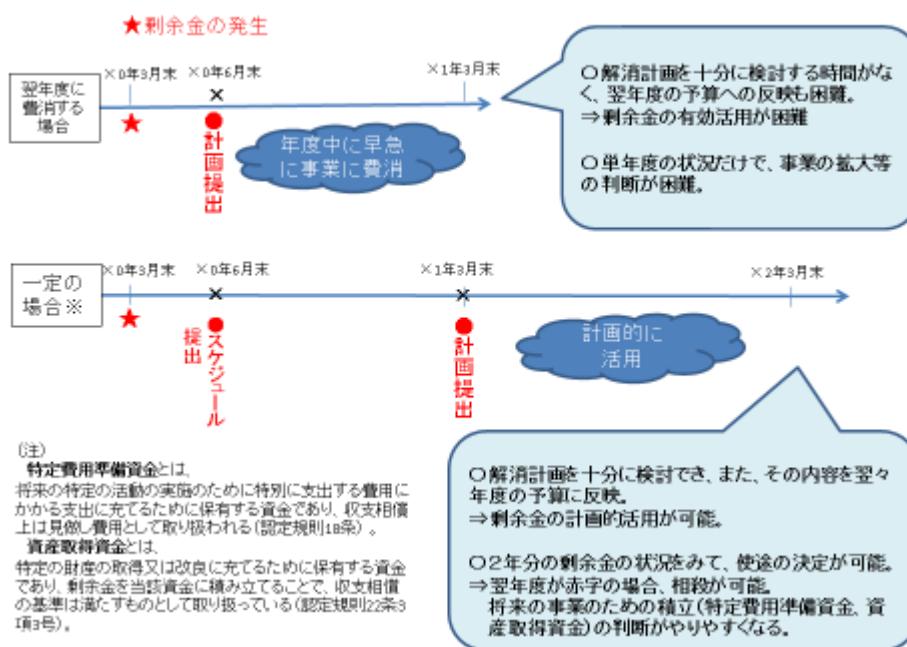
(注1)

合理的な理由とは、平年度における法人の事業規模に照らし、翌事業年度だけで剰余金を解消するには困難が伴うといった事情がある場合、例えば2年をかけて段階的に事業拡大を図ることが考えられます。

(注2)

事業が恒常的に相当の黒字を生む構造になっている場合は、合理的な理由には含まれません。

参考 収支相償の剰余金の取扱い



※ 一定の場合とは、特別な事情や合理的な理由がある場合をいう。

問V - 2 - ⑦ (収支相償)

収支相償の剰余金が生じた場合に、公益目的保有財産としての金融資産の取得は認められますか。

答

- 1 例えば、金融資産の運用益を財源として事業を行っている公益財団法人においては、公益目的保有財産としての金融資産を取得することが、事業の拡大を図るために必要な措置であると考えられます。
- 2 しかし、金融資産の取得が無制限に認められる場合には、公益目的保有財産の積み増しに伴って事業の拡大が適切になされなければ、内部留保を無制限に積み増していく結果になり、収支相償や遊休財産額の保有制限に関する制度の趣旨を潜脱するおそれがあります。
- 3 このため、剰余金の解消のために公益目的保有財産としての金融資産を取得することについては、合理的な理由がある場合に限って認められることとしています。審査に当たっては、例えば以下の①～④の内容を確認することにより、金融資産を取得することの必要性と合理性について確認することになります。
 - ① 事業拡大に関して、実物資産ではなくて金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと
 - ② 事業拡大の内容は具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等（理事会等の承認、決定）を受けていること
 - ③ 運用する金融資産について、その内容及びこれから生じる運用益の見込額が妥当であること並びに運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること（拡大する費用と運用益のバランスが適当であること）
 - ④ その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理由があること

問V - 3 - ①（公益目的事業比率）

収益事業からの利益を全額公益目的事業に充てると定めた場合には、その収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできないのでしょうか。

答

法人の行う個々の事業が公益目的事業となるかどうかは、不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの（公益法人認定法第2条第4号）などの要件に照らして判断され、その事業から上がる利益をどのように使うかは関係ありません。したがって、利益を全額公益目的事業に充てることを定めたとしても、その定めをもって事業に公益性が備わることはなく、そういうたった使途の定めをもって収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできません。

問V - 3 - ② (公益目的事業比率)

事業費と管理費への配賦や共通する経費の配賦は適正な基準により行うとのことですが、具体的にどのような基準であればよいのでしょうか。

答

1 公益目的事業比率の計算で用いる公益実施費用額、収益等実施費用額及び管理運営費用額は、損益計算書に計上される事業費及び管理費を基礎に算定しますが、この損益計算書上の事業費、管理費はそれぞれ

(1) 事業費：当該法人の事業の目的のために要する費用

(2) 管理費：法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用

と定義しています（公益認定等ガイドラインⅠ7. (1)）。例えば、管理者の人物費であっても、事業との関連性に応じて事業費に配賦することができます。以下に挙げているような費用は、適正な配賦基準のもとで事業費に算入することができます。

（事業費に含むことができる費用の例示）

専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人物費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができます。

管理部門^(注)で発生する費用（職員の人物費、事務所の賃借料、光熱水費等）は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入することができます。

（注）管理部門とは、法人本部における総務、会計、人事、厚生等の業務を行う部門をいいます。

2 事業費と管理費に共通して発生する費用をどのように事業費と管理費に配賦するかについては、例えば以下のような配賦基準を考えられますが、これ以外に適当と判断した基準があればそれを採用していただいて構いません。いずれにせよ過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めてもらえばよく、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載することは求めていませんし、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかけていただくことはありません。

配賦基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

3 なお、この事業費、管理費への配賦の問題ではありませんが、理事、使用人等に対する不相当な福利厚生費その他の支出は、剩余金の分配を行わないという非営利法人としての性質（一般社団・財団法人法第11条第2項）を潜脱し、特別の利益の供与（公益法人認定法第5条第3号）として認定基準に抵触する可能性があることに注意する必要があります。

問V - 3 - ③（公益目的事業比率）

奨学金事業を行う法人の場合、貸付支出を事業費に含めないと、公益目的事業比率を充たせなくなってしまうのではないか。

答

- 1 公益法人は公益目的事業の実施を主たる目的とすることから（公益法人認定法第5条第1号）、法人の全事業規模に占める公益目的事業の規模は過半を占める必要があります。事業規模を計る指標として公益目的事業比率が定義され、その算定にあたっては費用で計ることが定められました（公益法人認定法第5条第8号及び第15条）。
- 2 奨学金事業の場合、奨学金の募集、審査、貸出し、債権管理、回収までの奨学金事業の全サイクルにわたり発生する人件費、事務経費その他諸経費は、奨学金事業に係る事業費と考えられます。また管理費と共に通する経費については、適正な基準で事業費に配賦することができます（公益法人認定法施行規則第19条、ガイドラインI-7(1)）。奨学金の貸出についても貸付支出が行われた時点では当該貸付額は費用とはなりませんが、貸倒れ損失が発生すれば費用となります。
- 3 また、無利子又は低利による貸付けをしている場合は、当該貸付金と同額の資金の借入れをして調達した場合の利率（前事業年度末の長期プライムレートその他の市場貸出金利）により計算した利子の額と、当該貸付けに係る利率により計算した利子の額の差額をみなし費用として計算し、公益目的事業比率に算入することも可能です（公益法人認定法施行規則第16条の2、ガイドラインI-7(3)）
- 4 このような費用を算定することにより、奨学金事業においてもその事業規模を適切に公益目的事業比率に反映させることができます。

問V - 3 - ④（公益目的事業比率）

法人が保有する資金のうち、どのようなものが特定費用準備資金に当たるのかがわかりません。利用方法について教えて下さい。

答

1 特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費・管理費に計上されるもので、引当金の対象となるものは除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいいます（公益法人認定法施行規則第18条）。たとえば、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となります。

また、たとえば、既存事業を維持する場合であっても、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金（基金）や専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金（基金）も、特定費用準備資金となります（問V-3-⑦参照）。

なお、予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金は下記2の要件を充たさないため、特定費用準備資金に該当しません（問V-4-②参照）。

特定費用準備資金への繰入れは、会計上は貸借取引となります。公益目的事業比率や収支相償といった認定基準においては、この繰入れを費用とみなして取り扱うこととしています。また、将来の特定の事業費又は管理費に支出するために特定費用準備資金を取り崩した時には、当該取崩しは事業比率の算定上は費用額の減算、収支相償の判定上は収入とみなすこととなります。

2 特定費用準備資金への繰入れについては、次の要件をすべて充たしていないければなりません（同法施行規則第18条第3項、公益認定等ガイドラインI-7. (5)②）。

- ① 資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 資金の目的毎に他の資金と明確に区分して管理され、貸借対照表の特定資産に計上していること。
- ③ 資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は目的外で取り崩す場合に理事会の決議を要するなど特別の手續が定められていること(注)。
- ④ 積立限度額が合理的に算定されていること。
- ⑤ 特別の手續の定め、積立限度額、その算定根拠について事業報告に準じた備置き、閲覧等の措置が講じられていること。

(注) 目的外取崩しの特別な手續とは、例えば定款に「特定費用準備資金の管

理は別途、理事会で定める手続による」と定め、目的外取崩しは理事会決議に委ねるということが考えられます。

具体的には、申請書や定期提出書類の別表C(5)において、活動の内容、計画期間、活動の実施予定時期及び積立限度額の算定方法等を記載し説明する必要があります。

3 一事業年度の特定費用準備資金への繰入額については、収益事業等を行っていない場合、又は収支相償の計算において収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰入れる場合は、計画に定めた積立限度額の範囲内であれば、特に制限はありません。

一方、収支相償の計算において収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、積立て期間内で計画的に積立てる計算が必要になりますのでご注意ください（公益認定等ガイドラインI-5. (3)②（注））。

問V - 3 - ⑤（公益目的事業比率）

法人が、地震、火災等災害時に備えて積み立てる資金は、特定費用準備資金の対象となるのでしょうか。

答

- 1 法人が地震等の災害時に当該法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金は、その資金の目的である活動をいつ行うのかという具体的な見込みを立てることが一般的には困難です。したがって、災害時に備えて法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金については、目的と金額の合理的な見積りが難しいことから、特定費用準備資金の要件を充たすことは難しいものと考えられます（問V-3-④参照）。
- 2 ただし、特定費用準備資金として積み立てられない場合でも、当該法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるための資金を合理的に見積もった範囲で貸借対照表上の特定資産として表示する場合には、公益目的事業に必要な活動の用に供する財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項第2号）として、遊休財産額の対象から除外されます。
- 3 また、災害救援等を事業として定款に位置付けている法人が災害等発生時の緊急支援のための備えを過去の実績や類例等から合理的に見積ることができる場合には、特定費用準備資金の要件を充たすことになります。

問V - 3 - ⑥（公益目的事業比率）

事業費と管理費の概念をもう少し詳しく教えてください。

答

- 1 事業費とは、事業の目的のために要する費用と定義づけられ、管理費とは、法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用と定義づけられています（公益法人会計基準運用指針12(2)、ガイドラインI-7(1)参照）。
- 2 具体的には、事業費は、当該事業に跡付けることができる費用であって、例えば、事業に従事する職員の給与手当等の人事費、事業に関連して発生する旅費交通費、事業の実施会場の賃借料等の経費が該当します。また、業務執行理事に対する役員報酬のうち、事業へ従事することへの対価であると認められる部分についても事業費に該当します。
- 3 一方、管理費は、当該事業に跡付けることができない経常的な費用であり、換言すれば、法人の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な経常的な費用です。例えば、個別の事業実施に直接かかわりのない役員報酬や管理部門の経理担当職員の給料手当等の人事費、社員総会・評議員会・理事会の開催費用、理事・評議員・監事報酬や税務申告に係る税理士報酬、会計監査に係る監査報酬等は、法人が存続していくために必要な経常的な費用と考えられるので、管理費に該当します。

問V - 3 - ⑦（公益目的事業比率）

将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる特定費用準備資金について教えて下さい。

答

1 特定費用準備資金となるものの中には、例えば、既存事業を維持する場合であっても、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金（基金）や、専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金（基金）もあります。（問V-3-④参照）。

2 前者の将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金（基金）については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積もりが必要となります。

想定される事例としては、公益目的保有財産である金融資産の運用益で公益活動を行う法人において、従来、年利回り5%程度で運用できていたものが、金融資産の償還等に伴い、これまでと同じ金融商品で運用すると年利回りが1%程度となる見込みの場合、臨時収入等による特定費用準備資金により、具体的に収入減少を補填するものが考えられます。

この場合の特定費用準備資金は、翌事業年度以降の5年間での収入の減少見込みを合理的に説明し、その範囲内で当該事業年度以降の5年間で積立可能な剰余金を積立て・取崩すものです。

3 後者の専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金（基金）の事例としては、補助金等により事業を行っていた場合において、補助金等の削減が予想され、収入の減少が見込まれていることへの対応のための基金が考えられます。

この場合は、積立限度額の合理的な算定にあたっては、理事会等における認識を踏まえた、収入の減少の蓋然性の高さの説明が求められることになります。

4 どちらの場合においても、申請書や定期提出書類の別表C（5）において、具体的な説明を記載していただくことになります。また、これらの特定費用準備資金は収入減少に対応して取崩し、計画期間の満了等により特定費用準備資金を全額取り崩すまでは、再度同種の特定費用準備資金は積み立てられませんので、注意が必要です。

問V - 4 - ①（遊休財産額）

今まで内部留保として計算された金額は、新制度での機動的な法人運営のためには、自由に使える資金が必要であり、遊休財産額として規制される趣旨がわかりません。

答

- 1 公益法人は、公益目的事業を適正に実施する法人として、税制優遇を受けながら活動する社会的存在です。公益法人の財産が公益目的事業に使用され、公益が増進すると見込まれるからこそ、国民は寄附等を行うのであり、公益法人に税制上の優遇措置が講じられているといえます。
- 2 もとより、社会経済情勢の変化や、法人に関する状況の変化等に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる財産を有することは必要です。
- 3 しかし、具体的に公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することになりかねません。
- 4 このため、認定基準においては、公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産（遊休財産額）の保有は、一年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないとしているものです。
(公益法人認定法第16条、問V-4-③参照)。

問V - 4 - ②（遊休財産額）

公益目的保有財産や特定費用準備資金など法令上の各種財産、資金概念の意味や相互の関係、遊休財産額との関連をわかりやすく教えてください。

答

1 公益法人認定法では、法人が公益に使うべき財産を①公益目的事業財産として定めていますが、これは法人が公益目的事業のために受け取った寄附金、補助金、事業収入等の全ての財産が含まれます。そこから公益目的事業の実施のために使った財産を差し引いた残りが⑤公益目的取得財産残額であり、引き続き公益に充てるべき財産となります。この公益目的取得財産残額は、資金として保有すると④公益目的増減差額であり、固定資産として保有すれば②公益目的保有財産となります。更に公益目的保有財産のうち、事業に不可欠特定のものがあれば一定の手続を経て③不可欠特定財産となります。

一方で、公益法人認定法における⑥遊休財産額とは、公益目的事業に限らず、公益目的事業以外のその他の必要な活動に使うことが具体的に定まっていない財産を指します。具体的な計算方法は、法人の財産の中で目的、用途が具体的に定まっている財産を⑦控除対象財産とし、法人の純資産からこの控除対象財産を差し引いた金額となります。

この⑦控除対象財産に分類される財産は、遊休財産額には含まれませんが、まず、②公益目的保有財産は控除対象財産です。また、公益目的に限らず、特定の事業の実施又は特定の資産の取得、改良に充てるために、一定の要件を充たしつつ積み立てる資金を、それぞれ⑧特定費用準備資金、⑨資産取得資金として定めていますが、これらも控除対象財産です。

なお、遊休財産額は一年分の公益目的事業費相当額を保有の上限としていますが、その考え方は、仮に法人の収入源が途絶えた場合においても一年程度は公益目的事業が実施できるよう、特段の使途の定めがない財産を保有することを認めたものです（問V-4-①参照）。

2 これらの公益法人認定法で定める各種の財産、資産概念について、それぞれ説明するところです。

① 公益目的事業財産（公益法人認定法第18条、公益法人認定法施行規則第26条、ガイドラインⅠ-17.）

公益目的事業に関して得た寄附金、補助金、対価収入等の財産で、公益目的事業のために使用、処分しなければなりません。特定の目的、使途が定まっていなければ⑥遊休財産額となる可能性があります。

② 公益目的保有財産（公益法人認定法第18条第5号から第7号まで、公益

法人認定法施行規則第 26 条第 6 号及び第 7 号、ガイドライン I -8. (1))

①公益目的事業財産の一部であり、次の固定資産が該当します。

- ・①公益目的事業財産を支出することで得た財産
- ・③不可欠特定財産
- ・法人自ら公益目的に使用すると定めた財産

貸借対照表等では固定資産に区分して表示され、対象資産が金融資産の場合には基本財産又は特定資産として表示します。また、継続して公益目的事業のために使用しなければなりません。

③ 不可欠特定財産（公益法人認定法第 5 条第 16 号及び第 18 条第 6 号、ガイドライン I -15.）

②公益目的保有財産の一部で、公益目的事業を行うための不可欠で特定の財産に限られます。貸借対照表上では基本財産として表示しますが、通常の土地、建物のように買換え可能なものや金融資産は該当しません。なお、認定前に取得した不可欠特定財産は、取消し時の⑤公益目的取得財産残額から除かれます。

不可欠特定財産は、定款にその旨、維持及び処分の制限を定めることが認定基準となっています。

④ 公益目的増減差額（公益法人認定法施行規則第 48 条第 3 項）

公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、当該事業年度中に増加した①公益目的事業財産から当該年度の公益目的事業費等を差し引いた額が、前事業年度末からの公益目的増減差額の変動額になります。

⑤ 公益目的取得財産残額（公益法人認定法第 30 条、公益法人認定法施行規則第 48 条）

毎事業年度末における①公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消し時には残高に相当する金額を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。④公益目的増減差額と②公益目的保有財産の合計額で、毎事業年度末、計算し、行政庁に報告します。

⑥ 遊休財産額（公益法人認定法第 5 条第 9 号及び第 16 条、公益法人認定法施行規則第 20 条から第 22 条まで、ガイドライン I -8.）

遊休財産額の算出方法としては、その法人の純資産額（総資産－総負債）から⑦控除対象財産（対応する負債の額を除く）を引いた残額を遊休財産額としていますが（公益法人認定法施行規則第 22 条）、実質的には、特定の

目的、使途を持たずに保有している財産がこれに該当します。1年分の事業費相当額まで保有することができます。

⑦ 控除対象財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項、ガイドラインI-8.）

法人の資産のうち、⑥遊休財産額から除かれる一定の用途を持った財産で、以下のものが列挙されています。なお、引当資産は見合いの引当金とともに、遊休財産額の計算過程において控除されるため、遊休財産額には含まれません。

・②公益目的保有財産

・公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産

・⑧特定費用準備資金

・⑨資産取得資金

・寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた使途に従って使用又は保有されているもの及び定めた使途に充てるために保有している資金

⑧ 特定費用準備資金（公益法人認定法施行規則第18条、ガイドラインI-7.(5)）

将来の特定の事業費、管理費に充てるため、法人の任意で積み立てる資金で、貸借対照表上の特定資産として計上します。資金の目的となる事業の種類は問いませんが、一定の要件を充たすとともに事業毎に積み立てる必要があります（公益法人認定法施行規則第18条第3項、問V-3-④参照）。

特定費用準備資金は次の各認定基準等と関係があります。

・ 収支相償（（公益法人認定法第5条第6号及び第14条、ガイドラインI-5、問V-2-④参照）

公益目的事業に係る特定費用準備資金に積み立てた金額がある場合には、その積立て額を収支相償の計算上は費用とみなして、事業に関する費用の額に加算します。収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰入れる場合には、目的に沿った積立ては必要ですが、積立て期間内に計画的に積み立てる計算までは必要ありません。

・ 公益目的事業比率（公益法人認定法第5条第8号及び第15条）

特定費用準備資金に繰り入れた金額がある場合には、その繰入額を費用とみなして事業等の区分に応じてそれぞれの経常費用に加算します。

・ 遊休財産（公益法人認定法第5条第9号及び第16条、公益法人認定法施行規則第21条第3号及び第22条第3項第4号）

公益目的事業に係る特定費用準備資金に繰り入れた金額がある場合には、その繰入額を費用とみなし、遊休財産額の上限額である一年分の公益目的事業費相当額に加算します。

⑨ 資産取得資金（公益法人認定法施行規則第22条第3項第3号）

特定の財産の取得又は改良に充てるため、法人の任意で積み立てる資金で、貸借対照表上の特定資産として計上します。資金の目的となる財産が供される事業の種類は問いませんが、特定費用準備資金と同様の要件を充たすとともに、同一の財産を公益目的事業及び収益事業等で共同して用いる場合には、事業区分別に積み立てる必要があります（公益法人認定法施行規則第22条第4項）。

資産取得資金は、次の各認定基準等と関係があります。

- ・ 収支相償（（公益法人認定法第5条第6号及び第14条、ガイドラインI-5.）

公益目的事業に係る資産取得資金に積み立てた金額がある場合には、その積立て額を収支相償の計算上は費用とみなして、事業に関する費用の額に加算します。収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰り入れる場合には、目的に沿った積立ては必要ですが、積立て期間内に計画的に積み立てる計算までは必要ありません。

法人の財産と控除対象財産の関係

財産目録の例(抜粋)

この表は法人の財産の一部を整理したものであり、全ての財産を示しているものではありません。

貸借対照表科目(財産の科目)		財産の使途・保有目的	控除対象財産 (丸付き数字は規則22-3該当号)
(流动資産)	現金預金	特に使途の定めがないもの	—
(固定資産) 基本財産	土地・建物等	公益目的事業実施のために保有	①公益目的保有財産
	○○基金(預金・有価証券等)	公益目的事業を支える収益事業等財産	②収益事業・管理活動財産
	美術品コレクション	公益目的事業に果実を充当	①公益目的保有財産
特定資産	土地・建物等	管理費に果実を充当(適正な範囲に限る)	②収益事業・管理活動財産
	預金・有価証券等	美術館展示に不可欠な特定の財産	①公益目的保有財産 (不可欠特定財産)
	修繕積立資産 (資産取得資金)	公益目的事業実施のために保有	①公益目的保有財産
	○○事業実施積立資産 (特定費用準備資金)	管理費に収益を充当(適正な範囲に限る)	②収益事業・管理活動財産
その他固定資産	土地 建物 構築物	寄附を受けた財産で寄附者の定めた使途に従っているもの	⑤寄附等によって受け入れた財産で寄附した者の定めた使途で使用されている財産
		公益目的事業に果実を充当	①公益目的保有財産
		管理費に果実を充当(適正な範囲に限る)	②収益事業・管理活動財産
		公益に使う建物の大規模修繕のために積み立てているもの	③資産取得資金
		公益目的事業拡充に備え積み立てているもの	④特定費用準備資金
		公益目的事業を支える収益事業等財産	②収益事業・管理活動財産
		その他	—

※ ①②⑤の財産でも継続して事業の用に供していない場合等には、控除対象財産に該当しません。

問V - 4 - ③（遊休財産額）

収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための募金（基金）、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金等は遊休財産となるのでしょうか。

答

1 遊休財産となるかどうかは、財産に付けられる名前によってではなく、財産の用途によって判断されることになります。公益法人認定法においては、法人の資産から負債を控除した純資産の中で、次の控除対象財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項）の要件に合致する財産に相当するものは遊休財産額には含まれません（問V-4-②参照）。

- ① 公益目的保有財産
- ② 公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産
- ③ 資産取得資金
- ④ 特定費用準備資金
- ⑤ 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた使途に従って使用又は保有されているもの及び定めた使途に充てるために保有している資金

2 基本財産からの運用益を積み立てている運用財産は、単に積み立てているだけでは、上記のいずれにも該当しないため遊休財産額に含まれます。運用益を管理業務に充てるため又は公益目的事業に充てるために保有する金融資産として、適正な範囲に限った上で、それぞれ上記①又は②の財産として貸借対照表上の特定資産に計上するものは、遊休財産額には入りません（公益認定等ガイドラインI-8. (1)(2)）。

また、予備費などの将来の单なる備えや資金繰りのために保有している資金も遊休財産に含まれます。将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる財政基盤確保のための資金（基金）は、過去の実績や事業環境の見通しを勘案して、活動見込みや限度額の見積もりが可能など、④特定費用準備資金の要件を満たす限りで、遊休財産額からは除外されます（問V-3-④参照）。

3 減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金は、特定の財産の取得又は改良に充てるための上記③資産取得資金の要件（公益法人認定法施行規則第22条第4項）を満たしていれば、遊休財産額には含まれません。

問V - 4 - ④ (遊休財産額)

特定費用準備資金と資産取得資金の違いを教えてください。

答

- 1 特定費用準備資金（公益法人認定法施行規則第18条）は、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金です。将来、費用として支出することが予定されていることから、公益目的事業比率の算定上、前倒し的に積立額をみなし費用として算入することが可能なほか、資金の使途が具体的に定まっていることから遊休財産額から除外されます。
- 2 資産取得資金（公益法人認定法施行規則第22条第3項第3号）は、将来、公益目的事業やその他の必要な事業、活動に用いる実物資産を取得又は改良するために積み立てる資金です。資産の取得又は改良を行った時点では資金から実物資産に振り替わるだけであるため、費用で計る公益目的事業比率の算定には積立額を算入することはできませんが、資金の使途が具体的に定まっていることから遊休財産額から除外されます。
- 3 両資金とも、資金の目的である活動の実施や財産の取得又は改良が具体的に見込まれていること、資金毎に他の資金と区分して管理されていること、積立て限度額が合理的に算定されていること、算定の根拠が公表されていることといった要件を充たす必要があります（公益法人認定法施行規則第18条第3項及び第22条第4項、問V-3-④、問V-4-②参照）。
- 4 例えば、将来の事業計画として、施設等の整備を行ないつつ事業の拡充を計画している場合には、そういった施設等の資産の整備は、資産取得資金の積立対象ともなりうるところ、それらも一体のものとして特定費用準備資金に計上、管理することができます。なお、特定費用準備資金を取り崩して事業を実施した事業年度においては、事業費から資金の取崩し額を控除して公益目的事業比率を算定しますが（公益法人認定法施行規則第18条第2項及び第4項第1号）、資産の取得等も一体のものとして特定費用準備資金を利用した場合には、資金のうち資産の取得等に充てられた分は費用にはならない一方、資産の取得等分も含めた資金の取崩し額は全額、事業費から控除して公益目的事業比率を算定することになるため、同比率が実際より引き下げられる結果となることに注意が必要です。
- 5 特定の事業と結びつくことがなく、法人の事業全体に係るインフラ整備としての設備の取得や更新、本部のある建物の修繕のための積立金は資産取得

資金として計上することが適当です。

問V - 4 - ⑤ (遊休財産額)

遊休財産額の計算方法について詳しく教えてください。

答

- 1 遊休財産額は、その法人の純資産額（資産の額－負債の額）から控除対象財産（使途の定めがある財産として公益法人認定法施行規則第22条第3項に列挙されている財産。ただし、対応する負債の額を除く）を差し引いた残額です。ここでは控除対象財産から対応する負債の額を控除する計算方法について説明します。
- 2 まず、控除対象財産から対応する負債を除く計算をするのは、借入金等によって資産を取得しているような場合には、負債が二重で減算されることになってしまふからです。例えば法人の総資産500、総負債200、控除対象財産200のうち100は借入金で取得、他の資産は全て目的の定めがない資金として保有しているといった下記の例の場合、対応負債である借入金を考慮しないで遊休財産額を計算すると、

$$\begin{array}{rccc} \text{総資産} & \text{総負債} & \text{控除対象財産} \\ 500 - 200 - 200 = 100 \end{array}$$

となり、目的の定めのない資金を200保有しているという実態から離れた結果になります。したがって控除対象財産から対応する負債の額を除くことによって、

$$\begin{array}{rccc} \text{総資産} & \text{総負債} & \text{控除対象財産} & \text{対応負債} \\ 500 - 200 - (200 - 100) = 200 \end{array}$$

となり、負債の二重控除を排除するわけです。

貸借対照表

目的の定めのない資金 (遊休財産額) 300	借入金 200
	純資産額
控除対象財産 200	300

3 公益法人認定法施行規則第22条に定める対応負債の額は、上記の例による控除対象財産に直接対応する負債と、資産との対応関係が明らかでないその他の負債のうち控除対象財産に係る負債と認められるものを合計した額としています。これらを踏まえ、具体的な計算例を示すと次のとおりです。

貸借対照表

資産	金額	負債・正味財産	金額
流动資産		负债	
現金預金	40	未払金	20
固定資産		借入金	40
基本財産		その他	20
土地	80	賞与引当金	20
建物	40	負債合計	100
その他固定資産		正味財産	
その他	90	指定正味財産	70
		一般正味財産	80
資産合計	250	負債・正味財産合計	250

※ 控除対象財産は公益目的保有財産とした 土地 及び 建物

の

資産の各科目との対応関係が明らかな負債の額

$\left. \begin{array}{l} \text{未払金} \text{ は翌期首に現金預金から支払うも} \\ \text{借入金} \text{ は次の資産の取得に充てている} \\ (\text{建物 } 10, \text{ その他資産 } 30) \end{array} \right\}$

控除対象財産に対応する負債

《個別対応方式》(認定規則第22条第7項)

まず、控除対象財産と個別の対応関係が明らかな負債を特定する。控除対象財産より、負債との個別の対応関係が明らかな額と指定正味財産から充当される額とを控除した財産額の中には、資産の各科目との対応関係が明らかでない負債に係るものが含まれるが、これを資産の各科目との対応関係が明らかでない負債の額と一般正味財産額との割合に基づいて算出する。

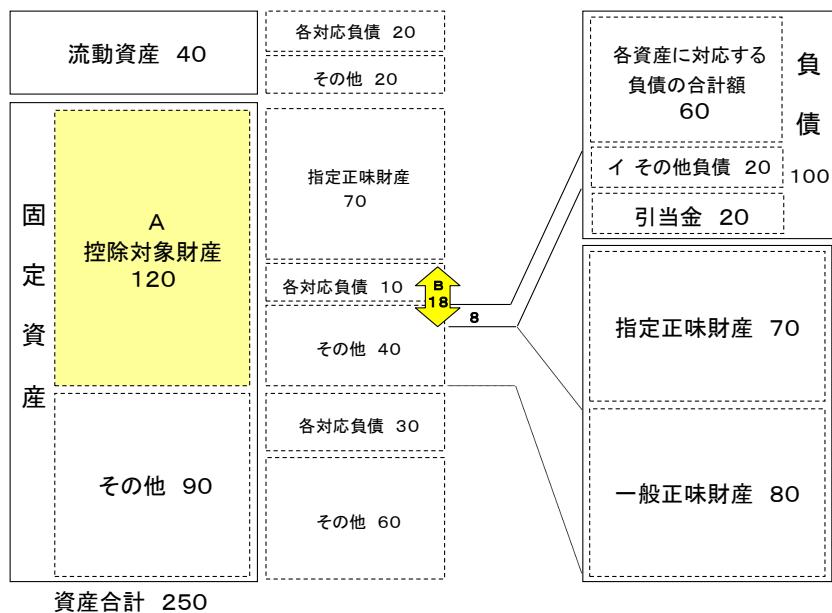
$$\text{資産} - \text{負債} - \text{控除対象財産(A)} - \text{対応負債(B)} = \text{遊休財産額}$$

$$250 - 100 - (120 - 18) = 48$$

$$\text{対応負債(B)} = \text{控除対象財産に対応する負債} + (\text{控除対象財産(A)} - \text{控除対象財産に対応する負債} - \text{指定正味財産}) \times$$

$$\frac{\text{負債} - \text{引当金}}{\text{各資産に対応する負債の合計額}} / (\text{①} + \text{一般正味財産})$$

$$\frac{100 - 20 - (20 + 10 + 30)}{(① + 80)}$$



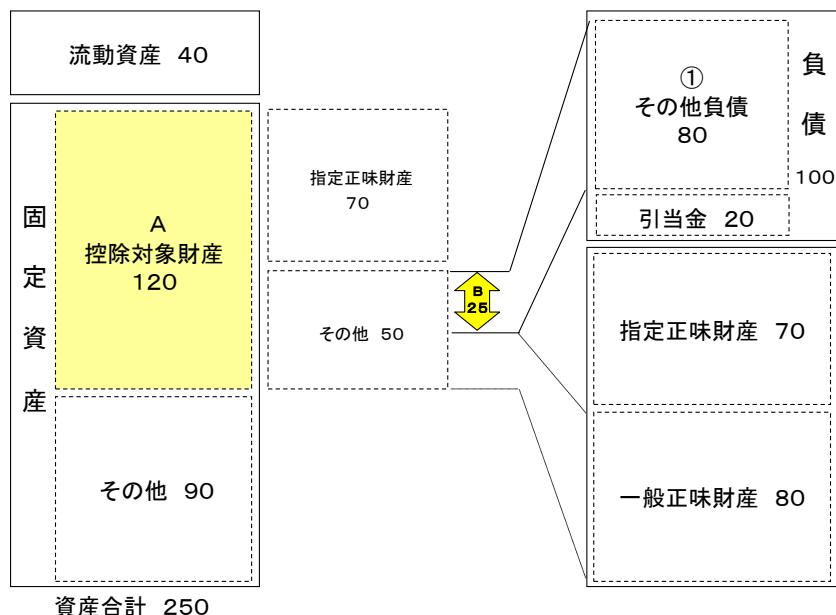
《簡便方式》(認定規則第22条第8項)

控除対象財産と個別の対応関係がある負債を特定する作業は行わない。控除対象財産より、指定正味財産から充当される額を控除した財産額の中には負債に係るものが含まれうるが、これを負債の額と一般正味財産額との割合に基づいて算出する。

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{控除対象財産(A)} - \text{対応負債(B)} = \text{遊休財産額}$$

$$250 - 100 - (120 - 25) = 55$$

$$25 = (120 - 70) \times \frac{(100 - 20)}{(1 + 80)}$$



問V－4－⑥（遊休財産額）

控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産及び6号財産はそれぞれどのような財産なのでしょうか。

答

1 控除対象財産のうち、1号財産、5号財産及び6号財産は、以下のような財産が該当します。

① 1号財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項第1号）

1号財産とは、公益法人認定法施行規則第22条第3項第1号に規定する公益目的保有財産を指します。

公益目的保有財産は、公益目的事業財産の一部であり、次の固定資産が該当します。

ア 公益目的事業財産を支出することで得た財産（公益法人認定法第18条第5号、公益法人認定法施行規則第26条第6号）

イ 不可欠特定財産（公益法人認定法第18条第6号）

ウ 法人自ら公益目的に使用すると定めた財産（公益法人認定法第18条第7号、公益法人認定法施行規則第26条第7号）

(注) 上記アからウまでに掲げるもののほか、特例民法法人から移行した公益法人については、
移行認定申請時に有していた財産のうち公益目的事業の用に供する財産に該当するものは、
公益法人認定法施行規則附則第2項第1号及び第3項の規定により、公益目的保有財産となります
(仮に、公益目的事業の用に供する財産であるにもかかわらず、認定申請法人が公益
目的保有財産と位置付けなかった場合であっても、当該財産は公益目的保有財産となります
ので御留意ください(※)。)。

(※) 例えば、仮に、認定申請法人が、金融資産の運用益を奨学金交付の財源としている一方で、元本たる金融資産そのものは公益目的保有財産に位置付けていない場合であっても、当該金融資産が奨学金交付事業の用に供する財産であると認められる場合には、公益目的保有財産となります。また、金融資産以外の資産の事例ですが、認定申請法人が、保有する建物に係る減価償却費を公益目的事業会計の費用に計上する一方で、認定申請法人が当該建物そのものを公益目的保有財産に位置付けていない場合も、当該建物が公益目的事業の用に供する財産であると認められる場合には、公益目的保有財産となります。

公益目的保有財産は、継続して公益目的事業のために使用しなければなりません。また、公益目的保有財産は、貸借対照表等では固定資産に区分して表示し、対象資産が金融資産の場合には基本財産又は特定資産として表示するとともに、財産目録には、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する必要があります（公益法人認定法施行規則第25条及び第31条第3項、ガイドラインI－8.(1)）。

② 5号財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項第5号）

5号財産とは、公益法人認定法施行規則第22条第3項第5号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているものを指します。

例えば、賃貸し、その賃貸事業利益を公益目的事業費に充てる旨定めがあつて、公益認定を受けた日以後に寄附された建物を、その定めに従い使用収益している場合が該当します。定められたとおりの「使用」の実態がない場合には、遊休財産と判断することがありますので、留意が必要です（ガイドラインI-8.(4)）。

また、5号財産は、当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該財産が広く一般に公募されたものである場合にあっては、その旨）、当該財産を受け入れることとなった日（当該財産が広く一般に公募されたものである場合にあっては、募集期間）、受け入れた財産の合計額、当該財産の使途の内容等について、公益法人認定法第21条の規定の例により備置き及び閲覧の措置が講じられているものでなければなりません（公益法人認定法施行規則第22条第5項）。

③ 6号財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項第6号）

6号財産とは、公益法人認定法施行規則第22条第3項第6号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金を指します。

例えば、事業財源に充てることが寄附者によって指定されているが、当年度の事業財源は確保されているため、翌年度以降に事業費として支出される預金であつたり、研究用設備を購入する旨定めがあつて寄附されたが、研究が初期段階のため購入時期が到来するまで保有している資金であつたり、あるいは、寄附者等から売却して事業資金に充てることが指定されて寄附された国債等といった有価証券が該当すると考えられます。

このように、6号財産は、一般的には、寄附者等の定めた使途に充てるために、言わば待機しているような資金が主として想定されます。

また、6号財産は、上記②のとおり、5号財産と同様の備置き及び閲覧の措置が講じられているものでなければなりません（公益法人認定法施行規則第22条第5項）。さらに、6号財産は、他の資金と明確に区分して管理されていること、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の

手続が定められていることを満たすものでなければなりません（公益法人認定法施行規則第22条第6項において準用する第18条第3項第2号及び第3号）。

- 2 なお、上記は基本的な考え方を示したものですので、実際に、保有する財産を1号財産、5号財産又は6号財産のいずれに整理すべきかについては、個々の具体的な事例に即して判断することとなります。

問V－4－⑦（遊休財産額）

控除対象財産のうち、1号財産（公益目的保有財産）に該当する金融資産は、取り崩すことはできないのでしょうか。また、やむを得ず将来にわたり取り崩していくこととした場合、当該金融資産を控除対象財産にすることはできないのでしょうか。

答

1 1号財産（公益目的保有財産）は、継続して公益目的事業の用に供するために保有する財産です（公益法人認定法施行規則第25条第2項等）。このことに鑑みれば、1号財産に該当する金融資産については、原則として、これを取り崩すことなく、その果実を継続的に公益目的事業の財源に充てることを目的として保有すべきものであると考えられます。

（注1）また、こうした1号財産の基本的性格に鑑み、1号財産のうち金融資産に該当するものは、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上することとされています（ガイドラインI－8.（1））。

2 しかし、景気の停滞等を原因として、法人が公益目的事業を継続していく上で、当該金融資産を取り崩して事業財源に充てる以外に方法がないなど、やむを得ない場合には、当該金融資産を取り崩すことは否定されません。

なお、例えば、今後数年間にわたって、当該金融資産を取り崩して公益目的事業の財源を確保せざるを得ない状況にある場合には、1号財産から特定費用準備資金などに区分替えを行うことが考えられます。特定費用準備資金に区分替えをした場合には、資金の目的である活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであり、かつ、資金単位でどの事業に関する資金かが判別できる程度に具体性をもって貸借対照表の特定資産として計上する等、特定費用準備資金としての適格性を満たす必要があります（ガイドラインI－7.（5）参照）。

3 また、取崩しを行おうとする場合には、定款等の内部規程において、取崩しに係る規程をあらかじめ整備し、当該内部規程に従い、理事会、社員総会、評議員会等の機関決定を経る必要があります。このほか、取崩し後の法人の経理的基礎を確認するため、以降の事業計画や財務の見通しについて御説明いただく場合がありますので御留意ください。

（注2）公益認定を受ける前に取得した財産のうち、認定を受けた日以後に、法人が公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産は、公益目的保有財産に該当

し、継続して公益目的事業の用に供するために保有することが必要とされています
(公益法人認定法第18条第7号、公益法人認定法施行規則第25条)。

問V－4－⑧（遊休財産額）

控除対象財産のうち、2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）とした金融資産は、取り崩すことができないのでしょうか。

答

1 2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に該当する金融資産については、原則として、これを取り崩すことなく、その果実を継続的に収益事業等や法人管理の財源に充てることを目的として保有すべきものであると考えられます。

（注1）こうした2号財産の基本的性格に鑑み、2号財産のうち金融資産に該当するものは、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上することとされています（ガイドラインI－8.（2））。

（注2）管理業務に充てる実態がないことが明らかな場合には、2号財産とは認められず、遊休財産とみなされることもあり得ます。

2 しかし、2号財産に該当する金融資産は、管理業務に充てるために合理的な範囲内で計上されるものである（ガイドラインI－8.（2））ため、経営環境の変化等により、管理費等の財源が不足する場合には、例外的に取り崩して使用することも可能です。その場合は、定款等の内部規程に従い、理事会、社員総会、評議員会等の機関決定が必要です。なお、取崩し後の法人の経理的基礎を確認するため、以降の事業計画や財務の見通しについて御説明いただく場合があります。

問V－4－⑨（遊休財産額）

保有株式の配当を公益目的事業費のほか、法人運営に必要な管理費の財源にも充てている法人に関して、移行認定又は公益認定の申請に当たり、当該保有株式を1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に振り分ける際、どのような考え方で配分すべきでしょうか。

答

- 1 金融資産の2号財産への振り分けについては、ガイドラインI－8.（2）において、「管理業務に充てるために保有する金融資産については、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する」とされていることから、合理的な範囲内で行う必要があります。
- 2 何が合理的な範囲内であるかは、法人ごとに異なると考えられるため、一概には例示できませんが、公益法人は公益の増進を目的とする法人であり、公益目的事業に充てるべき財源を最大限に活用して無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、公益目的事業や収益事業等及び管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められていますから、このような観点を踏まえつつ、個々の法人の抱える諸事情を総合的に勘案して判断する必要があります。行政庁は、認定後の監督においても、その判断となる合理性を確認することができますのであらかじめ御留意ください。

問V－4－⑩（遊休財産額）

公益法人が、金融資産の1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合を変更することは可能でしょうか。

答

1 事業環境の変化により、当初控除対象財産の区分で想定していた1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合が適応しない状態となることがあります。このような場合には、現在の資産の区分状況によって、その対応方法が異なります。

① 2号財産から1号財産に振り替える場合

2号財産から1号財産への振替は、適時に行うことが可能です。

② 1号財産から2号財産に振り替える場合

1号財産から2号財産への振替は、不可能ではありませんが、安易に認められるべきものではありません。1号財産は、公益目的事業のために使用又は処分することが義務付けられている公益目的事業財産に当たるからです（公益法人認定法第18条本文）。ただし、例えば、金融資産である1号財産を2号財産に振り替えること以外に、法人管理の財源不足を補う方法がない場合には、1号財産から2号財産への振替も許容することができると考えますが、安易な振替となっていないかどうか注意する必要があります。

また、1号財産から2号財産に振り替えた財産額は、振替後も公益目的取得財産残額（公益認定が取り消された場合に、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対して贈与する財産の額）の算定に含めることとなりますので、御留意ください（公益法人認定法施行規則第26条第5号）。

2 なお、上記の振替を行う際には、あらかじめ必要な機関決定等を行ってください。

問V－4－⑪（遊休財産額）

寄附者の定めた使途がある公益目的事業に係る資金があるのですが、控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産、6号財産のいずれに整理したらよいか分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。また、これらの財産から果実が生じる場合はどのように考えるのでしょうか。

答

寄附者の使途の指定の内容を確認の上、基本的には以下のような考え方を参考に整理してください（寄附者の使途の指定の確認については、問V－4－⑫参照）。

ただし、実際には多種多様な事例が考えられ、以下の考え方が直接当てはまらない場合も考えられることから、個々の具体的な事例に即して判断することとなります。

1 認定前に寄附者から取得した財産である場合

① 認定前に、寄附者により、当該資金の運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられている場合

通常は1号財産（公益目的保有財産）に該当します。

1号財産は、継続して公益目的事業のために使用しなければならないこととされています。この場合、運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられているため、その元本は、継続して公益目的事業のために使用するものということができることから、通常は1号財産に該当します。

② 認定前に、寄附者により、当該資金の元本を取り崩して、具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられており、元本の全部又は一部が残存している場合

6号財産に該当します。

当該資金の元本の全部又は一部が取り崩されずにお残っている場合、その残っている元本は、交付者の定めた使途に充てるために保有している資金に当たるものということができることから、6号財産に整理します。

2 認定後に寄附者から取得した財産である場合

5号財産又は6号財産に該当します。

寄附を受けた当該資金のうち、その運用益を既に公益目的事業の財源として、寄附者の指定した使途に従って使用しているものは5号財産に該当します。一方で、例えば、寄附者により、元本を研究助成に充てることとされているが、現時点では使用されておらず、言わば待機している資金は6号財産に該当しま

す。

(注) 認定後に寄附者から取得した財産は、上記のとおり5号財産又は6号財産に整理され、直接1号財産に整理されることはありません。1号財産に整理されるケースとしては、例えば、一旦5号財産又は6号財産に整理された財産を支出することにより別の財産を取得した場合が考えられます（公益法人認定法第18条第5号）。なお、5号財産又は6号財産に整理できるのは、寄附について具体的な使途の指定があることが前提になりますので、ご留意ください。

3 1号財産及び5号財産の果実についても具体的な使途の指定がある場合

1号財産及び公益目的事業のための5号財産から生じる果実は、広く公益目的事業に活用するための財源となることが想定されており、公益目的事業の中でも、具体的な使途の指定がなければ、果実が発生した年度で一般正味財産増減の部に計上されることとなります。

一方、当該果実について具体的な使途の指定があれば、当該年度の指定正味財産増減の部に計上され、控除対象財産としては6号財産に整理されます。

ここで、6号財産に整理する際の「具体的な使途の指定」には、相当の期間内に費消されることが予定されていることを含んでいます。遊休財産額の保有の制限の趣旨に鑑みると、果実についても徒に長期の保有を認めることは望ましくありませんので、使途が明確に示されていて、「相当の期間内に費消することが見込まれる」ものについてのみ6号財産として控除対象財産に整理することができます。よって、果実について相当の期間内に費消することが見込まれないものは、たとえ正味財産増減計算書で指定正味財産増減の部に計上したとしても遊休財産規制上の控除対象財産には該当しないことになります。

また、6号財産とされる元本については生じる果実の利用を直接の目的とするものではありませんが、保有により果実が発生した場合には、上記と同様になります。

なお、6号財産に該当しない果実についても、公益目的事業に供することが本来の目的であることから、例えば、将来の特定の費用として、事業計画に含めて見積もり、控除対象財産の4号財産として要件を整えて、整理することは可能です。その場合は、果実を一般正味財産増減の部に振り替え、それを財源とする特定費用準備資金として整理することとなります。

問V－4－⑫（遊休財産額）

寄附者の使途の指定は、どの程度具体的になされている必要があるのでしょうか。過去にされた寄附で、指定が十分に明確ではない場合には、どのように対応すればよいでしょうか。確認作業が膨大となることが見込まれる場合や、寄附者が死亡している場合の対応方法も含め、教えてください。

答

1 使途の制約については、例えば、「公益目的事業の〇〇事業に充当して欲しい」や「奨学金事業の奨学金の財源に充当して欲しい」と具体的に表現される必要があり、「公益目的事業に使ってほしい」というだけでは、一般的には、使途の制約があるとは認められません。寄附を受ける時点で、寄附者の意思を十分に確認し、明確にしてもらうことが必要です。

特に、管理費や収益事業にも使用できる形では、使途の制約があるとは言えません。必ず、「寄附金のうち〇%は管理費の財源とし、△%は公益目的事業の〇〇事業に充当し、×%は公益目的事業の◇◇事業に充当して欲しい」というような形で区分して、指定をすることが必要です。

(注) 指定正味財産を財源とする基本財産の運用益は、一般には、運用益の発生した当該事業年度の費用に充当することを期待していると考えられ、具体的な使途の制約があるものについてのみ、指定正味財産として取扱うことが適当です。

- 2 過去にされた寄附であって、寄附契約書の記載が十分でない場合は、寄附の際の募集要項や、寄附当時の理事会等の議事録その他寄附者の意思が確認できる文書を通じて使途の確認を行っていただく必要があります。
- 3 寄附者の意思を確認できる文書が無かったり、当該文書を探し出すのに膨大な作業が発生したりするような場合、あるいは寄附者の死亡により確認が困難であることなども考えられます。寄附者が生存している場合には、改めて当該寄附者の意思を確認するか、寄附者が亡くなっている場合には、当該寄附者の意思を関係者に聴くことによって、使途を明確化することができるときは、当該寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているとみなしても差し支えないものと考えられます。または、既に定められている法人内部の寄附金に関する規程等によって寄附者の意思の範囲内で具体的な事業を特定されているか、具体的な事業に配分することができるときには、当該寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものとみなしても差し支えないものと考えられます。その場合には、法人におけるこれまでの当

該寄附の取扱いから、寄附者の意思を合理的に推定できる場合には、理事会での確認等をもって、使途の確認に代替できると考えられます。

- 4 また、審査に当たっては、寄附者の意思が確認できる文書、使途の確認の代替手段としての理事会の議事録等を提出していただくことがありますので、御留意ください。

問V－4－⑬（遊休財産額）

寄附者から、〇〇地方で3年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金を使ってほしいとの使途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運営の管理費の財源にも充ててきたところです。移行認定の申請に当たり、当該資金を6号財産（交付者の定めた使途に充てるために保有している資金）に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を公益目的事業会計に係る部分と法人会計に係る部分とに分けなければならないのでしょうか。

答

- 1 御質問の社団のように、現在実質的に公益目的事業と法人運営の管理財源の両方に充てている資金は、そのままでは公益目的事業財産とそれ以外の財産に区分されていないことになります。仮に当該資金全体を公益目的事業財産として整理すると、管理費に使用することはできません。
- 2 したがって、当該資金については、公益目的事業に係る部分と法人会計に係る部分とに区分する必要があります。
- 3 公益目的事業財産とそれ以外の財産との区分けについては、公益目的事業のうち伝統芸能行事保存のための事業に利用される部分と、法人の管理運営の財源とする部分とを分割することについて、寄附者等の意思を確認（寄附者等の死亡により確認が困難な場合には、法人におけるこれまでの当該寄附の取扱いから寄附者等の意図を合理的に推定）した上で、それぞれに6号財産（交付者の定めた使途に充てるために保有している資金）として整理する必要があります。

（注）公益法人においては、公益目的事業財産という財産区分があります。公益目的事業財産は、公益目的事業に使用しなければならず、更に、公益目的取得財産残額を毎事業年度末に算定しなければなりません（公益法人認定法第18条、公益法人認定法施行規則第48条第1項）。

このため、公益目的事業に使用する財産とそれ以外の事業や管理費に使用する財産とは区分しておく必要があります。

問V－5－①（会計監査人設置基準）

公益法人は会計監査人を設置しなければならないのでしょうか。

答

1 公益法人には、一般社団・財団法人以上に適正な財産の使用や会計処理が求められます。そのため、法は認定基準において、会計監査人を置くものであることを要求しています（公益法人認定法第5条第12号）。

2 しかしながら、会計監査人の設置が費用負担を伴うものであること等にかんがみ、一定の基準に達しない法人については会計監査人の設置を義務付けていませんとしています。具体的には、①収益の額が1,000億円未満、②費用及び損失の額の合計額が1,000億円未満、③負債の額が50億円未満、の全ての要件を充たす場合には会計監査人の設置は義務付けられません（公益法人認定法施行令第6条）。

（注）負債の額が200億円を上回る場合には、一般社団・財団法人であっても会計監査人の設置が義務付けられています（一般社団・財団法人法第2条、第62条及び第171条）。

3 上記の基準により法令上会計監査人を置くことが義務付けられていない場合であっても、会計監査人を設置すれば、公益法人認定法第5条第2号により求められる経理的基礎の要件の情報開示の適正性を充たすことになります（ガイドラインI－2.（3）①）。

4 なお、会計監査人を設置するためには、実際にその選任を行う必要があることはもちろんですが、その前提として定款に会計監査人を置く旨を定めることが必要となります。公益認定を申請する場合には、定款の定めや具体的な会計監査人の選定についてあらかじめ十分検討しておくことが必要です。

問V－5－②（会計監査人設置基準）

公益認定を受けて公益法人として活動したいと考えていますが、会計監査人は認定を受けたら直ちに設置しなければならないのでしょうか。

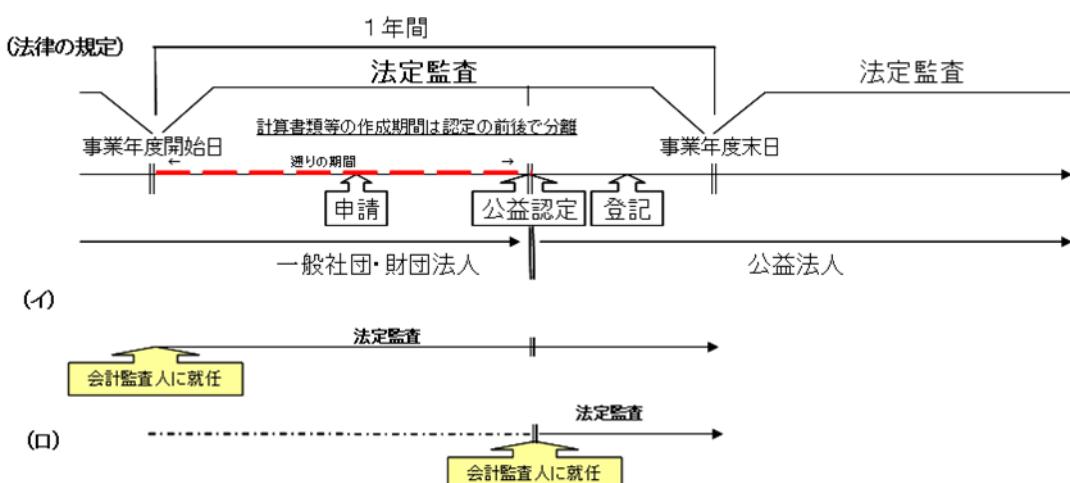
答

- 1 公益法人は、一定の除外要件に該当する場合を除き、会計監査人を置くことが義務付けられており、一般社団・財団法人が認定を受ける場合には、公益認定を受けた日から会計監査人を置くことが必要となります。
- 2 また、法人が定款によって認定を受けた日の前日で事業年度を区切る場合を除き、監査対象となる期間は公益認定を受けた日の属する事業年度の開始日に遡ることとなります。監査対象年度の途中で会計監査人を選任することは、実際には相当困難と思われます。法人が定款によって事業年度を区切ることとした場合でも、監査対象となる事業年度は通常の事業年度の途中から始まることになるため、実際の会計監査人の選任は難しくなるおそれがあります。
- 3 したがって、公益認定を受けようとする場合には、申請を行う予定の事業年度の当初から定款の定めにより会計監査人を設置、選任しておくこと等により、法令に違反することとならないよう十分検討しておくことが必要です。

参考

「公益認定」に係る会計監査人の選任時期について

一般法人が公益認定を受けて公益法人になるにあたり、公益認定の処分が事業年度途中にされた場合、公益認定の処分の日を含む事業年度開始の日に遡り、当該事業年度に係わる計算書類等が会計監査監査の対象となる。そのため、外部監査人の設置を今まで行っていなかった法においては、会計監査人を見つけることが事実上、難しいことが想定される。



(イ) 公益認定を申請する予定の事業年度については、設置の基準にかかわらず、定款の定めにより、当初から会計監査人を選任・設置しておく

(ロ) 定款の定めにより公益認定を受けた日において事業年度を区切る

問V - 6 - ①（役員に対する報酬等）

役員等報酬等支給基準について、「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」のような支給基準とすることは可能でしょうか。

答

- 1 公益法人の理事等の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や公益法人の経理の状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の非営利性を潜脱するおそれがあり、適當ではありません。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていることを公益認定の基準とした上（公益法人認定法第5条第13号）、当該支給基準は公表するとともに、その基準に従って報酬等を支給することを定めています（公益法人認定法第20条）。更に、この支給基準は、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法等が明らかになるよう定める必要があります（公益法人認定法施行規則第3条）。
- 2 支給基準において理事等各人の報酬額まで定める必要はありませんが、ご質問いただいたような定め方では報酬科目や算定方法が明らかにされず、認定基準を満たしていないものと考えます。
- 3 なお、理事の報酬等の支給基準ではありませんが、報酬等の額については、定款で定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議により定めることができます（一般社団・財団法人法第89条）。これは、理事が自らの報酬等の額を定めることによるお手盛りを防止するためです。したがって、支給基準に則った場合であっても、理事長が理事の個々の報酬等の額を決定することは認められません。

（注）理事によるお手盛りを防止するという一般社団・財団法人法の趣旨からは、定款又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないと解されます。

問V - 6 - ②（役員に対する報酬等）

理事に対するお車代も報酬に含めて支給基準に盛り込むことが必要でしょうか。

答

理事、監事、評議員に対する報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当と定められていますので（公益法人認定法第5条第13号）、理事に対して、交通費実費相当額をお車代として支給する場合には、報酬等には該当しません。

「お車代」という名称であっても、交通費実費相当額を超えて支給する場合には、支給基準に盛り込むことが必要です。

問V - 6 - ③（役員に対する報酬等）

非常勤理事や評議員に対して給与は支給できるのでしょうか。非常勤理事や評議員は現在は無報酬ですが、報酬等の支給基準を定めるという基準の意味は報酬を支給しなければならないということなのでしょうか。

答

- 1 公益法人の理事等の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や公益法人の経理の状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の非営利性を潜脱するおそれがあり、適當ではありません。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていることが公益認定の基準とされています（公益法人認定法第5条第13号）。
- 2 ただし、報酬等の支給基準を定めるといつても、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ありません。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになります。
- 3 逆に、非常勤理事や評議員に対し、職務遂行の対価として、各々の責任に見合った報酬等を支給することも可能です。非常勤理事や評議員に対して、職務遂行の対価として支給する日当や、交通費実費相当額を超えて支給するお車代等は、本基準でいう報酬等に含まれます。
- 4 定款で「原則」無報酬であるとしながらも、常勤役員等に対して支給することも「できる」と規定する場合には、支給する場合の基準について定めておくことが必要です。定款で支給ができる旨の規定はあるものの、当面の間は役員報酬を支給する予定がないような場合は、支給基準において無報酬である旨を定めたうえ、支給する場合の基準は省略しても構いません（この場合は、将来支給することとなった場合には支給基準の改訂が必要になります。）。

問V - 6 - ④（役員に対する報酬等）

報酬等支給基準は理事会で決定する必要がありますか。

答

- 1 公益法人の理事等の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や公益法人の経理の状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の非営利性を潜脱するおそれがあり、適當ではありません。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていることが公益認定の基準とされています（公益法人認定法第5条第13号）。
- 2 この報酬等支給基準については、理事、監事に係る分については①社員総会又は評議員会で決定する方法と、②社員総会又は評議員会においては、報酬等の総額を定めることとし、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法の2通りがあり得ます（一般社団・財団法人法第89条及び第105条）。理事会が自分たちの報酬等の額を自由に定めることによるお手盛りを防止する趣旨から理事会だけで自由に決定することはできませんが、社員総会又は評議員会において報酬等の総額を定められている場合には、具体的な金額の算定方法等に係る基準について理事会又は監事の協議で決定することは可能です。
- 3 一方、評議員は、理事及び理事会を監督・牽制する役割を担っており、監督される側である理事からの独立性を確保する必要があります。このため、評議員の報酬等の額は、定款で定めることとされており（一般社団・財団法人法第196条）、その支給基準についても、定款又は評議員会のいずれかで決定することになります。

問V - 6 - ⑤（監事の報酬等）

監事の報酬等は、どのように決めればよいのでしょうか。

答

監事が、ガバナンス上の重要な役割（問II-7-③参照）を適切に果たしていくためには、理事からの独立性を確保する必要があり、一般社団・財団法人法では、監事の報酬等について、定款の定め又は社員総会（評議員会）の決議によってその額を定めることとされています（一般社団・財団法人法第105条）。

具体的には、監事は、社員総会において、個人的な能力、資質等が信頼できるとの判断の下に選任されるものであり、その適正な報酬を確保する必要があることから、定款の定め又は社員総会（評議員会）の決議において、各監事の報酬等の具体的な金額を決定することが望ましいと考えられます。

なお、そのような定め方をせずに、次のような方法で監事の報酬等を定めることは許されないものと考えられますので注意が必要です。

- ① 監事の報酬等と理事の報酬等とを一括してその総額を定めること
- ② 監事の報酬等の総額のみを定め、各監事の報酬等は、理事（又は理事会）が決定すること
- ③ 各監事の報酬等の上限額等を定め、その範囲内で理事（又は理事会）が各監事の報酬等の具体的な金額を決定すること

（参照条文）

一般社団・財団法人法第105条　監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2　監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3　監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

問V - 6 - ⑥（役員等に対する報酬等）

報酬等支給基準について、どのような支給の基準を定める必要がありますか。

答

公益法人の役員等に対する報酬等の支給の基準については、公益法人認定法施行規則第3条において、次の4つの事項につき定める必要があるとされています（注1）。

（注1）対象は、社団法人については理事及び監事、財団法人については理事、監事及び評議員であるため、これらを漏れなく定めていることが必要です。

① 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分

理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分とは、常勤役員、非常勤役員の報酬の別等をいい、例えば、常勤理事への月例報酬、非常勤理事への理事会等への出席の都度支払う日当等（注2）になります。

（注2）非常勤の理事等に対する日当等が、交通費実費相当額を超える場合は、報酬等に該当する場合があります。

② その額の算定方法

その額の算定方法とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数等により構成される基準等をいい、どのような過程をたどってその額が算定されるかが第三者にとって理解できるものとなっている必要があります。

例えば、役職に応じた一人あたりの上限額を定めたうえ、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については社員総会（評議員会）が決定するといった規定は、許容されるものと考えられます（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして行政庁に提出していただくことになります。）。

一方、社員総会（評議員会）の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定では、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、認定基準を満たさないものと考えられます。

また、退職慰労金について、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については社員総会（評議員会）が決定するという方法も許容されるものと考え

られます。（問V－6－④及び⑤参照）

なお、いずれの報酬につきましても、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていただく必要があります。

③ 支給の方法

支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいいます。

④ 支給の形態

支給の形態とは、現金・現物の別等をいいます。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても構いません。

（参照条文）

公益法人認定法施行規則第3条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。）第五条第十三号に規定する理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

公益法人認定法第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一～十二 （略）

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

十四～十八 （略）

問V - 6 - ⑦ (役員等に対する報酬等)

公益法人会計基準の運用指針では事業費の中に役員報酬の科目の記載がないのですが、事業費に含むことができる役員報酬等について、どのような勘定科目で計上すればよろしいでしょうか。

答

- 1 公益法人会計基準の運用指針における財務諸表の科目は、一般的、標準的なものを記載しています。したがって必要であれば勘定科目を追加することも可能です。
- 2 役員の活動は、通常、特定の事業に対してというよりも法人全体に係るものであると考えられることから、運用指針では管理費の小科目に役員報酬を記載しております。
- 3 しかしながら、公益認定等ガイドラインⅠ 7. (1)において、事業費に含むことができる例示として、専務理事等の理事報酬であっても公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができるとされており、役員報酬であっても事業費に計上することは可能です。
- 4 この場合には、公益法人における役員報酬の重要性に鑑み、正味財産増減計算書の事業費の内訳として役員報酬の科目を設定して、当該役員報酬等を区分掲記する必要があります。

問V - 7 - ①（株式保有の制限）

他の団体の意思決定に関与することができる財産と信託契約との関係について教えてください。

答

- 1 公益法人が株式等の保有を通じて営利法人等の事業を実質的に支配することにより、公益目的事業比率が 50%以上という認定基準を潜脱することを防ぐため、公益法人による他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有を制限する認定基準を設けています。
- 2 保有制限の対象に信託契約に基づく委託者又は受託者の権利を含めているのは、委託者又は受託者としての権利に他の団体の意思決定に関与することができる権利が含まれる場合が考えられるためです。したがって信託についての意思決定に関与する場合を想定しているものではなく、公益法人が株式等を信託する場合に株式等の議決権を委託者又は受益者以外のものに無条件に付与する場合には、その範囲において意思決定に関与することができる財産には含まれません。

問V－8－①（法人会計の黒字）

公益認定申請のため、別表G（収支予算の事業別区分経理の内訳表）を作成しているのですが、法人会計が黒字になるような予算は認められないのでしょうか。

答

- 1 法人会計の財源を確保した結果、法人会計が黒字になることがあります、そのことのみをもって、直ちに公益法人認定法との関係で問題が生ずるものではありません。例えば、将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のための財源が必要となるような場合には、合理的な計画の下に、必要な範囲で法人会計を黒字とすることはあります。
- 2 他方で、公益法人は、公益目的事業の実施に当たり無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、公益目的事業や収益事業等及び管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められています。このため、例えば、上記1のような合理的な理由もないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常に発生するような状態は、適切ではないと考えられます。
- 3 こうした考え方の下、審査の段階では、法人に対し、必要に応じ、寄附者等の定めた法人会計への配分割合、賛助会費又は会費（経費）に係る規程に定める法人会計への配分割合やそのように定めた法人の考え方など事実関係等の確認をさせていただくことがありますので、御留意ください。また、事後の監督において、法人会計に多額の黒字が恒常に計上されている場合その他必要と認められる場合には、法人会計の黒字について、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認させていただくことがあるほか、必要に応じ見直しを求める場合もあります。

(注) 公益認定申請のための別表G（収支予算の事業別区分経理の内訳表）は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分しなければなりません（ガイドラインI－18.（2）参照）。このうち法人会計の区分は、管理業務や他の法人全般に係る事項を処理するものです。法人会計は損益を獲得することを目的とするものではなく、基本的には収支均衡を図るべきものといえます。

法人会計の財源としては、寄附（公益財団法人の賛助会費を含む。）、公益社団法人の会費（経費）のほか、基本財産や特定資産の運用益などが考えられます。これらの財源は、一般に管理業務だけでなく公益目的事業にも充てられますので、寄附や会費（経費）については、寄附者や会費規程によって、両事業への配分割

合が定められます（公益社団法人の会費（経費）については、使途が定められていない場合には会費（経費）の半分を公益目的事業に使用することとされています。）。

また、基本財産や特定資産の運用益については、法人が、その元本たる基本財産や特定資産の一部を、合理的な範囲内において管理業務に充てるために保有する金融資産（2号財産）として整理することで、運用益を法人会計の財源として確保することができます。

問V－8－②（法人会計の黒字）

公益目的事業のみを実施している場合において、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産を公益目的事業会計と法人会計に配分する場合、法人会計が黒字になるように配分することは可能でしょうか。

答

- 1 公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産には含まれないものと整理することができます（ガイドラインI－17.（4））。これは、公益目的事業を行っている法人に管理費の原資がなくなるのを防ぐためです。
- 2 この場合に、何が「適正な範囲内」であるのかは、法人の個別事情により異なると考えられます。例えば、将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のための財源が必要となるような場合には、合理的な計画の下で必要な範囲で法人会計を黒字としたとしても適正な範囲内であると考えることも可能と考えられます。
- 3 他方で、公益法人は、公益目的事業の実施に当たり無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められています。このため、上記2のような合理的な理由もないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常に発生するような状態は、適切ではないと考えられます。
- 4 こうした考え方の下、審査の段階では、法人に対し、必要に応じ、公益目的事業会計と法人会計への配分の考え方等について、必要な確認等をさせていただくことがありますので、御留意ください。
また、事後の監督において、法人会計に多額の黒字が恒常に計上されている場合その他必要と認められる場合には、法人会計の黒字について、その合理的理由や公益目的事業への影響等を確認させていただくことがあるほか、必要に応じ見直しを求める場合もあります。

問V - 9 - ① (残余財産処分)

公益法人の残余財産の帰属先を複数の公益法人に定めることはできますか。

答

- 1 公益法人の残余財産の帰属先は、法令で適格な者を定めていますが(公益法人認定法第5条第18号及び第17号、公益法人認定法施行令第8条)、適格と定められた者に属する限り、具体的な帰属先が単数である必要はなく、複数指定することが可能です。
- 2 その法人と類似の事業を目的とする公益法人は財産帰属先として適格であると定められていることから、類似事業を目的とする公益法人であれば、複数を定めることは差し支えありません。

問V - 9 - ②（残余財産処分）

一般社団・財団法人を新たに設立して公益法人の残余財産の帰属先として指定することはできますか。

答

- 1 公益法人が清算をする場合の残余財産は、引き続き公益的な活動に使用される必要があり、法令で一定の要件を満たす公益的な活動を行う者を帰属先とするよう定めています（公益法人認定法第5条第18号及び第17号、公益法人認定法施行令第8条）。
- 2 一般社団・財団法人はその行う事業に格別の制限がなく、法令や公序良俗に反しない限り、あらゆる事業を目的とすることが可能です。したがって、残余財産の帰属先として適格な者を定める公益法人認定法施行令第8条第2項イの「主たる目的が公益に関する事業を行うものであることが法令で定められている」という要件は満たさないことから、一般社団・財団法人を帰属先として指定することはできません。

問VI - 1 - ①（公益目的事業財産）

財団法人で賛助会費を集めていますが、その会費収入の扱いは、社団法人の社員が支払う会費と同様に、目的を定めていなければ半分が公益目的事業財産になるという理解でよいのでしょうか。

答

- 1 公益財団法人の会員が払う会費は、公益社団法人の社員が社員たる資格に伴って定款で定めるところにより支払ういわゆる会費（一般社団・財団法人法第27条）とは性格が異なり、認定法上は基本的には寄附金に該当するものと考えられます。
- 2 したがって賛助会費を徴収するに当たり、目的を定めなければ全額が公益目的事業財産になりますが（公益法人認定法第18条第1号）、一定割合を管理費に充てるなど公益目的事業以外への使途を明らかにすれば、その定めた割合に従います。

問VI - 1 - ②（公益目的事業財産）

法人の管理費の財源はどこに求めたらよいのでしょうか。またその経理方法はどうすればよいのでしょうか。

答

- 1 管理費については、法人の事業を管理するために、毎年度経常的に要する費用であり、ガイドラインに従い、適切に配賦等を行うこととなります（問V - 3 - ②参照）。
- 2 事業費に配賦してもなお残る管理費（一般管理費）については、財源となりうる収入源としては、寄附金、補助金、収益事業等からの利益、会費収入、管理費に充てるものとして合理的な範囲で保有し特定資産に計上する金融資産からの運用益が考えられます。ただし、寄附金については管理費に充てる割合を明らかにして募集するか、寄附者から同様の指定を受けておく必要があります。補助金については、交付者による使途の指定が必要です。収益事業等からの利益は、50%は公益目的事業財産に組み入れる必要がありますが、組み入れた後、残余の使い道は法人の任意です。社団法人の社員から徴収する会費収入は、徴収にあたり使途を定めなければ 50%を公益目的事業財産に組み入れる必要がありますが、残余の使い道は法人の任意となりますし、管理費に充てる割合を定めて徴収すれば、その割合に従って管理費に充てることができます。また、公益目的事業しか行わない法人については、使途の定めがなく受け入れた寄附金や公益目的事業に係る対価収入から、適正な範囲で管理費に割り振ることが可能です（問VI - 1 - ③参照）。
- 3 公益法人は事業ごとの区分経理の方法として、原則として、公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）、管理業務に関する会計（法人会計）の3つに会計を区分したものを損益計算書の内訳表で表示していただくことにしていますが（公益法人会計基準の運用指針13 様式2-3）、寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上するようにして下さい。収益事業等からの利益を管理費に充てる場合には、収益事業等会計から法人会計への他会計振替として経理するようにして下さい（公益法人会計基準の運用指針13 様式2-3参照）。（公益目的事業しか行わない法人における会計区分の特例については、問VI - 1 - ③、VI - 2 - ⑦参照）

問VI - 1 - ③（公益目的事業財産）

公益目的事業しか行わない法人は、管理費の捻出のためには収益事業を行わなければならぬのでしょうか。

答

- 1 公益法人が公益目的事業に関して得た財産は公益目的事業を行うために使用、処分しなければなりません（公益法人認定法第18条参照）。公益目的事業しか行わない法人の法人運営上必要な管理業務は、広い意味で公益目的事業を行うためと評価できるため、公益目的事業に関して得た財産から管理業務に充てるものは、合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れることができます。例えば、寄附金（公益法人認定法第18条第1号）や公益目的事業の対価収入（同第3号）は、必要な範囲で管理費に割り振ることが可能です。
- 2 したがって、従来公益目的事業に係る収入で管理費もまかっていた法人が、管理費の捻出のため新たに収益事業を開始しなければならなくなることは、基本的にはないものと考えています。
- 3 公益目的事業しか行わない法人が寄附金、対価収入の一部を合理的な範囲で管理費に充てる場合の経理の方法については、原則として、管理費に割り振る収益は管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上し、残余を公益目的事業に係る会計（公益目的事業会計）の経常収益に計上するようにして下さい（問VI-1-②、公益法人会計基準の運用指針13様式2-3参照）。
- 4 管理費に割り振る収益は、法人会計の収益に直接計上しますので、収支相償の判定（公益法人認定法第5条第6号）においても公益目的事業に関する収入からは除かれることとなります。
- 5 なお、公益目的事業しか行わない法人に限っては、法人会計区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略することができます。ただし、法人会計区分を作成しない場合は、管理費の財源については、管理費相当額の収益とみなさざるを得ないため、法人会計区分がある場合のような管理費と管理費の財源である収益の差額としての黒字はなくなることに留意する必要があります。法人会計区分を作成しないという選択をする場合には、財務状況等を十分に考慮して行ってください。

問VI - 1 - ④（公益目的事業財産）

一般社団法人の社員は会費を支払わなければならないのでしょうか。

答

- 1 法人がどういう者を会員、準会員、特別会員などとして定め、これらの者から会費を徴収するのかどうか、徴収する場合に金額をどのように設定するかは、法人の判断に委ねられます。
- 2 したがって社団法人において、社員権を有する者である社員は、入社に伴い自動的に会費支払い義務が生じるわけではありません。法人が定款において、事業活動で経常的に生じる費用としての経費の全部又は一部を、社員から徴収する旨を定める場合に、社員は定められた費用を支払う義務を負います。この場合において公益法人認定法との関係では、社員が支払う経費の額に応じて社員の議決権に差を設けることはできず（公益法人認定法第5条第14号ロ）、また徴収にあたり使途を定めていなければ半分が公益目的事業財産になります（公益法人認定法施行規則第26条第1号）。

問VI - 1 - ⑤（公益目的事業財産）

一般社団法人について法律上認められている基金は拠出者への返還義務がありますが、公益目的事業財産に含めなければならないのでしょうか。

答

- 1 基金制度は、剩余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度で、法人の任意で設けることができます（一般社団・財団法人法第131条）。
- 2 基金として受け入れた財産は拠出者への返還義務があるため、寄附金、補助金など公益目的事業財産に含まれうる財産のいずれにも該当しないことから（公益法人認定法第18条各号）、公益目的事業財産にはなりません。
- 3 遊休財産額（公益法人認定法第16条）を算出するにあたっては、基金は負債に含めて計算しますので、法人の資産から負債を控除した上で、使途に拘束がかかっていない財産額を算定するという遊休財産額の計算方法では、基金は遊休財産額には含まれないことになります（公益法人認定法施行規則第22条第2項第1号）。
- 4 なお、基金は、貸借対照表上は純資産の部に計上します（一般社団・財団法施行規則第31条）。

問VI - 1 - ⑥（公益目的事業財産）

公益目的事業財産に区分されている国等からの補助金等を返還することはできますか。また、その経理方法はどうすればよいのでしょうか。

答

- 1 公益目的事業財産は、内閣府令で定める正当な理由がある場合を除き、公益目的事業のために使用又は処分しなければならないとされています（公益法人認定法第18条、公益法人認定法施行規則第23条）。
- 2 国等^(注1)から特定の公益目的事業を行うために交付された補助金等について、当該公益目的事業の終了その他の事由により^(注2)当該公益目的事業に使用する見込みがなくなった場合には、もはや公益目的事業財産として法人内にとどめさせる合理的な理由に欠けることとなります。このような場合に、法人の意思決定により当該補助金等を支出元に返還することが、公益目的事業財産の使用又は処分に係る例外である「正当な理由」として公益法人認定法施行規則第23条第3号に規定されています^(注3)。
- 3 国等に補助金等の返還に係る経理方法は、一般的には、正味財産増減計算書において一般正味財産増減の部の経常外費用に計上するか、指定正味財産増減の部で直接減額することになると考えられます^(注4)。また、定期提出書類の別表H(1)の「1. 公益目的増減差額」については17欄（公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額）に記載することが考えられます。

（注1）国、地方公共団体など公益認定法第5条第17号に掲げる法人が対象となります。

（注2）「その他の事由」としては、例えば、公益目的事業の実施期間は終了していないものの、当該事業の需要が今後も見込まれず、よって、当該事業に使用するために交付された補助金等を使用する見込みもない場合などを想定しています。

（注3）平成26年内閣府令第13号により、公益法人認定法施行規則が一部改正され、第23条第3号が追加されました。

（注4）改正後の公益法人認定法施行規則第23条第3号の対象となる財産は、特定の公益目的事業のために交付された補助金等であるため、当該補助金等は指定正味財産に区分されていることが通常想定されます。補助金等の返還に係る会計処理については、公益法人会計基準等では明示されていませんが、当該事象を反映する会計処理としては、正味財産増減計算書において当該金額を指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部の経常外収益に振り替え、同額を経常外費用として処理するか、指定正味財産増減の部において当該金額を直接減額する処理をするのが適当と考えられます。

（参照条文）

公益法人認定法第5条

一～十六 (略)

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

- イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
- ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 (略)

公益法人認定法第18条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）

三～八 (略)

公益法人認定法施行規則第23条 法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又はき損した場合
- 二 (略)

三 法第五条第十七号に規定する者（以下この号において「国等」という。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付した財産（特定の公益目的事業を行うために使用すべき旨を定めて交付したものに限る。）の全部又は一部に相当する額の財産を、当該公益目的事業の終了その他の事由により、当該公益目的事業のために使用する見込みがないことを理由に、当該国等に対して返還する場合

問VI - 2 - ①（区分経理）

収益事業等は事業ごとに区分経理しなければならないことですが、どういう単位で事業を分ける必要があるのでしょうか。

答

- 1 公益法人は公益目的事業比率（公益法人認定法第5条第8号）を達成する範囲内で、収益事業等を行うことが可能ですが、これは、基本的に、公益目的事業を支えるために行われるべきものであり、収益事業等から生じる利益の50%は公益目的事業に使用しなければなりません（公益法人認定法第18条第4号他）。そのため、収益事業等の收支を明らかにしておく必要があることから、その会計は公益目的事業から区分して収益事業等ごとに経理することとしています（公益法人認定法第19条）。
- 2 このような収益事業等の位置づけに照らし、事業の分け方としては、まず①収益事業と②その他の事業（法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業を含む）に区分します。
- 3 次に、法人の事業の実態に応じて区分する必要があれば、上記2で区分した事業を、更に事業内容、設備・人員、市場等により区分します。事業運営上、意義や必要性がない場合にまで区分することを求めているものではありません。
- 4 なお、事業の実態と法人経営の視点から、事業を区分して経理をすることは、収益事業等に限らず、公益目的事業にも共通する要請です。
- 5 このように区分経理した結果の表示としては、法人が事業年度毎に作成する損益計算書においてはその内訳表で、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）は公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）や管理業務に関する会計（法人会計）と区分し、更に上記の区分に応じて収益事業等ごとに表示します。公益法人認定法第7条第2項第2号の收支予算書の作成も同様です。事業を区分した際の各事業名は、事業報告書に概要を記載する各事業との対応関係が明確になるようわかりやすい表示が求められます。
- 6 また、収益事業等から生じた利益の50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人においては、貸借対照表の内訳表で、収益事業等会計は公益目的事業会計、法人会計（管理業務に関する会計）とは区分して表示します（公益法人認定等ガイドラインI-18）。

問VI - 2 - ②（区分経理）

公益認定の申請書や認定後の事業報告に記載する公益目的事業の単位は、計算書類で区分経理を行う事業の単位と一致している必要がありますか。

答

- 1 公益目的事業のチェックポイントに記載する場合や収支相償の第一段階の計算を行う場合の事業は、事業の実態等から類似、関連するものを適宜まとめたものを単位とします（公益目的事業のチェックポイント【補足】(1)、FAQ問V-2-①参照）。
- 2 損益計算書（正味財産増減計算書）の内訳表において区分経理を行う際には、事業の実態等に応じて事業を区分することになります（ガイドラインI-18）。
- 3 補助金の交付を受けて行う事業は補助金単位で区分経理を行うことがあります、そのような場合は別として、行政庁への申請又は報告の様式に記載する事業の単位と計算書類で表示する事業の単位とは、ともに法人が作成し、行政庁に提出することであること、特に認定後の事業報告と計算書類は法人の事務所において備え置き、閲覧の対象となることから、両者の対応関係がわかるように整理されている必要があります。

問VI - 2 - ③（区分経理）

共通費用は必ず配賦しなければならないのでしょうか。

答

- 1 事業費と管理費とに関連する費用で配賦することが困難な費用は管理費に配賦することができます。事業費のうち公益目的事業に係る事業費と収益事業等に係る事業費とに関連する費用で配賦することが困難な費用は、収益事業等に係る事業費に配賦することができます（公益法人認定法施行規則第19条）。
- 2 公益目的事業に係る事業費で各事業に配賦することが困難な費用は、公益目的事業に関する会計の中で「共通」の会計区分を設けて配賦することができます。収益事業等に係る事業費で収益事業とその他の事業とに配賦することが困難な費用は、収益事業に係る費用に配賦することができます。収益事業又はその他の事業のそれぞれにおいて、各事業に配賦することが困難な費用はそれぞれの会計の中で「共通」の会計区分を設けて配賦することができます。

問VI - 2 - ④ (区分経理)

区分経理を行い、他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額の欄に計上することになりますか。

答

- 1 他会計振替額は、正味財産増減計算書内訳表における経常外増減の部の下に表示されており、基本的には利益ベースでの振替を会計区分間で行う場合に表示することが考えられています。したがって、収益事業等から生じる利益を公益目的事業会計に繰り入れる場合には、他会計振替額を用いることになります。

正味財産増減計算書内訳表

平成X年4月1日から平成X+1年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	A事業	B事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
...					
(2) 経常外費用					
当期経常外増減額					
他会計振替額					
当期一般正味財産増減額					

- 2 また、収益事業等会計で発生した利益を管理費の財源に充当する場合にも、他会計振替額を用いて財源を振り替えることとなります（問VI-1-②参照）。
- 3 ご質問のうち、他の会計区分における収益についての取扱いはその科目により異なります。例えば、会費収入など法人内のルールにより、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、振替ではなく、直接各会計の経常収益区分に計上することとなります。
- 4 各事業対価収入のほか、各事業に発生する収益については直接内訳表の経常収益区分に計上することになりますが、法人に共通的に発生する可能性のある収益科目については、例えば以下の（表1）に示した方法によることとなります。

(表1) 直接区分の基準

経常収益科目	配賦方法
寄附金収入	使途の定めにより配賦。なお、公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。
補助金収入	使途の定めにより配賦
会費収入	<ul style="list-style-type: none">・ 徴収に当たり使途を定めた場合には使途の定めにより配賦・ 使途の定めのないものは50%を公益目的事業に配賦
財産運用益	<ul style="list-style-type: none">・ 資産の区分方法に従う。
公益目的事業対価収入	公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。

問VI - 2 - ⑤ (区分経理)

正味財産増減計算書内訳表における正味財産の期首残高及び期末残高は事業区分ごとに記載するのでしょうか。

答

- 1 正味財産増減計算書内訳表における正味財産の期首及び期末残高の表示方法については、運用上、貸借対照表の作成単位に合わせることになります。
- 2 貸借対照表内訳表を作成する法人においては、会計区分は、公益目的事業会計区分、収益事業等会計区分、法人会計区分に分けた貸借対照表内訳表を作成します。そのため、正味財産増減計算書内訳表においても、公益目的事業会計区分、収益事業等会計区分、法人会計区分の単位で正味財産の期首及び期末残高を表示することになります。なお、事業区分ごとの正味財産の期首及び期末残高の記載は要しません。会計区分ごとに貸借対照表の単位と一致させ、事業区分が細分化されている場合には「小計」欄に記載すれば足ります。
- 3 貸借対照表内訳表を作成していない法人においては、正味財産増減計算書内訳表の合計欄に法人全体の正味財産の期首及び期末残高を表示することになります。
- 4 ただし、必要に応じて事業区分ごとに正味財産の期首残高及び期末残高を表示することもできます。より詳細な表示をすることになりますので、情報開示の観点からは、より好ましいものと考えます。

問VI - 2 - ⑥ (区分経理)

「他会計振替額」は「公益法人会計基準の運用指針」12. 財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳表に表示した収益事業等からの振替額」と記載されていますが、収益事業等から公益目的事業会計への利益を繰り入れる場合にのみ用いられるのでしょうか。

答

1 「他会計振替額」は「公益法人会計基準の運用指針」12. 財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳表に表示した収益事業等からの振替額」と記載されているように、通常は収益事業等から公益目的事業会計への利益の50%又は50%超の繰入れに用いられる場合と収益事業等から法人会計に充てる場合に用いられます (FAQ問VI - 1 - ②)。

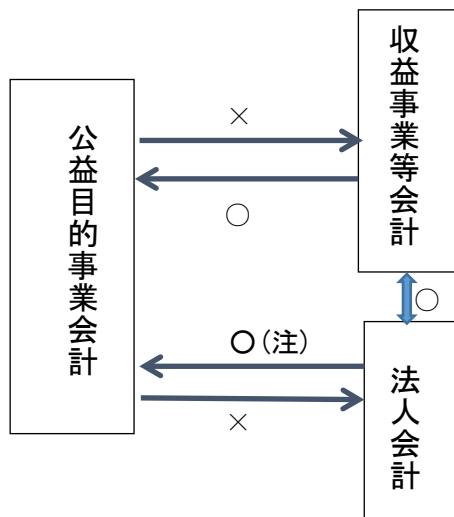
これに加えて、以下の図表にあるように、公益法人においては、i 法人会計から公益目的事業会計への振替、ii 収益事業等会計と法人会計間の振替も行うことができます。

2 他の会計区分における利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合、正味財産増減計算書内訳表上、「当期経常外増減額」と「当期一般正味財産増減額」の間に「他会計振替額」として表示します。「他会計振替額」は会計区分間の資産及び負債の移動（内部貸借取引を除く。）を意味しており、収益・費用の按分を処理する科目ではありません。

なお、公益法人認定法第18条の規定により、公益目的事業会計から収益事業等会計又は法人会計への振替はできません（一般社団法人及び一般財団法人については各会計間の振替は可能）（なお、公益目的事業しか行わない法人については、問VI - 1 - ③参照）。

3 法人会計から公益目的事業会計への振替は、公益法人認定法施行規則第26条第8号に定められる定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産として振り替えることになります。（決算承認の社員総会又は評議員会でも可能です）

4 各会計間の振替の可否は、以下の図表のとおりです。



(注) 公益法人認定法施行規則第 26 条第 8 号に定められる定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産の移動は可能。

(出典：日本公認会計士協会非営利法人委員会研究資料第 4 号)

(参考)

他会計振替の考え方、振替額の計算方法、計算事例等については、日本公認会計士協会から公表されている「非営利法人委員会研究資料第 4 号」に記載があります。

問VI - 2 - ⑦ (区分経理)

公益目的事業しか行わない法人は、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成は省略できますか。

答

- 1 公益法人が収益事業等を行う場合は、その利益の50%は、公益目的事業を行つたために使用しなければならないこととされています（公益法人認定法第18条、公益法人認定法施行規則第24条）。収益事業等を実施する法人について、法人会計区分を廃止すると、公益目的事業会計に繰り入れた利益が公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）に充てられる可能性があります。このため、公益法人認定法第18条の趣旨を損なうこととなるため、法人会計区分は省略できません。
- 2 公益目的事業しか行わない法人については、このような問題がないため、法人会計区分の作成を省略することができます。この場合、法人は、作成に係る業務量のみでなく財務状況の観点も含め、作成するか省略するか決ることになります。
- 3 法人会計区分を作成しない場合は、管理費の財源については、管理費相当額の収益とみなさざるを得ないため、法人会計区分がある場合のような管理費と管理費の財源である収益の差額としての黒字はなくなることに留意する必要があります。

(注1) 一方、法人会計区分を作成する場合は、同区分で経理が適正になされれば、黒字が生じても、運用上認められることとなります。例えば、管理費の財源として金融資産を2号財産として合理的な範囲内で保有した結果、その運用状況が良好であったことから黒字が生じる等が考えられます。

(注2) 法人会計区分を作成しない場合で、金融資産を2号財産として保有している場合においては、管理費相当額を超えて収益があったときには、決算時において公益目的事業財産に繰り入れられたとみなすことになります。法人運営のために使用すべきと定められた会費等も同様の取り扱いとなります。

- 4 法人会計区分を作成しない場合、公益目的事業会計区分内において事業費と管理費は明確に区分表示しなければなりません。公益目的事業がひとつの場合には、正味財産増減計算書内訳表の作成も省略できます。
なお、一度、法人会計区分を作成しないこととした場合には、継続的な情報提供を行う見地から、次年度以降も継続的に作成しないこととなります。

ただし、収益事業等を追加した場合には区分が必要となる等、合理的な理由が説明可能であれば、変更することは可能です。

- 5 法人会計区分の作成の省略は、公益目的事業比率の計算、収支相償の計算及び遊休財産の保有制限の計算には影響ありません。公益目的事業比率は、公益目的事業区分において事業費と管理費が区分されていますので、計算可能です。また収支相償の計算は、公益目的事業会計区分に計上された収益から管理費相当額を差し引いた差額を「収入」として、「費用」は、公益目的事業費をもって収支を判定することとなります。さらに遊休財産規制上の上限額は、公益目的事業会計区分の事業費1年分です。
- 6 ガイドラインI—17（公益法人認定法第18条）に、公益目的事業財産から除く財産についての定めがあります。公益法人認定法第18条各号の項目ごとに定めているところですが、法人会計区分を作成しない場合には、公益目的取得財産残額の計算において、項目ごとではなく、管理費相当額を公益目的事業財産以外のために使用する財産とみなし、当該金額を除く取扱いとします。

問VI - 3 (定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方)

新制度の基本財産についての定款の定めは、「評議員会で基本財産とすることを決議した財産」といった定め方でもいいのでしょうか。

答

- 1 一般社団・財団法人法上の基本財産とは、財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産です。
- 2 定款に基本財産を定めるに当たっては、どの財産が基本財産となっているのかを、ある程度具体的に判別できるような方法で定款に記載することが望ましいと思われますが、その定め方については、原則として各法人における種々の事情に応じて任意であると考えられます（注1）。
- 3 一方、「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」（不可欠特定財産）があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであることが公益認定の基準の一つとなっています（公益法人認定法第5条第16号）。

この不可欠特定財産は、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあって、当該法人が保有、使用することに意義がある「特定の」財産である（注2）ことから、不可欠特定財産がある旨の定款の定めについては、財産種別や場所・物量等を列記するなどの方法により、どの財産が不可欠特定財産に該当するのかが分かるように定款に具体的に記載する必要があります（注3）。

なお、財団法人における不可欠特定財産に係る定款の定めは、基本財産としての定めを兼ね備えるものとなります（ガイドラインI-15.）。

(注1) ただし、例えば、単に「毎年度の財産目録に基本財産として表示する財産」とだけ定款に定める場合、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）において、基本財産は「定款において基本財産と定められた資産」とされていることから、相互に参照する結果となるため、適当ではないと考えられます。

(注2) 金融資産や通常の土地・建物は、不可欠特定財産には該当しません（ガイドラインI-15.）。

(注3) 各財産を一点ごとに特定するような方法で記載する必要がありますが、著しく多量の財産を定める場合には、財産の形状・性質などに着目した一定の分類ごとにまとめて記載し、それぞれの数量を記載することも可能と考えられます（この場合、行政

庁から個別の財産の目録等の提出をお願いすることがあります。)。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 172 条 (略)

2 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならず、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。

公益法人認定法 5 条 (略)

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

問VI - 4 - ①（会計基準）

公益法人、移行法人、他いくつかの法人類型がありますが、それぞれ会計基準は、どれを使ったらよいでしょうか。

答

- 1 公益法人、移行法人、公益目的支出計画を完了した一般法人、公益認定申請を予定している一般法人、公益認定申請を予定していない一般法人といいくつか法人類型が考えられます。いずれも、分配を目的としない、非営利法人であることから、適用する会計基準について、以下のような基本的な考え方へ従い、個々の法人が適用する会計基準を選択することが可能であると思われます。
- 2 一般社団・財団法人法第119条及び第199条により、一般法人の会計は、その行う事業に応じて、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされています。会計の慣行は、特定の法人により「公正妥当」と主張されるだけでなく、明文化されるなど、広く流布し受け入れられていると客観的に判断できる必要があり、そのような会計の慣行として、公益法人会計基準、企業会計基準など各種の「会計基準」とそれらの下の慣行があります。
- 3 その際、公益法人をはじめ、一般法人は、利潤の獲得と分配を目的とする法人ではないことを踏まえ、通常は、公益法人会計基準を企業会計基準より優先して適用することになるものと考えられます。
- 4 なお、移行法人が適用する会計基準については、平成20年会計基準が、運用上、法令等により必要とされている提出書類の作成の際に便利であると考えられます。
- 5 また、公益目的支出計画の完了後的一般法人は、行政庁に対する説明責任等はなくなりますが、現に平成20年会計基準を適用している場合、一定期間適用し続けていたことを踏まえ、引き続き適用することについて合理性があると考えられます。

問VI - 4 - ② (会計基準)

公益法人における個別の企業会計基準の適用について教えてください。

答

1 企業会計基準は、企業や会計を取り巻く社会環境の変化に敏感に対応して見直しが行われてきており、平成20年会計基準が設定された後にも、新たな社会状況等に対応して、個別の企業会計基準が設定・改正されています。

このような個別の企業会計基準の中には、公益法人に直ちに適用できないものも含まれていますが、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人にも適用すべきものは、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として、当該基準に従うことが適当と考えられます。

2 公益法人の自己規律の確保、関係者への情報の開示、行政庁による監督の必要性等の観点から、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討した結果、個別の企業会計基準の公益法人への適用の要否は以下のとおりです。

- ① 退職給付に関する会計基準
- ② リース取引に関する会計基準
- ③ 工事契約に関する会計基準
- ④ 資産除去債務に関する会計基準
- ⑤ 貸貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準

公益法人が行う会計処理及び注記をこれらの基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、これらの基準は公益法人にも適用されます。

- ⑥ 棚卸資産の評価に関する会計基準

平成20年会計基準も、棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額とすることとしており、本基準と実質的な相違はないことから、棚卸資産の評価については現行のままとなります。

- ⑦ 固定資産の減損に係る会計基準

平成20年会計基準は、本基準とは別に、公益法人等の特性を考慮して、固定資産の時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合には時価（使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値も可）をもって貸借対照表価額とする「強制評価減」を採用しています。

現在においても、この方法の改正を必要とする事情変更はみられないこ

とから、固定資産の減損については現行のままとします。

⑧ 金融商品に関する会計基準

問VI - 4 - ③を参照ください。

⑨ 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

問VI - 4 - ④を参照ください。

3 個別の会計基準の適用時期等について

平成28年4月1日以降に開始される事業年度から適用することとなります
(ただし、それ以前からの実施を妨げないものとします。)。

また、公益法人が会計監査を受けている場合の取扱いについては、別途、
日本公認会計士協会が検討することとなっていますので、その結果を参照して
ください。

4 公益法人の会計基準は、今後とも、新たな社会状況等に適切に対応していく
ことが必要です。

問VI - 4 - ③（会計基準）

公益法人において「金融商品に関する会計基準」を適用する場合の留意事項について教えてください。

答

- 1 平成20年会計基準の設定当時においては、本基準が公益法人にも適用されることが前提とされていました。その後、本基準は改正され、①「金融商品の状況に関する事項」（金融商品の内容やリスク、リスク管理体制など）、②「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品の時価の算定方法に関する説明）についても注記することとされました。これらの注記を公益法人に適用するか否かについては、平成20年会計基準では必ずしも明らかではありません。

2 金融商品の状況に関する事項

公益法人の中には、金融商品による運用益などを財源としている法人も多く、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある法人にとって、金融商品の内容とそのリスク、リスク管理体制など金融商品の状況に関する情報を開示することは、法人の内部統制の確立を図る効果を及ぼすことが期待されるとともに、寄附者に対し法人の受託責任を果たす上でも、意義が大きいものと考えられます。

本基準にいう「金融商品」としては、多岐にわたるものが定義されていますが、公益法人の適切な運営を図る観点からは、そのうち、法人の資産運用の手段として用いられる「株式その他の出資証券、公社債等の有価証券及びデリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引）」について、その運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあると法人が判断した場合、平成20年会計基準に財務諸表の注記事項として定められた「(17)その他公益法人の資産（中略）の状況を明らかにするために必要な事項」の一環として、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することが求められます。

具体的な注記例としては、次ページを参照してください。

3 金融商品の時価等に関する事項

平成20年会計基準においては、公益法人の性格等を踏まえ、満期保有目的の債券については時価を注記するとともに、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券については時価をもって貸借対照表価額とすることとされている（子会社株式及び関連会社株式については取得価額とされており、これは企業会計と同様です。）ことから、金融商品の時価等については現行のままとなります。

金融商品の状況に関する注記例

1 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、債券、株式、投資信託により資産運用する。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

2 金融商品の内容及びそのリスク※

投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている。

3 金融商品に係るリスク管理体制

① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

③ 市場リスクの管理

株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。

※ ここに掲げたリスクのほか、例えば、中途解約が著しく制約されているため、満期到来まで資金化することが極めて困難となる流動性リスクが発生する金融商品、デリバティブが組み込まれた金融商品、為替リスクが発生する金融商品等についても、リスクの内容、リスク管理体制を注記する。

問VI - 4 - ④（会計基準）

公益法人は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用しなければならないでしょうか。

答

- 1 平成20年会計基準は、貸借対照表及び正味財産増減計算書で前年度金額を開示することとしていますが、その注解14「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について」には、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。」と定めており、過去の財務諸表に遡及した処理を求めていません。
- 2 本基準は、会計理論の観点からは、期間比較可能性と法人間の比較可能性を向上し、関係者の意思決定に当たっての財務諸表の有用性を高める上で意義があり、このことは、営利法人、非営利法人いずれにも当てはまることから、個別の公益法人がその会計処理に当たってこれを採用することは、有益と考えられます。
- 3 一方で、本基準が全ての会社にとって唯一の会計慣行であるとまでは言えないこと、中小企業、学校法人、独立行政法人等にも本基準の適用が求められないこと、平成20年会計基準によって処理すれば、本基準を適用しなくとも財務諸表の将来に亘る適正性が担保されること、少人数の職員により運営されている公益法人が多いこと等を踏まえると、現時点では、公益法人について、本基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行と言えます。
- 4 このため、本基準を自主的に適用することは全く問題ありませんが、公益法人が、必ず本基準を適用しなければならない訳ではありません。

問VI - 4 - ⑤（会計基準）

外貨建の資産及び負債を保有している場合、為替差損益の会計処理及び収支相償の取扱いについて教えてください。

答

- 1 公益法人会計基準注解（注8）は、外貨建の資産及び負債の決算時における換算について、企業会計と同様の考え方を採用しており、「外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。」としています。
- 2 為替差損益の財務諸表の勘定科目については、以下のとおりです（運用指針「12. 財務諸表の科目」及び「13. 様式について」を参照のこと）。
 - ア. 一般正味財産増減の部に計上される為替差損益について
 - i) 時価法を適用した投資有価証券に係る為替差損益
経常収益、経常費用に含めず、評価損益等に含めて計上します。
 - ii) その他の為替差損益
原則として経常収益及び経常費用に計上します。
 - イ. 指定正味財産増減の部に計上される為替差損益について
評価損益等の科目欄に計上します。
- 3 為替差損益は、本来、法人の公益目的事業に直接関連する収入又は費用ではないので、経常収益又は経常費用には計上されないことに加え、収支相償上の評価損益等の考え方を考慮した結果、有価証券の評価方法に基づき区分することとなりました。従って、上記2の区分により、正味財産増減計算書上、公益目的事業会計の経常収益及び経常費用に計上される為替差損益は収支相償の計算に含まれ、それ以外の為替差損益は収支相償の計算には含まれません。なお、外貨建て有価証券の減損に係る損失は、経常外項目（評価損）に計上され、収支相償の計算には含まれません。
- 4 有価証券以外の外貨建て資産及び負債は、例えば、外国通貨、外貨建て金銭債権債務から発生した為替差損益は、外貨建て会計処理基準では営業外の項目ですが、公益法人会計基準での経常外損益は特別損益に相当するため経常外損益に該当せず、経常損益に計上することとなります。

問VI - 4 - ⑥ (会計基準)

為替差損益の会計区分ごと及び法人全体での科目的表示方法について教えてください。

答

- 1 公益法人会計基準では、外貨建て取引に関する会計処理を企業会計の基準に準じていることから、企業会計の基準における為替差損益の表示の定めに準じて、為替差損益は純額で表示します。加えて公益法人会計基準では、会計区分を設けていることから会計区分ごとに純額で表示することとなります。すなわち、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の会計区分ごとに純額で為替差益若しくは為替差損の勘定科目に計上されます。
- 2 法人全体の表示も同様に考えて、企業会計の基準に合わせて純額表示する場合には、会計区分ごとに計上された為替差益及び為替差損について「合計」欄算出のための消去を行うことになりますが、運用指針「13. 様式について」において記載されている様式の「内部取引等消去」欄を用いることになります。

計算・様式例は以下のとおりです。

会計区分がある場合の為替差益と為替差損の相殺表示について

正味財産増減計算書内訳表

科目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引 <u>等</u> 消去	合計
… … …					
為替差益	500	—	100	△200	400
… … …					
為替差損	—	200	—	△200	—

問VI - 4 - ⑦ (会計基準)

正味財産増減計算書内訳表の「他会計振替前当期一般正味財産増減額」はなぜ必要なのか教えてください。

答

1 当該区分科目がない場合には、他会計振替額の直前における一般正味財産の増減額が集計されて表示されないため、他会計振替額の蓋然性を直ちに確認できません。したがって、公益法人等の実務上の利便に資することを目的として、他会計振替額の直前に「他会計振替前当期一般正味財産増減額」を掲記する必要があります。

2. 様式（一部抜粋）

正味財産増減計算書内訳表

I 一般正味財産増減の部

...

2. 経常外増減の部

...

当期経常外増減額

他会計振替前当期一般正味財産増減額

他会計振替額

当期一般正味財産増減額

...

3. 収益事業等会計で法人税の発生する場合及び税効果会計を適用している場合の表示例は以下のとおりです。

正味財産増減計算書内訳表

I 一般正味財産増減の部

...

2. 経常外増減の部

...

当期経常外増減額

他会計振替前当期一般正味財産増減額

他会計振替額

税引前当期一般正味財産増減額

法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額

当期一般正味財産増減額

...

問VI - 4 - ⑧（会計基準）

公益法人会計基準第1総則2に新たに規定された「継続組織の前提」とは、どのようなものでしょうか。また、「継続組織の前提」が成り立たないのは、具体的には、どういう場合でしょうか。その場合、どのように財務諸表を作成すればよいのでしょうか。

答

1 「継続組織の前提」とは、財務諸表の作成及び作成基準は、法人が継続して活動することを前提としている、というものです。組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、公益法人会計基準は適用されないという考え方であり、実務上は、従来からそのように取り扱われています。

公益法人会計基準においては、財務諸表の注記として「継続事業の前提に関する注記」は規定されていましたが、継続組織を前提としたものであること自体についての明文の規定がありませんでした。今般の規定は、新たな考え方を示したものではなく、確認的に明記されたものです。

2 「継続組織の前提」が成り立たない具体的な場合としては、例えば、社団法人が社員総会決議により解散決議を行い、あるいは財団法人において定款で定めた法人の存続期間が満了となり、解散して清算手続きに入った場合においては、「継続組織の前提」は成り立たないことになります。

「継続組織の前提」が成り立たない場合には、継続組織を前提とする会計基準は適用されることになるため、資産及び負債については清算等を前提とした処分価格等にすべて評価替えした上で財務諸表を作成することになると考えられます。

例えば、固定資産について、取得原価から一定の耐用年数を仮定した減価償却累計額を控除して評価することは、継続組織を前提として行われる会計処理であるため、処分価格への評価替えの検討や、退職給付引当金については未払退職金として確定債務に変更することが考えられます。

(参考) 公益法人会計基準（一部抜粋）

第1 総則

1 (略)

2 継続組織の前提

この会計基準は、公益法人が継続して活動することを前提としている。したがって、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、この会計基準は適用されない。

(参考条文)

一般社団・財団法人法施行規則第 69 条 法第二百二十五条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 (略)

一般社団・財団法人法第 206 条 一般社団法人又は一般財団法人は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（百四十八条第五号又は第二百二条第一項第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

一般社団・財団法人法第 225 条 清算人（清算人会設置法人にあっては、第二百二十条第七項各号に掲げる清算人）は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第 206 条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2～4 (略)

問VI - 4 - ⑨（会計基準）

定款等により、特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人の場合、「継続組織の前提」についてはどのように考えればよいのでしょうか。また、このような法人は、有期である旨を開示した方がよいのでしょうか。開示場所はどうすればよいのでしょうか。

答

1 公益社団法人は、定款及び社員名簿を、公益財団法人は定款をそれぞれ作成する。公益法人には、定款等により、特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人もあります。

このような法人についても、イベントの開催後、清算手続開始までは、他の公益法人と同様に、公益法人会計基準を適用することになります。（問VI-4-⑧参照）

2 「継続組織の前提」にいう「継続」とは、仮に存続期限があったとしても、解散までの間、事業が目的どおりに実施されている以上は、実際に清算の状態に至らない限り、組織が継続するものとして会計処理を行うことを意味するものです。

また、このような法人が有期である旨を開示することは、関係者に対する情報開示として有用であると考えられ、法人において重要性を勘案した上で開示するか否か判断することが望ましいと考えられます。開示する場合の開示方法（場所）は、各法人の判断により事業報告書への記載や財務諸表における「その他」の注記などにより行なうことが考えられます。

（参考条文）

一般社団・財団法人法施行規則第34条 法第百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二（略）

3（略）

（参考）

公益法人会計基準（一部抜粋）

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(1) ~ (16) (略)

(17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を
明らかにするために必要な事項

問VI - 5 - ①（作成すべき書類等）

公益法人は定期的にどういう書類を作成し、備え置かなければならないのでしょうか。また、一般社団・財団法人についてはどうでしょうか。

答

- 1 公益社団法人は、定款及び社員名簿を、公益財団法人は定款をそれぞれ作成し、常時、備え置く必要があります（一般社団・財団法人法第14条、第31条、第32条第1項及び第156条）。また、毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、その事業年度の末日までの間備え置く必要があります（公益法人認定法第21条第1項、公益法人認定法施行規則第27条）。
- 2 また、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、財産目録、役員等名簿、役員等報酬等の支給の基準、キャッシュ・フロー計算書^(注1)、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、その後5年間備え置く必要があります（公益法人認定法第21条第2項、公益法人認定法施行規則第28条）。^(注2)

（注1）キャッシュフロー計算書を作成しなければならない法人は、会計監査人の設置が義務付けられている法人のみです（公益法人認定法施行規則第28条第1項第1号）。

（注2）特定費用準備資金の積立限度額やその算定の根拠等について記載した書類や5号財産及び6号財産の内容等について記載された書類についても公益法人認定法第21条の規定の例により備置きの措置を講じることが必要です（公益法人認定法施行規則第18条第3項第5号、第22条第5項参照）。

- 3 さらに、適時に正確な会計帳簿を作成する必要があり（一般社団・財団法人法第120条第1項及び第199条）、定時社員総会又は定時評議員会の2週間前の日から5年間、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」）、監査報告、会計監査報告^(注3)を備え置くとともに（一般社団・財団法人法第123条第2項、第129条及び第199条）、定時社員総会又は定時評議員会終結後は遅滞なく、貸借対照表（負債額が200億円以上の大規模一般法人については貸借対照表及び損益計算書）を公告する必要があります（一般社団・財団法人法第128条及び第199条）^(注4)。

(注3) 会計監査報告については、会計監査人を置いていない法人にあっては作成、備置きは不要です。

(注4) 貸借対照表の要旨の公告で足りる場合や、法人が貸借対照表の公告義務を負わない場合もあります（一般社団・財団法人法第128条第2項及び第3項並びに第199条）。

4 一般社団・財団法人は、定款及び社団法人における社員名簿の作成及び常時備置き、会計帳簿の作成、各事業年度に係る計算書類等、監査報告及び会計監査報告の備置きと決算公告の必要があることは公益社団・財団法人と同様ですが、それ以上の定めは置かれていません。なお、理事会を置いていない一般社団法人については、計算書類等、監査報告及び会計監査報告（会計監査人を置いている法人に限ります）を定時社員総会の1週間前の日から5年間備え置けばよいとされています（一般社団・財団法人法第129条第1項及び第199条）。

5 なお、公益法人を含め、社員総会、理事会、評議員会の議事録を作成し、備え置く必要があります（一般社団・財団法人法第57条、第95条第3項、第97条第1項、第193条及び第197条）。

また、公益法人は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内（事業計画書、収支予算書等については毎事業年後開始日の前日まで）に、財産目録等（財産目録のほか、計算書類、事業報告等）を行政庁に提出しなければならないこととされています。（公益法人認定法第22条第1項）。行政庁の公益法人への監督は、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」（公益法人認定法第27条第1項）行うこととなりますので、これらの書類の提出の遅れについて、天災などのやむを得ない事情がある場合には、行政庁の監督に際して、こうしたやむを得ない事情を斟酌して対応するものと考えられます。

問VI - 5 - ②（作成すべき書類等）

公益法人は、法令上作成し、備え置くべきこととされている書類について、社員又は評議員から閲覧請求があった場合に、常に閲覧させなければならぬのでしょうか。

答

- 1 公益法人が法令上、作成し備え置くべきこととされている書類（問VI-5-①参照）のうち、認定法第21条第4項に基づく閲覧対象書類については、社員及び評議員だけでなく何人からの閲覧請求も原則として拒否することができません。
- 2 認定法・認定規則による閲覧対象書類は、次のとおりです。
 - (1)当該事業年度の事業計画書
 - (2)当該事業年度の収支予算書
 - (3)当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (4)財産目録
 - (5)役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
 - (6)理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (7)キャッシュフロー計算書
 - (8)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9)定款
 - (10)社員名簿
 - (11)当該事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告又は会計監査報告を含む。）
- ※ なお、特定費用準備資金の積立限度額やその算定の根拠等について記載した書類や5号財産及び6号財産の内容等について記載された書類についても公益法人認定法第21条の規定の例により閲覧の措置を講じることが必要です（公益法人認定法施行規則第18条第3項第5号、第22条第5項参照）。
- 3 一般社団・財団法人法による閲覧対象書類は次のとおりであり、閲覧請求の対象者が限られます。
 - (1)会計帳簿については、一定の議決権を有する社員及び評議員が閲覧請求できます（同法第121条、第199条）。
 - (2)社員総会・評議員会・理事会の議事録については、社員、評議員及び債権者が閲覧請求できます（同法第57条第4項、第193条第4項）。

問VI - 5 - ③（作成すべき書類等）

公益法人は、事業年度途中で補正予算を組む場合、行政庁に提出する必要があるのでしょうか。

答

- 1 公益法人が、法律上、行政庁に提出することとされている予算は、事業年度開始前に作成し、備置く収支予算書であり、事業年度途中で組んだ補正予算をすべて行政庁に提出することまでは求められていません（公益法人認定法第21条第1項）。
- 2 ただし、事業内容の変更等に伴い補正予算を組む場合において、変更認定申請をし、又は変更届出をするときは、変更に係る事業計画書及び収支予算書を行政庁に提出する必要があります（公益認定法施行規則第8条第2項及び第11条第3項）
- 3 なお、事業年度経過後に、作成し、備え置かなければならない計算書類等は、補正予算による修正を経た後の事業計画に対する実績に基づいて作成することとなりますし、行政庁に報告する公益目的事業比率なども、補正予算の実行を踏まえた実績を基礎に計算する必要があります。

問VI - 6 - ① (別表H)

別表Hとはどのようなものですか。

答

1 公益法人は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に財産目録等を行政庁に提出しなければなりません（認定法第22条第1項）が、その様式第5号による提出書（認定規則第38条第1項第2号）の別紙4中の書類の一つとして、別表Hがあります（定期提出書類の手引き 公益法人編）。

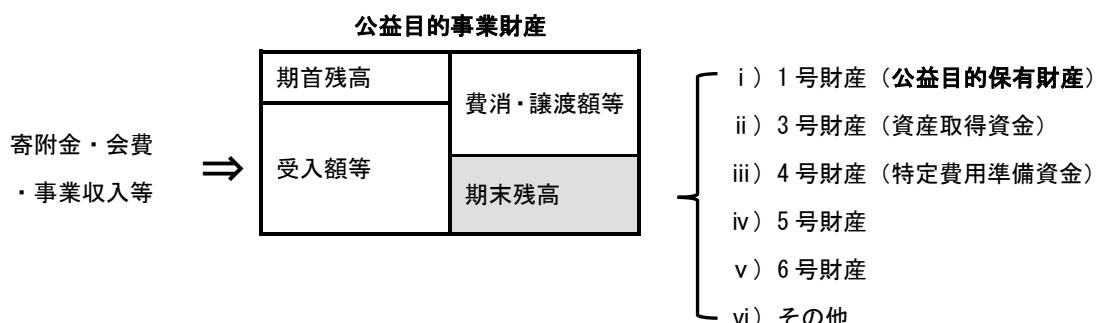
公益法人は、当該事業年度の末日において公益認定が取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額を算定する必要があります（同規則第48条第1項）が、別表Hはその算定を行うためのものです。別表Hにおいて、公益目的取得財産残額（別表H(1)の24欄）は、公益目的増減差額（同1欄）と公益目的保有財産（同21欄）の合計額として表示されます。

2 公益目的取得財産残額（公益認定の取消し等の場合に認定取消法人等が贈与すべき財産に係る額。認定法第30条第1項参照）は、当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本に算定されます（同条第2項参照）。

ただし、実際に公益認定の取消し等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上、非常に困難であると考えられます。

このため認定規則では、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し（同規則第48条第1項）、公益認定の取消し等が行われた場合には、直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき財産に係る公益目的取得財産残額を確定することとしています（同規則第49条・第50条参照）。

<参考：イメージ図>



※イメージ図の〇号財産は、認定規則第22条第3項各号の控除対象財産を意味します。

(参照条文)

認定法第 18 条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

認定法第 22 条 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

2・3 （略）

認定法第 29 条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一～三 （略）

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一～三 （略）

3～7 （略）

認定法第 30 条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から三箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額

をいう。

- 一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）
 - 二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
 - 三 （略）
- 3～5 （略）

認定規則第 22 条 （略）

- 2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。
 - 一 （略）
 - 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額
 - 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。
 - 一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産
 - 二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産
 - 三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）
 - 四 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）
 - 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているもの
 - 六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）
- 4～8 （略）

認定規則第 26 条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一・二 （略）
- 三 公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産（第六号及び第七号並びに法第十八条

第五号から第七号までに掲げる財産をいう。以下同じ。) から生じた収益の額に相当する財産

四～八 (略)

認定規則第 38 条 法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出するものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

一 (略)

二 次に掲げる事項を記載した書類

- イ 第二十八条第一項第二号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細
- ロ その他参考となるべき事項

三 (略)

2 (略)

認定規則第 48 条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2～4 (略)

認定規則第 49 条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

- 一 法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額
- 二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

認定規則第 50 条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2～4 (略)

問VI - 6 - ② (別表H)

令和3年6月の「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂は、法令等の改正によるものですか。

答

- 1 令和3年6月の「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂は、法令等の改正に伴うものではなく、別表Hに関し、これまでの「手引き」では必ずしも明らかでなかった点等について、以下の趣旨により、記載を補充・明確化したものです。
2 公益目的事業の財源については、法人全体として当該事業年度の活動財源が充足していたとしても、正味財産増減計算書内訳表上では公益目的事業の財源が不足するような整理としている場合が散見されます。
このような場合、公益目的事業財産として当初整理されなかった財産（例えば、法人会計の財産）をもって公益目的事業を行っている実態に照らして、当該財産を、会計上は他会計振替により公益目的事業会計に振り替えていない法人においても、公益目的事業財産の増加として捉え、公益目的取得財産残額の適正な算定のために別表Hに記載する必要があることを明記したものです。
3 なお、時価法を適用する金融資産が公益目的保有財産の場合、時価評価損益は、毎事業年度の別表Hに記載せず、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hで一括して調整すれば足りるものですが、この「反映させない」方法の場合でも、金融資産の取得時の価額等の記録を保存するなどして適切に計算できるようにしておく必要があることを明記したものです。
- また、法人の選択により、各事業年度の末日時点における別表Hにおいて、時価評価損益を毎期反映させることも可能としています。

問VI - 6 - ③（別表H）

公益目的事業財産の繰越しがなく、毎期、公益目的事業の収入で公益目的事業を実施する法人において、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の区分が赤字の場合、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）はマイナスとなるのではないでしょうか。

答

- 1 別表Hにおいて、公益目的取得財産残額（別表H(1)の24欄）は、公益目的増減差額（同1欄）と公益目的保有財産（同21欄）の合計額として表示されます。

公益目的事業財産の繰越しがなく、かつ、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計がいわゆる赤字であっても、公益目的事業費を計上している法人においては、実態として法人の意思決定により公益目的事業財産以外の財産（例えば、法人会計の財産）をもって公益目的事業に係る経費等に費消していることが考えられます。

- 2 まず、どのような財産をもって公益目的事業を行っているのかという点について、法人の意思決定により公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業に使用・処分した場合、当該財産も公益目的事業財産となります（認定規則第26条第8号参照）。

その結果、正味財産増減計算書内訳表に他会計振替等による公益目的事業会計の財産の増加が見られない場合には、別表H(1)では財産増加側の追加記載が必要となります（認定規則第48条第3項第1号ル）。

すなわち、別表H(1)の15欄において単に公益目的事業費を記載するだけでなく、公益目的事業財産以外の財産をもって公益目的事業に係る経費等を使用・処分した場合の当該相当額については、公益目的事業財産の増加として13欄に記載することとなります。

この結果、公益目的事業財産の繰越しがなく公益目的事業の収入が不足しても実態として法人の意思決定により公益目的事業財産以外の財産で公益目的事業を行っている場合には、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）はマイナスとはなりません。

- 3 上記のように、別表H(1)の13欄に、公益目的事業財産の増加として相当額を算入することなく、公益目的増減差額がマイナスとなっている状態を継続している法人においては、適正な残高（公益目的増減差額）とするため、過年度の未算入分も含めた修正を行う必要があります。

(参照条文)

認定法第 18 条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一～七（略）

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

認定規則第 26 条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一～七（略）

八 法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

認定規則第 48 条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額

二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

3 前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあっては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ～ヌ（略）

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となった額

二（略）

4（略）

問VI - 6 - ④ (別表H)

収支相償（別表A）上の「収入－費用」が零以下の場合、特段問題としないにもかかわらず、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）がマイナスの場合に追加的な整理が必要となるのはなぜですか。

答

1 別表Aと別表Hは、その目的と計算の対象が異なります。別表Aによる収支相償の計算においては、公益目的事業における経常的な収入と費用とを比較して、収入が費用を上回っていないかについて確認しています。一方、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）は公益目的保有財産を除く公益目的事業財産の収支等の差額としての残高を示しています。

例えば、特定費用準備資金の当該事業年度の積立てについてみると、別表Aにおいては費用扱いの整理となります。別表Hにおいては公益目的事業収入等で受け入れた公益目的事業財産の残りとして公益目的増減差額を構成します。

2 したがって、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計において、例えば、利益相当50が生じた際、それをもって特定費用準備資金に50積み立てる場合、別表Aにおいては「収入－費用」が0となります。一方、別表Hにおいては利益相当50を特定費用準備資金に積み立てたとしても費消していないため、当該金額50は翌事業年度以降の公益目的事業財産の費消等の財源として公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）の中に残ることとなります。

3 別表Aの「収入－費用」がマイナスの場合、公益目的事業の実際の財源としては、正味財産増減計算書内訳表の当該事業年度の公益目的事業収入以外の財源により相当額が賄われています。例えば、公益目的事業会計における経常外収益や一般正味財産期首残高、あるいは法人会計の財産等が財源として考えられますが、別表Aにおいては、それらの財源のいずれについても、記載が求められているものではありません。

一方、別表Hにおいては、当該相当額について、公益目的事業財産の増加（受入）として算入する必要があります。その結果、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）はマイナスとはならないこととなります。

問VI - 6 - ⑤（別表H）

公益目的事業に係る収入が公益目的事業費を上回り剰余が生じる場合、別表H(1)はどのようにになりますか。また、それは別表C(2)（控除対象財産）には影響しますか。

答

1 公益目的事業に係る収入（例えば、会費収入）が公益目的事業費より大きい場合、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の区分においては、当期一般正味財産増減額が正の値（黒字）となります。いわゆる収支相償の判定における剰余金発生の状態です。

（収支相償の判定は、本来は特定費用準備資金の積立額・取崩額を反映させた後の状態で行いますが、ここでは説明の便宜上、会計上の整理に合わせ、特定費用準備資金については反映前の状態で説明します。）

2 別表Aにおける当該年度の剰余金の解消策としては、一般的に次のとおりです。

- ① 翌期の事業費増加見込みの計画により解消とする
- ② 資産取得資金や特定費用準備資金を整理することで解消とする
- ③ 新規の公益目的保有財産を取得することで解消とする

これらにより剰余金は次のように整理されます。

まず、①の場合には、別表Aにおいては公益目的事業財産である剰余金を単に繰り越すのみであり、別表H(1)においては1欄の公益目的増減差額として繰り越されます（翌事業年度の別表H(1)においては2欄となります。）。

なお、この場合の剰余金については控除対象財産として整理しないため、別表C(2)には関係しません。

次に、②の場合には、剰余金を会計上の固定資産である特定資産として繰り越すとともに、別表Aにおいては剰余金以上の資産取得資金や特定費用準備資金の積立てがあれば問題とならず、別表H(1)においては1欄の公益目的増減差額として繰り越されます。

また、別表C(2)においては、控除対象財産として、公益目的事業に係る資産取得資金や特定費用準備資金の期末帳簿価額が存在することとなります。

さらに、③の場合には、剰余金を会計上の固定資産である特定資産として繰り越すとともに、別表Aにおいては当該事業年度に剰余金以上の公益目的保有

財産の取得があれば問題とならず、別表H(1)においては公益目的保有財産の残高である21欄に含まれます。

また、別表C(2)においては控除対象財産として、剰余金と同額の公益目的保有財産の期末帳簿価額が含まれることとなります。

問VI - 6 - ⑥（別表H）

別表Hにおいて、公益目的保有財産のうち時価法を適用する金融資産の時価評価損益の取扱いについては、どのように整理されていますか。手引き改訂の趣旨と併せて教えてください。

答

- 1 令和3年6月の「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂は、法令等の改正に伴うものではなく、別表Hに関し、これまでの「手引き」では必ずしも明らかでなかった点等について、以下の趣旨により、記載を補充・明確化したものです。
2 改訂内容のうち、時価法を適用する金融資産の時価評価損益の扱いについては、時価法を適用する金融資産が公益目的保有財産の場合、時価評価損益は毎事業年度の別表Hに記載せず、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hで一括して調整すれば足りるものですが、この「反映させない」方法の場合でも、金融資産の取得時の価額等の記録を保存するなどして適切に計算できるようにしておく必要がある趣旨を明記したものです。
(保存すべき記録としては、金融資産の取得時期、時価、口数等の情報が考えられます。)

※ 公益認定取消し等の際には、公益目的事業財産の残高のうち時価のある公益目的保有財産については、時価評価した価額（時価のないものは適正な帳簿価額）、公益目的保有財産以外の公益目的事業財産については適正な帳簿価額に基づく損益等の増減差額による公益目的増減差額を算定し、最終的に公益目的取得財産残額を確定することとなっています（認定規則第49条・第50条・第50条の2参照）。

- 3 なお、法人の選択により、各事業年度の末日時点における別表Hにおいて、時価評価損益を毎期反映させることも可能としています。この場合、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hにおいて一括して調整することは不要となります。
(法人によっては、公益認定の際に公益目的保有財産として保有していた上場株式等の時価が事業年度末日において下落している場合も想定されます。この場合、上記の「反映させる」方法を選択することによって、公益認定の取消し等の際に法人が実態よりも多額の財産を贈与しなければならないという誤解を、予防することにつながります。)

※ 金融資産の時価評価損益を別表Hに「反映させない方法」と「反映させる方法」について、考えられる選択パターンは、次のとおりです。

[すでに別表Hを作成し報告している公益法人]

- a) 「反映させない方法」を継続する（ただし、時価情報等を整理保存する）
- b) 任意の事業年度において「反映させる方法」へ変更し、以後は継続する

[今後、別表Hを作成し報告する公益法人]

- c) 「反映させない方法」を選択し継続する（ただし、時価情報等を整理保存する）
- d) 当面「反映させない方法」を選択し、その後任意の事業年度において「反映させる方法」へ変更し、以後は継続する
- e) 「反映させる方法」を選択し継続する

(参照条文)

認定規則第49条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

- 一 法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額
- 二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

認定規則第50条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類
 - 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類
 - 三 前項の報告書及び前二号の書類に記載された事実を証する書類
- 3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

- 一 取消し等の日における公益目的増減差額
 - 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額
- 4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が、前条の額と異なると認めるとときは、前条の額を増額し、又は減額する。

認定規則第 50 条の 2 認定取消法人等は、取消し等の日の属する事業年度の開始の日から取消し等の日までの期間に係る一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類及びその附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければならない。

- 2 認定取消法人等は、前条第一項に掲げる場合においては、前条第二項に掲げる書類に加え、前項に掲げる書類を添付しなければならない。

問VII-①（欠格事由）

暴力団員等が理事等であったり、事業活動を支配したりすることが欠格事由となっていますが、どうやって審査をするのですか。

答

- 1 新たな公益法人制度では、公益法人の名称の使用など公益認定に伴う法律上の効果を付与するにふさわしくないものとして、一定の欠格事由（これに該当する場合には、たとえ公益認定の基準を満たしていても公益認定を受けられない事由）を設けています（公益法人認定法第6条）。
- 2 このうち、公益法人が暴力団員等に利用されることを排除するため、理事、監事及び評議員に暴力団員等がいること、事業活動が暴力団員等により支配されていることを欠格事由としています（同条第1号ニ及び第6号）。そしてこれら欠格事由に該当するかを審査するに際しては、行政庁が内閣総理大臣の場合には警察庁長官、行政庁が都道府県知事の場合には、警視総監又は道府県警察本部長に意見を聞くこととしています（公益法人認定法第8条第2号）。

（注）行政庁より警察庁長官等に対する意見聴取の仕組みが設けられたのは、公益法人に関する特徴を有するためです。公益法人である期間中に不当にあげた利益の不当な利用を予防する必要があること、公益法人という名称の独占的使用が認められており、高い社会的信用を得て多額の寄附金を募ることが可能であること、モノ、サービスによる反対給付を行うことなく、寄附金受領により容易に資金獲得、蓄積が可能であること、認定取消し後も一般社団・財団法人として実質的に事業継続が可能であること等の特徴を有するためです。

（参照条文）

公益法人認定法第6条 前条の規定に関わらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ～ハ 略
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号に置いて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）
- 二～五 略
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

問VII-②（欠格事由）

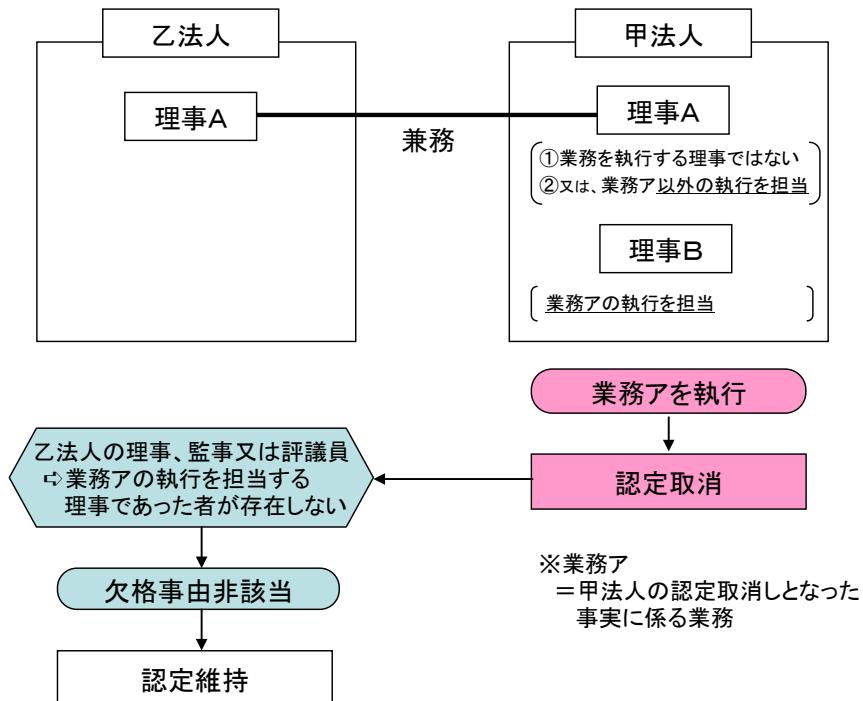
公益法人認定法第6条第1号イの規定によると、ある公益法人（甲法人）の理事Aが他の公益法人（乙法人）の理事、監事又は評議員を兼務している場合、甲法人の公益認定が取り消されると、乙法人も公益認定の取消し事由（欠格事由）に該当し、認定取消しが連鎖していくことになるのではないでしょうか。

答

1. 公益法人認定法第6条第1号イの規定の趣旨は、甲法人が公益認定の取消しを受けたことについて責任を有する者が乙法人の理事、監事又は評議員に就任すると、公益法人としての適正な運営等に支障があることから、乙法人の公益認定を取り消そうというものであり、認定取消しを無制限に連鎖させることを意図するものではありません。
2. 同規定にいう「業務を行う理事」とは、取消し原因となった事実に係る「業務」の執行を担当する理事です。
3. したがって、
 - ①理事Aが甲法人の業務を執行する理事ではない場合、又は
 - ②業務を執行する理事であっても取消し原因となった事実に関する「業務」以外の執行を担当していた場合など、甲法人の認定取消し原因となった事実に係る業務の執行を担当する理事であった者が乙法人の理事、監事又は評議員の中に存在しない場合、乙法人は欠格事由に該当しないこととなりますので、その公益認定が取り消されることはありません（下図参考）。

（補足1）一般社団・財団法人法では、「代表理事」及び「業務を執行する理事として理事会で選定された理事」を、法人の業務を執行する理事として定めています（第91条第1項）が、公益法人認定法第6条第1号イの「業務を行う理事」に該当するかどうかは、単に法人の業務を執行する理事であるというだけではなく、取消し原因となった事実に係る業務の執行を担当していたかどうかについても勘案して判断することになります。なお、申請により甲法人が認定取消しになった（公益法人認定法第29条第1項第4号）場合は、取消し原因となった事実に係る業務が観念し難いため、乙法人の公益認定が取り消されるものではありません。

(参考図)



(補足2) 一般社団・財団法人法では、理事は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実を社員又は監事に報告する義務を負い（第85条）、報告を怠った場合は法人に対して損害賠償責任を負うこととされています（第111条第1項）。したがって、上図において、理事Bが乙法人の理事、監事又は評議員を兼務している場合は、理事Bは乙法人に対して当該事実を報告する必要があります。

(補足3) また、公益認定の取消しの際は、行政手続法に基づく事前の聴聞が必要であり（行政手続法第13条第1項第1号イ）、甲法人の認定取消しが一気に行われるわけではありません。

(参照条文)

公益法人認定法

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人

の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
口～二（略）

二～六（略）

一般社団・財団法人法

第 85 条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

第 91 条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2（略）

第 111 条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3（略）

問VIII－1－①（公益目的事業か否かの判断①）

公益目的事業か否かは、どのように判断するのでしょうか。（〇〇事業は公益目的事業でしょうか。）

答

1 公益目的事業につきましては、公益法人認定法第2条第4号に「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と定義されています。

つまり、

A 「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であって、

B 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」
という構成をとっています。

2 このため、公益目的事業か否かについては、

A 公益法人認定法別表各号のいずれかに該当するかという点と、

B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点を判断することとなります。なお、定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますのでご注意ください。

（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事実があるかどうかについて、申請者側において、どのような点を記載すればよいのかは、ホームページに「公益目的事業のチェックポイント」を掲げていますのでご参照ください。）

3 この判断については、有識者で構成される公益認定等委員会（都道府県にあっては、当該都道府県に置かれた合議制の機関）において判断することとなります。

（補足1）別表各号については、単一の号に該当するとは限らず、複数の号に該当することがあり得る。

（補足2）「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」というのは、「もって～に資する」「結果として～に資する」という間接的な説明ではなく、事実に即して説明していただく必要があります。

（補足3）「公益目的事業のチェックポイント」は、これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないというような基準ではなく、上記Bの事実認定に当たっての留意点であり、公益目的事業か否かについては本チェックポイントに沿っているかを勘案して判断することとなります。

(参照条文)

公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益認定等ガイドライン、公益目的事業のチェックポイント」) p1、P39、

別紙

問VIII-1-②（公益目的事業か否かの判断②）

事業が認定法別表各号に該当すれば、公益目的事業と認められますか。

答

1 公益目的事業の定義は、

- A 「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」
であって、
B 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」
という構成をとっています。

2 このため、公益目的事業か否かについては、

- A 公益法人認定法別表各号のいずれかに該当するかという点（注）だけではなく、
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点
を併せて審査することとなります。

（注）例えば、ある事業が、その目的に着目したとき、食糧の安定供給の確保を目的としていれば、別表第21号の「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」に該当していると考えられます。このように別表各号に該当しているかは、事業の目的に着目して判断することとなります。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参照ください。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P39、別紙

問VIII－1－③（公益目的事業か否かの判断③）

現在、法人税法上の収益事業とされている事業は、全て公益目的事業とはならないのでしょうか。

答

- 1 新制度では、法人税法上の収益事業でない事業が公益目的事業であるということではなく、公益目的事業か否かは、
 - A 「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であって、
 - B 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」かどうかについて、認定法に則り公益認定等委員会等において判断されるものです。
- 2 したがって、法人の行う事業が、法人税法において収益事業として列挙されている事業に該当する場合であっても、認定法における公益目的事業と認定されることもあり得ます。

（補足1）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参考ください。

（補足2）なお、公益法人認定法には「収益事業等」という語が用いられていますが、これは「公益目的事業以外の事業」（公益法人認定法第5条第7号）の意味で用いられており、法人税法上の収益事業とは直接関係がありません。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号、第5条第7号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P39、別紙

問VIII—1—④（公益目的事業か否かの判断④）

事業について、別表各号に該当しているかの判断はどうに行うのですか。

答

1 公益目的事業の定義は、

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの
ですので、当然、事業の目的や内容から、別表のどの号に該当しているのかを判断することとなります。

2 上記判断に当たり、定款上の事業や目的が抽象的である場合などには、当該事業が定款上の事業や目的に根拠があるかの判定ができません（公益認定等ガイドラインⅠ-1参照）。このため、定款における事業や目的に関する規定は、公益目的事業に即して明確で具体的に定められているのが適当です。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問VIII—1—①をご参考ください。

(補足2) 現在一般に公益と考えられているような事業であれば、別表各号のいずれかに該当するものと考えられますが、これは現在公益法人が行っている事業について別表該当性を判断しないということを意味するものではありません。

(補足3) 定款上の目的は公益目的事業を列挙して定める必要はありませんが、以下の例に掲げる程度に、主な公益目的事業に即して定めるのが適当です。

（定款の目的の望ましい例）

例1：「この法人は、在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう訪問看護事業等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。」

例2：「この法人は、〇〇地域の大学の在学生で成績優秀で向学心を有する者の中、経済的事情により就学が困難な者に対する学資の支給等を行うことにより、青少年の健全育成に貢献することを目的とする。」

(補足4) 申請書類には、申請者が該当すると考える別表の号及び該当理由を記載する欄があります。

「事業の種類（別表の号）」の欄には、別表各号のうち、原則最も関連の深いと考える号を記載してください。なお、複数の号に該当すると考える場合、複数選択いただいて構いませんが、該当理由を記入する欄には、可能な限り、最も関連の深い号との関連性も併せて記載してください。

また、該当理由を記載する欄には、当該事業の目的と、それが別表の号にどのように関連するかを簡潔に記入してください。

(別表各号への該当理由の望ましい記入例 1 (最も関連の深い号のみを記載する例))

事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
第 1 号	本事業は、〇〇分野の研究の充実を図るために研究者に対し研究助成金を支給するものであり、当該分野の研究を通じて学術の振興に寄与することから、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当すると考える。

(別表各号への該当理由の望ましい記入例 1 (複数の号を記載する例))

事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
第 7 号	本事業は、児童が自然と触れあう自然体験教室を企画・開催するものであり、豊かな情操を育む経験を児童に与えることから、「児童の健全な育成を目的とする事業」に該当すると考える。
第 16 号	当法人は児童の健全な育成を法人の目的としているため、本事業は、第 7 号が最も関連が深いが、児童の時期に自然に触れ合うことを通じて、環境を大切にする感性を育むことも目的としており、「地球環境の保全を目的とする事業」にも該当すると考える。

(参照条文) 公益法人認定法第 2 条第 4 号・別表、第 5 条第 1 号

(参照すべき「公益認定等ガイドライン」) I 1

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) p 39

問VIII－2－①（事業区分）

行っている事業が、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分にないのですが、公益目的事業と認められないのでしょうか。また、行っている事業は、17項目ある事業区分に全て当てはめないといけないのですか？

答

- 1 事業区分で掲げた事業は、法人の行う多種多様な事業の中から典型的な事業について整理したものです。このため、多くの事業はいずれかの事業区分に当てはまると考えていますが、事業区分に当てはまらない事業は公益目的事業ではないということではありません。
- 2 公益目的事業か否かについては、事業区分に当てはまる事業であるか否かを問わず、
A「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であつて、
B「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」
かどうかについて審査することとなります。
- 3 事業区分に当てはまらない事業について、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものかどうかについては、ホームページに掲載している「公益目的事業のチェックポイント」の「2. 事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」に掲げていますのでご参照ください。

(補足) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参考ください。

(参照条文)

公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P40、P50、P52

問VIII—2—②（事業のまとめ方）

多数の事業を行っていますが、申請に際しての事業のまとめ方は法人の判断でよろしいですか。（ひとつの事業の中に、様々な事業が混在していますが、事業を分割する必要がありますか。）

答

- 1 事業については、事業の実態等から類似、関連するものであれば、適宜まとめることが可能です。
- 2 ただし、事業をまとめるに際しては以下の点に留意して下さい。
 - ① 事業をまとめた結果、複数の事業区分に該当することもあり得ます。その場合には、該当する複数の事業区分のチェックポイントを用いて説明いただく必要がありますのでご注意ください。（例えば、一定期間のセミナーの後、試験合格者に資格を付与する事業の場合、「講座、セミナー、育成」と「資格付与」の両方の事業区分のチェックポイントを用いてください。）
 - ② 収益事業等は明確に区分する必要があります。
 - ③ 申請書類においては、事業をまとめた理由（類似、関連するものと整理できる理由）を記載してください。

（注）上記2②の「収益事業等」とは、「公益目的事業以外の事業」（公益法人認定法第5条第7号）の意味で用いられており、法人税法上の収益事業とは直接関係ありません。

（補足1）事業をまとめる方法としては、例えば、伝統芸能の継承・発展という目的を達成する手段として公演事業や人材養成事業、普及啓発事業を行っている場合にこれらの事業を一まとめの事業とするように、ある一つの目的を達成するための手段として整理できるような複数の事業を一まとめの事業としてまとめる方法があります。（例参照）

なお、事業区分は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであるかの事実認定のために便宜上整理したものですので、事業区分に沿ってまとめていただく必要はありません。

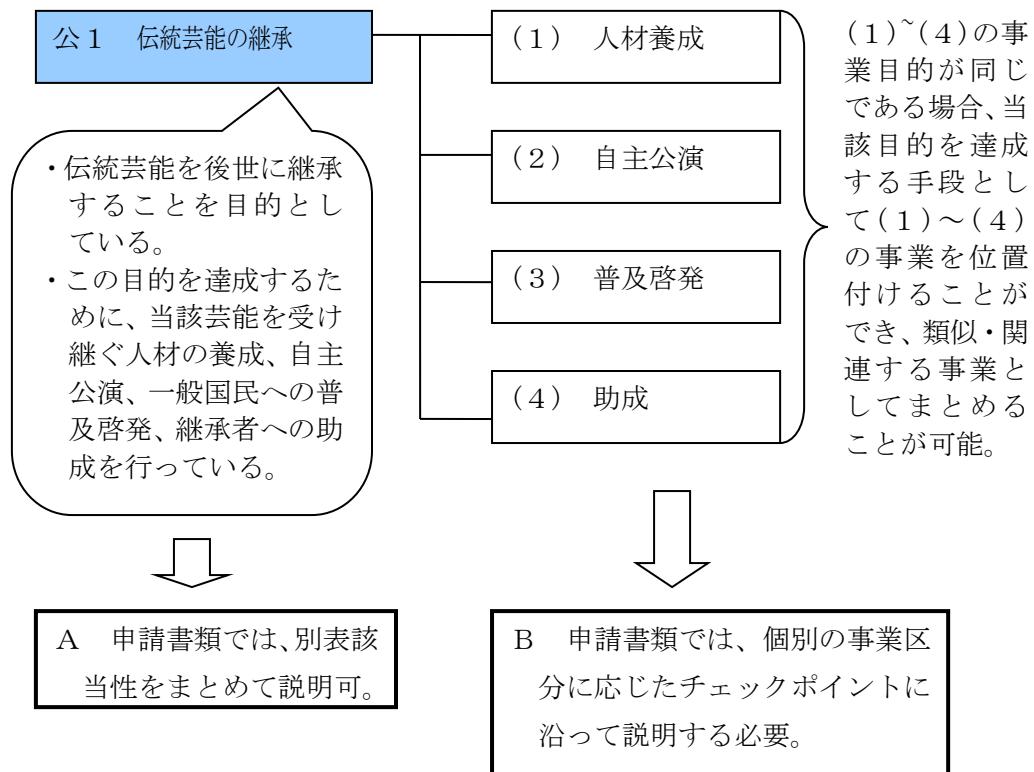
（補足2）申請書類の事業は定款や事業計画等の事業と完全に一致している必要はありませんが、定款上の事業や事業計画書等と対応関係が明らかとなるように定めてください。

（参照条文）公益法人認定法第2条第4号、第5条第6号

（参照すべき「公益認定等ガイドライン」）I 1及び5

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）【補足】横断的注記（1）

例 事業を細分化すると（1）～（4）のような事業となるが、（1）～（4）は、事業目的が同じであるため、申請書類では以下のような一つの事業としてまとめることも可能。



問VIII－2－③（対象となる事業）

法人の行っている事業は全て公益目的事業とそれ以外（収益事業等）に分ける必要があるのでしょうか。それとも、主な事業だけで構いませんか。

答

申請いただく事業は、主な事業だけでなく、法人の行っている全ての事業になります。したがって、全ての事業について公益目的事業とそれ以外（収益事業等）に分けた上で、それらの内容等を明確にしていただくことが必要です。

（注）「収益事業等」とは、「公益目的事業以外の事業」（公益法人認定法第5条第7号）の意味で用いられており、法人税法上の収益事業のことを指すものではありません。

（参照条文）

公益法人認定法第5条第7号

公益法人認定法第7条

問IX—①（行政機関からの受託事業等）

行政機関から受託した事業（指定管理者含む）は、公益目的事業と認められますか。また、営利企業も参加する一般競争入札等を経て受託した事業は、公益目的事業と認められないですか。

答

- 1 行政機関からの受託事業であっても、単純な業務委託もあり、それだけ直ちに公益目的事業ということにはなりません。逆に、営利企業も参加する一般競争入札等を経ていても、一般競争入札等であることのみをもって直ちに公益目的事業としないこともあります。
- 2 行政機関からの受託か否かを問わず、営利企業と競合しているような事業の場合であっても、例えば、通常の営利企業では採算割れする等の理由で提供しないサービスのように、その法人の事業がなければ、社会的弱者等がサービスを利用するすることが困難となるような場合は、一般的に公益性が高いと考えられます。
- 3 公益目的事業か否かについては、
A 認定法別表各号のいずれかに該当するかという点と、
B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点を公益認定等委員会で判断することとなります。（申請者側において、どのような点を記載すればよいのかは、ホームページに「公益目的事業のチェックポイント」を掲載していますのでご参照ください。）

（考え方）従来は行政機関が直接実施していた事業であっても、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するため、いわゆる「市場化テスト」が実施され、行政機関から委託された公益法人について過去に見直した際にも、官民の役割分担や規制改革の推進を基本的な考え方として改革が行われたところです。

さらに、認定法と同時に成立した整備法においても、法令に基づく事業を定めた個別法にある「民法第34条の規定により設立された法人」との規定を「公益社団法人又は（及び）公益財団法人」と改正するのではなく、原則として「一般社団法人又は（及び）一般財団法人」と改正していますように、法令に基づく事業であるからと言って直ちに公益目的事業という前提ではありません。

行政機関からの受託事業については、こうした諸般の改革や法律の整理の趣旨とも整合性をもって考える必要があり、行政機関からの受託だからと言って直ちに公益目的事業となるということはありません。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参考ください。

(補足2) 法人として、その事業を通じて社会にどのように貢献しようとしているのか、そのためにはどのような工夫をしているかを説明していただくこととなります。

(補足3) 営利企業が行う事業と競合する場合、そのことのみをもって不認定とするものではありませんが、

ア 収支相償等の認定基準を満たさない（例えば、人件費等について不相当に高い支出が費用として計上され、費用が適正な範囲ではない。）。

イ 別表各号への該当性が疑わしい（営利企業の行う事業との違いが見あたらぬと判断する場合、認定法第2条の別表各号に該当しないと判断する余地があります。）といった状態になっている可能性がありますので、これらの点について説明していただくことになります。

(参照条文) 公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P39、別紙

問IX—②（調査報告書、学会誌等の発行）

調査報告書、学会誌等の発行が公益目的事業か否かは、どのように判断するのですか。

答

- 1 公益目的事業であるためには「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」である必要があります。したがって、発行物が、何らかの公益目的事業についての情報を普及するための手段として発行されるものであれば、当該発行も当該公益目的事業の一環と整理することが可能です。
- 2 本体の公益目的事業には調査など様々なものがありますが、例えば、調査の場合であれば、「公益目的事業のチェックポイント」の第2の1の「(6) 調査、資料収集」をご参照ください。
- 3 また、例えば、学会誌の発行の場合には、論文の選考という事業が本体事業で、選考した論文を普及する発行が密接不可分になっている場合、この論文の選考が公益目的事業か否かという点をチェックすることとなります。これについては、優れたものを選考する際に適用する「(14) 表彰、コンクール」をご参照ください。

（補足1）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参考ください。

（補足2）発行物によって広く情報が普及されることが望ましいが、その分野を専攻する研究者の大半で構成される法人における学会誌の発行が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、配布が社員に限定されていても、上記1の「普及」に当たるものと考えられる。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P39、P48、別紙

問IX—③（施設の貸与）

施設の貸与事業を行っていますが、公益目的事業と認められますか。

答

1 施設の貸与を行っている場合には、①当該施設貸与の目的は何であり、その目的となる事業が別表のどの号の事業に該当するか、②上記①の目的に照らして合理的な活動への貸与か否か（貸与先のどのような活動のために貸与するか）という視点で整理いただくのが適当です。

なお、定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は公益目的事業と認められない場合がありますので、万一、現在の定款では公益目的での貸与が読み込めない場合、定款を変更するのが望ましいと思われますので、ご注意ください（公益認定等ガイドラインⅠ 1. 参照、）。

2 施設を効率的に利用する等の理由から公益目的以外で貸与することも多くあります。

この場合には、公益目的での貸与（公益目的事業）と公益目的以外での貸与（収益事業等）を区別した上で、費用及び収益を公益目的事業会計と収益事業等会計に計上してください。

公益目的事業会計に計上しうるのは、目的に照らして合理的な活動のための貸与であり、例えば、芸術振興を目的とした施設をオペラやクラシックのために貸与する場合などです。なお、必ずしも営利企業への貸与が排除されるわけではありません。

一方、収益事業等会計に計上するのが適当なのは、目的に照らして合理的とは言い難い活動のための貸与であり、例えば、芸術振興を目的とした施設を株主総会等のために貸与する場合などです。また、公益的な活動をしている法人に貸与する場合であっても当該法人の収益事業、共益事業等のために貸与する場合は、収益事業等会計に計上するのが適当です。

（補足1）「公益目的事業のチェックポイント」の第2の1の「(11) 施設の貸与」をご参照ください。

なお、費用としては、施設の維持管理に必要な経費として、減価償却費、光熱水道費、人件費等が挙げられます。これらの総費用を使用頻度等に応じて按分していただくこととなります。

（補足2）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

（参照条文）公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益認定等ガイドライン」「公益目的事業のチェックポイント」）P1、P39、P46、P52、別紙

問IX—④（公益的な活動を行う法人の支援）

社会福祉法人、学校法人、宗教法人等を支援する事業は、公益目的事業と認められますか。

答

- 1 社会福祉法人、学校法人、宗教法人等は、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人」（民法（注）第33条第2項）について特別法の定めに基づく法人です。支援の態様にもよりますが、こうした法人の公益的な活動を支援しているということは、こうした法人の活動を通じて社会に公益を生み出していると考えられますので、支援している内容を申請の際に説明していただくことになります。
- 2 ただし、こうした法人の収益事業、共益事業等を支援する場合は公益目的事業とはならないので、この場合は収益事業等として公益目的事業とは明確に区分してください。

（注）整備法による改正後の民法

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参照ください。

（参照条文）

民法第33条第2項

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P50、別紙

問IX—⑤（特定地域に限定された事業）

特定地域に限定された事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められないのでしょうか。

答

- 1 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事業の恩恵を受けることができるのがよいのは言うまでもありません。
- 2 ただ、公益目的を達成するために必要な合理的な限定であれば、特定地域に限定するのは認められます。なお、目的に照らして対象者に不当な差別を設けて限定している場合、公益目的事業と認められませんので、ご注意ください。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参考ください。

(補足2) このケースの別表各号の代表的な例としては、3号 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業、4号高齢者の福祉の増進を目的とする事業、7号 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業、11号事故又は災害の防止を目的とする事業、12号 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業などが挙げられる。

(参照条文)

公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P52、別紙

問IX—⑥（特定の弱者を救済する事業）

特定の弱者を救済するのは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められるでしょうか。

答

- 1 例えば、現に発病しているのが小数に限定されるような難病の患者を救済する事業であっても、潜在的には、不特定多数の者が同じ病気になる可能性があるという合理的な理由による限定であるため、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなり得ます。
- 2 このように特定の弱者の救済については、現時点で受益者が特定されても、潜在的に不特定多数の者が当該特定された弱者になる可能性がある場合には、不特定多数の者の利益の増進に寄与する場合があります。

（補足1）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参考ください。

（補足2）このケースの別表各号の代表的な例としては、3号 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業、4号 高齢者の福祉の増進を目的とする事業、7号 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業、11号 事故又は災害の防止を目的とする事業、12号 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業 などが挙げられる。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P52、別紙

問IX—⑦（墓地の管理）

墓地を管理するのが与えられた使命である法人ですが、墓地管理は公益目的事業と考えてよいでしょうか。

答

- 1 墓地管理については、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分にはありませんので、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであるかの事実認定については「2 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」を用いていただくことになり、その際、例えば、墓地使用の機会が一般に開かれているか（当該墓地の使用について宗派その他で差別を設けていないなど）等を説明していただくことになります。
- 2 墓地管理に伴って様々な事業を行っている場合、収益事業等については公益目的事業とは明確に区分の上、地代等を含む費用面でみて公益目的事業比率が50/100以上となっている必要がありますので、ご注意ください。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問VIII-1-①、事業のまとめ方については、問VIII-2-②をご参照ください。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号

公益法人認定法第5条第8号

公益法人認定法第15条、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P40、P52、別紙

問IX—⑧（法令に基づく事業）

〇〇法に基づく法定検査を行っているが、公益目的事業と認められるでしょうか。

答

- 1 法令に基づく事業であっても、それだけで直ちに公益目的事業ということにはなりません。

なお、この点に関連しては、認定法と同時に成立した整備法においては、法令に基づく事業を定めた個別の法律の「民法第34条の規定により設立された法人」という規定を、原則として「一般社団法人又は（及び）一般財団法人」と改正していることに留意してください。

- 2 公益目的事業か否かについては、

A 認定法別表各号のいずれかに該当するかという点と、

B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点を判断することとなります。（申請者側において、どのような点を記載すればよいのかは、ホームページに「公益目的事業のチェックポイント」の案を掲載していますのでご参照ください。）

（注）公益社団法人とは、一般社団法人のうち公益認定を受けた一般社団法人であり、公益財団法人も同様ですので、1の「一般社団法人」・「一般財団法人」の語には、公益認定を受けた「公益社団法人」・「公益財団法人」の意味も含まれています。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参照ください。また、検査の場合の不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものかどうかについては、「公益目的事業のチェックポイント」第2の1の「(1)検査検定」をご参照ください。

（参考条文）

整備法第2章

公益法人認定法第2条第4号、別表

（参考すべき「公益目的事業のチェックポイント」P39、別紙

問IX—⑨（特定の学校の在学生への奨学金）

特定の学校の在学生向けに奨学金事業を行っていますが、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められるでしょうか。

答

- 1 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事業の恩恵を受けることができるのがよいのは言うまでもありません。
- 2 ただ、奨学金の応募の機会が特定の学校の在学生であっても、当該奨学金を給付又は貸与される在学生は入学の機会が不特定多数の者に開かれていることにあるが、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとの事実認定が行えないということではありません。

(補足)公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問VIII—1—①をご参照ください。

(参照条文)公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) p39、p47・48

問Ⅸ—⑩（医療事業）

医療事業について公益目的事業であるか否かは、どのように判断されるのですか。

答

- 1 法人の行う医療事業が公益目的事業であるか否かの判断においては、法人が当該医療事業を通じて、どのように社会に貢献しようとしているか、即ち当該医療事業の目的及び内容に公益目的事業としての特徴があるかに着眼して判断されることになります。したがって、上記の判断に資するよう、当該医療事業の特徴を説明してください。
- 2 なお、例えば、特別の利益供与の禁止（公益法人認定法第5条第3号及び第4号）、収支相償（同条第6号）、理事の親族制限（同条第10号）といった認定基準に適合している必要がありますので、当然ではありますが、この点についても注意が必要です。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問Ⅷ—1—①をご参照ください。

（参照条文）公益法人認定法第2条第4号・別表第1・3・4・6・19号、第5条第3・4・6・10号

（参照すべき「公益認定等ガイドライン」）I 3、5、9

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）p50～51

問IX—⑪（上部団体への負担金等について）

下部団体が上部団体へ支払う負担金等は、公益目的事業費として認められますか。

答

- 1 下部団体が上部団体に支払う会費その他これに類似する負担金等は、原則として管理費となります。
- 2 ただし、特定の事業のために拠出される負担金であって、公益目的事業である助成事業に係る費用と判断できる場合、公益目的事業費とすることができます。なお、具体的にどのような事業のために拠出されたのかについては、事後の監督で確認することがありますので、関係書類を保存していただく必要があります。

(補足)公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問VIII-1-①をご参照ください。

(参照すべき「公益認定等ガイドライン」「公益目的事業のチェックポイント」)P8、P47

問Ⅸ-⑫（介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業）

介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業について、公益目的事業であるか否かは、どのように判断されるのですか。

答

- 1 法人の行う介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業が公益目的事業であるか否かの判断においては、法人が当該事業を通じて、どのように社会に貢献しようとしているか、即ち当該事業の目的及び内容に公益目的事業としての特徴があるかに着眼して判断されることとなります。したがって、上記の判断に資するよう、当該事業の特徴を説明してください。
- 2 なお、介護事業や訪問看護事業は、営利事業が参入している事業ではありますが、そのことをもって直ちに公益目的事業に当たらないと判断するものではありません。また、介護事業や訪問看護事業だからといって、直ちに公益目的事業と判断するものではありません。公益目的事業に当たるか否かは、例えば、採算割れする等の理由で通常の営利企業が提供しない介護サービスを法人が提供するなど、各法人が行う事業の特徴を勘案の上、個別に判断されることとなります。

問Ⅸ-⑬（共済事業）

いわゆる共済事業は、共益的な事業であって、公益目的事業としては認められることはないのでしょうか。

答

- 1 公益認定等ガイドラインにおいては、事業の区分経理に関連して、「「その他事業」には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。例えば、構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業、構成員相互の親睦を深めたり、連絡や情報交換を行ったりなど構成員に共通する利益を図る事業などは②その他の事業である」（I 18. (1)注書き）とされています。また、「受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は原則として共益と考えられる」（「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)ア）とされています。
- 2 いわゆる共済事業には多種多様なものがありますが、それらの事業について、公益目的事業に該当するか否かについて判断する際には、上記のガイドラインの記述に留意する必要があると考えられます。ただし、例えば、対象を社団法人の社員のように法人運営に関わる者に限定することなく、広く一般の者（地域の住民、児童、生徒、保護者等）が加入可能であり、実際に加入しているような場合には、上記ガイドラインの記述にある「法人の構成員を対象とする相互扶助等の事業」に該当するものではないと考えられます。
- 3 また、公益認定等ガイドラインにおいては、受益の「機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得る」（「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)ア）とされています。したがって、共済事業の内容、事業形態等によっては、単に加入者の福祉の向上のみを目的とした事業ではなく、公益法人認定法別表各号のいずれかの目的に貢献し、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものと認められる場合もあり得ることにも留意する必要があります。
- 4 いずれにせよ、共済事業には様々な種類のものがありますので、公益目的事業であるか否かについては、個々の具体的事例に即して判断することとなります。

（注1）不特定多数性については、共済事業の性質上、その対象は加入者に特定される

形をとことになりますが、実質的に誰でも加入できる場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（公益法人認定法第2条第4号）と認められる場合もあり得ると考えられます。（例えば、PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業では、広く地域の児童、生徒、保護者等を対象とすることが想定されています。）

（注2）法人の中には、保険業法上の認可特定保険業に当たる事業を実施しているものもあります。これらの事業が公益目的事業に該当するか否かについて検討する際、不特定多数性については上記2ただし書き及び注1の考え方方が参考になりますが、これらの事業は、その内容、事業形態等は様々であることから、その他の点については個々の具体的な事例に即して判断することとなります。

問X－1－①（実施期間の上限）

土地等の相当規模の資産を保有しているため、現在実施している事業のうち、現在の主務官庁が公益事業として認めている事業の全てを公益目的支出計画の実施事業としても200年を超えるような計画となります。公益目的支出計画の実施期間に対して上限などはあるのでしょうか。また、一度認可を受けた後の期間の延長は、認められるのでしょうか。

答

- 1 公益目的支出計画については、整備法第117条第2号において、「適正」であり、かつ、「確実に実施すると見込まれる」ことが求められています。変更認可の場合も、整備法第125条の規定により、同じ基準に拠ることになります。
- 2 このため、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重し、法人において定めた期間で認めることを基本としつつも、法の定める適正性や確実な実施の見込みの観点から問題がないことが求められます。法人の財政状況などから考えて、計画の期間が不相応に長期であると考えられる場合には、期間について再考が求められます。
- 3 また、移行認可後に公益目的支出計画の期間を延長する場合には、一旦、当初の公益目的支出計画の期間は法人の判断を尊重して決定されていることを踏まえれば、その確実な実施が求められるところであり、変更にはやむを得ない事情や合理的な理由が必要です。

変更認可は、延長にはやむを得ない事情があり合理的な対応であるのかどうか、及び延長された期間の全体を通じて確実な実施の見込まれるものであるかどうかの2点が確認された上でなされる必要があります。この2点が確認できない場合は、期間の変更の再考が求められることもあることに注意が必要です。

（注）設定された期間について「不相応に長期であると考えられる場合」とは、例えば、法人が現在実施している公益に関する事業の規模（額）と比較して、公益目的支出計画における実施事業の規模（額）が極めて低い場合に、そのようにせざるを得ない特段の事由がないときが考えられます。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号関係）
（中略）

また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認める。

ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めるもあり得る。

（参考条文）

整備法

(認可の基準)

第117条 行政庁は、第45条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

- 一 第120条第2項第2号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 第119条第1項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確實に実施すると見込まれるものであること。

(公益目的支出計画の作成)

第119条 第45条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第72条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額（以下この款において「公益目的財産額」という。）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（以下この款において「公益目的支出計画」という。）を作成しなければならない。

2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 公益の目的のための次に掲げる支出
 - イ 公益目的事業のための支出
 - ロ 公益法人認定法第5条第17号に規定する者に対する寄附
 - ハ 第45条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出（イに掲げるものを除く。）その他の内閣府令で定める支出
- 二 公益目的財産額に相当する金額から前号の支出の額（当該支出をした事業に係る収入があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを控除した額に限る。）を控除して得た額（以下この款において「公益目的財産残額」という。）が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画
- 三 前号に掲げるもののほか、第1号の支出を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

(公益目的支出計画の変更の認可等)

第125条 移行法人は、公益目的支出計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

2 第117条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、前項の変更の認可について準用する。

問X - 1 - ②（公益目的支出計画は法人の解散を意味するのか）

公益目的支出計画を完了させるということは、法人の純資産（正味財産）である公益目的財産額を全額公益目的に関する事業に使用することになるので、法人を解散せざるを得なくなることになりますか。

答

- 1 ご質問のようなご心配はいりません。この公益目的支出計画は、法人の純資産を消費して零にすることを要求するものではありません。
- 2 法人が保有している純資産の全額を国や地方公共団体に寄附することも可能ですが、別添資料（「一般社団・財団法人に移行する際のモデルケース」）に記載しているように、公益的な事業について支出が収入を上回る事業について、公益目的支出計画に記載する実施事業として継続することによって、この計画を完了するという選択肢もあります。このようなケースでは、公益目的支出計画がスタートした時点と完了した時点を比べて法人が保有している資産が減少するとは限りません（収益事業の実施により法人の純資産の額が増加していることもあります。）。
- 3 したがって、別添資料のモデルケースをよくご覧いただいて、法人としてのプランを考えていただきたいと思います。

※ 一般財団・社団法人に移行する際のモデルケース

- 1 別添資料の1ページ目をご覧ください。
 - ① 博物館を運営している法人を想定した資料です。法人の事業としては、博物館運営事業、研修会、図録販売、オフィス賃貸事業の4つの事業を実施しています。そのうち、博物館運営と研修会、図録販売の3つが旧主務官庁により公益に関する事業と認められているとします。オフィス賃貸事業は収益事業とされています。
 - ② この3つの公益に関する事業について、
博物館運営事業は、1500万円の赤字、
研修会事業は、5百万円の赤字、
図録販売事業は、50万円の黒字、
となっています。
また、収益事業であるオフィス賃貸事業は、4千万円の黒字です。
 - ③ これらの3つの公益に関する事業のうち、赤字の事業の2つを公益目的支出計画に記載しています。そうすると、公益目的のための支出は2千万円となります。
公益目的のための支出：2000万円 [(2300万円-800万円) + (700万円-200万円)]
この法人は、黒字事業であるオフィス賃貸事業の4千万円分の収益により、上記の公益に関する事業の赤字分を補って運営しています。

④ 公益目的財産額が1億4千万円で、公益目的に関する支出が毎年2千万円ですから、計画の実施期間は、

公益目的財産額1億4千万円 ÷ 公益目的のための支出2千万円 = 7年
となります。

3 別添資料の2ページ目をご覧ください。

この法人の公益目的財産額は7年間で零になりますが、法人の資産全体では、グラフの波線部をご覧いただければお分かりのとおり、増加しています（この法人の場合は、収益事業であるオフィス賃貸業の賃借料を改善することにより収入を増やしています。）。このように公益目的支出計画は、法人に純資産を取り崩して公益に関する事業を行うことを求める制度ではありません。

ただし、公益目的支出計画の計画期間中は、公益に関する事業である博物館運営事業などを止めることはできません。公益目的支出計画を変更する場合には、行政庁の認可を得る必要があります。

1. 公益目的支出計画の策定

(1) 公益目的財産額の算定

《貸借対照表》

(資産)	(負債)
預 金 2000 万円	借入金 4000 万円
不動産 1000 万円	(純資産)
	純資産－1000 万円

《公益目的財産額及びその計算を記載した書類》

(資産)	(負債)
預 金 2000 万円	借入金 4000 万円
不動産※1 億 6000 万円	(純資産)
	純資産 1 億 4 千万円

※当該評価額は時価評価したもの（簿価は 1000 万円）
⇒公益目的財産額 1 億 4 千万円… (ア)

(2) 公益目的支出計画に記載する事業の決定

《移行前の事業》

①博物館運営〔現行の公益事業〕 赤字額 1500 万円

(費用)	(収益)
維持管理費 2100 万円	入館料収入 800 万円
減価償却費 200 万円	

②研修会〔現行の公益事業〕 赤字額 500 万円

(費用)	(収益)
テキスト代 450 万円	参加料収入 200 万円
講 師 代 250 万円	

③図録販売〔現行の公益事業〕 黒字額 50 万円

(費用)	(収益)
印刷費 50 万円	販売収入 100 万円

④オフィス賃貸〔収益事業〕 黒字額 4000 万円

(費用)	(収益)
維持管理費 3000 万円	賃貸料収入 7000 万円

⇒公益目的支出計画に記載する事業として博物館運営及び研修会を選択（公益事業のうち赤字事業）

2. 公益目的支出計画の実施

《損益計算書》

(費用)	(収益)
事業費	
博物館運営 2300 万円	入館料収入 800 万円
研修会 700 万円	参加料収入 200 万円
図録販売 50 万円	販売収入 100 万円
オフィス賃貸 3000 万円	賃貸料収入 8000 万円
管理費 2050 万円	
利 益 1000 万円	
計 9100 万円	計 9100 万円

⇒公益目的のための支出：2000 万円 [(2300 万円－800 万円) + (700 万円－200 万円)] … (イ)

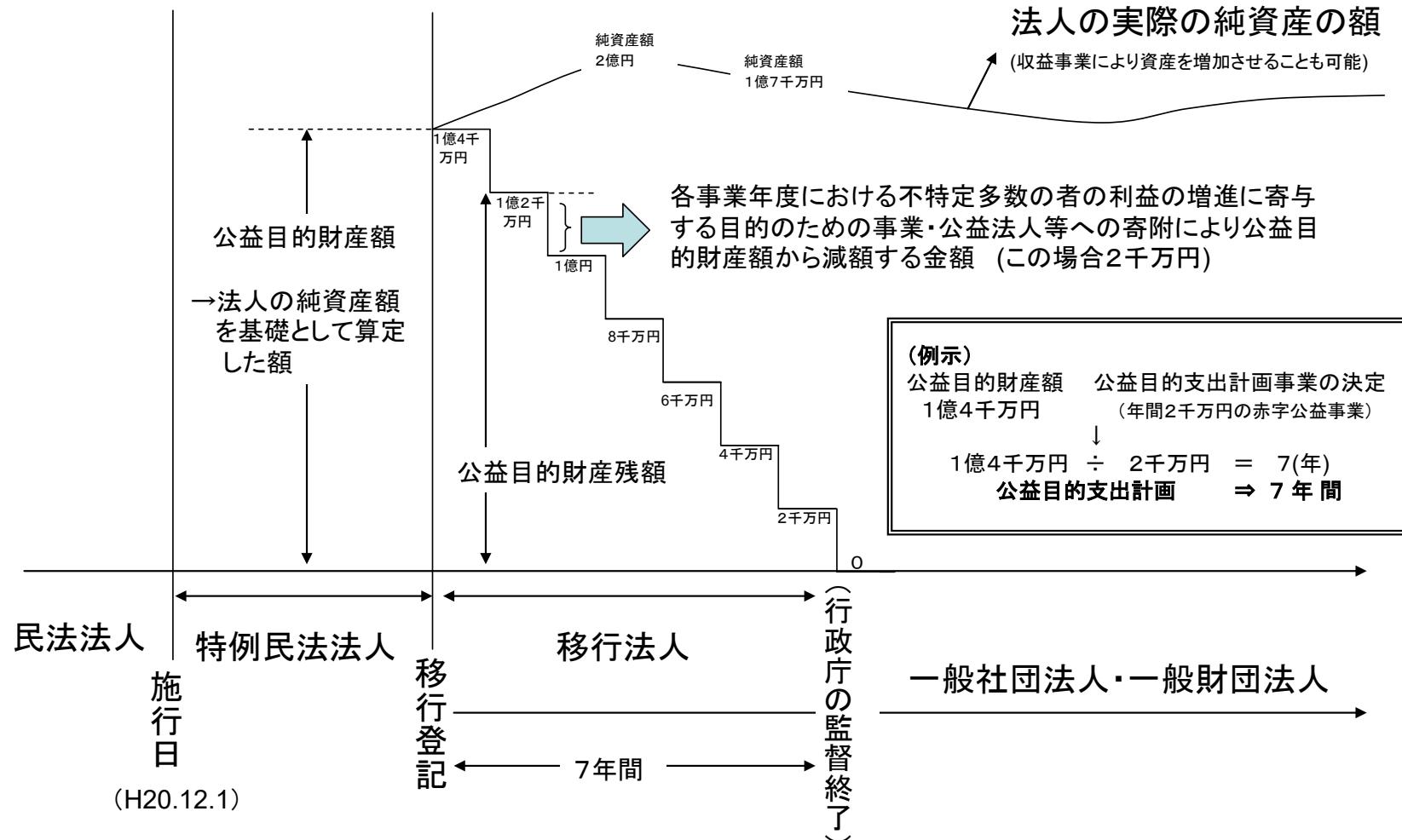
⇒計画の実施期間

$$\text{公益目的財産額 } 1 \text{ 億 } 4 \text{ 千万円 (ア)} \div \text{公益目的のための支出 } 2000 \text{ 万円 (イ)} \\ = 7 \text{ 年}$$

※ 計画の実施期間中は、計画に沿って事業を実施しているかなどを毎年度行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に報告。計画通り公益目的のための支出を完了すれば、行政庁からの監督は終了。

現行の公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合の公益目的支出計画について

モデル例



問X - 1 - ③（「確実に実施」の判断）

一般社団・財団法人への移行の認可の申請において、公益目的支出計画の計画期間中の法人の収支を審査すると聞いていますが、遠い将来まで見通すことは困難です。どのようにすればいいですか。

答

1 ご質問にあるとおり法人の収支見通しについては審査をします。

ただし、公益目的支出計画の計画期間中において、毎年度同様の事業が継続されると見込まれる場合は、1年間分の収支の見込みを申請書に記載し、その後については同様である旨を明示していただければ結構です。

2 なお、移行の申請を行う際に、法人全体の財務状況に影響を及ぼす活動（多額の借入や施設の更新等）を予定している場合には、その旨を記載していただくことが必要です。

【考え方】

一般法人への移行の認可の要件は、公益目的支出計画が「適正」で「確実」であることです。この「確実」であることの審査にあたっては、当該法人の収支の見込みなどを基に審査することにより、公益目的支出計画の計画期間中において、この計画が当初の予定どおりに財政的に支障なく継続的に実施できるかを審査することとしています。

ただし、公益目的支出計画については期間などについて法人の判断に委ねていることもあり、毎年度同様の事業を繰り返す場合には、1年間分の収支の見込みを申請書に記載し、後は「以下、同様」としていただければ結構です。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第117条第2号関係）
（中略）

また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認める。

ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めるもあり得る。

2. 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて（整備法第117条第2号関係）

法人が「公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること」とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれることとする。

申請時には、法人全体の直近1年間の事業計画書及び公益目的支出計画実施期間における当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認する。収支の見込みには、多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など法人全体の財務に大きな影響を与える活動についても含むこととし、計画があれば当該申請書類に記載する。これらの見通しから「確実に実施すると見込まれるもの」と認めないこともあります。

(以下略)

問X - 2 - ①（土地等の相当規模の資産を保有している法人）

土地等の相当規模の資産を保有している法人ですが、毎年特段の収入がなく、事業を行う財源がないため公益目的支出計画を作成する目処が立ちません。どのようにすればいいですか。

答

- 1 法人が保有している土地等の資産について、当該法人がその資産を保有・管理していることそのものが、仮に現在の主務官庁によって公益に関する事業と認められるのであれば、その資産に係る固定資産税の支出も公益目的支出計画の内容とすることができます。現行の資産の保有（管理）が公益に関する事業と認められるかどうかについて、主務官庁とご相談ください。
- 2 また、その結果として、公益目的支出計画の計画期間が長期になることも差し支えありません。

【参考すべきガイドラインの抜粋等】

また、公益目的支出計画の実施期間については、社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認める。

ただし、明らかに法人の実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めるもあり得る。

問X - 2 - ② (ボランティア活動の取扱い)

公益認定法人については、ボランティア活動そのものを公益目的に要する経費とできると聞いていますが、一般社団・財団法人については公益目的支出計画における支出と認められるのですか。

答

- 1 残念ながら認められません。
- 2 整備法上、公益目的支出計画は、本来公益目的に消費するべき財産（公益目的財産額）について継続的に実際に消費することを求めていため、公益法人認定法における公益目的事業比率の計算におけるボランティアの取扱いとは異なります。

問X－2－③（継続事業）

これまで実施していた継続事業は、公益目的支出計画の内容とすることができますか。また、移行認可の申請時に公益目的支出計画の対象事業としなかった事業を移行後に新たに追加することはできるのでしょうか。

答

- 1 法人が従来から実施している事業であり、現在の主務官庁が公益に関する事業と認めれば、原則として、この事業を公益目的支出計画の対象事業として、公益目的支出計画を作成することができます。
- 2 ただし、主務官庁が公益に関する事業であるとした事業であっても、公益法人の指導監督基準などにより公益に関する事業としてはふさわしくないとされている事業に相当すると考えられる場合には、当該主務官庁の考えにかかわらず、公益に関する事業とは認められないことがあります。
この場合には、当該事業を公益目的支出計画の対象事業として、公益目的支出計画を作成することができません。
- 3 一般社団・財団法人への移行後は、事業の公益性の判断を含めて主務官庁の監督がなくなり、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において行政庁による監督が行われることになります。また、整備法第119条第2項第1号ハに規定する事業は、「移行認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業」であり、移行認可の申請時に公益目的支出計画の対象事業としなかった事業を移行後に新たに追加することはできません。

なお、これを整備法第119条第2項第1号イに規定する事業（公益目的事業）として公益目的支出計画の対象事業に追加することは可能です。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

- (1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第119条第2項第1号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて

- iii 「ハ」として記載した支出（事業）について

当該事業が、旧主務官庁の監督下において公益に関する事業と位置づけられており、「ハ」に該当するかどうかについて、整備法第120条第4項に基づき、行政庁は事業内容等必要な資料を添えて旧主務官庁に対し意見聴取を行うものとし、原則として旧主務官庁の意見を尊重する。

ただし、旧主務官庁の意見において公益に関する事業であるとされたものが、指導監督基準等において公益に関する事業としてはふさわしくないとされた事業に相当すると考えられる場合においては、当該旧主務官庁の意見にかかわらず、実施事業と認めないこともあります。この場合には、整備法第120条第5項に基づき行政庁が当該旧主務官庁に通知する文書に、その旨及び理由を記載する。なお、移行後において実施事業として「ハ」の事業を新たに追加することはできない。

○「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

問X - 2 - ④（公益目的支出計画に記載することができる公益事業）

複数の公益事業を行っている法人ですが、公益目的支出計画に記載することができる公益事業とはどのようなものですか。

答

- 1 今まで様々な公益的な事業を行ってきた法人は、一般法人に移行するに際してはそれら事業のすべてを公益目的支出計画に記載することも可能ですし、一部の事業を取り上げて公益目的支出計画に記載することもできます。
- 2 ただし、支出の総額が収入の総額を上回っていることが必要です（別添資料「一般社団・財団法人に移行する際のモデルケース」を参照願います。）。
- 3 また、新たに始める公益目的事業や公的な団体への財産の寄附も公益目的支出計画の対象として記載できます。

【参考すべきガイドラインの抜粋等】

- (1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第119条第2項第1号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて

申請において、実施事業等については事業区分ごとに内容及び収益・費用に関する額等が記載されており、整備法第119条第2項第1号「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当することを要する。また、実施事業について定款に位置づけられていることを要する。

（中略）

※ 法人が公益目的支出計画に記載する「実施事業等」については、支出の総額が収入の総額を上回ることを要する。

なお、複数の実施事業等を盛り込む場合であり、それらの実施事業のうちいくつかの実施事業については、支出額が収入額を上回らないものであっても上記を満たす限り可能とする。

問X－2－⑤（委託費等の取扱い）

国や地方公共団体から委託費等の交付を受けて公益に関する事業を行っている公益法人ですが、一般社団・財団法人に移行するためには、公益に関する事業などを記載した公益目的支出計画を作成しなければならないと聞いています。この場合に、財源となっている委託費等の収入は、同計画に記載することとなる公益に関する事業に係る収益となるのでしょうか。

答

- 1 公益目的支出計画の対象となる事業（実施事業）に係る収入の取扱いについては、「実施事業の対価としての収益」や「使途が実施事業に特定された収益」については、当該実施事業に係る収益となります。
- 2 したがって、例えば委託費で行っている事業を実施事業とするのであれば、一般的に、実施事業を行うことへの対価となるものですので、その実施事業に係る収益となります。
- 3 なお、支出額と委託費等による収益額が一致している場合は、支出額が収入額を上回らないため、公益目的財産額が減少しないことがあり得ますので注意が必要です（法人が一部経費を負担（持ち出し）して実施事業を行う場合には、支出が収入を上回ることになるため、公益目的財産額が減少することは当然です。）。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

② 実施事業等に係る収入と支出について（整備法第119条第2項第1号、2号関係）
(中略)

ii 実施事業収入の額について

整備規則第17条第1項に規定する「実施事業収入の額」のうち同項第1号の「実施事業に係る収益」とは、原則として次のとおりとする。

- 一 実施事業の実施に係る対価としての収益（入場料、手数料等）
- 二 使途が実施事業に特定されている収益
- 三 法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。

同項第2号の「実施事業資産から生じた収益」とは、例えば実施事業資産の売却益などが該当する。

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業資産から生じた収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業資産から生じた収益としないことができる。

問X－2－⑥（特定寄附の相手方）

特定寄附の相手方は、公益法人であればどこでもよいでしょうか。

答

1 特定寄附の相手方は「類似の事業を目的としている」ことが必要です。

(注) ここでいう「事業」とは、認定法別表（第2条関係）各号に掲げる事業のことであり、特定寄附を行う法人の事業（別表〇号）と相手方の法人の事業（別表〇号）は必ずしも同一である必要はありませんが、それらにある程度類似性が認められることが必要です。

2 なお、具体的な特定寄附の相手方としては、国又は地方公共団体以外では、類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人（株式会社を除く。）、法令の規定により、当該法人の主たる目的が公益に関する事業を行うものであることや残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることなど一定の要件を満たす公益的な活動を行う者があります。

3 特定寄附の相手方との類似性（類似の事業を目的とするものであること）については、個々の案件ごとに確認することになりますので、申請時に、特定寄附の相手方の定款や登記事項証明書の提出が必要となる場合があります。

(注) 登記事項証明書については、令和3年7月から、公益認定等総合情報システムが登記情報システムと連携し、電子的に登記情報を受け取ることが可能となりましたが、取得可能な登記情報は、申請・届出を行う法人の登記情報に限られるため、特定寄付の相手方の法人の登記事項が必要となる場合は、従来どおり登記事項証明書の提出をお願いします。

（参照条文）

（公益認定の基準）

認定法第5条（略）

一～十六（略）

十七 第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

- ハ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ホ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ヘ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
- 十八 （略）

（公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人）

認定法施行令第8条 法第5条第17号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 特殊法人（株式会社であるものを除く。）
- 二 前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの
 - イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること。
 - ロ 法令又は定款その他の基本約款（ホにおいて「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。
- ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。
- ニ 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。
- ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

- (1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第119条第2項第1号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて
 - ii 「ロ」として記載した支出について
 - 当該支出（特定寄附）の相手方が、認定法第5条第17号に掲げるもののいずれかに該当することを確認する（同号の「ト」として同法施行令第8条に該当する場合は、その条件を満たすものであることを確認する。）。

問X－3－①（引当金等）

引当金等について、将来的に取り崩して支出することが見通せるものについては、公益目的財産額の算定の対象から除くことはできないのですか。

答

- 1 適正な期間損益計算を行い、負債（資産の控除を含む。）として計上されている引当金（一般社団・財団法人法施行規則第23条第4項又は第24条第2項第1号の規定により計上する引当金参照）については、整備法施行規則第14条を改正（平成20年4月25日）し、純資産額に引当金を加算しないこととしました。したがって、当該引当金は負債として取り扱われることとなり、純資産（正味財産）には含まれず、公益目的財産額の算定にも含まれないということになります。また、「引当金に準ずるもの」については、公益認定等ガイドラインにおいて引当金と同様に取り扱う旨を提示しているところです。
- 2 上記1の引当金（引当金に準ずるもの）以外に、負債として計上されていない「会費等の積み立てによる準備金等（法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの）」の取扱いについては、一定のルールに基づき、公益目的財産額の算定の対象から除くことができる旨を公益認定等ガイドラインで提示しているところです。
なお、「法令等」の「等」については、通達又は通知を意味します。

（参照条文）

一般社団・財団法人法施行規則第23条 （略）

2・3 （略）

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5・6 （略）

一般社団・財団法人法施行規則第24条 （略）

2 （略）

一 将來の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二 （略）

整備法施行規則第14条 整備法第119条第1項に規定する公益目的財産額は、第2条第1項ただし書の事業年度（事業年度に関する規定を定める他の法律の規定により移行の登記をした日の属する事業年度の開始の日から移行の登記をした日までの期間が当該法人の事業年度とみなされる場合にあっては、当該期間）の末日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第1号に掲げる額を加算し、第2号、第3号及び第4号に掲げる額を減算して得た額とする。

一 特例民法法人が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合

- の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
- イ 土地又は土地の上に存する権利
 - ロ 有価証券
 - ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産
- 二 特例民法法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額
- 三 基金の額
- 四 前号に掲げるもののほか、貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額
- 2 前項の規定により貸借対照表の純資産の部に加算され、又は減算された時価評価資産については、この章の規定の適用に当たっては、当該時価評価資産の帳簿価額は、当該加算された額が増額され、又は当該減算された額が減額されたものとみなす。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

(4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていることについて

① 公益目的財産額の算定方法について（整備法第119条第1項関係）
(引当金等について)

負債（資産の控除を含む。）として計上されている引当金（引当金に準ずるものを含む。）については、公益目的財産額の算定から控除する。

また、会費等の積み立てによる準備金等（法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの）については、負債として計上されていない場合であっても、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能である場合には、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができる。

※ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異^(注)の扱いについて

費用処理期間を定めて当該期間にわたり費用処理を行っている法人にあっては、当該未処理額についても公益目的財産額の算定から控除することができる（この場合、未処理額の算定根拠などの資料の提出を求める。）。

なお、公益目的財産額の算定期間に控除した未処理額について、移行後の各事業年度における費用処理の額は公益目的支出の額に算入しない。

(注) 会計基準変更時において本来計上すべき引当金額の満額と実際に計上している引当金の差額をいう。

会計基準変更時差異は、平成18年4月1日以降15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理することとなる。

問X－3－②（移行後も継続的に使用する資産の評価方法）

公益目的財産額の算定における土地の評価方法に関して、「継続して使用されることを前提に算定した額を評価額とすることができる」とありますが、これはどのようなことですか。

答

- 1 法人の保有する土地の評価方法については、公益認定等ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）にあるように固定資産税評価額や不動産鑑定士が鑑定した額などが考えられます。
- 2 このうち、不動産鑑定士による鑑定について、法人が一般社団・財団法人に移行した後においても引き続き保有する資産（不動産）を従前と同様に非営利活動に使用する場合には、当該法人が移行後も円滑に非営利活動を継続することを可能とする観点から、資産を非営利活動に継続使用することを前提に不動産鑑定士が算定した額をもって評価額とすることとしました。
- 3 内閣府大臣官房新公益法人行政準備室は社団法人日本不動産鑑定協会（以下「鑑定協会」という。）にガイドラインの内容を伝え、ガイドラインを踏まえた資産の適切な評価のあり方について検討を行うよう要請しました。
- 4 鑑定協会においては当室の要請に応え検討を重ね、「公益目的財産（不動産）の時価評価に係る当面の対応について
～「長期にわたり事業に継続して使用することが確実な資産」関連～
」（以下「文書」という。）を取りまとめていただいたところです。
※ この文書については、鑑定協会のHPに掲載されています。
(http://www.fudousan-kanteishi.or.jp/japanese/info_j/20080513.html)
- 5 なお、この文書により非営利活動に継続的に使用する資産を評価したものであれば、ガイドラインに基づいて算定された評価となります。

【参照すべき公益認定等ガイドラインの抜粋等】

- ① 公益目的財産額の算定方法について（整備法第119条第1項関係）

（資産の評価について）

公益目的財産額の算定に必要な資産の評価に当たっては、過大な費用をかけることは適当でないと考えられるため、以下のとおりとする。

i 土地の評価方法について

例えば、固定資産税評価額や不動産鑑定士が鑑定した価額などが考えられる。

法人の保有する資産であって、移行後において当該法人が長期にわたり継続的に事業を行う場合にそれらの事業に継続して使用することが確実な資産（建物等の減価償却資産を含む。）については、当該資産が継続して使用されることを前提に算定した額を評価額とすることができる。

なお、土地及び建物を一体として評価する場合であっても、土地に係る算定額と建物に係る算定額を区分することが可能な場合は、それらを区分して申請することができる。

ii 減価償却資産の評価方法について

建物等の減価償却資産については、時価評価資産に含めないものとする。ただし、不動産鑑定士による鑑定評価を妨げない。

問X－3－③（土地の上に存する権利の評価方法）

借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権）などの権利を設定し、公益法人会計基準に定めのある財産目録に記載しているが、これらの時価評価については、どのような方法が考えられるのでしょうか。

答

借地権など「土地の上に存する権利」の評価方法については、土地の評価方法と同様、例えば、不動産鑑定士が鑑定した価額のほか、公正妥当と認められる税法上の評価方法により法人自らが算定した価額が考えられます。

問X－3－④（有価証券の評価方法）

有価証券のうち、満期保有目的の債券について償却原価法を採用している場合には、帳簿価額を時価とすることは可能でしょうか。

答

- 1 満期保有目的の債券について、市場性があるものは、市場価格を用いた時価評価をしていただきます。
- 2 市場性がなく評価が困難な場合は、取得価額又は帳簿価額での評価ができます。その際に、満期保有目的の債券について償却原価法（注）を採用している場合には、当該帳簿価額を時価とすることも可能です。

（注）「償却原価法」とは、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減し、当該加減額を受取利息に含めて処理する方法をいう。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

(4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていることについて

① 公益目的財産額の算定方法について（整備法第119条第1項関係）

iii 有価証券の評価方法について

上場されていることにより市場価格が容易に把握できる場合は、市場価格を用いた時価評価を行うものとする。市場性がない場合であっても評価を行うことが可能な場合は時価評価とする。

なお、市場性がなく評価が困難な場合は当該有価証券の取得価額又は帳簿価額とする。

問X－3－⑤（実施事業資産の減損、評価損益）

実施事業資産として保有する有価証券や不動産の時価が著しく下落した場合の減損、評価損益については、公益目的支出計画上、どのように取り扱われるのでしょうか。

答

- 1 公益目的支出計画を実施する法人（移行法人）において、移行後に実施事業資産として保有する「満期保有目的の債券（注2）」、「子会社株式及び関連会社株式（注3）」、「その他有価証券（注4）のうち市場価格のないもの」や「不動産」の時価が著しく下落した場合の減損については、当該減損が発生した事業年度の経常外費用に減損損失として計上した場合には、当該事業年度の公益目的支出の額に算入されます（整備法施行規則第16条第3号）。
- 2 上記以外の「売買目的有価証券（注1）」又は「その他有価証券（注4）のうち市場価格のあるもの」の評価損益については、当該評価損益が発生した事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額に算入せず（整備法施行規則第18条）、当該資産の売却時において売却損益を公益目的支出計画に反映することとします。

なお、売却価額と比較する原価額は、公益目的財産額の算定日に保有していた有価証券にあっては公益目的財産額の算定日における時価とし、公益目的財産額の算定日以降に取得した有価証券にあっては取得価額とします。

(注1) 「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。

(注2) 「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券をいう。

(注3) 「子会社株式」とは、当該法人が営利企業の議決権の過半数を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。また、「関連会社株式」とは、当該法人が営利企業の議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。

(注4) 「その他有価証券」とは、子会社株式及び関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であって、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券をいう。

(参照条文)

(整備法第119条第2項第1号の支出の額)

整備法施行規則第16条 移行法人の各事業年度の整備法第119条第2項第1号の支出の額（以下「公益目的支出の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき当該移行法人が整備法第45条の認可を受けた公益目的支出計画（整備法第125条第1項の変更の認可を受けたときは、その変更後の公益目的支出計画）に記載した整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業（以下「実施事業」という。）に

係る事業費の額

- 二 当該事業年度において支出をした整備法第119条第2項第1号に規定する寄附（以下「特定寄附」という。）の額（当該支出に付随して発生した費用の額を含む。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る経常外費用の額

（整備法第119条第2項第1号の支出をした事業に係る収入の額）

整備法施行規則第17条 移行法人の各事業年度の整備法第119条第2項第2号の規定により公益目的支出の額から控除すべき実施事業に係る収入の額（以下「実施事業収入の額」という。）は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。ただし、実施事業に係る金融資産から生じた収益の額のうち行政庁が適当と認めるものについては、実施事業収入の額としないことができる。

- 一 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る収益の額
 - 二 当該事業年度の損益計算書に計上すべき実施事業に係る資産（以下「実施事業資産」という。）から生じた収益の額
- 2 前項各号の収益の額の算定に当たっては、当該収益の発生に伴って受け入れる資産が金銭以外のものである場合には、当該資産の額は、受け入れた時における時価によるものとする。

（実施事業資産の評価損益）

整備法施行規則第18条 移行法人がその有する実施事業資産の評価換えをして、その帳簿価額を減額し、又は増額した場合には、その減額し、又は増額した部分の額は、その移行法人の各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額に算入しない。

- 2 前項の場合において、同項に規定する実施事業資産の評価換えにより減額され、又は増額された額を公益目的支出の額又は実施事業収入の額に算入されなかった実施事業資産の帳簿価額は、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額の計算上、その減額又は増額がされなかつたものとみなす。

問X－3－⑥（金銭以外の財産の拠出を受けた場合の基金の取扱い）

基金として土地や有価証券など金銭以外の財産の拠出を受けた場合には、当該資産を公益目的財産額の算定において時価評価しなければならないのでしょうか。

答

- 1 特例社団法人が一般社団・財団法人法第131条の基金を引き受ける者の募集をした場合、その総額は、貸借対照表の純資産の部に計上されるものの、法人が基金の拠出者に対して同条の規定により返還義務を負うことから、公益目的財産額の算定においては、貸借対照表上の純資産額から基金の総額を控除することとしています。
- 2 基金として土地や有価証券など金銭以外の財産の拠出を受けた場合であっても、拠出額（金銭以外の財産については、拠出時の財産の評価額）を限度とした金銭の返還義務を負うこととなるため、金銭以外の財産を受け入れた時の取得価額をもって公益目的財産額の算定日における時価とみなすこととします。

（参照条文）

（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）

一般社団・財団法人法第131条 一般社団法人（一般社団法人の成立前にあっては、設立時社員。次条から第134条まで（第133条第1項第1号を除く。）及び第136条第1号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
- 二 基金の返還の手続

（基金等）

一般社団・財団法人法施行規則第31条 基金（法第131条に規定する基金をいう。以下この章において同じ。）の総額及び代替基金（法第144条第1項の規定により計上された金額をいう。以下この章において同じ。）は、貸借対照表の純資産の部（前条第1項後段の規定により純資産を示す適當な名称を付したものと含む。）に計上しなければならない。

- 2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

（基金を引き受ける者の募集に関する特則）

整備法第87条 特例社団法人の基金を引き受ける者の募集については、一般社団・財団法人法第131条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び事業年度」とする。

2～4 （略）

問X－4－①（公益目的財産額と貸借対照表との関係）

一般社団・財団法人に移行する場合には、土地などを時価評価することとされていますが、会計基準に基づき法人の財務諸表（貸借対照表）を作り直さなければならないのですか。

答

- 1 ご質問の時価評価については、あくまでも公益目的財産額を算定するために必要とされているものです。
- 2 このため、一般社団・財団法人に移行しようとする場合について、法人の貸借対照表上の資産を時価評価して、貸借対照表を作り直す必要はありません。

（参照条文）

整備法第60条 第44条の認定又は第45条の認可の申請をする特例民法法人は、内閣府令で定めるところにより、計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この節において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

- 2 前項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録（一般社団・財団法人法第10条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下この節において同じ。）をもって作成することができる。

整備法施行規則第14条 整備法第119条第1項に規定する公益目的財産額は、第2条第1項ただし書の事業年度（事業年度に関する規定を定める他の法律の規定により移行の登記をした日の属する事業年度の開始の日から移行の登記をした日までの期間が当該法人の事業年度とみなされる場合にあっては、当該期間）の末日（以下「算定日」という。）における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第1号に掲げる額を加算し、第2号、第3号及び第4号に掲げる額を減算して得た額とする。

- 一 特例民法法人が算定日において次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
 - イ 土地又は土地の上に存する権利
 - ロ 有価証券
 - ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産
 - 二 特例民法法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額
 - 三 基金の額
 - 四 前号に掲げるもののほか、貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額
- 2 前項の規定により貸借対照表の純資産の部に加算され、又は減算された時価評価資産については、この章の規定の適用に当たっては、当該時価評価資産の帳簿価額は、当該加算された額が増額され、又は当該減算された額が減額されたものとみなす。

問X－4－②（移行法人の計算書類）

移行法人が作成すべき計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））について、作成する上での留意点を教えてください。また、実施事業資産を貸借対照表に注記する場合の記載方法を教えてください。

答

- 1 移行法人は毎事業年度経過後に公益目的支出計画実施報告書と併せて計算書類等（貸借対照表、損益計算書等）を行政庁に提出しなければなりません。
- 2 行政庁において、毎事業年度、公益目的支出計画が適正かつ確実に実施されていることを確認するために、公益目的支出計画に記載する実施事業等（実施事業及び特定寄附）については、その状況を把握する必要があることから、損益計算書（正味財産増減計算書）の内訳表において、実施事業等に関する会計（実施事業等会計）を他と区分した上で、更に事業等ごとに区分する必要があります。

また、実施事業等以外の事業（その他事業）のうち主なもの（事業規模の大きいもの）についても、公益目的支出計画が確実に実施されていることを確認するため、損益計算書の内訳表において、主な事業ごとに収支の状況（収益及び費用）を明らかにしていただく方が望ましいといえます。その他事業は、必要に応じて事業の内容、目的等により関連するものを一つの事業単位としてまとめることは可能です。

更に、法人全体の事業費と管理費に関連する費用は適正な基準によりそれぞれに配賦しなければならず、実施事業とその他事業に関連する事業費も同様に配賦しなければなりません。

これらのことから、移行法人が作成する損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において、実施事業等に関する会計（実施事業等会計）、その他事業に関する会計（その他会計）及び法人の管理業務やその他の法人全般に係る事項に関する会計（法人会計）の3つに区分した上で、実施事業等は事業等ごとに表示し、その他事業のうち主ものは事業ごとに表示することが適当であると考えます。

- 3 移行法人は、貸借対照表において実施事業資産（実施事業に係る資産）を区分して明らかにする必要があります。なぜならば、実施事業資産から発生する損益は、公益目的支出の額又は実施事業収入の額として公益目的財産額に反映させる必要があるからです。

例えば、実施事業に供している機械等の固定資産を除却した場合、除却に係る損益は、公益目的支出計画に反映することになりますので、区分しておくことで実施事業に係る支出または収入が明らかになります。

- 4 実施事業資産を区分する方法として例えば、

- ① 損益計算書（正味財産増減計算書）同様、内訳表において実施事業等会計、その他会計及び法人会計の3つに区分することにより、明示する方法や、
- ② 貸借対照表に実施事業資産を注記する方法が考えられます。

5 貸借対照表に実施事業資産を注記する方法を選択した場合には、以下の記載例が考えられます。このような記載により、実施事業資産は明示されるものと考えられます。

(記載例)

貸借対照表に対する注記

××. 実施事業資産は以下のとおりである。

基本財産	投資有価証券	500
その他固定資産	土 地	200
	建 物	100

問 XI－1－①（変更の認定と変更の届出）

公益法人において、事業の内容の変更を行うときに、変更の認定を受けなければならぬ場合と、変更の届出を行わなければならない場合について、教えてください。

答

- 1 法人の活動は、法令及び定款の定める目的の範囲内である必要があります。また、公益法人の場合は、これに加えて、公益法人認定法の定める公益認定基準を充たしたものである必要があります（公益認定基準の何れかに適合しなくなった場合は、公益認定を取り消される場合があります）。
- 2 公益法人は、事業の種類や内容に変更が生じた場合であっても、公益認定基準を充たしている必要があり、この点を確認するため、変更認定及び変更届出の手続があります。

公益法人の事業の内容の変更に関し、公益法人認定法及び公益法人認定法施行規則は、以下のとおり規定しています。

変更認定を要する場合 (公益法人認定法第11条第1項第2号・第3号)	<ul style="list-style-type: none">・公益目的事業の種類^(注1)又は内容の変更（軽微な変更を除く）・収益事業等の内容の変更（軽微な変更を除く）
変更届出で済む場合 (公益法人認定法第13条第1項第2号、公益法人認定法施行規則第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none">・公益目的事業又は収益事業等の内容の変更で、認定を受けた申請書^(注2)の記載事項の変更を伴わないもの

(注1) 公益目的事業の種類とは、公益法人認定法別表で該当する号のことをいいます。この該当する号が変わることは、変更認定を受ける必要があります。

(注2) 移行認定申請書（整備法施行規則様式第1号）及び変更認定申請書（公益法人認定法施行規則様式第2号）を含みます。

- 3 公益認定は、認定申請書の記載内容を前提として受けています。申請書の記載事項の変更を伴わない場合は、認定基準適合性に変わりがないと考えられることから、変更届出で済むことと整理されています。
- 4 このような制度趣旨を踏まえると、事業の日程や財務数値など毎年度変動することが一般的に想定されるような事項の変更については、「公益目的事業の種類又は内容の変更」及び「収益事業等の内容の変更」には当たらず、変更の認定及び変更の届出を行う必要はありません。

また、公益目的事業の内容の変更の場合において、事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と考えられる場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、変更の届出を行うこととなります。

5 なお、事業の公益性についての判断に影響があるか否かは、具体的な事業内容によって異なるので、一律の基準を設定することは困難です。しかし、ある事業が公益目的事業に該当するか否かの判断は「公益目的事業のチェックポイント」を踏まえつつ判断することとされていますので、事業の公益性についての判断に影響があるか否かについても、チェックポイントが参考になります。

例えば、チェックポイントの事業区分を異にする事業を追加（注）する場合や、チェックポイント区分は同じであっても、チェックポイントにおける説明が異なる事業を追加する場合は、改めてチェックポイントに沿って公益性の判断を行う必要があることから、変更認定が必要となります。逆に、事業の追加や内容の変更により、受益の対象や規模が拡大したとしても、チェックポイントの事業区分が変わらず、チェックポイントに沿った説明に実質的な変更がないような場合には、届出で済む可能性があります。

（注）「事業の追加」とは、既存事業に一部追加する場合と新規の事業として立ち上げる場合との両方を含みます。以下同じ。

6 収益事業等の内容の変更の場合は、事業の公益性の確認は不要ですが、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないかなど認定基準の適合性を確認する必要があります。

例えば、新たに事業を追加する場合には、公益目的事業の実施（公益法人認定法第5条第7号）への影響等を確認する必要があります。また、縮小・廃止の場合には、経理的基礎（同条第2号）に影響することが考えられます。公益目的事業比率（同条第8号及び第15条）等を判断するために、特に必要と考えられて収益事業等の規模が申請書に記載されている場合には、当該記載内容の変更に伴う規模の変更等について確認する必要がありますので、このような場合にも変更認定が必要となります。

なお、収益事業等の内容の変更の場合において、認定基準への適合性についての判断が変わることが想定されず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と考えられる場合には、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、変更の届出をすることとなります。

7 事業の内容を変更しようとする場合に、変更の認定を受けるべきか、変更の届出を行うべきかなど、なお判断に迷う場合は、事前に行政庁にご相談ください。

【公益目的事業の変更等に関する変更認定を必要とする典型例】

以下の場合は、基本的に変更認定が必要となります。なお、これらの場合以外であっても、申請書の記載内容等に照らして公益性についての判断に影響がある場合には、変更認定が必要となります。

公益目的事業の統合・再編	<ul style="list-style-type: none">事業(事業番号) の統合 (公1～公3を公1に統合)事業(事業番号) の再編 (公1～公3を公1・公2に再編、公2の事業の一部を公1に組替えなど) <p>※収益事業等とされている事業を公益目的事業とし、又は公益目的事業とされている事業を収益事業等と整理しなおす場合も、変更認定が必要です。</p>
公益目的事業の変更	<ul style="list-style-type: none">申請書別紙2の「[3] 事業の公益性について」の記載内容（公益法人認定法別表に該当する理由、チェックポイントに該当する旨の説明等）を変更する場合
公益目的事業の追加	<ul style="list-style-type: none">新たに事業番号を付して事業の追加を行う場合（従前の公1に加え、公2を追加する場合）事業番号の追加は伴わないがチェックポイントの事業区分が異なる事業を新たに追加する場合（公1の事業として、従来の「検査検定」事業に加え、新たに「講座、セミナー、育成」の事業を追加する場合など）申請書別紙2の「[3] 事業の公益性について」の記載内容（公益法人認定法別表に該当する理由の説明、チェックポイントに該当する旨の説明等）が異なる事業を追加する場合定款の目的・事業を変更して事業を追加する場合
公益目的事業の廃止	<ul style="list-style-type: none">事業の廃止により、事業番号が削減される場合（従前の公3を廃止する場合など）

問 XI－1－②（変更の認可と変更の届出）

公益目的支出計画の変更が生じるときに、変更の認可を受けなければならぬ場合と、変更の届出を行わなければならない場合について、教えてください。

答

1 変更の認可を受けることが必要な場合

移行法人が、公益目的支出計画の変更を行う場合には、内閣府令で定める軽微な変更を除き、予め変更の認可を受ける必要があります（整備法第125条第1項）。そのうち、実施事業等^(注1)の内容や、公益目的支出計画の完了予定年月日（公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度の末日）に関して変更が生じる場合は、以下の扱いによります。

（1）実施事業等の内容等の変更

①公益目的支出計画に記載した実施事業等のうち、公益目的事業の内容に関して変更が生じる場合については、認定法における考え方と同様の考え方に基づくものとします（問 XI－1－①参照）。

②継続事業の内容に関して変更が生じる場合は、事業の目的・性格等の同一性が認められる場合を除き、変更の認可が必要です。移行後においては継続事業の追加は認められません（ガイドラインⅡ 1(1) iii 参照）ので、公益目的支出計画には変更後の事業を「公益目的事業」として記載する必要があります。

③実施事業や特定寄附を新たに追加する場合や廃止する場合も、変更の認可を受ける必要があります。

（2）公益目的支出計画の完了予定年月日の変更

各事業年度の公益目的支出の額や実施事業収入の額が変更になることにより、公益目的支出計画が完了予定年月日に完了しなくなることが明らかであるものは、変更の認可を受ける必要があります（整備法施行規則第35条第3号）。

2 変更の届出を行うことが必要な場合

移行法人が、公益目的支出計画の変更を行う場合に、変更の届出が必要になるのは以下の場合です。

（1）公益目的支出計画の軽微な変更

移行法人が、以下に示す公益目的支出計画の軽微な変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければなりません。（整備法第12

5条第3項第2号、整備法施行規則第35条)

- 一 実施事業を行う場所の名称又は所在場所のみの変更
- 二 特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更
- 三 各事業年度の公益目的支出の額や実施事業収入の額が変更になる場合であっても、公益目的支出計画が予定どおりに完了することが見込まれるもの^(注2)
- 四 合併の予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更

(2) 事業に必要な許認可等の変更

実施事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合において、それらの許認可等に変更が生じた場合には、認可行政庁に遅滞なくその旨を届け出る必要があります。

(3) 申請時の収支見込の変更（事前届出）

多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などを行うことにより申請時の収支の見込みが変更される場合には、事前に行政庁に届け出ることが必要です。

なお、これらの活動により公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合には、あらかじめ公益目的支出計画の変更認可を受けなければなりません。（公益認定等ガイドラインⅡ 2）

(注1) 実施事業及び特定寄付をいいます。

(注2) この場合、移行法人はその事業年度の公益目的支出計画実施報告書に当該変更があつた旨を明示して提出すれば足ります（整備法施行規則第37条第3項）。

問XI－2－①（代表者の変更）

公益法人の代表理事が複数名いる法人で、そのうちの1名が変更した場合には、どのような対応が必要でしょうか（変更届出は必要ですか）。

答

- 1 公益法人認定法第7条第1項第1号における法人の「代表者」とは、法人を代表して同法に基づく手続を行う者を意味しています。代表理事が2人以上いる場合には、そのうちの1人のみを「代表者」とすることも可能ですし、複数人を「代表者」とすることも可能です。
- 2 変更となる代表理事が、公益法人認定法上の「代表者」として公益認定申請書（同法第7条）に記載されている場合には、代表者の氏名の変更の届出（同法第13条第1項第1号）の対象となります。
- 3 また、理事（代表者を除く。）の変更があったときにも、変更届出（同法第13条第1項第4号及び同法施行規則第11条第2項第1号）が必要であり、変更となる代表理事が公益法人認定法上の「代表者」ではない場合であっても、当該代表理事の変更が理事の変更を伴う場合には、理事の氏名の変更の届出の対象となります。

（注）公益法人認定法上の「代表者」ではない代表理事が、他の理事（代表者を除く。）と交代する場合などで、代表者以外の代表理事の変更が行われても、理事会の構成員に変更がないときには、代表者の氏名の変更の届出も理事の氏名の変更の届出も必要ではありません。

（参照条文）

公益法人認定法

（公益認定の申請）

第7条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二～四（略）

（変更の届出）

第13条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 名称又は代表者の氏名の変更

二～三 略

四 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

2 行政庁は、前項第1号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

公益法人認定法施行規則

(変更の届出)

第 11 条 (略)

2 法第 13 条第 1 項第 4 号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 理事等（代表者を除く。）又は会計監査人の氏名若しくは名称

二～三（略）